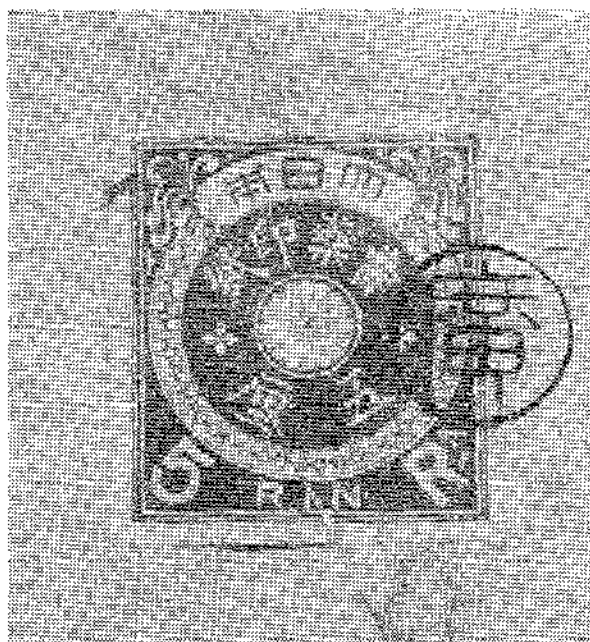


Ⅱ 行 財 政



売葉印紙 タテ2.7cm×ヨコ2.5cm
(株式会社 廣貫堂蔵) 本文190頁参照

二〇 明治元年五月 富山藩発行の往来切手

往来

越中国富山

茶木屋清兵衛手代

一 卷人

埋 三 郎

二十八歳

右之もの為売薬伊豆大島迄罷越候、宗門等万事相改慥成ものニ候条、海陸御関所無異儀可被成御通候、依而往来如件

前田稠松内町奉行

池田宗右衛門 同

小川弥五兵衛 同

慶応四辰年五月

所々御改所

御役人中

〔富山売薬業史史料集〕

二一 明治三年五月 高岡売薬吟味役、売崩れ等防

止のため商法局へ上申

御支配地中売薬之義者一廉之商業ニ御座候処、近来身勝手

之商業取行売崩利潤不全体に付、仲間仕法相立候ハ、御鑑

札御渡可被下旨候ハ、被御渡奉其得候、則別紙規則書之通

一同堅く相守、仲間義定之為加賀・能登・越中迄之出脚株

帳巻冊ニ付三ノ文、他御支配地出脚株帳巻冊ニ付拾貫文指

出、惣錢貳千九百四十九ノ文、明治三年午二月為替会社江

預ケ置申義ニ御座候間、御聞届之上御鑑札御下渡ニ相成、

向後仲間之内不筋之所業相働候ハ、見聞次第御達可申候

間、御取捌被成下御鑑札等御取上可被下候、以上

明治三年五月

同 武 兵 衛 印

御商法局

〔富山売薬業史史料集〕

二三 明治三年十月 富山民政局、諸株廃止令、但

し売薬人株存続

十月五日ニ

此度万国公法ニ基、諸株令^(廃方)撓止候、尤酒造株并売薬人之儀
者先是迄之通ニ候事、

但し、諸商売とも改而当局へ可願出候事、店税之儀ハ追
而可中達候事、

午十月

民 政 局

〔富山売薬業史史料集〕

一三 明治三年十二月 売薬取締規則制定

〔第九百七十七〕 十二月二十三日 (布) (太政官)

今般売薬取締之儀 大学東校所轄ニ被 仰付別冊之通規則被
相定候条府藩県ニ於テ管内売薬之者共へ相達取締可致且從
来之売薬業方書並功能用法定価等詳細相記シ東校へ可差出
事

(別冊)

売薬取締規則

一 売薬類自今大学東校ニ於テ名実功否検査ノ上免状ヲ与
へ売薬ヲ許スヘキ事

一 從來売薬ニ 勅許御免等ノ字ヲ用ヒ又ハ神仏夢想家伝
秘方杯ノ称ヲ用ヒ候儀自今一切禁止ノ事

一 新規売薬發行致シ度者ハ薬方功能定価^{日方何}程ニ付等明細相
記シ東校へ願出免状ヲ受ヘキ事

一 拔群有益ノ薬方又ハ製薬類新ニ發明スル者ハ七ケ年ノ
間当人ノ専売ヲ許シ發明ノ賞トス七ケ年ノ後ハ其薬法ヲ
明細ニ記シ諸国一般ニ布告シ広ク發行スルヲ許スヘキ事
一 諸売薬薬品原価巨細ニ相糺シ東校ニ於テ相当ノ定価ヲ
極メ免状へ記シ相渡候条定価ノ外聊タリトモ増価ノ儀堅
ク禁止ノ事

庚午十二月

大 学

〔法令全書〕

一四 明治四年五月 富山藩民政掛發行の売薬免状

越中富山

売薬人

松屋市郎兵衛

淡路廻り

手代、久三郎

右者

大学東校の売薬免状御渡迄為証此一書為持置候条、無異儀御見通有之度候也、

明治四年辛未五月

富山藩民政掛 印

(富山売薬業史史料集)

二五 明治四年 大学東校、売薬免許状雛形の規定

何何郡何町何部	姓 名
正味量何匁	何 藥
金何兩	定 価
銀何匁	
明治四年辛未何月日	
大学東校	
朱印	

(高岡薬業史稿・内藤記念くすり博物館蔵)

二六 明治四年 売薬免許願

先般文部省の売薬法制定価等書上候様御達ニ付則相認罷在候処今度庚午年大学東校ニおいて御免許ノ七品御廃止ニ付自今新規御免許願等ノ分於当御県御検査ノ上御鑑札御渡シノ旨被仰渡奉畏候右ニ付文部省の予テ御達ノ御規則ニ基キ売薬法剂等詳細相認候帳面并薬品能書等相添指上候間何卒御検査ノ上御免許被仰付被下候様仕度此段奉願上候尤從來於売薬方ニ仲問示談定法相立罷在候得共猶更御規則等ノ儀ハ被仰渡通可奉畏候間右願ノ通被仰付被下度俯シテ奉懇願候、以上

貳拾壱組惣代 関東組年行司名

五畿内組 同

美濃組 同

信州組 同

(反魂丹ニ関スル諸事留書・富山県立図書館蔵)

二七 明治五年八月 売薬官許状の返上

感 心 丸	正味量三厘五毛付	富 山 藩
	定価金一分	
明治四年辛未六月		大 学 京 校 印

〔中略〕

右七枚、桐木箱入、

右魚津本庁ニテ御下ケ渡し分、受取書一通指上置申候、

然ル所、壬申七月中旬、文部省取締御廢止ニ相成候ニ付、已

後県庁ニ而検査之上仮鑑札御渡しニ相成候事ニ相成候ニ付、

右七枚之分ハ東京文部省へ御返ニ相成候ニ付、返上可致候

義被申渡候ニ付、壬申八月十五日ニ魚津へ持行返上仕候也

〔富山売薬業史史料集〕

一六 明治五年九月 富山売薬人税、藩札にて上納

願

富山売薬人税当秋上納之分、八月十一日追々取立正ニ廿

九日迄ニ悉皆取揃不取敢上納可仕与存居所、同廿九日官札

藩札之目違問錢を附候趣被 仰渡候、就而右上納金高合千

五百四十五兩一朱少正錢壹百四十七文之内、藩札千貳百

九十貳兩貳步一朱有之候ニ付、此分廿八日之上納ニ相成候

様御聞濟被成下度此段奉願候、以上

壬申九月二日

富山副戸長

租税課 御中

阿部弥一郎 印

〔付紙〕

書面藩金札上納之儀ニ付申立之趣、格別之御會議ヲ以願

之通御聞届相成可然奉存候事 印

壬申九月 印

出納課 印

〔富山売薬業史史料集〕

一六 明治五年十一月 売薬掛・売薬総代人公選届

〔朱書〕

〔第七百五十六番〕

売薬掛

阿部 彌一郎

売薬総代人 澤本 兵一郎

〃 吉崎 茂里

〃 山田 弘庵

右先達而御朱書之通公撰任奉伺候、尤売薬改革方法之義、阿部彌一郎并三人惣代御許可之上私共々示談仕、万事可奉伺々奉存候、以上

申十一月廿二日

戸長 渋谷孝常 印

同 吉川辰次 印

参 事 三吉周亮殿

権参事 成川尚義殿

〔(朱書) 書面申出之通聞届候事〕

〔(富山売薬業史史料集)〕

二三〇 (明治六年)二月以前 軍医頭松本順に富山売

薬の状況報告

売薬所行御尋問御坐候ニ付以書取ヲ奉申上候

御一新以来今日之開化ニ到り候儀ヲ無不奉恭察者、誠ニ以

古今未曾有上下之幸福無此上モ難有御儀与奉存候、然トモ

売薬ノ一派古来之弊習今以国内ノ蔓延スルコト尚盛行ナリ、

其所行ヲ見ルニ、中ニハ偽贗粗雑ノ薬品ヲ調合シ病者有驗

ノ能毒ヲ不論只々利ヲ貪ルノ奸商等輩テ不可計、之レヲ傍

觀スルニ危険ナルコト甚シ、故ニ何トカシテ御改革被為在

候ハゞ可然与奉存候得とも、之レヲ一挙ニ一掃被為在候而

者幾万人ノ売薬人トモ生業ヲ取失ト、尚又僻遠ノ人民從來

預リ置候良薬ヲ被取放候様相心得、薬毒災害ヲ除カセラル

、ノ御仁恤ナルコトヲ弁明不仕、却而 御上ヲ奉怨候哉ニ

奉存候、然レトモ人命所関ノ品ニ御坐候得ハ等閑ニ難差置

ト奉存候所、幸ヒ御訊問ニ付、無忌憚愚存奉申上候、

一 諸国売薬覚自店ニテ売来又ハ他国巡行仕候者幾万人流

行致居哉不可計候得共、先ツ越中富山ノ配薬人ノ右ニ出

ル者無之、此元祖松井屋源右衛門(退)ト申者元録ノ頃反

魂丹ヲ以他国ニ売鬻クモノナルカ、尚追々他家より類業

依潤シテ之レニ数品ノ丸散ヲ増加シ、当今ニ到テハ新川

県御管下より凡四千人余モ他国ニ往業スル者有之、故ニ

僻遠鄙邑ト雖モ無不到処、右業方ヲ反魂丹株・反魂丹売ト通唱仕、売人前ノ廻リ場所ヲ帳面一冊ノ株トシテ売買讓引等仕候也、

一 元富山御藩之節、御勘定所内ニ反魂丹方役所御設立有之、諸国巡廻之配薬人ヲ式十一組ト区分シ、組々取締相立、右株讓引等証書ニ御検印ヲ請ナド、百事御取扱ニ相成候事、

一 右配薬人トモ四月上旬より六月中ニ本国出立、十二月の正月中ニ多分帰国、夫ヨリ三月中ニ仕入方調度致、先キ々々江荷物輸出仕候而如例年場所ニ到、其得意先(行方)キニ前年預ケ置候薬品ノ内服用致候丈ノ代料ヲ請取、残り薬品ハ不残引取又新タニ薬品取揃ヒ預ケ置候、毎日々々數十戸如此シテ引取持帰候古藁ハ其夜袋紙等より取出し、休日ニハ其用不用ヲ撰立箱打直シナドシテ之レヲ用ヒ、昼夜尽力出精スルコト他国者ノ可及事ニ無御坐候、而シテ請前相仕舞次第帰国仕、其翌日より翌年ノ仕入方ニ取懸り申候、若し於場所先ニ不埒等有之者ハ其組々ニテ之レヲ相正シ、事柄ニ依御公裁奉願、夫レハ々々嚴重ノ取

締相立居申候故ニ、愚味(マカ)ノ者タリトモ配薬仕候儀ハ自然ト相心得、進退之条理相立辛抱強キ仕成方ニ御坐候也、

一 右売薬人トモノ中ニハ、仕入方調合薬品ノ内年柄ニヨリ高料ナル品有之時ハ、其品ノ分量ヲ減シ、其熊胆・麝香等ノ品ニ到リテハ、思ヒ々々ノ調合方ヲ致し、竜腦ナドノ代リニ焼片腦ヲ入、虵取り鼠取り薬ノ類ハヨ石ヲ包丸散ト同様ニ預リ置、阿片巴豆剂ノ丸薬同粒同様ニ衣ニ辰砂ヲ掛ケ、之ヲアヤマリテ服用シ其間違ッテ害ニアヘルコトアリ、煉薬ナドハ品ニ味ヒノ能キ(良カ)ヲ吉トシ薬名色々ナリ鳥犀角・一角ナドノ類、中角或ハシヤチノ牙ナドヲ粉ニシテ壺分入・式分入トシテ売モ有、其余不正之儀とも御坐候得共、之レハ売薬人ノ仕僻ト申者ニテ候哉、之入安上ケ利(ヲカ)ノ余計ニ貪ルノ所行ニテ、思ヒ々々ノ調合方ヲ一致同様ニ仕度奉存候見込、左ニ奉申上候、

一 東京表へ御寮被為立、都而和漢洋薬品御取締被為 仰付候様仕度候事、

一 御当地ニ御管轄売薬元会社設立仕、三府ハ勿論、諸県下ヨリ他国巡行仕候売薬人其県々ニ於テ員数取調、其県

下々々ニ分社為取立、不殘元会社附屬タル可キ事、

但シ、西国筋ハ大阪へ元会社出張所ヲ設立シテ之レヲ司ル事、

一 諸県下ニ他国巡行之配薬人有之候者、其壳鷲ク薬品調

合方不殘為書出、其分社ニテ取調、正不正之品類見込相

立付札ヲ致し元会社へ其儘差出シ可申候、元会社ニテ篤

与遂穿鑿ヲ 御寮へ奉伺、不正ナルハ廢シ正シキハ御許

可ニ相成候様仕候事、

一 右丸散類、其県下分社ニテ調合一体ニ致し、不分明無

之様、入念可致事、

一 東京元会社ノ儀へ、越中富山壳薬人ニテ取立申度奉存

候事、

但シ、社長・副長・頭取七人公撰入札ヲ以テ撰挙可致候也、

小使三人ノコト、

一 富山四千人斗ヲ廿組ト区分シ、当番年行司相立、分社

ニテ其組々ノ百事為取扱可申候事、

但シ、何レモ三ヶ年斗限り可申候、併シ社中ノ望ニ候ハム

幾年ヲ勤続スルトモ可無妨事、

一 会社より社中へ鑑札相渡可申候事、若無鑑札ノ者ハ取

押ヒ、其地方官江訴ヒ、其所持之品不殘御取上ケニ相成候様仕度事、

但シ、事柄ニ依、^(罰カ)罰金為差出可申候事、

一 右鑑札料老入ニ金老兩ツ、取立申度事、

但シ、四千人四千兩也、右会社取立諸入費・月給并ニ雜費

遣払等仕、其余積金ニ可致事、

付リ、富山表分社入費ハ、会社方仕向ケ可申事、

一 諸県下分社モ同様ノ内、元会社基礎金トシテ、一人よ

り金貳歩ツ、相納可申候事、

右積金ヲ以、極難波人病氣之節、療治救助手当ニ可致事、

一 ^(予カ)兼而諸県江罷越候富山配薬人、其県下分社ト同一ノ社

中ニテ候間、其旨御布告被為在候様仕度奉存候、然上ハ

相互ニ不反親睦ニテ商業仕、俱々ニ正突ヲ相守可申与奉

存候、

一 舶来ノ薬品配薬為仕度奉存候得共、是又下々方ニテハ

用ユ可キ程合ヲ心得候者至而少ケナク候間、薬品多クテ

ハ却而相惑ヒ可申与奉存候間、十品ヲ限り 御寮方会社

江御払被下ケ奉願、富山配薬人分配仕、諸國へ配薬為致

政 財 行

可申候、此義ハ其所々江廻在仕候売子共へ実地見計ヒ取扱ハセ可申方、可然与奉存候事、

但シ、用ヒ稼功能等明細ニ御教授ヲ奉願、能書ヲ仕以、仮

令辺鄙ノ者タリトモ分リ易キ様可仕候也、

一 右棗ビン入ニテハ不弁利ニ付、紙包ニ相成候薬品ヲ奉

願度事、

(俵カ)

一 右薬品内数等追而見込相立可申上候事、

一 諸国薬種屋或ハ自店ニテ売来候者モ社中へ組込可申候

事、尤薬種渡世ハ其県庁江店税上納仕来候者ハ差省候得とも、丸散之類ハ売来人ノ鑑札可受管ニ候得者、鑑札料ハ必然之儀ニ奉存候也、

大株ハ五両、中株ハ三両、小株ハ老両、其社へ相納可申候、

尤共半高ハ元会社基礎金ニ差出シ可申候事、

一 諸国ニテ新發明之薬有之節ハ、分社ニテ取調、会社江可申出候、然上ハ篤与遂穿鑿、絶妙之品ニ候ハ、御察江申上、売弘方蒙御許可、五ヶ年無税諸国売弘勝手次第鑑札相渡可申候事、

(一言山売薬業史史料案)

三三 明治六年四月 反魂丹税金上納帳

関 束 組

一 貳百拾三円八拾壹錢貳厘五分 三百拾壹人脚

一 拾四円貳拾錢九厘 三ノ一税 六拾貳人脚

一 貳百貳拾八円貳錢貳厘

五畿内組

一 百九拾八円六拾八錢八厘 貳百八拾九人脚

美 濃 組

一 百五拾四円 貳百貳拾四人脚

信 州 組

一 百拾八円貳拾五錢 百七拾貳人脚

九 州 組

一 百貳拾円三拾壹錢三厘 百七拾五人脚

一	七拾貳円八拾七錢五厘	越後組	一	四拾七円四拾三錢八厘	北國組
一	六拾壹円八錢八厘	百六人脚	一	三拾七円拾貳錢五厘	南部組
一	五拾六円三拾七錢五厘	駿河組	一	四拾六円六錢三厘	伊勢組
一	四拾貳圓拾五錢	北中國組	一	五拾四円三拾壹錢貳厘五分	四國組
一	五拾六円三拾七錢五厘	八拾貳人脚	一	四門四拾六錢八厘七分五	七拾九人脚
一	百五円八拾七錢五厘	奧中國組	一	五拾八円七拾八錢壹厘	半藏 拾三人脚
一	六拾壹円八錢八厘	江州組	一	三拾壹円六拾貳錢五厘	仙台組
一	五拾六円三拾七錢五厘	八拾九人脚	一	四拾五円三拾七錢五厘	上総組
一	八拾貳人脚	伊達組	一	六拾六人脚	

II 行 財 政

ノ

一 拾七円八拾七銭五厘

薩摩組

式拾六人脚

雜稅御掛

〔富山売薬業史史料集〕

ノ

一 四拾貳円六拾貳銭五厘

出羽組

六拾貳人脚

一三 明治六年十二月 大学東校による売薬取締り

廢止布告

ノ

一 拾貳円貳拾六銭五厘

越中組

九銭
老人脚

第四百二十九号

売薬取締ノ儀明治五年壬申七月第二十二号布告ヲ以廢止候

処今般更ニ文部省於テ致檢止候条薬品分量及用法効能等取

調製劑相添管轄庁ヲ經テ同省江可伺出此旨布告候事

明治六年十二月廿七日

太政大臣 三条実美

ノ

一 三拾七円拾貳銭五厘

五拾四人脚

〔反魂丹ニ関スル諸事留書・富山県立図書館蔵〕

合千五百七拾円八百五拾銭八厘

此金八円五十銭八厘

都合千五百七拾八円五拾銭八厘

一三 明治七年二月 調達金の年賦償還措置につき

願

総代 澤本兵一郎 函

掛り 阿部彌一郎 函

〔朱書〕
〔第百廿一号〕

圖

今度旧県江御調達金仕置候処、夫々御下渡ニ相成候所、安政三辰年売薬人共一統ヨリ御役銀(繰カ)操上調達之分、貳千七百六拾貳両壹歩貳朱・永三匁六分四厘、万延二年酉三月元、御趣意柄ニ付、改而十五ヶ年賦御割濟、年五朱之利足添ヲ以、戌三月ヨリ次ノ子年二月切迄、元利割合ヲ以午二月切迄御下渡相成、午三月元ヨリ殘金高千百四兩三步三朱・銀一匁八分四厘、書付ヲ以一昨申十月十日大藏省負債御掛魚津御出張之御指上候処、証書等も無之且旧県役員ヨリ書付モ指出不中如何哉と御尋ニ付、是迄証書モ無之候得とも、酉三月改十五ヶ年賦年五朱利添ヲ以御下渡ニ相成候ニ付、戌三月ヨリ年々百八十四兩貳朱ト三匁五分七厘六毛外ニ五朱利足共請書指上、勘定所々御書付御渡し被下、夫ヲ以御金土藏奉行へ相向金子受取来り申次第柄等、有成情実巨細ニ申上候所、売薬人共々連印ニ而是迄受取中金高并ニ残り金高等巨細ニ算用書指出可申様被仰渡候ニ付、別紙之通り指上置申候、其節旧県掛ニ而差出方相後候ニ付、其掛役人ヨリ無念書付相添差出候得ハ御採用に被成下候趣御中渡等

御坐候ニ付、右掛吉川權殿江度々右之段相願候所、折節他行其外等ニテ于今延引仕、然ルニ外口ニ御調達金之分夫々御下渡相濟候所、右之分御沙汰無之、売薬人共一統甚難渡仕候間、其筋其証議被成下何卒御採用ニ相成候様、偏ニ奉願上候、以上

明治七年二月

中田清平 印

阿部弥一郎 印

權令 山田秀典殿

〔別紙算用書〕

一 貳千七百六拾貳両壹歩貳朱・永三匁六分四厘

安政三辰年、二十一組之内仙合組技殘リ二十組御立替金、
 万延二年酉三月元御趣意柄ニ付、改而十五ヶ年御割濟、年
 五朱之利足添ヲ以テ、戌三月ヨリ次ノ子ノ年二月切迄、元
 利割合ヲ以御下ケ方ニ相成候

但シ十五ヶ年割

一ヶ年分
 百八拾四兩二朱・永三匁五分七厘六毛宛

万延二年酉三月元

一 二千七百六十二兩壹歩貳朱・永三匁六分四厘

利成三月初
 百三拾八兩壹朱・銀三匁七分一厘

内百八拾四兩貳朱・銀貳匁貳分九厘

御年賦一ヶ年分

元利合テ 二百貳拾貳兩貳朱・永拾五匁六分三厘三毛

受取申候、

戌三月元

一 貳千五百七拾八兩壹步・銀四厘

利率二月切
百貳拾八兩三步貳朱・銀貳匁四分

内百八拾四兩貳朱・銀貳匁貳分九厘

御年賦一ヶ年分

元利合テ 二百拾貳兩貳朱・永九拾四匁八分貳厘九毛二

受取申候

亥三月元

一 貳千三百九拾四兩壹朱・銀一匁七分五厘八毛

利率二月切
百拾九兩貳步三朱・銀一匁九厘

内百八拾四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

元利合テ 二百三兩貳朱・永七拾四匁貳厘五毛四

受取申候、

元治元年
子三月元

一 貳千貳百九兩三步貳朱・銀三匁四分六厘

利率二月切
百拾兩壹步三朱・銀三匁七分七厘

内百八十四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

元利合テ 貳百九拾四兩貳朱・永五拾二匁貳分貳厘貳毛

受取申候、

丑三月元

一 貳千貳拾五兩三步・銀一匁一分七厘

利率二月切
百壹兩壹步・銀貳匁四分六厘

内百八十四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

元利合テ 貳百八拾五兩貳朱・永三拾貳匁四分一厘六毛

受取申候、

寅三月元

一 千八百四拾壹兩貳步一朱・銀貳匁八分八厘

利率二月切
九拾貳兩壹朱・銀一匁一分四厘

内百八拾四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

元利合テ貳百七拾六兩貳朱・永拾一匁六分一厘六毛

受取申候、

一千貳百八拾九兩貳朱・銀一匁

利午二月切六十四兩貳朱・銀貳匁貳分九厘

内百八拾四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

卯三月元

一 千六百五拾七兩壹步三朱・銀五分九厘

利辰二月切八拾貳兩三・步・銀七匁八分三厘

内百八拾四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

引残り

千百四兩三歩三朱・銀一匁八分四厘 午三月元

元利合テ貳百六拾六兩貳朱・永九拾匁八分六毛

受取申候、

外ニ利足

右之通御坐候、以上

辰三月元

一 千四百七拾三兩壹步・銀二匁三分

利巳二月切七十三兩貳步貳朱・銀二匁五分一厘

内百八拾四兩貳朱・永三匁五分七厘六毛

御年賦一ヶ年分

元利合テ貳百五拾七兩貳朱・永七拾匁六毛

受取申候、

巳三月元

壬申七月

關東組年行司 吉本 藤藏

五畿内組同 井上 傳次郎

美濃組同 河部 善四郎

信州組同 牧田 清六

九州組同 阿部 作次郎

越後組同 日南田 和平

奥中国組同 伊藤 久五郎

北白河組同 林 小三郎

伊勢組	四國組	密田	尚部組	加藤	伊達組	上総組	阿部	駿河組	碓井	北国組	志波	出羽組	熊野	江州組	沢田	薩摩組	密田	秋田組	高木	越中組	板津	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
林	田	田	藤	藤	田	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
庄五郎	勘四郎	勘四郎	孫八郎	孫八郎	安次郎	理平	傳次郎	久次郎	久次郎	大次郎	九平	林藏	清四郎	甚五郎								

(富山売業業史史料集)

二四 (明治七年)四月 反魂丹場所売買に関する納

税申告書

一 反魂丹場廻越後国

掛ノ式千百廿三ノ八百九拾老文
代 四拾七貫五百目

代金七百九拾貳円八拾錢九厘四毛

此百分之一税金七円九拾貳錢八厘四毛

右之通売買仕候ニ付税金相納可申候、以上

庚四月三十日

売人 米屋 兵次郎

買人 金子 清次郎

越後組周旋 日南田 宇八郎

反魂丹御掛

(富山売業業史史料集)

三五 明治七年六月 反魂丹方、不正品取扱等取締

令

一 諸業遂検査候上ハ、不正之品堅ク取扱申問敷事

一 他之売業決而論セス、唯自己之正不正ヲ弁ヒ売業専ラ

相励可申事

一 旅先ニおゐて種々之名目ヲ立、互ニ留合、無益之日費

シ、剩酒宴ニ長シ、終ニ苦情差起候而ハ不相濟、屹度
相慎帰国可致事

右之条々子息手代等江出格相心得候様、深ク説諭可有之、
今後不都合之者候ハ、其段可申出もの也

明治七年 戌 六月

反 魂 丹 方

(反魂丹ニ関スル諸事留書・富山県立図書館蔵)

一三 明治七年八月 医制公布

医制〔抄〕

第三 医師

第四十一条 医師たる者は自ら薬を醫ぐことを禁ず。医師
は処方書を病家に付与し相当の診察料を受くべし。

(当分)〔中略〕

二等医師は願により薬舗開業の仮免状を授け調薬を許す。
調薬兼帯の医師は他医より処方書を投ずることあらば丁
寧に調合し毫も私意を加えず、第六十一条第六十三条第

六十五条第六十六条第六十七条第六十八条及び第六十九
条の規則を守り、薬舗主の所業に殊なることなかるべし。

調薬兼帯の医師は処方書調剤の外は薬種の販売及び売薬
(丸薬散薬膏薬煉薬等の如き調剤にして、医家の方箋に
よらず諸人の需に應じて販売するものを謂ふ)を禁ず。

第四十二条 処方書には病人の姓名年齢病名薬剤分量用法
を記し、其下に年月日及び医師の姓名を書して印を押す
べし。

第四十三条 医師私かに薬剤を醫ぎ或は薬舗に通じて奸利
を謀るものは開業を禁じ、文部省及び地方庁にて其事由
を報告すべし。

第四 薬舗 付売薬

第五十四条 東京府下に司薬場を設け便宜の地方に其支場
を置き薬品検査及び薬舗売買等のことを管知す(司薬場
章程別冊あり)。

第五十五条 調薬は薬舗主薬舗手代及び薬舗見習に非ざれ
ば之を許さず。但薬舗見習は必ず薬舗主若くは手代の差
図を受け其目前にて調薬すべし。

第五十六条 薬舗見習は十五歳以上の者を撰び其薬舗主より医務取締に届けて之を用ふべし。

第五十七条 薬舗手代は二十歳以上にして予科課目（第十二条）の大意及び処方学の試業を遂げ免状を受くべし（現今）其用を弁ずる者は学科の試業を要せず。

〔予科課目、甲 数学、乙 独逸語学、丙 羅句語学、

丁 理学、戊 化学、己 植物学大意、庚 動物学及び鉱物学の大意〕

（医制発行後凡十年の間）に薬舗手代たらんと欲するものは、算術理化学の大意及び薬物の名目品類を試問すべし。

第五十八条 薬舗主たる者は従来所就の薬舗主より本人の二箇年以上薬舗手代を勤めたる状を具へ、医務取締より衛生局に申達し左の試業を経て薬舗開業の免状を受くべし。

（甲）実用化学（乙）薬剤学大意（丙）制薬学（丁）毒物学
但制薬学校にて卒業証書を得たるもの又は医学卒業証書を所持して薬舗主或は手代たらんことを欲する者は此例

にあらず。（当分）従来薬舗主たる者は学術の試業を要せず履歴明細書に照準して仮免状を授け開業を許す。

（医制発行後凡十年の間に）薬舗開業を願ふ者は左の試業を経て免状を受くべし。

（甲）算術（乙）理化学大意（丙）薬剤学大意（丁）処方学大意

第五十九条 薬舗主及び手代の試業は、衛生局長、司薬場長の内一人を以て会長とし、司薬場付属の吏員、医務取締、地方の医師、薬舗主等五人乃至七人を選んで試業掛とし、毎年二次之を開くべし、試業の時日場所は三箇月前文部省より報告すべし。

第六十条 新たに薬舗を開かんと欲する者は、薬舗開業免状及び行状証（従来所就の薬舗主或は二年以上所住の地方官より出すもの）を医務取締に出して其検印を受け、属籍姓名年齢履歴の明細書を添へ地方官に出して許可を受くべし。医務取締其検印を怠り或は拒むときは衛生局に訴ふるを得べし。

第六十一条 免状なくして薬剤を調合し或は薬種を販売す

る者は科の軽重に応じて処分あるべし。

第六十二条 薬舗には精微の秤量器及び日本薬局方中の薬

品純精なるものを選で之を備へ欠亡あらしむべからず

(日本薬局方別冊あり)。

第六十三条 薬舗は衛生局薬場の吏員不意に点検すること

あるべし。但贗薬敗薬を貯蓄する者は其事故を糺して相

当の処分あるべし。

第六十四条 薬舗主及び手代は必ず医師の処方書其外一定

普通の薬方を記して需むる者にあらざれば調査するを許

さず。但し単味の品は劇薬にあらざれば医師の外たりと

も販売自由たるべし。

第六十五条 医師より投ずる所の処方書は其方に從て精細

に調査し臺も私意を加ふべからず。

(『日本薬学史』)

〔新川県布達六百九号〕

管下正副区長江

薬劑之義ハ、人身ノ疾病ヲ治シ生命ヲ保護スルノ要品ニシ

テ、杜撰曖昧ノ方法有ル可カラサル儀ニテ、已ニ明治三年

第六十六号ヲ以、売薬規則御布告相成候処、夢想或ハ靈薬

秘方抔ト称シ、又ハ戸長等ニ就キ、其村町戸数ニ照シ頒売

取計方依頼候者モ有之哉ニ相聞候、甚以不都合之事ニ候、

以來右様之者^(辨カ)徘徊致候ハ、差押置、其都度可届出、勿論

本方ニ候トモ人民相互之売買ニテ、区戸長等ニ於テ引請、

毎戸江頒売可致筋ニ無之候条、心得違無之様注意可致、此

旨相達候也

明治七年十月十二日

権令 山田秀典

(『高岡薬業史稿』・内藤記念くすり博物館蔵)

一三七 明治七年十月 県権令、管下正副区長に夢

想・靈薬等の取締り布達

一三六 明治八年一月 新規売薬出願者の不許可願

新規売薬御免許出願者有之由伝聞ニ付願

売薬之原由ハ旧藩主二代目大蔵大輔正甫殿御発起ニ而、則

業法授与ニ相成全国江壳弘候趣、漸次盛大ニ立至り候ニ付、夫々規則被相立各国ヲ廿一組ニ分テ一組幾十人ヲ確定ニ相成、新ニ願立候者有之候共、決而採用無之候間、銘々持場之境界ヲ守リ信義ヲ以商業相當候様、毎々達方有之、就

中明和年中反魂丹役所設立ニ相成、藥品之精撰者勿論、一同心得方等一層嚴格之締方被相立候ニ付、只管其趣意相守

り、税金ハ不申及、度々調達金市中助成金等相納、未タ

旧藩之則列(例カ)ニ依リ稅納罷在、且先前者式千有余之者共、懸

場書入証書莫大之金高ニ而、御管下中融通方ニ茂相成居申

儀ニ御座候、然所今度新ニ売棄出願之者有之由、伝聞仕、

実々当売棄之義者、百有余年前全国中充滿仕候故、各国分

界ヲ成シ、銘々持場ヲ定メ被置、爾今新規願人茂無之專ラ

營業取統候所、新タニ相端立候而ハ、数千人之中一家泯滅

之者茂不少、誠以当惑寢食茂不常、涙血罷在、猶又前段書

入証書ニ疑念ヲ生シ候時者、一同忽チ遅ヒヲ失ヒ融通上(方カ)不

一形迷惑之場ニ至リ可申也、不容易痛歎苦慮罷在候、尤御

維新以來諸商業ニ付而ハ、厚キ御旨趣茂可有之候得共、私

共儀ハ万端旧藩之方法ヲ一途ニ固守仕、相運來候儀ニ御座

候間、姑ク旧慣ニ被為据置、猶結社之志願茂御座候故、前章之趣御憐察被成下、特別之御公許ヲ以、大勢之者共安業仕候様被成下度、此段伏而奉歎願候、以上

明治八年一月廿四日

宮山町売棄人

薩摩組周旋方、田中治平

関東組同、神山伊平、若杉宗次郎、松井久次郎、高

木弥三郎

美濃組同、青木久平、中田太七郎

五畿内組同、松村治平、織田弥三右衛門、田中清兵衛

信州組同、高木清次郎、牧田清六

駿河組同、並木清三郎、井上文次郎

上総組同、阿部利平、金子傳五郎

越後組同、桑原半次郎、日南田宇八郎

仙台組同、宇津善吉、増田忠蔵

伊達組同、桑田安次郎、市島忠平

出羽組同、塚田嘉助、柳田傳蔵

南部組同、大田兵次郎、中川甚蔵、坪田徳平

秋田組同、戸波理平

越中組同、板津甚五郎、浅野治三郎

北国組同、奥野忠右衛門

越前組同、堀甚一

伊勢組同、中土庄五郎

北中国組同、三輪清四郎

奥中国組同、伊藤久五郎、奥野八良兵衛、堀孫三郎

九州組同、笠松佐平、村田吉兵衛

四国組同、大塚和平、塚本善次郎

締方、中谷善次郎、志波久次郎、井上傳次郎、日南田

和平、密田勘四郎、碓井傳次郎、高木清四郎、吉

本藤兵衛、山中半次郎、金子傳一郎、田中清次郎、

中田清平

総代、密田林蔵、阿部弥一郎、澤本兵一郎

副区長、黒田永明

区長、半井尚衣、若土則邦

権令 山田秀典殿

三 明治八年五月 医制の一部改正

薬舗付売薬ニ関スル規定ハ左ノ如シ

第三 薬舗付売薬

(中略)

第五十条 売薬ハ、其薬味・分量・功能・用法及ビ代価ヲ

記シ、地方庁ヲ經テ衛生局ニ出シ、免許ヲ受クル者ニア

ラサレハ調製ヲ許サス

但シ、薬味・分量等有害ノモノ、或ハ其功能書ニ照シ

テ不当ナルモノハ、調製発売ヲ禁シ、或ハ之ヲ改正セ

シムヘシ

第五十一条 免許ヲ得スシテ、売薬ヲ製シ発売スルモノハ、

薬方ヲ禁シ調剤ヲ没入シ、科ノ軽重ニ応シテ其処分アル

ヘシ

第五十二条 売薬家ハ、衛生局或ハ司祭場ノ吏員等不意ニ

来リ、調薬ノ場ニ臨テ検査スルコトアルヘシ、若シ其ノ

検査ヲ拒ミ、或ハ隠慮スル等ノ所業アル者ハ、売薬ヲ禁

シ、相当ノ処分アルヘシ

(「富山売薬業史史料集」)

(「薬剤師必携」)

一三〇 明治九年四月 売薬営業鑑札交付心得

今般売薬営業之者共へ鑑札相渡候、最禁止再調ノ分昨十二月中極合ニ及置候通柜心得候様衛生局ヨリ達越候、此段相達候事

明治九年四月十九日

富山売薬惣代中

追而鑑札処分之七本人共ヨリ受取証取纏可差出候也

(明治初年薬業記念録・富山県立図書館蔵)

一三一 明治九年四月 県税規則第二号布達

第貳百九拾六番

管下各区

今般県税規則第二号発布候条向後此規則ヲ相守リ聊違戻ノ儀無之可相心得此段布達候事

明治九年四月四日

県令 山田秀典

県税規則第貳号

第一条

一 合衆ヲ以負担販売スル行商ハ調薬売捌人ヲ論セス一人ヲ一脚ト唱へ管内一般願之上出脚免許ヲ受年々免許税ヲ納ムヘキ事

第二条

一 売薬出脚免許税左ノ通りタルヘキ事

一ヶ年一脚ニ付

金壹円五拾銭

第三条

一 売薬出脚免許鑑札每脚下渡スニ付営業ノ節必相携エ可中右鑑札手数料トシテ一枚ニ付金拾銭相納ムヘキ事
但一戸一枚ニ限り候儀ニ無之所持ノ脚数入用文願ニ依テ相渡スヘキ事

第四条

一 免許税ハ年々両度ニ區別シ其年前半年分ハ一月三十一日限り後半年分ハ七月三十一日限り区戸長エ収集メ翌月十五日限り相納メ可申事

第五条

一 新規免許ハ六月以前ハ全年分七月以降ハ半年分廢業ノ

モノハ六月以前ハ半年分七月以後ハ全年分ノ免許税相
取ムヘキ事

第六条

一 合業等通合ヲ以テ讓換ノ節ハ讓渡人讓受人双方連名ヲ
以テ申出スヘキ事

但鑑札書替手数料トシテ讓受人ヨリ金拾錢相納ムヘキ
事

第七条

一 讓替ノ節ハ其半年相当ノ税讓渡人ヨリ相納ムヘキ事

第八条

一 免許鑑札若シ水火盜難等ニテ失ヒ候節ハ其申届出代リ
鑑札可申受事

但書替手数料トシテ金拾錢相納ムヘキ事

第九条

一 代替リ改名等ノ節鑑札書替可申出事

但手数料納ルニ及ハス

第十条

一 加息ノ法ハ県税規則第一号第十二条ノ通りタルヘキ事

(内藤記念くすり博物館蔵)

一三三 明治九年四月 売薬県税につき願

本月四日御布達之趣ニ付、富山町売薬人共御鑑札并税金等、
過日会社設立之儀上願仕置候間、御許可ニ相成候迄、是迄
之通総代取締等ニ而取纏メ上納仕度、此段奉伺候、以上

明治九年四月十九日

富山売薬人総代

田中 清次郎

外四名

令 山田秀典殿

正副 区戸長

(不書)

「書面伺之趣、先般結社出願致シ候同志売薬人之分、鑑札
申立并税金取纏方共、追テ何分之指図有之迄ハ從來之通
相心得不苦候事、

明治九年四月二十日 願

(『富山売薬業史料集』)

一三三 明治九年十月 分病院創立献金伺

石川県下越中国富山町ニ於テ分病院創立ニ付新築入費ノ為
明治九年ヨリ式十ヶ年間ニ該社ヨリ金式千円献納仕度、此
段奉伺候、以上

越中国富山総曲輪三十三番邸

売薬会社 副社長

田中

中田

澤本

密田

阿部

社長 邨澤

副社長逢坂直寛

社長 渡邊道頼

石川県令 桐山純孝殿

今般分病院創立本日假建ニ於テ開院之由伝承仕候□売薬会
社広貫堂係リノ内正副社長六名出願仕度此段奉伺候、以上

会社副社長

田中 清次郎

中田 清平

密田 林蔵

澤本 太一郎

阿部 弥一郎

邨澤 盛哉

支庁第二課

御中

(明治初年薬業記念録・富山県立図書館蔵)

一三四 明治十年一月 売薬規則による売薬税制定

○第七号(一月二十日 輪郭付)

売薬規則別冊ノ通相定候条此旨布告候事

(別冊)

売薬規則

第一章

第一條 此規則ニ稱スル処方ノ売薬トハ丸薬膏薬煉薬水薬散薬煎薬等家方ヲ以テ合劑シ販売スルモノヲ云フ

(改正) 第一條 此規則ニ稱スル処方ノ売薬トハ丸薬膏薬煉薬水

薬浴劑散薬煎薬等ヲ調製シ効能書ヲ付シ販売スルモノヲ云フ

第二條 此売薬營業者ハ薬味分量用法服量功能ヲ詳記シタル書ニ族籍氏名ヲ記シ其管轄庁ヲ經由シテ内務省ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

(追加) 但免許ヲ受ケタル者ニケ所以上ニ於テ之ヲ調製スル

時ハ其箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

第三條 内務省ニ於テハ願書ヲ検査シ其製薬配伍ノ藥品劇毒微毒ニ拘ハラヌ取扱上失誤ヲ生シ易キモノ及ヒ毒薬取締ニ關係スルモノハ之ヲ許サムルヘシ

第四條 第八條ニ記シタル期限中薬味分量用法服量能書ヲ改正セント欲スルモノ其由ヲ届出旧鑑札ヲ返納シテ更ニ

新鑑札ヲ願受クヘシ

第五條 売薬ヲ請売セント欲シ其營業者ノ許諾ヲ得タルモノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ營業者所持スル官許公文

ノ写及ヒ營業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管轄庁へ願出内務省ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

(改正) 第五條 売薬ヲ請売セント欲シ其營業者ノ許諾ヲ得タルモノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ營業者所持ノ免

許鑑札写及ヒ營業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管

轄庁へ願出免許鑑札ヲ受ケ管轄庁ハ之ヲ内務省へ願出ヘシ

第六條 売薬營業者及ヒ請売者共必ス免許ノ看板ヲ掲クヘシ

第七條 売薬營業者及ヒ請売者ニ於テ自ラ行商シ又ハ売子ヲ派出シテ行商ヲ為サシメント欲スルトキハ其由ヲ管轄庁へ届出行商鑑札ヲ願受ケ行商スル時ハ必ス之ヲ所持スヘシ

第八條 營業鑑札請売鑑札行商鑑札ハ其鑑札記載ノ月ヨリ滿五年ヲ以テ免許ノ期限トス此期限ヲ過キ尚免許ヲ得ント欲スルモノハ旧鑑札ヲ返納シ更ニ新鑑札ヲ願受クヘシ

第九條 第八條ニ記シタル期限中第四條ノ改正売薬ヲ願出之ヲ免許スル時ハ新鑑札記載ノ月ヲ以テ一期ノ初月トナ

スヘシ

第十條 免許期限内ト雖モ其製薬第三條ニ掲クル処ノ有、毒

品ナルヲ更ニ発見スル時或ハ營業者製薬ヲ粗悪ニスル等

ノコトアル時ハ直ニ鑑札ヲ取上ケ発売ヲ禁止スルコトア

ルヘシ

第十一條 營業者廢業スルカ又ハ禁止セラレム時ハ其請売

者及ヒ売子共其販売ヲ許サス

第十二條 諸鑑札ヲ遺失シ又ハ水火盜難ニ因テ毀失シタル

時ハ其仔細ヲ詳記シテ管轄庁ヘ届出再ヒ之ヲ願受クヘシ

第十三條 免許鑑札ヲ他人ニ讓渡セント欲スル者ハ双方連

印ノ願書ヲ管轄庁ニ差出シ名前書換ヲ請フヘシ

第十四條 売薬營業者及ヒ請売者免許期限中其相統人ニ於

テ之ヲ相統スル時ハ免許鑑札ヲ改ムルニ及ハスト雖モ其

由ヲ届出ツヘシ

(改正)第十四條 売薬營業者及ヒ請売者免許期限中其相統人

ニ於テ之ヲ相統スル時ハ其由ヲ記シ管轄庁ヘ鑑札名

前書換ヲ請フヘシ

第十五條 売薬營業者廢業シ若シクハ禁止セラレタルトキ

ハ營業者ハ勿論其請売者ニ於テモ總テ諸鑑札ヲ返納スヘ

シ

第二章

第十六條 売薬營業者及ヒ請売者ハ左ノ通税金並鑑札料ヲ

上納スヘシ

売薬營業税 藥劑一方ニ付一箇年 金 貳円

右鑑札料 藥劑一方ニ付一枚 金貳拾錢

(追加) 但第二條但書ニ依リ免許鑑札ヲ受クル者ハ其箇所毎ニ

本文ノ税金並鑑札料ヲ納ムヘシ

売薬請売鑑札料 藥劑ノ方數ニ拘ハラズ一枚 金貳拾錢

売薬行商鑑札料 藥劑ノ方數ニ拘ハラズ一人一枚

金貳拾錢

第十七條 水火盜難ニ因リ鑑札ヲ毀失シ更ニ新鑑札ヲ願受

ル時ハ其鑑札料ノ半高ヲ納ムヘシ

第十八條 税金ハ毎年度ニ区分シ前半年分ハ七月三十一

日限リ後半年分ハ翌年一月三十一日限リ鑑札料ハ其都度

並ニ管轄庁ニ上納スヘシ

第十九條 税金ハ六月以前免許ノ者ハ全年分七月以後ハ半

年分廢業の者ハ七月以後ハ全年分六月以前ハ半年分ヲ納ムヘシ

但第十条ノ有毒品ナルヲ更ニ発見セシ時ニ限り月割ヲ以テ税金ヲ納メシムヘシ

第三章

第二十条 無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ白ラ行商シ又ハ行商セシムル者及ヒ之ヲ貸ス者又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ白ラ行商シ又ハ行商セシムル者ハ其鑑札ヲ取上ケ薬剤一方ニ付五円ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十一条 無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ請売スル者及ヒ無鑑札ノ者ヲシテ請売セシメ又ハ鑑札ヲ貸ス者ハ其鑑札ヲ取上ケ製薬ヲ没入シ薬剤一方ニ付拾円ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十二条 免許ヲ受ケスシテ私ニ薬味分量用法服量能書等を改更シ又ハ許可ヲ経スシテ無稽ノ妄説ヲ記載シ世人ヲ困惑スル者ハ其鑑札ヲ取上ケ製薬ヲ没入シ薬剤一方ニ付拾円以上貳拾五円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十三条 無鑑札ニテ營業スル者ハ其製薬及ヒ売得金ヲ

没入シ薬剤一方ニ付貳拾五円以上五拾円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十四条 諸鑑札ヲ偽造シ又ハ他人ノ売薬ヲ贗造シテ発売スル者ハ其製薬及ヒ其売得金ヲ没入シ薬剤一方ニ付五拾円以上百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十五条 私ニ有毒薬ヲ配伍スル者ハ其鑑札ヲ取上ケ製薬及ヒ其売得金ヲ没入シ薬剤一方ニ付百円以上五百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十六条 以上ノ犯則者ヲ見届ケ訴出ル者アル時ハ事実取札ノ上相違ナキニ於テハ其賞トシテ其罰金ノ半高ヲ与フヘシ

(沿革) 明治三年十二月二十三日売薬取締規則ヲ頒布ス○五年太政官第二百二号ヲ以テ売薬取^(縮カ)止ス○六年太政官第四百二十九号ヲ以テ売薬ハ薬味分量及用法等取調製劑和添文部省ニ伺出テシム○八年第百十二号布告ヲ以テ衛生ニ関スル願伺等ハ内務省ニ差出サシム○十年第七号布告ヲ以テ本則ヲ頒布ス

(二法令全書)

一三三 明治十年五月 県権令、売薬結社禁止の通達

丁千八十式番 第三大区、区长、

其区内中田清平以下売薬会社設立願之義、及指令置候次第ニ候処、自今結社売薬不相成旨、其筋を達ニ相成候条、此旨右会社之者へ可相達候事、

明治十年五月十八日

権令代理

石川県大書記官

熊野九郎

(富山売薬業史史料集)

一三三 明治十四年五月 売薬受売並行商取扱手續改

正

売薬受売並行商取扱手續

〇丙五十三番 十四年五月廿五日

郡 区 役 所

本年第二十六号公布ヲ以明治十年第七号公布売薬規則第十

六条中削除等相成候ニ付テハ自今売薬受売並行商鑑札製作費ハ地方税中其役所庁中費ヨリ支弁致スヘク依テ十二年丙二十六番ヲ以相達置候売薬受売並行商取扱手續別紙之通改正候条予テ凡積ヲ以下渡置候売薬受売鑑札料紙未用之分ハ返納致スヘク此旨相達候事

売薬受売並行商取扱手續

第一項

一 鑑札ハ別紙雛形ノ通受売ハ紙製行商ハ木製ノ成規ニ付

該鑑札ハ郡区役所ニ於テ調製シ書式ノ如ク方名姓名等

記入冒頭へ割印(割印ハ郡区役所ノ常用印)ヲ為シ下

渡スヘシ

第二項

一 每鑑札ニ薬剤方名ヲ記スルハ五月マテニ限り且改姓名

其他十年第七号公布売薬規則ニ因リ鑑札書換ヲ要スル

分ハ其事由并書換タル年月日ヲ鑑札裏面へ朱記シ主任

郡書記ノ検印ヲ捺シ下渡スヘシ

第三項

一 売薬営業者相続替或ハ改姓名ニ因リ鑑札ヲ書換タル節

其請売者ノ免許鑑札ハ書換ニ不及異動ノ廢消込傍ニ相
続人名或ハ改姓名及年月日等朱記前条同様検印ノ上下
ケ渡スヘシ

但町村改称等ニ因リ鑑札面居住地名ノ異動ハ旧称ヲ朱
点消込新称等朱記検印等ノ手續キ上ニ同シ

第四項

一 受売及行商鑑札面數方ノ内發方ヲ廢セシ向ハ其廢セシ
方名ヲ消印シ側ニ年月日ヲ朱書シ下渡スヘシ

但消印雛形ノ通

第五項

一 鑑札而番号ハ每郡区役所名ノ頭ヲ字ヲ符号ニ置キ記入
スヘシ

第六項

一 受売及行商鑑札下付済ノ者届方每半年期分充自一月七
至六月七

月自七月
至十二月一月別紙書式ニ準拠明細簿差出スヘシ

但廢業届モ本文同様書式ニ因リ差出スヘシ且全方廢業

ハ其鑑札廢却スヘシ

受売并行商鑑札下渡済ノ者明細簿書式

(印ハ朱書ナリ)

何府県

。売業營業人

。何ノ某

。一何業 。

。一、、 。

右受売人

。第何百何十号

石川県

(県令)

一三 明治十四年十月 売業行商廢業ノ届出書式

永第百十二番

戸長役場

衛生委員

売業營業或ハ請売人ニシテ單ニ行商而已廢業之節爾来別紙

雛形ニ照準シ届出候様右願人共へ可相達此旨相達事

明治十四年十月廿六日

上新川郡長稻垣義方

売業行商廢業届書式用紙(折野紙)一通

上新川郡町村番地

売薬營業
受売

人何ノ誰売子

族籍 何ノ誰

郡長 宛

戸 長

氏名 連啓印

(富山県立図書館蔵)

上第何千何十号—明治何年何月幾日許可

一方名 一同上 一同上 一同上

上第何—号 明治 許可

一方名 一同上 一同上 一同上

ノ何枚

同人売子

族籍 何ノ誰

上第何—号 明治— 許可

一方名 一同上 一同上 一同上

ノ何拾枚

右私売薬營業請売売子何某(外何名) 産業仕候依テ行商鑑札何

枚返納此段御届中上候也

上新川郡町番地

年号月日

売薬營業請売人 族籍氏

名 印

一同 拾錢迄

同 壹錢

一六 明治十五年十月 売薬印紙税規則布告

○売薬印紙税規則明治十五年十月
第五十一号布告

売薬印紙税規則左ノ通相定来明治十六年一月一日ヨリ施行

ス

売薬印紙税規則

第一条 売薬ニハ必ス定価ヲ付記シ其定価ニ從ヒ營業者ニ

於テ左ノ割合相当ノ印紙ヲ貼用スヘシ

印紙税ノ割合

一 一定価壹錢迄

印税壹厘

一 同 貳錢迄

同 貳厘

一 同 三錢迄

同 三厘

一 同 五錢迄

同 五厘

一 同 拾錢迄

同 壹錢

以上總テ五錢迄毎ニ五厘ヲ増加ス

第二条 印紙種目ハ左ノ如シ

壹厘	淡黒色
貳厘	青色
三厘	黄色
五厘	茶褐色
壹錢	赭色
貳錢	緑色
三錢	濃青色
四錢	橙黄色
五錢	紫色
拾錢	深紅色

第三条 印紙ハ藥品ノ容器又ハ包紙等ニ貼用シ營業者ニ於テ之ヲ消印スヘシ

但印紙面ノ中心ヨリ他所ヘ掛ケ消印スヘシ

第四条 売薬印紙ハ官ノ許可シタル売捌所ニ限り売捌クモ

ノトス

第五条 營業者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ発売シタル者ハ貳円

以上貳百円以下ノ罰金ニ処シ印紙不足ノ藥品ヲ発売シタル者ハ貳円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 請売者行商者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ所持シ若クハ之ヲ販売シタル者ハ貳円以上百円以下ノ罰金ニ処シ印紙不足ノ藥品ヲ所持シ若クハ之ヲ販売シタル者ハ貳円以上五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第七条 貼用印紙ニ消印セサル者ハ貳円以上拾円以下ノ罰金ニ処ス

第八条 印紙売捌所ノ外ニ於テ印紙ヲ売捌ク者ハ貳円以上貳拾円以下ノ罰金ニ処シ仍ホ其品ヲ没収ス其清ヲ知りテ之ヲ買受ケタル者ハ貳円以上拾円以下ノ罰金ニ処シ仍ホ其品ヲ没収ス

(印紙貼用雛形略之)

(法令全書)

一三六 明治十五年十二月 売薬印紙貼用につき伺

回答

売薬印紙貼用方之義ニ付伺

一 売薬印紙規則御制定米明治十六年一月一日ヨリ実施之義公布相成候処県下越中国売薬業者ノ習慣ハ毎戸数拾名ノ行商人ヲ年々全国ニ派出シ製薬若干貼ヲ各地自用

ノ每家ニ配賦シ一年若クハ二ヶ年ヲ置据後年再ヒ其家ニ

至リ曾テ配置シタル所ノ貼数ヲ点査シテ其服用セン分而

已之代価ヲ取受ケ而シテ残薬ハ之ヲ新製ノ方薬ト交換シ

米ルモノニシテ他ノ売薬営業ノ如ク其時ニ代価ヲ取り売

渡スモノニ無之就而ハ其売薬代金ハ縦令来十六年一月一

日以後ニ於テ取受候ト雖モ本年十二月三十一日迄ニ配置

済之分ハ即チ自家へ売渡セシモノニ付無論後日印紙貼用

ニ及ハサル義ト存候

一 売薬印紙規則御発令ノ後本年十一月十七日第廿四号ヲ

以テ此際ニ限り受売者又ハ行商者ニ於テ印紙貼用スルコ

トヲ得ヘキ旨公達アリ然ルニ越中地方売薬行商者ノ如キ

ハ幾カノ多人数避遠ノ各地ニ散在スルヲ以テ売薬業者

ト行商人トノ通信往復ハ容易行届カサルニ付追而營業者

ト行商人トノ間ニ充分ノ打合セヲ為シ得ル迄ハ右公達之

趣ニヨリ受売者又ハ行商者ニ於テ便宜印紙貼用スルコト

ヲ許サレタルモノト相心得可然哉右兩条相伺候指懸リノ

件ニ付至急御指揮有之度候也

在 京

明治十五年十二月十五日 石川県令 千坂高雅

内務卿 山田顯義殿
大藏卿 松方正義殿
第七千四百六拾八号
伺之趣渾テ申出之通可相心得事
明治十五年十二月廿六日 大藏卿 松方正義
(富山県立図書館蔵)

一四〇 (明治十五年) 税金受負法の要領

税金ハ毎年前納トシ且ツ一ヶ年度分ノ税額ニ充ツヘキ公債

証書若シクハ地券証ヲ時価ニ依リ抵当トシテ地方庁へ預ケ

置クヘシ

但シ幾社幾組合ヲ設ケ其ノ社長若シクハ組總代ヨリ其

抵当品ヲ地方庁へ預ケシム

売薬社若シクハ組合ヲ設ケ社長又ハ総代ヲ以税額受負合上
納スヘシ

但シ社ハ県下一社又タハ集合便宜ニ從ヒ幾社ヲ設ク又
組合ハ行商二十名以上ヲ一小組トシ三十小組以上ヲ以
テ一大組トシ小組ニハ総代ヲ置キ大組ニハ正副組長ヲ
置ク

(富山県立図書館蔵)

二四 (明治十五年) 税金受負法案

第壹条 行商人姓名ニ付一ケ年金貳拾円宛ノ税率トシ之レ
ヲ甲乙丙ノ三等ニ分チ甲貳拾五円乙ハ貳拾円丙ハ拾五円
ヲ毎年一月卅一日限り賦税スヘシ

第貳条 行商業ノ売薬人へハ総テ地方庁ニ於テ検印シタル
帳簿ヲ三ケ年毎ニ下渡シ売薬人ヲシテ毎年其得意先ノ取
揚金高ヲ記載セシメ其取得日安一年貳百五拾円以下ヲ丙
トシ貳百五拾円以上ヲ乙トシ三百円以上ヲ甲トナスヘシ

第三条 帳簿上取得高ニ異動ヲ生シタルトキハ毎年一月中

ニ組総代ノ奥書ヲ要シ地方庁へ届出スヘシ

第四条 売薬懸場帳ヲ売買スルニハ必ラス地方庁ノ検印ヲ
檢シアル帳簿ヲ以テ授受スヘシ

第五条 売薬人ヲ數組ニ分チ(設ヒハ上新川婦負兩郡ヲ十一組
郡合十二) 各組合ニ於テ総代正副二名ヲ推選セシメ(職務俸
給等ハ
概テ道具古衣組
合ノ例ニ依リ)其組内ノ売薬帳簿上取得高ノ検閲等其ノ
他百事ノ取締ヲ為サシムヘシ

第六条 売薬人ニ於テハ当初査定シタル甲乙丙ノ行商税額
ハ三ケ年間引受設ヒ懸場帳ヲ他へ譲渡シ又ハ廃業若シク
ハ其取得高減少スルモ其税金代納者確定セサル内ハ毎年
定期上納スヘシ

第七条 売子人若シ行商鑑札所持セスシテ行商業ヲ為シタ
ルモノハ貳円以上百円以下ノ科料ニ処ス税金ヲ遲滞シタ
ルモノハ鑑札並帳簿ヲ没収ス

第八条 懸場帳若シクハ取得高ヲ隱匿シタルモノハ貳円以
上百円以下ノ科料ニ処シ仍ホ其懸場帳ヲ没収ス組総代其
ノ清ヲ知リテ許偽ノ奥書ヲ為シアルモノハ同貳円以上百
円以下ノ科料ニ処ス

(富山県立図書館蔵)

一三 (明治十五年) 売薬行商税規則草案

草案

売薬行商税規則

但シ明治十五年太政官第五十一号売薬印紙税規則第

六条中ノ行商者ノ二字ヲ削除ス

第壹条 売薬中店頭販売ヲ為サス単ニ行商販売ヲ為サント

營業者自ラ行商シ又ハ売子ヲ派出シ需用者ニ就テ供売ス

ル薬品ハ印紙貼用ニ代ユルニ左ノ税金ヲ納ムヘシ

行商売名ニ付一ケ年金貳拾円

第貳条 売薬行商税金ハ毎年行商日数ノ多少ニ拘ハラス一

ケ年分一月三十一日限り營業者ヨリ之ヲ上納スヘシ

但シ新規行商鑑札ヲ願受ルモノハ鑑札受領ノ際直ニ

該一ケ年分ノ税金上納スヘシ

第三条 売名行商人ヲシテ營業者甲乙数名ノ売子タラシム

ルモノハ該行商ノ納税者タリ甲營業人ノ姓名ヲ記載セシ

願書ヲ以テ乙丙ノ營業人ヨリ行商鑑札ヲ出願スヘシ

第四条 行商人売名ニ付一ケ年貳拾円ノ税率ヲ以テ其ノ地

方限リ税率内ヲ流用シ甲乙等差ヲ設ケ賦税スルハ其ノ府
県庁ノ適宜施行ニ任スヘシ

第五条 行商人ハ必ラス行商鑑札ヲ所持スヘシ若シ無鑑札

ニシテ行商ヲ為シタルモノハ貳円以上百円以下ノ罰金ニ

処ス

第六条 行商販売ノ為メ調製シタル装置濟ノ薬品ハ荷造若

シクハ売子人へ手渡シノ際ヲ除クノ外營業者総テ製劑所

又ハ納屋土蔵ニ之レヲ蔵置スヘシ若シ之レヲ犯シタルモ

ノハ貳円以上五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第七条 營業者若シクハ請売者ノ店頭ニ於テ之レヲ販売セ

ント欲スルトキハ總テ明治十五年太政官第五十一号印紙

税規則ニ從ヒ印紙ヲ貼用スヘシ若シ之レヲ犯シタルモノ

ハ該印紙税規則ニ依リテ罰ス

(富山県立図書館蔵)

一四 明治十六年二月 売薬税則につき建白

下賤永森佐平誠恐誠惶謹ミテ所思ニ述フ願クハ一タヒ

聖聰ヲ傾ケ給ハンコトヲ諺云知者モ一失愚者一得ト至愚佐平ノ言ノ如キモ一得無キヲ必ス可カラス嘗テ聞ク

聖主ハ葛藟ノ者ニ詢ラレント今ヤ 聖代百事尽善尽美天下擊壤億兆鼓腹固至愚佐平等ノ秋毫モ間然ス可キ事莫カル可シト雖 聖朝亦タ一失無キヲ必ス可カラス頃日越中其ノ他ノ配藥營業者ニ関スル事ニ至リテハ佐平カ大イニ惑フテ甚タ解セサル所ナリ窃ニ以為ラク是レ恐クハ 聖朝ノ一失ニアラサル無キカト如何トナレハ売藥ノ營業タル其ノ方法区々同シカラスト雖モ過去現在ノ實際ニ入りテ該營業ヲ大別スレハ現金売藥ト配藥後金(配藥後金トハ先ツ藥品ヲ每家ニ配置シテ後ニ其ノ各家ノ實際飲ミタル藥価ノミヲ請取ルノ方法ヲ謂フモノナリ)ナル二種ノ營業者アリ將來モ亦斯ク二種ノ異ナル大別ヲ存スルナル可シ故ニ此ノ二種ノ營業者ヲシテ同シク 聖朝ノ雨露ニ浴サシメ至当ノ納税アラシメント欲スレハ必ス此ノ二種ノ營業方法ニ適スル税則無カル可カラス之レヲ正理即チ營業有テ税則為メニ起リ税則ノ為メニ營業ヲ創ムル者ニアラサルノ正理ニ照スモ売藥營業者ヲシテ納税セシメント欲スレハ宜シク實際ニ此ノ二種

ノ大別アルニ注意シテ之レニ適スル税則ヲ定メスンハ有ル可カラス然ルニ今般御発令ノ売藥印紙税則ヲ熟読スルニ該税則ハ膏ニ現金藥營業者ニノミ稍々適スルモ他ノ一種ノ配藥後金營業者ニ不適當ナルコト明カナリ是レ佐平カ窃カニ 聖朝ノ一失ニアラサルナキカト惑フテ決セサル所以ナリ 現金売藥モ一ノ營業ナリ配藥後金モ亦同シク一ノ營業ナリ然リ而シテ配藥後金營業者ノ夥多ナルコト亦決シテ現金売藥營業者ノ員數ヨリ甚タ寡少ナルニアラス然ルニ今般ノ御発令ヲ玩味スレハ配藥營業者ノ天下ニ夥多ナルニモ拘ハラズ単ニ一方ノ現金売藥營業者ノミニ税則ノ基本ヲ取ラレタルカ如シ税則ノ原理ニ背反セスト謂フ者アルモ佐平カ信スル所ニアラス今又暫ク税則ノ原理ヲ論セストスルモ現金売藥營業者ハ何ソノ徳アリテ適當ナル税則ノ下ニ生活スルヲ得ルヤ配藥後金營業者ハ何ノ罪アリテ不適當ナル税則ノ下ニ呻吟セサルヲ得サルヤ同シク營業者ニシテ一ハ猶前途ニ向テ生活ノ路ヲ得一ハ生活ノ路ヲ失フテ悲歎ニ沈マサルヲ得ス然リ而シテ其ノ悲ム方ニ在リテハ恐レナカラ政府ヲ悲望スルニ至ルハ^(マ)忽勿論天下公衆ヲシテ之レヲ聞カシムルモ必

ス云ハン

政府ハ現金売薬營業者ニ厚クシテ配薬後金營業者ニ薄クシテ同シク營業者ニシテハニ厚クハニ薄キハ決シテ 天朝至公ノ 聖意ニアラサル可シ是レ佐平カ前言既ニ聖朝ノ一失ニアラサルナキカト陳述シタル所以ナリ今又仮リニ數少ヲ讓リテ配薬後金營業者ヲシテ専ラ現金売薬營業者ニ基礎ヲ取リタル税則ニ曲從セシメントスルカ配薬後金營業者ニ在テハ売薬印紙税ニアラスシテ藥品印紙税ヲ納ムルニ至ル可シ如何トナレハ配薬後金ノ營業タルヤ前年之レヲ各地方ノ每家ニ配薬スル時ニ当テハ売薬買ノ成否實ニ未定ニシテ譬ヘハ藥商カ其ノ藥品ヲ室内ニ貯藏スルニ異ナラス然ルニ今ヤ斯ノ如キ性質ノ配薬ニ印税ヲ要スルトキハ藥商ヲシテ其ノ室内ノ藥品ニ尺ク印紙ヲ貼用セシムルニ異ナラス是レ佐平カ売薬印紙税ニアラスシテ藥品印紙税ヲ納ムルニ至ルト謂ヒシ所以ナリ然リ而シテ今又タ斯ニ藥品印税ヲ納ムル無トセンカ今般ノ御発令ニ從フトキハ配薬後金營業者ノミハ獨リ二重ノ藥品印税ヲ納ムル理ニ当ル可シ若シ又藥品印税ヲ納ムル無トセンカ獨リ配薬營業者ノミ藥品印紙(紙脱カ)ト似

タリ之ヲ決シテ適當ナル税則ト謂フ可カラス是レ佐平カ前言既ニ已ニ配薬營業者ハ不適當ナル税則ノ下ニ呻吟スルニ至ルト謂ヒシ所以ナリ人或ハ言ハン売薬ハ無効ノ者ナレハ彼等ノ苦情ヲ顧ミスシテ其ノ營業転セシムルニ如カスト是レ青年書生ノ幼稚論ニ過キス今有効無効檢閲シテ營業セシムル可キ部類ニ属セル實際為ス可カラサルコトナリ既ニ營業セシムル能ハスシテ之レヲ税則ノ下ニ生活スルヲ許ストキハ之レカ税則ノ不当無理非曲直ヲ論シテ至当ノ点ニ歸セシメサル可カラス況ンヤ売薬ノ如キハ決シテ無効ト為ス可カラサル者ニ於テオヤ聞ク歐米各國殊ニ独逸ノ如キハ甚タ醫術ノ隆盛ナルニ拘ハラズ売薬ノ營業モ亦甚タ熾盛ナリト 聖朝願クハ内外各國ノ實際ヲ洞察アラセラレ税則ノ原理ヲ重ンセラレ適當ノ税法ヲ定メラレンコトヲ人或ハ云ハン同シク売薬ナリ然ルニ彼レ是レ税則ヲ異ニスルトキハ却テ至公ノ 聖意ニ背カンヤ佐平斯克ノ如キハ言ヲ為セル人ニ問ハント欲ス曰ク同シク売薬ナリ然ルニ現金売薬營業者ノミニ税則ノ基本ヲ取り即チ現金売薬營業者ノミニ適スル税則ヲ設ケ即チ現金營業者ノミニ税則ノ下ニ生活スル得セシメ

而シテ後金配藥營業者ヲ稅則ノ基本外ニ遠ノケテ後金營業者ニ蒙ラスルニ不適当ナル稅則ヲ以テシ即チ後金營業者ヲシテ稅則ノ下ニ生活スルコト能ハサラム是レ果シテ至公ノ 聖意ニ背カサルヤ加之ノミナラス同シテ売業者ニシテ一方ニハ売藥印紙稅ヲ納メシメ一方ニハ藥品印紙稅ヲ納メシムルカ如キ不都合アルモ願ミスンハ至公ノ 聖意何処ニカ在ル三尺ノ童子モ皆チ其ノ不公不理ノ甚タシキヲ知ル可シ人或ハ云ハン越中売藥總代人等ノ言ヲ聞クニ或ハ印紙貼用延期ノ願ヒヲ為シ或ハ印紙交換等ノ予願ヲ為ス者多シ彼等ニシテ實際印紙貼用スル能ハサル事實アラハ豈唯々延期ノミノ願ヒニ止マランヤ豈交換ヲ願フニ及ハンヤ其ノ延期ト交換ノ二願ニ就テ考察スルトキハ其ノ實際ノ堪ユルコト明知スルニ足ルト是レ稅則ノ原理所謂ル營業在テ稅則為メニ起リ稅則ノ為メニ決シテ營業ヲ創ムル者ニアラストノ原理ヲ忘却シタル愚論ニアラスンハ該原理ヲ蔑如シタル暴論ナル可シ加之ノミナラス該論者ノ如キハ又實際ニモ暗キ痴言者ト謂ハサルヲ得サルナリ如何トナレハ越中売藥總代人等ノ延期ヲ願フハ印紙ヲ貼用セント欲スルノ決意アリテ

少シク猶予ノ時間ヲ求ムルニアラスンテ印紙ヲ貼用スルニ窮シテ斯ニ猶予ノ時間ヲ求メ更ニ歎願ノ準備ヲ為サント欲スルニ過キス其ノ交換願ヒノ如キモ亦該營業者ノ大ニ歎フ所ニアラス一言以テ配藥營業者カ今日ヲ陳述スレハ該營業等ハ實ニ言ハント欲シテ言フ所ヲ知ラス為サント欲スルモ進退共ニ窮シ其ノ狀態ヲ一見スルニ嬰兒ノ慈母ヲ失フカ如ク病者ノ醫藥ヲ得ルニ困ルカ如シ殊ニ越中富山ノ如キハ今年一月元且ニ當テ年賀ヲ演スル者殆ント無キニ至リ絶エテ明治 聖代ノ者ニ似サリシ以上陳述スル所ハ唯々下賤佐平ノ臆說ニアラスンテ尽ク天下ノ事實尽ク天下ノ正理ナレハ固ヨリ下賤ノ建白ヲ待タスシテ 聖朝ノ最モ熟慮セラル可キ所ナル可シ願クハ

聖朝天下營業者ノ實際ヲ洞察セラレ稅則ノ原理ニ質シテ適當ノ稅則ヲ定メラレ彼レ是レ均シク明治ノ聖沢ニ浴シ共ニ開明ノ民タラシメンコトヲ付□天下ノ為メニ至愚ヲ願ミス敢テ直言ス幸ヒ 聖聽ヲ傾ケラレヨ佐平誠恐誠惶懇願ノ至リニ堪ニス聖朝或ハ云ハン然則チ如何ナル稅則ヲ定メナハ配藥後金營業者ニ適スルヤト曰ク配藥後金營業者カ其ノ

實際売額ナル十分ノ一ノ税金ヲ納メシムルノ趣意ヲ以テ税
則ヲ細密ニ制定セラルナレハ独リ該營業者ノ至理ノ下ニ心
服スルニ至ルノミナラス天下皆ナ其ノ至当ナルニ服ス可シ
聖朝願クハ更ニ明察セラレンコトヲ佐平 誠恐誠惶頓首
再拜

東京府芝区芝口三丁目三番地

紀伊同屋太助方寄留

石川県越中国富山辰巳町七番地

明治十六年二月廿日

平民 永 森 佐 平

元老院

御中

(内藤記念くすり博物館蔵)

一 函 明治十六年四月 売薬税則につき再建白

卓夫永森佐平誠恐誠惶頓首再拜シテ再ヒ愚慮ヲ左ニ陳述
シテ以テ切ニ

聖朝ノ更ニ熟議セラレンコト無ク知テ佐平性愚直ニシテ思

フテ言ハサルコト無ク知テ陳セサルコト無ク其ノ自ラ深
ク信スル事ニ至テハ各自交際上ノ私事ト雖モ尚死力ヲ奮
フテ之ニ当リ毫モ辞セサラント欲ス況ヤ事ノ天下ニ関ス
ル所ニシテ数十万人ノ為メニ生活スル^(今カ)回売薬印紙税ノ
如キニ於テヲヤ且ツ自ラ以為ラク斯ノ如クスルハ人間ノ
義務ニシテ人ト禽獸ト異ナル境界ノ存スル所ナリト佐平
固ヨリ愚昧ニシテ実ニ天下ノ大勢ヲ知ルノ識ヲ有セスト
雖モ佐平カ生長セル勉ノ知ルノ識ニ因テ生活スル所ハ越
中富山ニシテ幼ヨリ見聞スル所常ニ売薬ノ事ナラサル無
キヲ以テ其ノ売薬家ノ實際ヲ熟知スルコト天下ノ売薬家
カ其實際ヲ熟知セルコトニ至テモ亦タ敢テ他人ニ譲ラサ
ル所是レ至愚ノ佐平カ

聖朝ニ賢明諸公ノ在ル有ヲモ憚カラスシテ既ニ本年二月二
十日ヲ以テ売薬印紙税ナル者ノ實際ニ適セサル所以テ詳^(ヲカ)
細ニ論述シ以テ売薬家ニ現金売薬家ト後金配薬家ナル二
大種ノアル有ヲ明別シテ以テ今回ノ売薬印紙税ナル者ノ
殊ニ其ノ後金配薬家ニ適セサルヲ陳弁シテ深ク

聖朝ノ猛省セラレンコトヲ懇願シタリキ光陰ハ矢ノ如ク爾

来已ニ四十余日ヲ經過スト雖トモ印税ノ不適當ナルヨリ
已ニ売薬家ノ過半数日一日ト窮迫ノ途ニ迷フト雖トモ天
下ノ之レヲ憂悲スル者日々其ノ数ヲ増加スト雖トモ

朝廷ノ牆其高サ実ニ数仞下民ヨリ仰望スルトキハ雲上雷ノ
ミナラス其ノ今日ハ果シテ該税則ノ不適當ナルヲ猛省セ
ラルムヤ將タ既已ニ該税則ノ改正ニ着手セラルムヤ皆ナ
是レ阜夫佐平等カ窺知スル能ハサル所嗚呼愚フテ其ノ実
ヲ量ル能ハス望ンテ其ノ如何ヲ見ル能ハス憂心日々ニ益
々迫ル佐平豈黙セント欲スルモ黙スルヲ得ンヤ是佐平カ
今日再タヒ建白書ヲ呈シテ飽マテ陳述セントスル所以ナ
リ仰キ願クハ二月二十日ニ呈セル所ノ建言ト今日左ニ陳
述スル所ノ理由ヲ通照セラレ至当ノ公議ヲ尽サセラレン
コトヲ聞ク古ノ聖主ハ其民ヲ視ルコト慈母ノ赤子ニ於ケ
ルカ如ク一民モ其処ヲ得サルトキハ己ヲ推シテ之ヲ滯中
ニ陥ルカ如キ想ヲナセリト今マ夫レ売薬營業ハ民共生活
ヲ得テ以テ今日樂ム処ノ一個ノ商業ニシテ其ノ是レヲ發
売スル者之レヲ請売スル者且ツ又タ其余沢ニ因テ生活ス
ル者今日ノ現員既已ニ百有余万ノ人民ハ売薬ノ為ニ其処

ヲ得タル者ナリ是所謂一民其処ヲ得タル比ニアラサルナ
リ宜牧民職ニ在者ハ其營業ノ實際如何詳察シテ之ニ至当
ノ保護ヲ加ヘ之ニ至当ノ税金ヲ課スヘキハ亦今日ノ任ナ
ルコトハ無論疑フ可カラス然ルニ

朝廷ノ之カ為メニ税則ヲ制定セラルムヤ該營業者カ實際ニ
現金売薬ト配薬後金ノ二大別アルヲモ詳カニセラレスン
テ漫リニ該税則ヲ制定セラレタルモノム如キ過失アルハ
税則ノ原理ヨリ弁ルトキハ明々白白々実ニ掩フ可カラサル
ナリコト既ニ前建白ニ審カノミナラス該税則制定以來配
薬後金營業者ハ実ニ不当ノ印税ヲ納メサルヲ得サルノ一
大不幸ニ陥ルニ至ルハ亦タ前建白ニ縷述スル所ニ因テ明
カナルヘシ近コロ又タ聞ク所ニ因レハ幾十万ノ配薬營業
者ハ日一日ヨリ慘場ノ域ニ逐ハルムノ思ヲ為シテ今日ニ
至テハ悲歎ノ声実ニ該營業者カ家屋ニ充滿スルノ外他事
有ル無ク拳族團戀^(マム)シ茫然為ス所ヲ知ラサルコト恰モ棄児
ノ山野ニ在テ未タ救助ノ人ニ逢ハサル時ノ状態アリト是
レ実ニ幾十万ノ人民カ印税ノ為メニ其処ヲ失ヒタル者ニ
シテ所謂一民其ノ処ヲ得サルノ比ニアラサルナリ之レヲ

約言スレハ該印税則ノ發布前ニ在テハ数十万ノ人民各其
 処ヲ得テ欣々然タリシモ該税則ノ一タヒ發布セラレテヨ
 リ数十万ノ人民各々其処ヲ失フテ已ニ前陳ノ如キ惨景ヲ
 現ハスニ至リタリト謂フ可シ嗚呼斯ノ如キノ税則ハ豈ニ
 古聖王ノ欲スル所ノ税則ナランヤ亦豈ニ

朝廷ノ喜フ可キ税則ナランヤ假令今日ノ配業營業者カ自ラ
 求メテ惨場ニ陥イルトスルモ斯ノ如ク数十万ノ赤子カ其
 ノ処ヲ失フノ状態ヲ見ハ之レカ父母タルノ任ニ在ル者宜
 シク猛省セスンハ有ル可カラサル所ナリ況ヤ素ト是レ税
 則ノ当ヲ得サルヨリ原因スルニ於テヲヤ其レ然リ前ヨリ
 論スルモ後ヘヨリ議スルモ売業營業カ今日事ニ至テハ宜
 シク

朝廷ノ猛省ヲ要セスンハ有ル可カラサルノ理太陽ヲ見ルヨ
 リモ明カナリ然リ而シテ
 朝廷ノ未タ為メニ何等ノ事有ルヲ聞カサルハ佐平等カ甚ダ
 解セサル所ナリ識ラス

朝廷ニ於テハ該營業者等カ今日ノ歎声ヲ聞カレサルヤ未タ
 其ノ惨状ヲ見ラレサルヤ其ノ惨状ヲ陳述シテ

朝廷ニ奉呈セル者ハ既已一二人ノ少数ニアラサルヘシ其歎
 声ノ発シテ

朝廷ニ謂願セル者モ亦タ既已一二人ノ少数ナラサル可
 シ今日ニ至テハ

朝廷決シテ其歎声ト惨状トヲ見聞セラレサルノ理無キヤ明
 ナリ然リ而シテ

朝廷未タ為メニ該税則ヲ改正スルノコトアルヲ聞カス佐平
 突ニ

朝廷ハ既已ニ該改正ニ着手セラルムモ佐平等カ未タ聞ク
 ニ及ハサル邪人或ハ云フ

政府ハ則税則ヲ以テ一時已ムヲ得サルヨリ生セル佐平未タ
 其ノ税則ノ已ムヲ得サルヨリ生セル所以ヲ知ラサルナリ
 如何トナレハ売業營業タルヤ娼妓營業ノ如ク風俗ヲ害ス
 ル者ニモアラス又酒店ノ如ク奢侈ヲ長スル弊アル者ニモア
 ラスシテ突ニ衛生ノ一部ニ属スル者ナレハ勿論殊ニ我國
 ノ如ク医学未タ隆盛ニ至ラサルヨリ醫師各地ニ寥々タル
 国ニ在テハ

政府ノ最モ注意ヲ要シテ其營業ノ盛大ヲ期ス可キ者ナルコ

ト識者ヲ待タスシテ明カナリ此ノ□ヨリ推論スルトキハ
政府カ売藥營業者ニ対スル今日ノ務メハ成ル可ク其ノ稅ヲ
薄フシテ其ノ藥品ヲ精選スルノ余力ヲ該營業者ニ与フル
コソ至当ノ事ナルニ似タリ決シテ之レニ苛稅ヲ賦課シテ
該營業者ノ衰微ヲ期スルノ理万々有ル無シ其レ然レトモ
課稅ノ多寡ハ時ノ必用ヨリ生スル者モ無キニアラサレハ
佐平今更ニ之ヲ論セス佐平カ今日在テ切言痛論スル処ハ
只タ

政府カ不理不当ノ稅則ヲ改正セラレンコトヲ望ムニ在ルナ
リ人或ハ云フ

政府已ニ売藥印稅ヲ確定セラレ且已ニ今年ヨリ初メテ之ヲ
實施セラル今ニシテ忽チ之レヲ改正スルハ

政府ノ為ス可カラサル所ナリ若配藥營業者ニシテ稅則ニ適
セサル処アラハ其營業方法ヲ轉シテ現金売藥營業ヲ為ス
ニ如何スト佐平ノ斯ノ如キ論者ニ向テ許多ノ疑問アリ曰
ク凡ソ法律規則ノ改正ハ時間ノ長短ヨリ生スル者ナルヤ
將其ノ当不当ノ多寡利害得失ノ比較ヨリ生スル者ナリ乎
曰ク故無クシテ単ニ稅則ノ都合ニヨリテ妄リニ營業ヲ變

換セシムルヲ得ルモノナルヤ將タ營業ノ都合ニヨリテ為
メニ稅則ヲ適宜ニ制定スル処ナルヤ曰ク稅則ハ本ニシテ
營業ハ末ナルヤ營業ハ本ニシテ稅則ハ末ナルヤ曰ク稅則
在テ營業ヲ産スル者ナルヤ曰ク稅則ハ先ニシテ營業ハ後
ナルヤ營業ハ先ニシテ稅則ハ後ナルヤ苟モ道理ノ解スル
ノ力ヲ有スルノ者幾万人ト雖モ皆必ス此ノ疑問ニ對シテ
同音ニ答ヘシ曰ク營業ハ先ニシテ稅則ハ後ニナル者ナリ
ト曰ク稅則ノ為メニ營業ノ産スル者ニアラスシテ營業ノ
為メニ稅則ヲ生スルニ至ル者ナリト曰ク他ニ故無クシテ
稅則ノ都合ニヨリ妄リニ營業ヲ變換セシムルヲ得ル者ニ
アラスシテ營業ノ都合ニヨリテ為メニ稅則ヲ適宜ニ制定
スル者ナリト曰ク法律ヨリ規則等ヲ生スル者アラスシテ
改正増補ハ時間ノ長短ヨリ生スル者アラスシテ其当不当
ノ多寡利害得失ノ比較ヨリ生スル者ナリト果シテ此ノ解
言ニシテ誤ラスンハ

政府ハ縱令ヒ今年初メテ制定セル者ト雖トモ其果シテ不当
ナルヲ知ラハ之ヲ改正スル成ル可クハ速カニス可シ何ソ
其年月ノ長短ヲ數フルニ及ハンヤ今月制定シテ今月改正

スルモ可ナリ今日制定シテ今日改正スルモ可ナリ何ヲ苦
 ンテ税則營業ノ本末ヲ転倒シ以テ税則ノ都合ノ為メニ營
 業ヲ転換セシムルニ至ルノ理アランヤ此レ理ノ昭昭タル
 モノニシテ更ニ喋々ヲ要セサル者ナリ然レトモ今暫ラク
 斯數十歩ヲ曲ケテ税則ノ都合ニヨリ売薬營業者中ノ二大
 別即チ現金売薬營業ト後金配薬營業トノ者ニ向フテ強テ
 輕重ヲ區別シ一ヲ正業トシ一ヲ副業トシ專ラ其正業トス
 ル認定セル方ニ就イテ其レニ乃ミ適スルノ税則ヲ定メ以
 テ其副營業者ヲシテ其税則ノ下ニ隸屬セシムルノ便法ヲ
 定メン乎公衆^(衆力)ノ便宜ヨリ論スルモ其營業方法ヨリ論スル
 モ配薬後金ノ營業ヲ以テ現金売薬ノ營業方法ニ比スルニ
 其勝ルコト万々ナレハ此時ニ当テハ無論配薬後金ノ營業
 ヲ正業トシ現金売薬營業ヲ其副業トセサルヲ得ス如何ン
 トナレハ凡ソ売薬ノ功能ヲ尊ヒ且之レヲ要スルノ人民ハ
 中等以上ノ人士ニモ無キニアラスト雖モ概シテ言ヘハ中
 等以下ノ人民ニシテ医師ヲ招クノ力ナキカ或ハ之レ有ニ
 モ之レヲ招クニ不便ナルニ在テハ多シトセサルヲ得ス而
 シテ是等ノ人民ハ予防ノ為メ數多ノ薬品ヲ購求セント欲

スルモ或ハ時トシテ其ノ欲スル所ノ望ミヲ達スルノ金無
 キニ苦ミ且其ノ予防薬ノ準備無キヨリ往々其ノ年中不快
 不安ノ念慮ヲ抱キ且為メニ疾病ヲ醸スコトニ至ルコトモ
 往々實際ニ見処其敢テ然ラサルモ疾病ノ卒カニ起ル時ニ
 大ニ周章狼狽シ為ス処ヲ知ラサルニ至ルコト事實ニ於テ
 免レサル処ナリ然ルニ今若配薬後金ノ營業ヲシテ熾盛ナ
 ルニ至ラシムトキハ貧民ト雖皆斯如キ遺憾免ニ至ル可是
 亦配薬營業方法現金売薬方法ニ勝ルノ一証トスルニ足然
 リ而シテ今更ニ貧窮ナラサル中等以上ノ人民ニ於テ証セ
 ンカ該人民等許多ノ薬品ヲ予防為メニ購求シ置クト仮リ
 定ムルニ該人民ノ華家其ノ年中一ノ疾病者無キトキハ予
 防ノ薬品ノ其効力ヲ変スル者無益ス損棄セサルヲ得サル
 ノ憂ヒ在ルヲ免レス然レトモ今若シ配薬後金營業者ニシ
 テ熾盛ナルニ至ルトキハ斯ノ如キノ憂ヒモ亦一切有ルコ
 ト莫キニ至ル可シ之レヲ一言スルニ配薬後金營業方法ハ
 最モ仁術ニ適合スル所ノ方法ニシテ彼ノ現金売薬營業ノ
 如キ単ニ商法ノ性質ノミヲ帯ヒタル者トハ霄壤ノ差アリ
 ト謂ハサルヲ得サルナリ若シ今實際ニ於テ配薬後金營業

者ノ在ル^(マ)徴セハ

政府ノ売薬營業者ヲ奨励シテ此ノ配薬方法ヲ執ラシムルヲ欲ス可キ程ノ營業ナルモ今ヤ否ラス此營業方法ノ幸ヒニ存在シテ且實際ニ之レヲ行フ營業者アルヲ喜ハサルノミナラス却テ配薬營業ヲ蔑如シテ且為メニ其方法ニ適スルノ税則ヲモ設ケス大ニ之ヲ屈シテ現金売薬營業者ノミニ向テ制定セル税則ニ曲從セシメントスルモノム如シ

政府ノ不注意モ亦甚ント謂ハサルヲ得ス是レ前言既已ニ佐平カ配薬後金營業ヲ正業トシ他ヲ副業トス可シト明言セル所以ナリ若シ又斯ノ如キ強ヒテ正業副業ヲ定ムルヲ不可トスルトキハ此ニ營業ニ適スルノ税則ヲ制定セスンハ有ル可カラサルハ必然ノ理ニシテ喋々ノ論ヲ待テ初テ知ル所ノ者ニアラサルナリ其レ斯ノ如ク今回ノ売薬印紙税タルヤ之レヲ改正セサルハ不完全且不適当不条理ナルコト明々白々タルニモ拘ハラズ飽マテ之レヲ實施シテ顧ミサラントスル乎其ノ結果ハ唯タ許多ノ罪人ヲ所在ニ造出スルヲ得ル而已矣是又タ一言シテ予メ

聖聴ヲ煩ハサンハ有ル可カラス現ニ富山ノ如キハ売薬家中

已ニ許多ノ罪人アリテ警察ノ探偵ヲ煩ハスニ至リタリト聞ク佐平未タ其ノ罪人ハ何ノ某何ノ誰等タルヲ知ラスト雖トモ想フニ今回ノ罪人等ハ平素実惡ヲ働クコト彼ノ窃盜強盜等ト一般ナル者ニアラスシテ多クハ其父兄ニ孝順ニシテ其子弟ニ友愛ナル者ナル可シ如何トナレハ藥九層倍ノ俚諺有ルニモ拘ハラズ配薬營業者殊ニ越中富山ノ該營業者等ノ如キハ其ノ利益甚タ多カラサルコト實際ニ明カナル者ノ皆ナ能ク知ル所ニシテ實ニ其ノ純益金ニ至テハ一般ノ商家ヨリモ甚タ下レル者ナルヲ以テ動モスレハ父母妻子ノ凍餒ヲ憂フルノ余リ脱税ヲ図ル者アルニ至ルハ自然ノ理ニシテ一般ノ人情モ亦タ斯ノ如クナル可キ者ナレハナリ然ルニ

政府ハ該營業者等ノ實際ヲ詳察スルニ惰タリテ徒ニ藥九層倍ノ俚諺ヨリ空想ヲ惹起シ以テ苛税重税ヲ頻リニ負ハシムルニ至ラハ該營業者ノ困難如何ソヤ重税ヲ納ムルトキハ父母妻子ヲ養フコト能ハス納メサル時ハ其ノ營業ヲ為能ハス其業ヲ轉セン乎其ノ慣レサルヲ奈何セン其レ然リ轉業ハ容易ニ為ス可カラス而シテ父母妻子ハ飽マテ養ハ

II 行 財 政

スハアル可カラス是レ勢ヒ脱税ヲ図ラサルヲ得サルニ至ル想フニ今回聞ク所ノ売薬家中犯罪人ハ此種ノ罪人ナルヘシ佐平私カニ以為ラク今回富山ノ罪人等カ實際ヲ探損セラレタルノ后チ

朝廷賢明諸公等必ス思ヒ給ハン斯ノ如キハ己レ推テ之ヲ溝中ニ陥イレタルニ異ナラスト然レトモ是レ已ニ既往ノ事ニ属セリ今更ニ悔恨スルモ益アルナシ佐平今日ニ至テハ深ク将来ニ向テ憂フ今回ノ印紙税則ニシテ改正セラレスンハ今ヨリ益々憐ム可キ罪人出スコトヲ無数ナランコトヲ請フ更ニ詳細ニ其ノ理由ヲ左ニ陳述セン既ニ前建白ニモ略ホ陳述セルカ如ク配薬後金ノ營業ノ方法タルヤ前年該營業者カ其敷薬品ヲ各地方ノ每家ニ配置シテ次年ニ至リ其ノ每家ニ巡回シ以テ其ノ各家カ實際ニ服用セシ薬価ノミヲ請取り残薬更ニ新製ノ薬品ト交換スルノ方法ナレハ今回ノ印紙貼用スルニ及ンテハ実ニ損益相償ハサルニ至ルコト今ヨリ明視スルヲ得タリ其故如何トナレハ今仮リニ或ル家ニ五錢宛ノ薬品十包ヲ予防薬トシテ留置シ次年ニ至リ其ノ中ノ一包ノミノ薬価ヲ請取ルトセンニ計算

ハ左ノ如シ

五錢 一包ノ請取薬価

四錢五厘 九包ヲ開封スルニ付九包ノ破損印紙代価

差引残五厘 益金

右ハ配薬人ノ路費ト薬品仕入代価ヲモ計算セサルノ益金ナリ若シ其ノ路費ト仕入薬価ヲ計算スルニ至ラハ一厘ノ利益ダモナキノミナラス許多ノ損毛アルヤ疑ヒ無シ然レトモ是レ等ノ計算表ハ尙驚クニ足ラス更ニ是レヨリ甚タ驚ク可キ計算ニ会フコト實際ニ於テ珍シカラサルニ至ルヘシ例ヘハ今或家ニ拾錢ノ薬品三包ト七錢ノ薬品二包ト式錢五厘ノ薬品五包トヲ留置シ次年ニ至リ其家ニ於テ只タ式錢五厘ノ薬品一包ノミヲ服用セントスルニ其計算ハ左ノ如シ

式錢五厘 一包ノ請取薬価

五錢四厘 九包ヲ開封スルニ付テ破損スヘキ印

紙代価

差引式錢九厘 損金

斯ノ計算ノ如キハ配薬人路費ハ勿論仕入薬価ヲモ計算セ

サルニ尚一倍余ノ損耗ヲ生スルニアラスヤ嗚呼斯ノ如キ
ハ假令ヒ売薬ハ俚諺ノ如ク九層倍ノ利アルトスルモ今ハ
何益之有ラン假令ヒ百層倍ノ利アルトスルモ今ハ皆印紙
ノ為メニ消耗セサルノミナラス許多ノ損ヲ受クルニ至ル
ハ現ニ計算上ニ見ルニ如ク数ノ免レサル所ナリ然リ而シ
テ已ニ前言ニ演タル如ク転業ハ容易ニ為ス可カラスシテ
而シテ父母妻子ハ飽マテ養ハスンハアルヘカラス姦計ヲ
運ラシテ脱税ヲ企ツル者ノ陸續湧出セサラント欲スルモ
豈得ケンヤ是佐平カ前言ニ於テ印紙税則ノ結果ハ唯許多
ノ罪人ヲ所在ニ造出スルノミト明言セシ所以ナリ以上數
千言ハ皆阜夫佐平カ野芹ノ誠願クハ一タヒ

聖聰ヲ傾ケラレンコトヲ今ヤ佐平年已ニ老ヒテ斑白ノ列ニ
入り其ノ心固ヨリ三十ノ壯年輩ト異ナル者アリテ敢テ世
ノ名誉ニ望ミ無ク又敢テ私ノ利害ニ汲々タラス唯國ニ報
スルノ愚誠ト世ヲ思フノ一念ト他ニ又幼ヨリ養フ所ノ義
氣ノ未タ全ク亡ヒサル者アルカ故ニ事ニ会フテ黙スル能
ハス是ヲ以テ敢テ飽マテ言ク尽シテ

朝廷ノ猛省セラレンコトヲ懇願シテ已マサルノミ若シ葑菲

ノ

聖意ニ適合スル在ルアラハ佐平死スルモ誠ニ遺憾無シ阜夫
永森佐平誠恐誠惶

頓首百拜

東京府下芝区芝口三丁目

三番地荒井太助方寄留

石川県越中国上新川郡

富山辰巳町七番地平民

永森 佐平

明治十六年四月五日

元老院

御中

(内藤記念くすり博物館蔵)

一 聖 明治十六年六月 売薬印紙貼用につき伺・回答

各地方ニ於テ配置シタル残薬取扱之義ニ付伺

一 売薬印紙税規則御施行前ニ在テ、行商人各地方ニ於テ
配置シタル薬品ハ、乃チ旧来ノ慣行ニ因リ、實際費消ノ
数量ニ対スルトキハ、幾倍蓰ニ当ル過多ノ薬量ヲ供シタ

ルモノニシテ、故ニ後年ニ至リ其服用セサル残余ノ藥品
ハ、引戻スヘキ約束ニ有之、然ラハ今後行商之際、其残
薬不用又ハ其他ノ故ヲ以返戻スルトキハ、固ク売買ノ約
束ナキモノニ付、無論代金請求スベキ理由無之、此場合
ニ於テハ該戻リ薬行商人ニ而再ヒ他ニ販売ス可キモノハ、
明治十五年太政官第二十四号布達ニ依リ、印紙貼用可致
ハ勿論之義ニ候得共、他ニ販売ヲ為サズ其儘本國營業者
ニ可引戻モノハ、行商人ニ於テ取纏メ送却為致指支無之
義ト可相心得候哉

但本文送却ノ藥品、營業者ニ於テ再ヒ発売スヘキモ
ノハ、更ニ製造高ニ組込ミ、別ニ其事由ニ記シ置ノ
義ト相心得候哉

一 前同事由ノ配薬ニシテ効能氣発シタルモノ、又ハ汚損
或ハ腐殆シタルモノアリテ、行商人ニ於テ引戻ヲ要スル
場合アルトキハ、乃チ前同様可相心得候哉

一 前同事由ノ配薬ニシテ、印紙規則御発行ニ付、商業
上ノ情態アリテ、前途^(マ)経続ノ目的不立候モノ有之、不得
止配置ノ残薬引揚、追テ売路相求候迄營業者ニ引戻時ハ、

乃チ前同様可相心得候哉

右法律上無論指支無之義ト存候得共、為念御伺候間至急御
指令仰上候也

明治十六年六月八日

越中國上新川郡

高月村四百五十番地

売薬營業人 高田清次郎

同 四百七十七番地

鷹取嘉三郎

同 四百九十五番地

島川重五郎

同 五百八十九番地

井黒弥四郎

同 四百廿四番地

碓井宗八

同 四百廿五番地

山渕久平

同 三百八十六番地

寺西平部

滑川大町千七百八十五番地

(寺西家所藏文書)

神保東作

同 千七百六十三番地

早川久太郎

一 冥 明治十六年六月、十九年六月 売薬印紙売捌

同 荒町千五百九十番地

高橋直之

一 (表紙) 明治十六年六月

帳

右高月村

戸長 藤田與七郎

売薬印紙売捌控

橋爪治郎左衛門

㊦

右滑川大町等戸長代理

売薬印紙売捌記

用係 松井禎三郎

富山総曲輪

石川県令 岩村高俊殿

片山文哲殿

租第五十四号

未六月二日

書面伺ノ趣装置ヲ毀テ多数多取集メシ廢棄ニシテ、自用人へ

一 五十四枚 長印紙

ノ販売品ト判然區別相立ツモノハ、税則施行以前配置ノ品

此代五拾四銭

而シ此際ニ限り、印紙貼用為サスシテ持帰ルモ苦シカラサ

愛知県尾張国浪越区南瓦町

ル義ト可相心得候事

各務吉太郎殿

明治十六年八月三十一日

同四日

富山県令 國重正文

一 四拾枚 五厘印紙

政 財 行 II

此代貳拾錢請取

山口県下売薬行商人

多田村九十番地

赤松頼一

一 三拾枚 三厘印紙

✓

京都府下京区第一区

山下町百廿五番地

永田善五郎

六月廿二日

一 四拾枚 五厘印紙

一 貳百枚 壹厘印紙

代貳拾錢

✓

山口県下玖珂郡

和木村十七番地

浅田嘉造

同三日

一 四拾枚 五厘印紙

四日

一 貳拾枚 五厘印紙

✓

京都府下京区壹小区

山下町百廿五番地

永田豊三郎

六月二十七日

一 四拾六枚 壹錢印紙

✓

岸田国義

七月四日

一 貳拾枚 五厘印紙

同

一 貳拾枚 三厘印紙

七月一日

一 四拾枚 五厘印紙

五日

一 貳拾枚 同断

六日

一 拾枚

同断

婦負郡八尾東町

橋爪治郎作

同

七月二十九日

一 貳拾枚

五厘印紙

一 五拾枚

五厘印紙

ノ

富山小島町

今町千六百八十四番地

井上小平

井浪丞八

七月廿三日

同月廿四日

一 百枚

三厘印紙 支室定

一 百枚

上新町

上新川郡伏木村十三番地

石山善四郎

山下彦右衛門

同廿六日

同二十五日

一 七拾枚

三厘印紙

一 五拾枚

今町

富山市惣曲輪

井浪丞八

杏原正象

七月二十九日

八月廿六日

一 貳百五拾枚

壹錢印紙

一 八拾八枚

壹厘印紙

上新川郡富山山王町百六十五番地

ノ

小泉清平

II 行 財 政

八月廿六日

一 三拾枚 三厘印紙

上新川郡伏木村

山下彦右衛門

八月廿八日

一 八拾枚 三厘印紙

上新町

石戸屋善四郎

九月十九日

一 三拾枚 三厘印紙

同

一 四拾枚 五厘印紙

同所

橋爪治郎作

九月廿一日夜宮山星井町

木曾定七

一 八拾枚 貳厘印紙

同廿五日夕 同人

一 四拾枚 貳厘印紙

十月七日 山口県下多田村九十番地

赤松頼一

一 八拾枚 壹厘印紙

九日 同人

一 九拾枚 同断

九日 同人

一 拾枚 三厘印紙

同九日 同人

一 拾枚 三厘印紙

一 四拾枚 壹厘印紙 同人

同十一日 同人

一 六拾三枚 壹厘印紙

同 同人

一 拾枚 三厘印紙

同 同人

一 貳枚 五厘印紙

十月十一日 上新川郡伏木村

山下彦右衛門

一 八拾枚 三厘印紙

同十一日 古国百三十一番地

安井宗平

一 壹厘 壹枚

同

一 貳厘 三十枚 同人

同

一 三厘 十五枚 同人

十月 橋爪治郎作

一 五厘印紙 五拾枚

ノ

十月十二日 赤松頼一

一 八拾枚 壹厘印紙

同

一 五枚 五厘印紙 同人

同十四日

一 八拾枚 壹厘印紙 同人

同 五枚 五厘印紙 同人

同十六日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘印紙

同廿七日 川崎五郎平

一 八拾枚 壹厘印紙

同 橋爪治郎作

一 五拾枚 五厘印紙

十一月廿六日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘印紙

十二月八日 婦負郡山田湯村六百三十六番地

津田徳平

一 四拾三枚 三厘印紙

同十七日 今町

井浪丞八

一 五拾枚 貳厘印紙

同 同人

一 貳拾枚 三厘印紙

同十七日 橋爪治郎作

政 財 行 II

一 百拾枚 五厘印紙

同四日 松岡きよ

同廿日 上新町 石山善四郎

一 五拾枚 三厘印紙

一 五拾枚 三厘印紙

二月廿四日 石山善四郎

明治十七年

一 六拾六枚 三厘印紙

一月二日 上井沢村 渡辺順長

三月二日 上新川郡伏木村 山下彦右衛門

一 貳百枚 壹厘印紙

一 四拾枚 三厘印紙

同 同人

同

一 貳百枚 貳厘印紙

一 四拾枚 貳厘印紙 同人

一月十二日 松岡きよ

三月十日 石山善四郎

一 五拾枚 三厘印紙

一 五拾枚 貳厘印紙

同 橋爪治郎作

同十六日

一 八拾枚 貳厘印紙

一 五拾枚 貳厘印紙 同人

一 三拾枚 三厘印紙 同人

同廿一日

一 八拾枚 壹厘印紙 同人

一 五拾枚 貳厘印紙 同人

一月十三日 石山善四郎

同廿九日

一 六拾六枚 三厘印紙

一 五拾枚 貳厘印紙 同人

二月一日 同人

四月六日

一 六拾六枚 三厘印紙

一 壹厘印紙 八拾枚 橋爪治郎作

- | | | | |
|--------|-------------------|--------|--------------------------------|
| 同 | 同 | 一 百枚 | 壹厘印紙 同人 |
| 一 八拾枚 | 貳厘印紙 同人 | 四月廿六日 | 石山善四郎 |
| 同 | 同 | 一 百六拾枚 | 壹厘印紙 |
| 一 八拾枚 | 五厘印紙 同人 | 五月十日 | 愛知県名古屋区葵町七番地 山口久太郎 |
| 四月六日 | 石川県マツト 宮本喜三郎 | 一 百六拾枚 | 壹厘印紙 |
| 一 拾枚 | 壹錢印紙 | 同廿六日 | 上新町 石山善四郎 |
| 同 | 同人 | 一 五拾枚 | 貳厘 |
| 一 六枚 | 五厘印紙 | 六月二日 | 石川県金津区木ノ新保壹番町五拾壹番地
士族 橋本六三郎 |
| 同 | 松岡きよ | 一 百六拾枚 | 壹厘印紙 |
| 一 五拾枚 | 三厘印紙 | 同 | 同人 |
| 同九日 | 石山善四郎 | 一 八枚 | 五厘印紙 |
| 一 百枚 | 貳厘印紙 | 六月六日 | 同人 |
| 四月九日 | 橋爪治郎作 | 一 八拾枚 | 壹厘印紙 |
| 一 八拾四枚 | 三厘印紙 | 同 | 同人 |
| 十七日 | 八尾西新町四千〇五番地 若原清五郎 | 一 三拾枚 | 五厘印紙 |
| 一 五枚 | 三厘印紙 | 六月六日 | 松岡きよ |
| 十九日 | 砺波郡野尻村 五香練太郎 | 一 五拾枚 | 三厘印紙 |
| 一 百五拾枚 | 貳厘印紙 | | |

政 同 橋爪豊郎

財 一 百六拾枚 沓厘印紙

行 同 同人

II 一 三拾三枚 五厘印紙

同 同 同人

一 百六十枚 沓厘印紙

六月七日 橋本六三郎

一 三拾枚 五厘印紙

一 拾貳枚 五厘印紙 同人

一 拾四枚 沓錢印紙 同人

同 同 同人

一 八十枚 沓厘印紙

同 同 同人

一 貳百四拾枚 同

同 同 同人

一 拾六枚 五厘印紙

六月十八日 石山善四郎

一 五拾枚 沓厘印紙

同 同 橋爪治郎作

一 八拾枚 沓厘印紙

同 同 同人

一 百六十枚 沓厘

七月十八日 名古屋 アイチケンアライ

山口久太郎

一 百六拾枚 沓厘印紙

同 同 石山善四郎

一 五十枚 沓厘

同 同 江州浅井郡ユケ村 藤原傳九郎

一 八拾枚 沓厘印紙

六月四日 橋爪治郎作

一 八拾枚 五厘

八月三日 石川県金沢山ノ上町三丁目 黒田伊世

一 百六拾枚 沓厘印紙

同 同 同人

一 百六拾枚 五厘印紙

同 同 同人

- 一 百枚 式厘印紙
 同七日 同人
 一 六拾枚 壹厘印紙
 同 同人
 一 百枚 式厘印紙
 八月七日 長沢村 田辺弥平蔵
 一 五拾枚 三厘印紙
 同 同人
 一 三拾枚 五厘印紙
 同十日 松瀬村 松田源三郎
 一 拾五枚 壹錢五厘
 同十二日 黒田伊世
 一 八十枚 式厘
 同十四日 橋爪治郎作
 一 八拾枚 壹厘
 八月廿一日 石山善四郎
 一 五拾枚 式厘
 同廿二日 名古屋^(区カ)アヲヘ町 山口久太郎
 一 百六拾枚 壹厘
 同三十一日 野尻村 五香孫右衛門
 一 百枚 式厘
 同 橋爪治郎作
 一 八拾枚 壹厘
 同 同
 一 八拾枚 三厘
 八月三十一日 越中トナミコウリ井浪町^(波カ) 中筋源七
 一 貳百四十枚 壹厘
 同 同人
 一 拾枚 五厘
 九月十五日 下新川郡イクシ 山中治郎吉
 一 八拾枚 壹厘印紙
 同 同人
 一 拾枚 五厘印紙
 同 同人
 一 拾枚 五厘印紙
 九月十九日 今町 井浪蒸八

政 財 行 Ⅱ

一 八拾枚 巻厘

同廿五日 石山善四郎

一 百枚 貳厘

十月一日 名古凶(屋区カ) 山口久太郎

一 四拾枚 五厘印紙

同八日 松井伊三郎

一 百枚 巻厘

十月十四日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘

同十九日 名古屋(区カ)青井町 山口久太郎

一 百六拾枚 巻厘

同十八日 橋爪治郎作

一 五拾枚 五厘印紙

同廿九日 西上 (素カ)山杉屋久平

一 百枚 巻厘

十一月六日 松瀬村 松田源三郎

一 巻厘 五十枚

同 同人

一 五厘 拾枚

同十三日 上新町 石山善四郎

一 百枚 貳厘

同十七日 川崎五郎平

一 巻厘 五拾枚

同 同人

一 貳拾枚 巻厘

十一月廿五日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘

十二月六日 松瀬村 松田源三郎

一 八拾枚 巻厘

十二月十六日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘

十二月十八日 松瀬村 松田源三郎

一 百枚 巻厘

同 同人

一 拾枚 五厘

同廿三日 上新町 石山善四郎

一 百枚 貳厘

十八年一月

一月八日

松田源三郎

一 百枚 壹厘

同十日

名古屋(区カ)青井町 山口久太郎

一 百六拾枚 壹厘

同

松岡きよ

一 五拾枚 三厘

一 百六拾枚 壹厘

橋爪治郎作

一 八拾枚 貳厘

一 八拾枚 三厘

一 八拾枚 五厘

同三十日

石山善四郎

一 百枚 貳厘

二月二日

松岡きよ

一 五拾枚 三厘

同十日

す巳町 才卜市郎右衛門

一 三十枚 壹厘

二月十八日 大坂府トウシヨマチ 法武浅右衛門

一 拾枚 壹厘

同廿三日

同人

一 五拾枚 壹厘

同廿四日

同人

一 四拾枚 壹厘

同廿四日

同人

一 三拾枚 壹厘

同

同人

一 拾枚 五厘

同

同人

一 三拾五枚 壹厘

二月廿四日 松瀬村 松田源三郎

一 八十枚 壹厘

同 同人

一 式十四枚 五厘

同廿六日 大坂府道修町 法武浅右衛門

一 八拾枚 壹厘

政	財	行	II
三月一日	一 三拾枚	同四日	一 八拾枚
同人	壹厘 <small>(池之)</small>	田地村	壹厘
		助三郎	
			一 八拾枚
			貳厘
			橋爪治郎作
			三月十二日
			松岡きよ
			一 五拾枚
			三厘印紙
			同十五日
			井浪屋蒸八
			一 四拾枚
			三厘
			同三十一日
			松岡きよ
			一 三十枚
			三厘
			四月十二日
			松岡きよ
			一 貳拾枚
			三厘
			十四日
			同人
			一 五拾枚
			三厘
			二十日
			橋爪治郎作
			一 四拾枚
			壹厘
			同人
			一 三拾五枚
			貳厘
			四月廿三日
			大坂府道修町
			法竹 <small>(マ)</small> 浅右衛門
			一 四拾枚
			壹厘
			廿五日
			同人
			一 貳百枚
			壹厘
			同
			一 四拾枚
			五厘
			同
			松岡きよ
			一 五拾枚
			三厘
			廿八日
			伏木村
			彦右衛門
			一 三拾枚
			三厘
			五月十日
			橋爪治郎作
			一 八拾枚
			壹厘
			同
			同人
			一 八拾枚
			三厘
			同
			同人
			一 五拾枚
			五厘
			同十一日
			松瀬村
			松田源三郎

一 百枚 沓厘

同 同人

一 貳拾枚 五厘

五月廿日 上井沢村 渡辺順長

一 壹枚 沓厘

同 同人

一 八拾枚 三厘

同廿四日 同人

一 七枚 三厘

同廿五日 橋爪治郎作

一 百六拾枚 貳厘

五月廿六日 松瀬村 松田源三郎

一 貳百枚 沓厘

同廿七日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘印紙

六月八日 橋爪治郎作

一 百六拾枚 沓厘

大坂府東区南本町四丁目八番地

石川県金沢木町二番丁八十八番地寄留

奥田源治郎

七月三日

一 八拾枚 沓厘

一 四拾貳枚 五厘

ノ

同十二日

一 六拾枚 三厘

七月廿一日 松瀬村 松田源三郎

一 貳拾枚 五厘印紙

廿一日 八尾諏訪町 和田宇太郎

一 六十枚 三厘印紙

同 同人

一 貳十枚 三厘印紙

同三十一日 松瀬村 松田源三郎

一 五拾枚 沓厘

八月廿日 松瀬村 松田源三郎

一 八拾枚 沓厘

政 八月廿二日 橋爪治郎作

財 一 八拾枚 五厘

行 同廿六日 同人

II 一 百六十枚 壹厘

一 八拾枚 貳厘 同人

一 八拾枚 三厘 同人

八月三十一日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘

九月十三日 松瀬村 松田源三郎

一 八拾枚 壹厘

同廿四日 同人

一 八拾枚 壹厘

同廿七日 伏木村 彦右衛門

一 貳拾枚 貳厘

同 同人

一 貳拾枚 三厘

十月改

十月六日 井浪蒸八

一 拾枚 壹厘

同 同人

一 拾枚 貳厘

同 同人

一 三拾枚 三厘

同 同人

一 四枚 五厘

十月十日 伏木村 彦右衛門

一 五拾枚 三厘

同廿六日 同人

一 三拾枚 貳厘

同 同人

一 六拾枚 三厘

同廿九日 金沢木町二番丁八十八番地 奥田源治郎

一 拾壹枚 貳厘

十一月一日 井浪蒸八

一 五拾枚 三厘

同七日 新潟県越後刈羽郡比角村第四百六十六番地

蒲原多市

一 貳拾枚 五厘

十一月十一日 松瀬村 松田源三郎

一 百枚 壹厘

十一月十二日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘

同十五日 松瀬村 松田源三郎

一 百三十五枚 壹厘 志仁ア屋庄蔵

同十五日 橋爪治郎作

一 八十枚 壹厘

同 橋爪治郎作

一 八十枚 貳厘

同 同人

一 八十枚 五厘

十一月廿七日 新潟県越後 蒲原多市

一 四拾枚 壹厘

同 同人

一 拾枚 五厘

十二月十三日 伏木村 彦右衛門

一 八拾枚 貳厘

同 同人

一 拾枚 三厘

十二月廿一日 新潟県越後 蒲原多市

一 八拾枚 壹厘印紙

同 同人

一 拾枚 五厘印紙

同 松瀬村 松田源三郎

一 三拾枚 壹厘

十九年

戊十一月改

一月六日 松瀬村 松田源三郎

一 八拾枚 壹厘

同十四日 越後 蒲原多市

一 五拾枚 壹厘

一月廿三日 伏木村 彦右衛門

一 百枚 三厘

政 同

財 一 貳拾枚 貳厘

同人

行 二月二日 松瀬村 松田源三郎

II 一 四拾枚 壹厘

二月廿四日 井浪丞八

一 貳拾枚 三厘

同廿五日 横平常蔵

一 百五拾枚 貳厘

同 松岡久

一 五拾枚 三厘

二月廿六日 横平常蔵

一 百枚 貳厘

同廿七日 松瀬村 松田源三郎

一 八拾枚 壹厘

同 同人

一 四枚 五厘

三月四日 橋爪次郎作

一 八拾枚 貳厘

一 百六拾枚 壹厘 同人

三月十五日 松瀬村 松田源三郎

一 五拾枚 壹厘

同廿五日 同人

一 八枚 五厘

同廿六日 井浪丞八

一 三拾枚 三厘

同廿八日 松瀬村 松田源三郎

一 貳拾枚 五厘

四月二日 八尾上新町 岩佐権治郎

一 拾九枚 壹厘

同 同人

一 七拾六枚 貳厘

同 同人

一 拾八枚 三厘

同 同人

一 三拾枚 五厘

同三日 金沢木町二番丁八十八番地 奥田源治郎

一 拾五枚 沓厘

同 同人

一 壹枚 五厘

同廿一日 松瀬村 松田源三郎

一 八拾枚 沓厘

同廿四日 上新町 岩佐権治郎

一 拾四枚 沓厘

✓

同廿五日 橋爪治郎作

一 八拾枚 三厘

一 六拾枚 五厘 同人

一 八拾枚 貳厘 同人

六月七日 下田地村五十一番地(池之) 比川助三郎

一 五拾枚 沓厘

六月十六日 射水郡津幡屋村(江之) 吉村権治

一 四拾枚 沓厘印紙

同 同人

一 五枚 三厘印紙

同 同人

一 六拾枚 沓厘印紙

六月二十一日 松岡きよ

一 五拾枚 三厘印紙

同 橋爪治郎作

一 貳百八十六枚 沓厘印紙

同 同人

一 三百貳十九枚 貳厘印紙

同 同人

一 六拾枚 三厘印紙

同 同人

一 百六拾枚 五厘印紙

(内藤記念くすり博物館蔵)

一 罌 明治十六年七月 薬品通送につき県令宛各府

県へ照会願

各府県へ御照会願

政 財 行 II

本年六月四日付ヲ以テ売薬支店設置之儀相伺候処別紙写ノ
通り御指令相成候就テハ各府県（沖繩県ヲ除ク）ニ支店設
置致度候依テ右開店ノ準備トシテ未調製ノ薬品荷物ヲ通送
仕度候間途中障碍無之様予メ各府県（沖繩県ヲ除ク）庁へ
御照会 置被下度此段奉願候也

上新川郡富山総曲輪五十二番地四号

売薬営業 邨澤 金廣

明治十六年七月九日

石井 義春
古山調次郎

富山県令 國重正文殿

租第二十一号

書面願之趣聞届各府県へ通知置候事

明治十六年七月三十日

富山県令 國重正文 閣
(株式会社 廣貫堂藏)

一 賣 明治十六年八月 売薬印紙税につき射水・高

岡の売薬業者歎願

売薬印紙税之義ニ付哀訴歎願

旧来売薬行商ヲ以テ生計相當罷在候処、客年十月太政官第
五十一号印紙税則御公布相成、營業人尙同驚愕措クトコロ
ヲ知ラス、ノミナラス行商人ハ一層ノ困難ヲ来シ、日夜寝
食安カラス心痛至極罷在既ニ昨冬及当春ニ至ル、營業人ヨ
リ屢々哀訴歎願仕次第ニ御座候、尤モ越中地方ノ売薬人斯
歎願仕所以ノモノハ、全ク現金売薬ト配薬後金トノ別、其
性質大ニ反對仕、現金売薬トハ店頭ニテ薬品現販スルモノ
ナル故ニ敢テ老割税ハ難シトセサルナリ、又配薬後金トハ
毎年老回或ハ弐回数十里或ハ数百里ノ地へ行商シ、得意家
或ハ半年或ハ老ケ年間ノ服用ヲ予々遣シ、以テ直付配薬シ
テ其翌年現ニ服用シタル丈ノ代金ヲ領受、其□残シタル薬
ハ其年ノ新製ノモノト引換ルモノ□ニ廃薬ニ属スル印紙常
ニ七八分ノ多キニ居ル、其損害計算スレハ知ヘシ、斯ノ如
キ状態アルヲ以テ将来營業ノ目的不相立、糊口ニ差迫父母
妻子飢餓ニ陥ユルモノ実ニ幾千人ナルヲ知ラス、然トモ祖
先以来伝承慣行營業ナレハ俄ニ転業ノ場合ニハ立至兼、今
日家財ヲ売却シテ糊口ヲ為スノ外更ニ他ノ目的無御座候、

売薬人一同名状スヘカラサル影響ヲ成シ、愁歎罷在候、即
前頭切迫ノ惨状御賢察被下、何卒此ノ窮困ノ事情其筋へ可
然執奏被為在候様、私共連署ヲ以テ奉歎願候、以上

明治十六年八月 射水郡小白石村

平民 森田金蔵

同郡小島村

同 吉田左兵衛

同

同 中西平助

同

同 西田忠右衛門

同 小杉村

同 前田与七

同

成川与次平

同

澤田平造

同

吉田与重郎

同 小白石村

森田仁平

同

串田清三郎

同

串田清次郎

同

串田清四郎

同

串田清太郎

同

石川八右衛門

同 大白石村

宮本太造

同

前橋藤蔵

同

長嶋重蔵

同 倉垣小□村(移丸)

武脇長左衛門

同

真野重平

同

宇田弥次郎

同 下村

坂井六左衛門

同 □島(小丸)新村

高嶋七次郎

同

高嶋豊次郎

同

高嶋鶴次郎

同 柳瀬村

開五作

同

開仁十郎

同

開定次郎

同

中林圓助

同

関原長吉

同 三十三ヶ村

川尻弥助

同 海老江村

中林権右衛門

同

中林権三郎

同 堀岡新村

水卷権之助

同 堀□(岡丸)又新村

多賀助四郎

明神新村

	同	川尻太兵衛	同	作道村	泉田保三郎
	同	川尻助二郎	同		
	同	片口村	同		
	同	渡辺清二郎	同	殿村	荒木三郎
	同	林八右衛門	同		石須与平
	同	高島新村	同		本平弥平
	同	堀上新村	同		石澤太助
	同	宮本與三次郎	同		石澤次郎左衛門
	同	岩脇万四郎	同	沖村	鳥田寅吉
	同	東津幡江村	同		
	同	高瀬八十吉	同	稻積村	須藤九平
	同	佐伯平四郎	同		
	同	佐伯佐平	同		辰口長藏

同	久々江村	同	安吉村
	安部善助		田中長蔵
同	福岡善六	高岡木町	本林喜助
同	水野助蔵	高岡定塚町	鮎本太吉
同	栗原正七	高岡宮脇町	和泉寛二
同	堀川久七	同 下関村	櫛田次太郎
同	作道村	高岡定塚町	松本宗左衛門
	川波寅吉		<small>長男</small> 松本宗三郎
同	殿村	高岡源平町	嶋伊右衛門
同	石須庄三郎	同	二塚利平
	若林平兵衛		
同	寺塚原寺	同下桶屋町	
	析橋仁十郎		

須田長七

同郡守護町新村

竹林利八
竹林太左衛門

守護町新村

相澤善五郎

高岡守山町

同

相澤市左衛門

山本辰五郎

同定塚町

同

中田又右衛門

山本甚蔵

同 石瀬村

同金屋町

渡辺八平

能森敬二

代り
吉田善二郎

同 中老田村

高岡白銀後町

五百崎宗三郎

荒俣善吉

同 三十三ヶ村

同

山崎甚七郎

小川久蔵

山崎甚一郎

同旧旅屋門前

殿村

澤田清平

竹脇栄吉

同 黒川村

本林九郎右衛門

黒田庄蔵

明神新村

同 野村

林田喜八

高岡片原町

越野吉次郎

同

越野勝太郎

同下川原町

篠田力蔵

射水郡沖村

島田久蔵

高岡片原町

竹村仁一郎

射水郡乱橋村

金田善次郎

富山県令 國重正文殿

(内藤記念くすり博物館蔵)

一覽 明治十六年九月 薬剤送還につき伺

明治十五年第五十一号公布売薬印紙規則は十六年一月一日

より実施遵守すべく儀に有之然る処当地方の慣行あり又得
 意先即ち花主に此に因習せしにや十五年中売薬として配置
 せし製剤を配棄する際中には十五年中配置したる薬剤の内
 飲料丈の代価を払ひ其残せし余剤を新製剤の分と引替異
 よとて右残薬を指戻せしに依つて種々売渡したる都合に申
 込むと雖も花主新製の分を欲して旧飲残しの分留め置くを
 肯せず故に止事を得ず受けたる薬剤を取纏め営業人へ還送
 中或は其帰郷の路次検査官の点検を遭遇するに際し印紙貼
 用無之分に有之然れとも十五年中に配置の薬剤にして売買
 の効を〇〇す(マ)営業人方へ送致までの訳なれば不都合と認め
 られんことあらは迷惑不少次第にて客年五十一号公布実施
 履行以前の薬剤を営業人方へ運送中或は背負ひ帰途のもの
 に限り無印紙の薬剤有之とも検査官の点検に際して不都合
 の次第無之訳と存せられ候趣伺出の向も有之候間何分の儀
 至急御指揮賜り度此段奉仰候也

明治十六年九月十三日

富山町各戸長

何 某 印

富山県令殿

(「北陸薬報」昭和二年八月五日)

三 製造高控帳

四 製造品渡高控帳

五 印紙請払控帳

右營業者

六 売薬受払帳

右請売者行商者

一五〇 明治十七年二月 売薬税検査規則布達

甲第廿五号

売薬税検査規則別冊之通相定ム

但明治十六年^四月石川県甲三拾四番布達ハ自今適用セス

右布達候事

富山県令國重正文代理

明治十七年二月廿七日

富山県大書記官深津無一

売薬税検査規則

第一条 売薬營業者受売者行商者ハ此規則ニ從ヒ隨時主任

官ノ検査ヲ受クヘシ

第二条 売薬營業者請売者ハ必ス左ニ記載スル帳簿ヲ調製

スヘシ

一 売薬方数帳

二 原素薬品買入帳

第三条 売薬營業者ニ於テ検査ヲ受クヘキ事項左ノ如シ

但諸帳簿中出入アルモノハ每一ヶ月ノ小計每一ケ年ノ合計ヲ付スヘシ

一 売薬免許鑑札

二 製造場

三 薬品貯蔵場

四 製造ニ属スル諸器械

五 売薬(装置既未済)

六 調剤原品

七 廃薬残品

八 売薬印紙

九 請売者又ハ行商者ト定契シタル約定書

II 行 財 政

十 第二条ニ記載シタル諸帳簿

第四条 売葉請売者行商者ニ於テ検査ヲ受クヘキ事項左ノ

如シ

一 請売鑑札又ハ行商鑑札

二 所持ノ売葉并ニ廢葉

三 第二条ニ記載シタル帳簿

第五条 前条々ニ記載シタル事項外ト雖トモ検査員ニ於テ

必用ト認ムルモノアルトキハ検査スル事アルヘシ

第六条 営業者請売者不在ノ節ハ必ス相当ノ代人ヲ定メ置

クヘシ

第七条 検査員ヨリ尋問ノ件ハ本人又ハ代人ニ於テ答弁ス

ヘシ

第八条 行商者ハ自宅又ハ旅宿ニ於テ検査ヲ受クヘシト雖

トモ臨時送上ニ於テ検査スル事アルヘシ

第九条 此規則ニ違背シタル者ハ違警罪ノ処分ヲ受クヘシ

(株式会社 廣貫堂蔵)

一三 明治十七年四月 売葉印紙税反対の陳情

本年二月十四日付を以て売葉印紙税の儀再応奉御願候次第にて越中売葉人は窮命且夕に相迫り必死困難罷在候且つ予て事情中上候通り旧来の配葉後にて一昨明治十五年八九月の交より昨十六年六七月迄得意先を一週する中途に印紙税の御規則に遭遇仕候間十五年以内は従前の儘配葉新陳交換仕置候得共其の次年例に依り配葉置付可仕の処印紙御規則の爲め行商人の旅立も自然遷延し漸く十一月又は十二月に売葉人の内幾分懸金取集め旁聊か宛の売葉持行得意先を相廻り十五年以前に配置したる売葉と新陳交換いたし其の旧葉を宿先へ持帰装置を毀ち一纏に荷造為さんと得意先より旅宿へ引取り途次往々御検査に出逢其の事情陳述仕も新陳の區別判然いたさるより規則の間と爲り或は印紙消印の手續混同仕候より印影偽造の御嫌疑等を蒙り法律の糺す所と爲り富山始審裁判所等へ続々御送致に相成候者頃日挙げて数兼候爲めに法衙も幾多の御手数増し候はんと存候程にて行商人の父母妻子は道路に悲泣仕其の惨情言に

忍びす且つ売薬人の内昨年末行商見合居于今懸場先へ相廻り不申者も有之是等の向は其儘今年も猶ほ打置候得者生計相成不申得意先も次第に荒廢致可実行止とも困難相極め日夜唯だ政府御鴻仁の御沙汰のみ渴望罷在候間何卒御仁恤を以て願意御採用相成候様至急御執成被下度此段奉仰願候以上

明治十七年四月廿日

富山県富山市五番町平民

総代 阿部彌七郎

同古鍛冶町平民

総代 松井 伊平

同藤井町士族

総代 濱田 元

〔北陸薬報〕昭和二年八月五日

甲第七拾四号

売薬営業並請売行商手続別冊之通相定ム

但明治十四年石川県甲百八番及十五年甲七十番布達ハ

自今適用セス

右布達候事

明治十七年七月十九日

富山県令 國重正文

売薬営業并請売行商手続

第一条 売薬営業セントスルモノハ第一号書式ニ準シ出願

スヘシ

但薬湯営業セントスルモノハ第二号書式ニ準スヘシ

第二条 売薬請売及受薬湯ヲ営業セントスルモノハ第三号

書式ニ準シ出願スヘシ

第三条 売薬営業人及請売人ニ於テ白ラ行商シ又ハ売子ニ

行商セシムルトキハ第四号書式ニ準シ出願スヘシ

第四条 売薬及薬湯営業同請売請営業 鑑札ハ所持人ノ居家ニ限

リ営業ノ権アルモノニ付別戸支店等ニ於テハ第五号書式

ニ準シ別ニ鑑札ヲ願置クヘシ

第五条 売薬及薬湯営業同請売請営業 営業ノ免許ヲ得タル者ハ

一五 明治十七年七月 売薬営業並請売行商手続布

達

政 財 行 II

第六号書式ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

第六条 藥品配伍ノ酒類中売薬ニ属スルモノハ第一号書式

ニ準シ出願スヘシ

第七条 海水及鉱泉ヲ採留シ浴場ヲ開キ營業スル者ハ売薬

規則外タリト雖鉱泉中ノ固形物(浴問湯花ト稱フル類)或ハ鉱泉ヲ

混和シ或ハ薬物ヲ加フルモノハ売薬規則ニ隨ヒ第一号書

式ニ準シ出願スヘシ

第八条 売薬及薬湯剂ノ請売又ハ行商数方同時ニ出願ノ際

免許人同人ナレハ鑑札紙一枚ニ五方ヲ限リ記載下渡スヘ

シ

但シ満期年限差異アル分ハ此限ニアラス

第九条 売薬及薬湯營業免許期限中町村名ノ改称或ハ居住

地番号変換若クハ管内転籍寄留等ニテ鑑札面ニ異動ヲ生

ズルトキハ第七号書式ニ準シ訂正出願スヘシ

第十條 売薬及薬湯免許期限中相統人ニシテ之ヲ相統シ或

ハ改姓名又ハ他管下ヨリ転籍寄留ノ者ハ第八号書式ニ準

シ鑑札書換出願スヘシ

第十條 売薬及薬湯營業鑑札同

受売行商鑑札水火盜難

遺失或ハ毀損等ニテ代リ鑑札ヲ請ントスルトキハ營業鑑

札ハ第九号請売行商鑑札ハ第十号書式ニ準シ出願スヘシ

第十條 他管下ヨリ転籍寄留ノ者鑑札書換願濟ノ上ハ最

初鑑札ヲ受ケタル管庁ヘ其旨届出ヘク本県ヨリ他管下ヘ

転籍寄留ノモノモ之ニ準スヘシ

第十條 売薬方名又ハ薬剂分量用法服用效能ヲ改正セン

トスルトキハ第十号書式ニ準シ出願スヘシ

但薬剂改正モ本条ニ準スヘシ

第十四條 売薬及薬湯營業同請売請營業満期継続營業セントス

ルトキハ満期一ヶ月前營業人ハ第十号書式請營業者ハ第十

三号書式ニ準シ出願スヘシ

第十五條 売薬及薬湯營業鑑札他管人ヨリ讓受或ハ管内甲

乙讓渡ヲセントスルトキハ第十四号書式ニ準シ請營業行

商人ノ住所姓名ヲ府県分ケニ詳記シ出願スヘシ

但請売行商人ナキトキハ其旨明記スヘシ

第十六條 売薬及薬湯營業鑑札他管人ヘ讓渡シタルトキハ

第十五号書式ニ準シ届出ヘシ

第十七條

売薬及薬湯廢業或ハ販売禁止ヲ受タル者ハ請營

業人又ハ行商人ノ住所姓名ヲ府県分ケニ詳記シ第拾六号書式ニ準シ届出ヘシ

但請売行商人ナキトキハ其旨明記スヘシ

第拾八条 前条廃業或ハ禁止ニヨリ売薬營業人自ラ行商鑑札ヲ返納シ又ハ請売人ニ於テ請売行商鑑札ヲ返納スルトキハ第十七号書式ニ準シ届出ヘシ

第拾九条 売薬及薬湯營業人免許期限中廃業シタルトキハ請売行商人ニ於テ残薬アラハ請願ニヨリ六ヶ月間販売ヲ許スコトアルヘシ

第二拾条 売薬及薬湯新規營業ノ免許ヲ得タル者ハ鑑札受領ノ際直ニ税金半年分ヲ納ムヘシ

第廿一条 鼠取蠅取蚤除蚊遣虱失薬及防臭薬ノ類ハ売薬部外ナリト雖薬味分量用法ヲ詳記シ許可ヲ受クヘシ

(後略)

(富山県立図書館蔵)

一五三 明治十七年七月 売薬薬湯請売並行商手續改

正

第七百二十四 明治十七年七月二十一日

乙第二百二十一号

郡役所

今般甲第七十四号ヲ以テ売薬薬湯請売並行商手續改正候ニ付テハ右取扱手續別紙ノ通相定候条此旨相達候事

但明治十四年石川県丙五十三番及丙六十九番達ハ自今適用セス

(別紙)

売薬薬湯受売 受売 並行商取扱手續

第一条 売薬薬湯 受売 並行商鑑札ハ別紙雛形ノ通調製シ

書式ノ如ク方名姓名等記入上部ヘ割印 割印ハ郡 役所ノ印 ヲ為シ下

渡スヘシ 但方名毎ニ主任郡書

記ノ検印ヲ捺スヘシ

第二条 売薬薬湯 受売 並行商鑑札ニ薬剂方名ヲ記載ス

ルハ五方迄ニ限り且改姓名其他明治十年第七号公布売薬規則ニ因リ鑑札書換ヲ要スル分ハ其事由并書換タル年月

日ヲ鑑札裏面ニ朱記シ主任郡書記ノ検印ヲ捺スヘシ

第三条 売薬業湯營業者相統或ハ改姓名ニ因リ鑑札書換ノ

節ハ其受受売者ノ免許鑑札ハ書換ニ及ハス異動ノ廉朱点

消込傍ニ相統人名或ハ改姓名及年月日等朱記シ前条同様

検印ノ上下渡スヘシ

但町村改称等ニ因リ鑑札面居住地名等ノ異動ハ旧称ヲ朱点消込

新称記入検印等ノ手續キ上ニ同シ

第四条 売薬業湯受受売又ハ行商鑑札面五方ノ内幾方歟ヲ

廢セントキハ其廢セシ方名ヲ朱点消込傍ニ年月日ヲ朱記

下渡スヘシ

第五条 鑑札面ヘハ郡名ノ頭字ヲ冠シタル番号ヲ付スヘシ

第六条 売薬業湯營業者廢業禁止等ノ節届書ニ取添フ請売

(請營業) 行商人名簿ハ郡役所ニ留置キ他府県ノ分ハ届

書ト共ニ県庁ヘ進達シ他郡ノ分ハ其所轄郡役所ヘ通報ス

ヘシ

(『日本法規全集』)

一五 明治十七年九月 売薬税検査手續布達

売薬税検査手續(明治十七年九月二十七日)

第一条 売薬税ハ明治十年一月第七号布告売薬規則及ビ明

治十五年十月第五十一号布告売薬印紙税規則ニ拠リ実地

検査ヲ為スベシ

第二条 検査ハ時機ヲ図リ營業人營業者請売者行商者ニ就テ之ヲ為

スベシ但其度ハ適宜タルベシ

第三条 検査ハ予メ管内ヲ数部ニ区割シ每部担当員二名以

上ヲ定ムベシ

第四条 検査員ハ營業ノ資格並ニ免許藥劑ノ名称及ビ方數

等ヲ記入シタル營業人姓名簿ヲ作り之ヲ携帯スベシ

第五条 検査員臨檢ノ節ハ先ヅ免許鑑札ヲ出サシメ之ヲ營

業人姓名簿ニ照シ其業務ニ相応スルヤ否ヤヲ検査スベシ

第六条 検査員行商者ニ就テ検査ヲ為ストキハ行商鑑札ノ

有無並ニ自ラ行商ヲ為ス者ナルカ又ハ売子ナルカノ區別

ヲ検査スベシ

第七条 検査上ニ関スル尋問応答ハ營業人ニ就キ之ヲ為ス

ベシ若シ營業人不在ナル時ハ代理ノ責任アル者ニ就キ之
ヲ為スベシ

第八條 検査員検査ノ要領左ノ如シ

交換並ニ買戻ニ係ル 売薬受高 売薬製造高 売薬売捌高 売

薬現在高 印紙買入高 印紙貼用高 印紙現在高

以上營業者ノ帳簿及現在品ニ照シ其当否ヲ検査ス

ベシ

交換ニ係ル 売薬受高 売薬買入高 売薬売捌高 売薬売

戻高 売薬現在高

以上請売者ノ帳簿及現在品ニ照シ其当否ヲ検査ス

ベシ

印紙貼用ノ有無及当否 貼用印紙消却ノ有無 印紙

再貼用ノ有無 定価記載ノ有無

以上營業者請売者行商者ノ現在品ニ就テ検査スベシ

第九條 検査ヲ了シタル帳簿ニハ年月日検査員何府官姓名

閱了スト書記シ検印スベシ

第十條 検査員ハ臨時印紙売捌人ニ付テ売薬印紙売捌高ヲ

調査スベシ

第十一條 検査結了ノ上ハ別紙様式ニ倣ヒ報告表ノ別ニ檢
査ノ実況ヲ詳記シ收税長ヨリ主税局ニ報告スベシ

(売薬製劑備考)

一五 明治十八年六月 製薬免許手續制定

〔第七百二十三〕 明治十八年六月二十日

甲第五十二号

製薬免許手續別紙之通相定ム但明治九年石川県甲七十一番布達ハ自今適用セス

右布達候事

製薬免許手續

第一条 製薬ノ免許ヲ得ントスルモノハ其方法及ヒ族籍住

所姓名ヲ詳記シタル願書正副四通ヲ製シ第一号書式ニ準

シ製品ヲ添へ願出ヘシ

第二条 前条出願ノ上ハ其筋ノ試験ヲ請ヒ良品ナルトキハ

免許証ヲ交付スヘシ

第三条 製薬試験ノ上製造完全ナラサルモノハ本人ノ請願

ニ依リ其製造ノ方法ヲ伝示スル事モアルヘシ

II 行 財 政

第四条 製藥中酒精及ヒ再釀酒精ハ酒造規則ニ依リ免許ヲ得タル上其証ノ写ヲ添ヘ願出ヘシ

第五条 製藥免許人ハ第二号書式ノ看板ヲ掲クヘシ

第六条 製藥ヲ販売スルニハ官許ノ文字ヲ冒シタル商標ニ

藥名及ヒ製造人ノ住所姓名ヲ詳記シ每器ニ貼付スヘシ

但藥名ハ國字洋文尙様共記載スルハ妨ナシト雖トモ洋文ノミ記載スヘカラス必ス普通ノ訳名或ハ誤名ナキモノハ假名ニテ原名ヲ記載シ又局法ニ拠リシモノハ何国局法ト付記ス可シ

第七条 製造免許人他管内ヨリ転籍若クハ寄留シテ營業セントスルトキハ免許証ノ写ヲ添ヘ届出ヘシ

第八条 製藥免許人死亡廢業休業若クハ管内転居転籍等ノ

節ハ届出ヘシ

第九条 製藥免許人死亡廢業ノ節ハ免許証返納スヘシ

第十条 改姓名等免許証ニ異動ヲ生シタルトキハ書換ヲ願出ヘシ

第十一条 水火盜難等ニテ免許証遺失若クハ毀損シタルト

キハ其事由ヲ具シ代リ免許証ヲ願受ヘシ

(日本法規全集)

一五 明治十九年二月 藥種商營業規則

○東京府布達

○甲第貳拾貳号

(伊豆七島ヲ除ク)
小笠原島

藥種商營業規則左ノ通相定メ本年四月一日ヨリ施行ス

但従前東京府庁ヨリ付与シタル藥舖假免状ハ本年三月十五日限り返納シ此規則ニ依リ藥種商鑑札ヲ受クヘシ

右布達ス

明治十九年二月二十五日

警視總監 三島通庸
東京府知事 渡辺洪基

藥種商營業規則

第一条 藥種商ハ單ニ藥品ヲ販売スル者ニシテ調剤スルヲ許サス

第二条 藥種商ハ内務省試験所製業者又ハ内務省免許藥舖ノ封緘アルモノニ非ラサレハ毒藥劇藥ヲ販売スルヲ許サス

第三条 藥種商ノ業ヲ営マントスル者ハ東京府庁ヘ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

但幼年者又ハ婦女ニハ免許セス

丙第二百二十四号

上新川、下新川郡役所
射水、砺波

第四条 藥種商ノ業ヲ相續スル者幼年者又ハ婦女ナルトキ

阿片払下手續左ノ通相定候条阿片売買特許藥舖へ相達スヘ

ハ後見人ヲ定メ願出ヘシ

シ此旨相達候事但明治十二年(四月)石川県丙
百三十八番達ハ自今適用セス

第五条 藥種商ノ鑑札ヲ受ケタルモノハ其店頭ニ東京府免

阿片払下手續

許藥種商ノ八字及住所氏名ヲ記シタル標札ヲ掲クヘシ

第一条 県庁ヨリ阿片ヲ払下クルハ阿片売買特許鑑札ヲ受

第六条 氏名ヲ改メ又ハ鑑札ヲ遺失毀損シタル者ハ其事由

ケタル藥舖ニ限ルモノトス

ヲ具シ更ニ鑑札ヲ受クヘシ

第二条 阿片ヲ払下クルハ毎年三月ヨリ四月マテ九月ヨリ

第七条 管外へ転居又ハ廢業若クハ死亡シタル者ハ鑑札ヲ

十月マテノ二期トス故ニ同期内ニ請求スヘシ但臨時払下

返納シ管内転居ノ者ハ東京府庁へ届出ヘシ

ヲ請フモノハ格別ナリトス

第八条 此規則ニ関スル願届ハ区戸長ノ與印ヲ受ケ郡ハ郡

第三条 払下阿片ハ所轄戸長役場ヲ經テ下渡スヘキニ付其

長ヲ經由スヘシ

代金モ所轄戸長役場ヲ經由シテ上納スヘシ

第九条 第一条第二条ニ違犯シ又ハ免許ヲ受ケス若クハ標

第四条 特許藥舖ニ於テ阿片ヲ販売スルハ内務省ヨリ告示

札ヲ掲ケスシテ營業スルモノハ違警罪ノ刑ニ処セラルム

ノ価格ニ相当ノ手数料ヲ加ヘ販売スルモノトス

ノ外其情状ニ依リ營業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

第五条 特許藥舖ハ左ノ様式ニ依リ明細表二通ヲ製シ每一

(官報)

ケ年分(會計年度)四月十五日迄ニ差出スヘシ

(『日本法規全集』)

一六 明治十九年六月 日本藥局方公布

○内務省令第十号

日本藥局方別冊ノ通制定シ明治二十年七月一日ヨリ施行ス

(別冊ハ末ニ載ス)

明治十九年六月二十五日 内務大臣 伯爵山縣有朋

(『法令全書』)

一五 明治十九年七月 売藥印紙交換規則制定

○売藥印紙交換規則 十九年七月
大藏省令第二十三号

売藥印紙交換規則左ノ通相定ム

売藥印紙交換規則

第一条 売藥營業人所持ノ売藥中性効ヲ失シタルモノヲ廢

棄センカ為メ既貼ノ印紙不用ニ屬スル場合ニ於テ一人分

既貼印紙額一ト口拾円以上ハ其願出テニ由リ左ノ割合ヲ

以テ新印紙ト交換スヘシ

一 既貼印紙拾円以上壹円ニ付 交換新印紙八拾錢

一 貳拾円以上壹円ニ付 同 八拾五錢

第二条 売藥ノ裝置又ハ印紙ノ貼用方完全ナラサルモノ及

ヒ印紙ノ汚染毀傷シタルモノハ交換スルヲ得ス

第三条 売藥印紙ノ交換ヲ願出ツル者ハ売藥ノ箇數及印紙

各種枚數ノ仕訳ヲ為シタル書面ヲ添ヘ其売藥ヲ所在府県

庁ニ差出シ検査ヲ受ヘシ

第四条 府県庁ハ其売藥ヲ検査シ既貼ノ印紙ニ消印シ又ハ

之ヲ切断スルヲ以テ受取済ノ証ト為シ其売藥ヲ下戻シ同

時ニ新印紙ヲ下付スヘシ

○無印紙ノ売藥自用者買受讓受等ノ禁令 十九年十月
大藏省令第三十一号

売藥自用者ニ於テ無印紙ノ売藥ヲ買受ケ讓受ケ預置キ又ハ

所持スルヲ得ス犯ス者ハ金壹円九拾五錢以下ノ科料ニ処ス

(『法令全書』)

一六〇 明治十九年七月 売藥印紙買入規則制定

〔第五百十一〕 明治十九年七月三十日

県令第一号

売薬印紙買入規則別紙之通相定ム

(別紙)

売薬印紙買入規則

第一条 売薬営業人ハ所轄郡役所へ願出売薬印紙買入鑑札ヲ受クヘシ

第二条 売薬営業人ハ売薬印紙買入ヲ為ス毎ニ鑑札ヲ携帯シ之ヲ印紙類売捌人ニ示スヘシ

第三条 売薬営業人印紙ヲ買入タルトキハ明治十七年^{二月}本
県甲第二十五号布達売薬稅檢査規則第二条ノ帳簿ニ其印
紙買入高及売捌人ノ住所氏名年月日ヲ登記シ之ヲ使用セ
ントキハ其使用高ヲモ同様登記スヘシ

第四条 売薬印紙買入鑑札ヲ失却毀損シ又ハ代替改名転居
セントキハ郡役所ニ届出鑑札ノ再渡又ハ書換ヲ請フヘシ

但営業人甲郡ヨリ乙郡へ転居スルトキ其鑑札ハ一旦
甲郡役所へ返納シ更ニ乙郡役所ニテ願受クヘシ

第五条 売薬営業人廢業若クハ禁止セラレタルトキハ売薬
印紙買入鑑札ヲ其郡役所ニ還納スヘシ

第六条 売薬印紙買入鑑札ハ貸借スルヲ得ス

第七条 第一条第二条第三条及第六条ニ違背シタルモノハ

違警罪ノ刑トシ或拾錢以上壹円九拾五錢以下ノ科料ニ処
ス

第八条 第四条第五条ニ違背シタルモノハ違警罪ノ刑トシ
五錢以上壹円以下ノ科料ニ処ス

(県令)

一六 明治二十年二月 売薬毀却証明願取扱手續
定

「第七百三十八」 明治二十年二月七日

達第九十三号 郡役所 戸長役場

県令第七号追加配管先ノ売薬毀却証明願取扱手續左ノ通相
定ム

売薬毀却証明願取扱手續

第一項 売薬印紙交換出願心得書第九項ニヨリ毀却証明方
ヲ願出タルトキハ該願書ト売薬及ヒ既貼印紙額トヲ照査
シ其ノ既貼印紙ハ消印又タハ之ヲ切斷シ願書ニ甲印ノ如

ク証明ヲ為シ其ノ一通ハ營業場所在地ノ管庁他府県ニ係ル分ハ本庁

ニ送付シ一通ハ願主ニ下付シ一通ハ自庁ニ保存スヘシ

第二項 營業場所在ノ郡役所ニ於テ營業者ヨリ前項ノ証明

ヲ受ケタル願書ヲ以テ新印紙ノ下渡方ヲ請フトキハ下新川射

水碓波ノ三郡 予テ回付シアル証明書ニ照シ十九年九月第六

百九十二号達ニヨリ相当新印紙ヲ下付スヘシ但他府県ヨリ回付ニ係

ル証明書ハ收税郡ヨリ 其ノ時々之ヲ送付ス

第三項 売薬印紙交換出願書心得書第十一項再製ノ為メ營

業場所在地へ送送スヘキ分ハ願書ハ乙印ノ如ク内訳ヲ朱

書認印シ而モ該薬品へハ適宜封印ヲ為シ下付スヘシ但再

調ヲ為サス全ク廢棄スヘキ売薬ハ目前ニ於テ為シ能ハサル様適宜棄却ヲ為サシムシ

(「日本法規全集」)

一三三 明治二十年三月 富山売薬商業会社の設立

越中国富山は、全国中にて最も売薬商の多き所なるが、

随って印紙貼用規則の犯則者、一年に三、四千人余もあるを以て、今度売薬商業会社を設け中村大輔氏を社長に杉本

友七氏を取締に任し、右犯則者の取締を為すことに定めたり。依て一昨日浅草木願寺に於て悪疫に罹り死亡せし人の為め法会を執行したり。

(「中越新聞」明治二十年三月二十三日)

一三四 明治二十年四月 還送売薬の検査

「第四百四」 明治二十年四月五日

告示第四十一号

本県下売薬營業者若クハ行商者ニシテ營テ各府県へ配置シタル売薬此際整理スヘキ分其配置先ニ於テ營業場所在地へ還送方証明出願ノ分追々該証明書送付越シ候ニ就テハ本県租税検査員ニ於テ立会一応調査ノ上開封スヘキ筈ニ候条物品到着ノ上ハ速ニ所在租税検査員派出所へ其旨申出ツヘシ

(原令)

一 查 明治二十年十二月 売薬営業並請売行商取締
規則制定

県令第四百四拾壹号

売薬営業並請売行商者取締規則左ノ通り相定ム

但明治十七年七月^七甲第七拾四号布達廃止ス

明治二十年十二月三日 富山県知事 國重正文

売薬営業並請売行商者取締規則

第一条 売薬営業及請売者行商者ハ明治十年^一月第七号布告

売薬規則同十五年^十月第五拾壹号布告売薬印紙稅規則ヲ遵

守シ尚ホ左ノ条項ニ従フヘシ

第二条 売薬営業ヲ為サントスルモノハ第七号藥湯營業ヲ

為サントスルモノハ第貳号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第三条 売薬請売及受薬湯營業ヲナサントスルモノハ第三

号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第四条 売薬營業及請売者ニ於テ自ラ行商又ハ行商セシメ

ントスルトキハ、第四号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第五条 売薬營業藥湯營業及同^請藥湯^売營業鑑札ハ所持人ノ

居家ニ限り營業ノ權アルモノニ付別戸支店等ニ於テハ更

ニ第五号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第六条 売薬營業藥湯營業及売薬請売營業並請藥湯營業ノ免

許ヲ得タル者ハ第六号雛形ノ看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

第七条 藥品配伍ノ酒類ニシテ売薬ニ属スルモノハ第七号

書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第八条 海水及鉍泉ヲ採酌シ浴場ヲ開キ營業スル者ハ売薬

規則外タリト雖トモ鉍泉中ノ固形物^(俗名湯花ト)或ハ鉍

泉ヲ混和シ或ハ菜物ヲ加フルモノハ売薬規則ニ随ヒ第貳

号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第九条 売薬及藥湯劑請売又ハ行商者ノ免許鑑札ハ免許人

同人ナレハ鑑札壹枚ニ五方ヲ限り記載下付スヘシ

第十条 売薬及藥湯營業者町村名ノ改称或ハ居住地番号變

換若クハ管内転籍寄留等ニテ鑑札面ニ異動ヲ生スルトキ

ハ第七号書式ニ準拠シ訂正願出ツヘシ

第十一条 売薬及藥湯營業者代換リ或ハ改姓名又ハ他管下

ヨリ転籍寄留ノモノハ第八号書式ニ準拠シ鑑札書換願出

ツヘシ

第十二条 売薬営業薬湯営業売薬請売業及受薬湯営業並行

商鑑札水火盗難遺失或ハ毀損等ニテ代リ鑑札下ケ渡シヲ

請ハントスルモノハ第九号第拾号書式ニ準拠シ願出ツヘ

シ

第十三条 転籍寄留ノ者鑑札吉換願済ノ上ハ最初鑑札ヲ受

ケタル管庁ヘ其旨届出ツヘシ

第十四条 売薬方名又ハ薬剂分量用法服量効能ヲ改正セン

トスルトキハ第拾号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

第十五条 売薬及薬湯営業鑑札ヲ管内外営業者ヨリ譲受渡

ヲ為サントスルトキハ其売薬請売者受薬湯営業者及行商

者ノ住所姓名ヲ府県分ケニ詳記シタル書面ヲ添付シ第拾

号書式ニ準拠シ願出ツヘシ

但請売者受薬湯営業者及行商者等ナキトキハ其旨記載

スヘシ

第十六条 売薬及薬湯営業鑑札ヲ他管下人民ヘ譲渡ヲ為サ

ントシ該管庁ヘ願出ルトキハ、第拾二号書式ニ準拠シ届

出ツヘシ

第十七条 売薬営業若クハ薬湯営業ヲ廃業シ或ハ販売禁止

ヲ受ケタルトキハ売薬請売者請薬湯営業者又ハ行商者ノ

住所姓名ヲ府県分ケニ詳記シ第拾四号書式ニ準拠シ届出

ツヘシ

但受売者行商者ナキトキハ其旨記載スヘシ

第十八条 前条廃業或ハ禁止ニヨリ売薬営業者ニ於テ免許

鑑札行商鑑札又ハ請売者ニ於テ請売鑑札行商鑑札ヲ返納

スルトキハ、第十四号書式ニ準拠シ届出ツヘシ

但行商鑑札ナキトキハ其旨記載スヘシ

第十九条 売薬営業及薬湯営業者廃業後其請売者又ハ行商

者ニ於テ残薬アルトキハ時宜ニヨリ六ヶ月間販売ヲ許ス

コトアルヘシ

第二十条 売薬及薬湯新規営業ノ免許ヲ得タルモノハ鑑札

受領ノトキ半年分ノ税金ヲ上納スヘシ

第二十一条 売薬営業者請売者及行商者ハ本業ニ属スル物

件ニ就キ隨時検査官吏ノ点検ヲ受クヘシ

第二十二条 本則第六条第十三条及第十七条ニ違背シタル

者ハ違警罪ノ刑トシ恇日以上三日以下ノ拘留又ハ五錢以

上巻以下ノ科料ニ処セラルヘシ

(県令)

一五 明治二十二年一月 薬舗試験規則制定

〔第七百三十二〕 明治二十二年一月十七日

県令第五号

薬舗試験左ノ通相定ム

薬舗試験規則

第一条 薬舗免状ヲ得ント欲スル者本則ニ拠リ試験ヲ受クヘシ

第二条 試験科目ハ左ノ五科トス

- 一 算術
- 一 物理学大意
- 一 化学大意
- 一 薬物学大意
- 一 調剤学大意

第三条 試験問題ハ一科二問以下トシ答記ノ時間ハ一問一時間以内トス

第四条 受験人ハ書籍ヲ携帯シテ試験場ニ入ルヲ許サス且

委員ノ許可ヲ經スシテ他席ニ出ツルヲ得ス

第五条 試験期日場所等ハ其都度告知スヘシ

第六条 試験ヲ受ケントスル者ハ第一号書式願書ニ第一号

履歷書ヲ添ヘ所轄郡役所ヲ經テ願出ツヘシ

(『日本法規全集』)

一六 明治二十二年一月 薬種商業取締規則制定

〔第七百三十三〕 明治二十二年一月十八日

県令第六号

薬種商業取締規則左ノ通相定ム

薬種商業取締規則

第一条 薬種商ハ単ニ薬品ヲ販売スル者ニシテ仮令医師ノ

処方書アルモ調剤スルヲ許サス

第二条 薬種商ニ於テ明治十三年一月第一号布告薬品取扱規

則第二類(毒)第三類(劇)ノ薬品ハ内務省試験場同省免許

薬舗又ハ製薬者ノ封緘アルモノニ非サレハ之ヲ販売スル

政 行 財 行

II

第三条 薬種商ニ於テ藥品取扱規則第一類(注意)ノ藥品中

第二類第三類ニ属セサルモノヲ小売スルトキハ其容器若

クハ包紙ニ必ス普通ノ名称并ニ薬種商ノ住所氏名ヲ明記

スヘシ

第四条 薬種商タラント欲スル者ハ第一号書式ニ廻リ願出

免許鑑札ヲ受クヘシ但支店ヲ設ケント欲スル者ハ
第二号書式ニ廻リ願出ヘシ

第五条 薬種商代換リニ際シ其相統人幼少ナルカ或ハ婦女

ナルトキハ代理人ヲ定メ其責ニ充ツヘシ

第六条 薬種商ハ罐形ノ標札ヲ製シ店頭ニ掲クヘシ

第七条 左記ノ場合ニ於テハ五日以内郡役所へ届出鑑札ノ

返納又ハ書換若クハ再渡ヲ請フヘシ

一 廃業死亡

一 転居代換改氏名

一 遺失毀損

第八条 営業上ニ付テハ家族又ハ雇人ノ所為ト雖トモ営業

者其責ニ任スヘシ但第五条ノ場合ニ於テ
ハ代理人其責ニ任ス

第九条 第一条第二条第三条第四条ニ違背シタルモノハ二

日以上五日以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹円五拾錢以下ノ
科料ニ処セラルヘシ

第十条 第六条ニ違背シテ命ニ從ハサルモノハ一日以上三

日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹円以下ノ科料ニ処セラルヘ

シ

(日本法規全集)

一七 明治二十二年一月 売薬印紙税規則心得制定

第五百二十七 明治二十二年一月二十四日

県令第九号

明治二十一年^{十二}月 県令第四百四十四号売薬税取締規則ヲ売薬

印紙税規則心得トシ其条項別冊通改正ス但帳簿式ハ更ニ第

八号式ヲ追加シ以下順次繰下ケ其他ハ従前ノ通り

(別冊)

売薬印紙税規則心得

第一条 売薬營業人請負人行商人ハ本業ニ関スル場所帳簿

物件ハ検査官吏ニ於テ隨時検査ヲ為スヘシ本人不在又ハ

事故アル時ハ相当代人ヲ定メ置クヘシ

テ荷造スヘシ

第二条 売薬営業人請売人ハ営業場(蔵置場トモ)ノ区域建物坪

第九条 売薬営業人ニシテ其製造ノ売薬ヲ行商人ニ渡シ若

敷ヲ記入シタル図面ヲ調製シ所管租税検査員派出所ヘ差
出スヘシ

クハ運搬セントスルトキハ前以テ(書類又ハ口頭ニテ)租税検査員
派出所ヘ届出ヘシ

第三条 売薬営業人ハ第一号ヨリ第八号同請売人ハ第八号

第十条 売薬ヲ運搬セントスルトキハ荷物ノ看易キケ所ニ

第九号行商人ハ第十号書式ノ帳簿ヲ調製記載スヘシ

左ノ荷札ヲ添付スヘシ

第四条 売薬原品及ヒ売薬印紙買入ノ際ハ売渡人ヨリ仕切
書或ハ通帳ヲ取り置クヘシ

第五条 売薬装置方ハ薬品ノ进出セサル様要部ヲ固封密着

セシメ其表面ニ普通ノ文字ヲ以テ営業者住所氏名ヲ明記

スヘシ(但箱類ハ下底同
冊ヲ釘付スヘシ)

第十一条 売薬行商人帰宅ノ際残薬アルトキハ翌日迄ニ營

業人又ハ受売人ヘ返却スヘシ

第六条 第二条ノ区域外ニ於テ売薬ヲ装置シ又ハ印紙ヲ貼

第十二条 売薬印紙ノ消印ハ黒肉ヲ用ユヘシ

用スルトヲ得ス

第十三条 印紙交換願済ニ係ル売薬ハ再製ニ付スルト棄却

第七条 売薬営業人并ニ受売人ニシテ本業ニ関スル薬品製造

スルトヲ別タス総テ検査官吏ノ点検ヲ受クヘシ

ト原素薬ト若クハ製造器械ヲ営業場外ニ蔵置又ハ預ケ入

第十四条 営業人ハ売薬定価帳ヲ製シ一方毎ニ一装置ノ数

ントスルトキハ前以テ其場所人名其所管租税検査員派出

量定価ヲ記載シ置クヘシ(但配置先地方ニヨリ定価ヲ異
ニスルモノハ分別記載スヘシ)

所ヘ届出ヘシ(但荷造ヲ為シタルモノノ運搬会社等
ヘ托シタルモノハ此限ニアラス)

第十五条 営業人ノ使役スル職工雇人ハ日々其人員ヲ帳記

第八条 行商人行商スル売薬ハ営業人受売人ノ営業場ニ於

シ置クヘシ

免許売薬
県郡町村番地 営業人
何某(又ハ)売子 何某

(原令)

一六 明治二十二年三月 薬品営業並薬品取扱規則

公布

法律第十号(官報三月十六日)

薬品営業並薬品取扱規則

第一章 薬剂師

第一条 薬剂師トハ薬局ヲ開設シ医師ノ処方箋ニ拠リ薬剂ヲ調合スル者ヲ云フ

薬剂師ハ薬品ノ製造及販売ヲ為スコトヲ得

第二条 薬剂師ハ其學術試験ヲ受ケ年齢満二十年以上ニシテ内務大臣ヨリ薬剂師免状ヲ得タル者ニ限ル

第三条 薬剂師免状ヲ得ントスル者ハ試験及第証書ヲ以テ地方庁ヲ經由シ内務省ニ願出ヘシ

第四条 薬剂師免状ヲ得ル者ハ免状下付ノ節手数料金三円

ヲ納ムヘシ

第五条 薬剂師免状ヲ得タル者ノ氏名本籍ハ内務省ノ薬剂

師名簿ニ登録シ之ヲ公告スヘシ

第六条 薬剂師免状ヲ毀損亡失シ又ハ氏名本籍ヲ変換スル等免状面ニ異動ヲ生シタルトキハ其事由ヲ記シ地方庁ヲ經由シ免状書換ヲ内務省ニ願出ヘシ

第七条 書換ノ免状ヲ得ル者ハ免状下付ノ節手数料金壹円ヲ納ムヘシ

第八条 薬剂師廃業又ハ死亡シタルトキハ十日以内ニ地方庁ニ届出ヘシ

第九条 薬剂師ニ非サレハ薬局ヲ開設スルコトヲ得ス

第十条 薬剂師薬局ヲ開設シ又ハ閉鎖シタルトキハ十日以内ニ地方庁ニ届出ヘシ

第十一条 薬剂師一人ニシテ二箇所以上ノ薬局ヲ開設スルコトヲ得ス但支局ヲ設クルトキハ別ニ薬剂師ヲ置キ之ヲ

管理セシムヘシ

第十二条 薬局ニハ日本薬局方第一表ノ薬品ヲ備フヘシ

第十三条 薬局ニ備付ノ秤量器ハ最モ精確ナルヲ要シ権衡ハ少クモ一「サンチグラム」ヲ定量シ得ルモノヲ備フヘシ

第十四条 薬剤師ハ患者ノ氏名、年齢、薬名、分量、用法、

用量、処方ノ年月日及医師ノ氏名ヲ自記シ又ハ調印シタ

ル処方箋ニ抛リ調剤スヘキモノトス但処方箋中疑ハシキ

廉アルトキハ其医師ニ質シ証明書ヲ得ルニ非サレハ調剤

スルコトヲ得ス

薬剤師ハ調剤録ヲ備ヘ処方箋ヲ謄写シ置クヘシ

第十五条 処方箋ヲ受ケタルトキハ昼夜ヲ問ハス何時ニテ

モ調剤スヘキモノトス正当ノ事故ナクシテ之ヲ拒ムコト

ヲ得ス

第十六条 処方箋中ノ薬品ニ欠乏アルトキハ其医師ニ通知

シテ指揮ヲ乞フヘシ薬剤師随意ニ之ヲ省略シ又ハ他薬ヲ

代用スルコトヲ得ス

第十七条 毒薬劇薬ノ処方箋ハ薬剤師検印シテ処方箋ノ日

付ヨリ滿十年間之ヲ保存スヘシ

第十八条 毒薬劇薬ハ一回使用セシ処方箋ニ抛リ再ヒ調剤

スルコトヲ得ス但特ニ医師ノ通知アルモノハ此限ニアラ

ス

第十九条 患者ニ与フル薬剤ノ容器又ハ包紙ニハ処方箋ニ

抛リ内外用ノ別、用法、用量、年月日、患者ノ氏名、薬

局ノ地名及薬剤師ノ氏名ヲ記スヘシ

第二章 薬種商

第二十条 薬種商トハ薬品ノ販売ヲ為ス者ヲ云フ

第二十一条 薬種商ハ地方庁ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二十二条 毒薬劇薬ハ衛生試験所又ハ薬剤師製薬者ニ於

テ封緘シタル容器ヲ開キテ零售スルコトヲ得ス

第三章 製薬者

第二十三条 製薬者トハ単ニ薬品ヲ製造シ自製ノ薬品ヲ販

売スル者ヲ云フ

第二十四条 製薬者ハ地方庁ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二十五条 毒薬劇薬ハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ

其容器ヲ開キテ零售スルコトヲ得ス

第四章 薬品取扱

第二十六条 日本薬局方ニ記載スル所ノ薬品ハ其性状、品

質、該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ販売若クハ

授与スルコトヲ得ス

第二十七条 日本薬局方ニ記載セサル薬品ハ其抛ル所ノ外

國藥局方名ヲ記スヘシ其性状、品質、該局方ノ所定ニ適

スヘシ

合シタルモノニ非サレハ販売若クハ授与スルコトヲ得ス
何レノ藥局方ニモ記載セサル新規ノ藥品ハ衛生試験所ノ
検査ヲ經其試験成績ヲ記スルモノニ非サレハ販売若クハ
授与スルコトヲ得ス

第二十八條 藥局方中特ニ貯藏法ヲ示シタルモノハ其所定

ニ從フヘシ

第二十九條 毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備
ヘタル場所ニ貯藏スヘシ

第三十條 毒藥劇藥ハ職業上必要ト認メタル者ヨリ其藥名、
量數、使用ノ目的、年月日及住所、氏名、職業ヲ記シ且
捺印シタル證書ヲ差出スニ非サレハ之ヲ販売若クハ授与
スルコトヲ得ス

前項ノ證書ハ其日付ヨリ滿十年間之ヲ保存スヘシ

第三十一條 毒藥劇藥ハ前條ニ記載シタル證書アルモ幼稚
ノ者其他不安心ト認ムル者ニハ交付スヘカラス

第三十二條 毒藥劇藥ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ其名稱及販
売授与者ノ住所氏名ヲ記シ毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ付記

第三十三條 藥劑師ニ於テ醫師ノ処方箋ニ拠リ患者ニ与フ

ル藥劑ハ第三十條及第三十二條ノ手續ヲ為スヲ要セス

第三十四條 藥劑師藥種商製藥者ノ間ニ於テハ第三十條及

第三十二條ニ記載シタル手續ヲ要セス其藥劑師藥種商製

藥者タルノ証明書ヲ以テ毒藥劇藥ヲ売買スルコトヲ得

第三十五條 毒藥劇藥ノ品目ハ内務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ仮名又ハ漢字ヲ以テ
其藥名ヲ記スヘシ但羅匈語又ハ他ノ外國語ト併記スルハ

妨ケナシ

第三十七條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ製造者ノ住所氏名ヲ
記スヘシ其外國製ニ係ルモノハ引取人ノ住所氏名ヲ記ス

ヘシ但藥品製造会社ニ在テハ其所在地名及会社名ヲ記ス
ルモ妨ケナシ

第三十八條 内務大臣ハ監視員ヲシテ藥局及藥品ヲ販売又
ハ製造スル場所ヲ巡視セシムルコトアルヘシ

監視員ハ巡視ノ際其証票ヲ携帯スヘシ

第五章 罰則

第三十九条 官許ヲ得スシテ薬剤師ノ業ヲ為シタル者ハ第

十六條第十八條第二十二條第二十五條第二十六條第二十

七條第三十條第一項ニ違背シタル者ハ十元以上百元以下

ノ罰金ニ処ス

第四十條 第十一條第十四條第一項第十七條第十九條第二

十九條第三十條第二項第三十一條第三十二條ニ違背シタ

ル者ハ二十元以上二十元以下ノ罰金ニ処ス

第四十一條 第六條第八條第十條第十二條第十三條第十四

條第二項第十五條第二十一條第二十四條第二十八條第三

十六條第三十七條ニ違背シタル者ハ一円以上一円九十五

錢以下ノ科料ニ処ス

第四十二條 内務大臣ハ此規則実行ノ責ニ任シ之カ為メ必

要ナル命令及訓令ヲ發布スヘシ但各種商製業者取締ニ係

ル細則ハ北海道庁長官府県知事之ヲ定ムヘシ

付 則

第四十三條 醫師ハ自ら診療スル患者ノ処方ニ限り第二十

六條第二十七條第二十九條ニ從ヒ自宅ニ於テ薬剤ヲ調合

シ販売授与スルコトヲ得此場合ニ於テハ第三十八條ノ監

視ヲ受クヘシ

醫師ハ第三十四條ニ從ヒ醫師タルノ証明書ヲ以テ薬剤師

各種商製業者ヨリ毒藥劇藥ヲ買取ルコトヲ得

第四十四條 此規則施行以前ニ於テ内務省ヨリ藥舖開業免

狀ヲ受ケタル者ハ薬剤師タルノ効ヲ有ス

第四十五條 阿片売買ニ関スル事項ハ明治十一年^八第二十

一号布告ニ拠ル

第四十六條 医科大学藥学科ノ卒業證書ヲ有シ年齢滿二十

年以上ノ者ハ其證書ヲ以テ此規則第三條ニ拠リ薬剤師免

狀ノ下付ヲ願出ルコトヲ得此場合ニ於テハ内務大臣ハ試

驗ヲ要セスシテ免狀ヲ授与スルコトアルヘシ

第四十七條 此規則ハ明治二十三年三月一日ヨリ施行ス

第四十八條 明治十三年^一第一号布告藥品取扱規則ハ此規

則施行ノ日ヨリ廢止ス

(『法令全書』)

一六 明治二十三年二月 薬種商及び製薬者取締規則制定

明治二十三年二月七日 宮山県知事 藤島正健

薬種商及製薬者取締規則

第一条 薬種商及製薬者タラントスルモノハ第一号願書式ニ準拠シ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第二条 薬種商及製薬者ハ医薬用品ト医薬用外品トヲ區別シ置クヘシ

第三条 製薬者ハ新ニ薬品ヲ製造スル都度其薬名ヲ届出且毎年末ニ於テ第二号書式ニ準拠シ其年製造セシ薬名数量及販売高計算表ヲ製シ翌年一月三十一日限り届出ヘシ

第四条 薬種商ニ於テ一容器ノ薬品ヲ更ニ数容器ニ分ツトキハ其分チタル容器ニ製造者(薬品製造会社ナレハ其所在地名及社名)若クハ外国薬品取引人ノ住所氏名ト自己ノ住所氏名トヲ併記スヘシ

但毒薬劇薬ハ封緘ヲ開キテ小分スルコトヲ得ス

第五条 薬種商ニ於テ数容器ニ分チタル薬品又ハ製薬者自

己ノ製薬ニハ其容器ニ一定ノ封緘ヲ為スヘシ

但衛生試験所ノ検査印紙ヲ貼付シタルモノハ此限ニアラス

第六条 薬種商及製薬者ニ於テ使用スル封緘用印紙ノ衛生試験所検査印紙ニ紛ラハンキモノト認ムルトキハ改訂ヲ命スルコトアルヘシ

第七条 薬種商及製薬者ハ第三号雛形ノ標札ヲ店頭ニ掲クヘシ

第八条 左記ノ場合ニ於テハ三日以内ニ届出鑑札ノ返納書換訂正若クハ再渡ヲ乞フヘシ

一 廃業死亡

一 転居代換改氏名

一 遺失毀損等

第九条 薬種商及製薬者ニ関スル願届等町村ハ都役所ヲ經由シ当庁ヘ差出スヘシ

第十条 薬剤師ニシテ薬局ヲ開設セス単ニ薬品販売及製造ノ業ヲ営マントスル者ハ第一条ノ免許鑑札ヲ受クルニ及ハスト雖モ該条ニ準シ届出其他各条ヲ遵守スヘシ

但毒薬劇薬ハ封緘ヲ開キテ小分スルコトヲ得ス

第五条 薬種商ニ於テ数容器ニ分チタル薬品又ハ製薬者自

己ノ製薬ニハ其容器ニ一定ノ封緘ヲ為スヘシ

付則

売薬印紙交換規則取扱手續

第十一条 此規則ハ明治二十三年三月一日ヨリ施行ス

第一項 売薬印紙交換ニ係ル事項ハ都テ主任者二名以上ヲ

第十二条 従来内務省製薬免許状及本県薬種商ノ免許鑑札

以テ処理スヘシ

ヲ受ケタルモノト雖モ本則施行ノ上ハ更ニ免許鑑札ヲ受
クヘシ

第二項 売薬印紙交換規則第一条ニ依リ印紙交換出願者ア

第十三条 明治十八年^{六月}甲第五十二号布達製薬免許手續及

ルトキハ先ツ願書面ニ売薬ノ員数並ニ既貼印紙額ヲ照合
スヘシ

明治二十二年^{一月}県令第六号薬種商業取締規則ハ此規則施
行ノ日ヨリ廃止ス

第三項 点検ノ要領左ノ如シ

(県報)

一 願書面ノ住所氏名並ニ方名トモ売薬税台帳ニ照応ス
ルヤ否

一七〇 明治二十三年六月 売薬印紙交換規則取扱手

続制定

一 売薬ノ装置完全 (包方又ハ容器ノ構造等ヲ嚴密ニシ其封
モ)ナルヤ否

一 印紙ノ貼用及消印等売薬印紙税規則ノ雛形ニ違ハサ
ルヤ否

○訓令第三百二号

一 印紙再貼用

収税部出張所

一 売薬印紙税規則第一条ニ依リ定価ヲ付記シ及ヒ其定

売薬印紙交換規則取扱手續左ノ通相定ム

価ニ從ヒ印紙貼用当否

但シ本文ニ抵触スル従前ノ令達等ハ自今廃止ス

一 印紙汚染毀傷ノ有無

明治二十三年六月二十七日 富山県知事 藤島正健

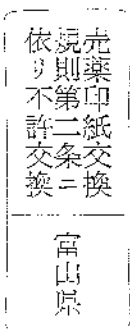
一 包紙等ニ付記セル住所氏名ト願書面ノ住所氏名ト照

應スルヤ否

第四項 割引計算上厘位未満ノ端數ハ交換スヘキ印紙ナキ
ヲ以テ厘位以上ニ訂正出願スルニアラサレハ交換ヲ許サ
ムルヘシ

第五項 印紙交換規則第二条ニ依リ交換ヲ許サムル藥品ニ

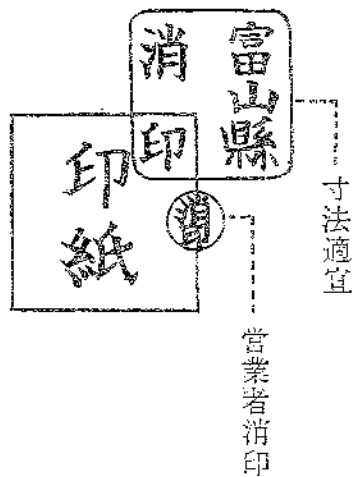
ハ左記ノ印章ヲ裝置ノ表面ニ押捺スヘシ尤モ容器ニ依リ
押捺シ難キモノハ其理由ヲ示シ日前ニ於テ切斷セシムヘ
シ



寸法
適宜

第六項 既貼印紙ノ消印ハ左記ノ消印ヲ為スト雖トモ容器

ニ依リ消印シ難キモノハ印紙ノ中心ヨリ切斷スヘシ



第七項 第五項第六項ノ捺印ヲ了シタルトキハ所長ニ於テ

該印章ノ有無当否ヲ点検シ及ヒ藥品員數ノ再檢ヲ為スヘ
シ

但所長事故アルトキハ主任者外ノモノヲシテ代理セシ
ムルコトヲ得

第八項 前各項ノ調査ヲ了シ不都合ナキヲ認メタル上ハ印

紙類出納規程ニ基キ交換印紙ノ下渡ヲナスヘシ

第九項 売薬印紙ノ交換ハ当日限り処理スヘシ

但巨多ノ出願アリテ当日内整理シ能ハサル場合ニ於テ
ハ所長ノ裁可ヲ經テ翌日ヨリ三日以内ノ日限ヲ予定シ

出願者ニ示シ置クヘシ

第十項 交換印紙ノ接授並ニ藥品ノ員數点検等ノ場合ニ於

テハ必ス出願者ヲ立会ハシムヘシ

第十一項 売薬印紙並ニ藥品下戻シ済ノ上ハ直チニ第一号

書式ニ倣ヒ所在租税検査員派出所ヘ報告スヘシ

(第一号書式)

記

国郡町村番地

売薬營業人 何ノ某

高田清次郎

一何々丸 何 個

此般二十四年十一月十七日、売薬検査ノ件ニ付願ノ趣聞届、

一何々丹 何 個

該鑑札下渡候条、税金并ニ鑑札料ヲ上納シ、受取方所轄郡

一何々円 何 個

役所ニ申出ズベシ

計

明治二十四年十二月八日

(二人以上アルトキハ順次列記スヘシ)

富山県知事

右ハ売薬印紙交換願出ニ依リ既貼印紙消印ノ上薬品下戻候

森山 茂 印

条不取締無之様御注意相成度此段及通報候也

(早川家所蔵文書)

収税部何出張所長

年 月 日

何ノ某 印

租税検査員何派出所主幹

一七三 明治二十七年十一月 売薬印紙交換心得制定

何ノ某宛

○富山県令第六十九号

(県報)

売薬印紙交換心得左之通相定ム

但明治十九年九月 県令第七号ヲ廃止ス

一七二 明治二十四年十二月 売薬鑑札の交付

明治二十七年十一月十六日 富山県知事 徳久恒範

丁術好第九九号

売薬印紙交換心得

第一条 明治十九年七月 大蔵省令第二十三号売薬印紙交換規

上新川郡滑川町大字高月四百五十番地

則第一条廃棄売薬印紙交換願ハ第一号書式ニ依ル

第二条 收税署ヨリ消印又ハ切断シタル薬品ノ交付ヲ受ケ

タルトキハ第二号書式ノ請求書第七条ノ証明アルモヲ県庁

ニ携帯印紙ノ下付ヲ受クヘシ但請求書ト引換ニ印紙ヲ下

付スヘキニ付該請求書ヲ以テ印紙請取済ノ証トシ別ニ領

取証ヲ徴セス

第三条 売薬印紙交換出願又ハ新印紙請求ノ節ハ正当営業

人若クハ其代理人出頭スヘシ

第四条 代理ノ委任ヲ為シタルトキハ委任状ノ写ヲ添ヘ県

庁及收税署へ届出ツヘシ

第五条 廃棄売薬并既貼印紙ノ調査中ハ營業人若クハ其代

理人立会スヘシ

第六条 交換ニ依リ交付ヲ受ケタル印紙ハ印紙類売捌人ヨ

リ買入タルモノト区分記帳スヘシ

第七条 売薬營業人配置先ニ於テ廃棄売薬印紙交換ヲ為サ

ントスルトキハ其配置先ノ官庁道府県庁ニ願出之カ証

明ヲ請フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ薬品并既貼印紙ノ種類金額ヲ仕訳タ

ル第三号書式ノ証明願三通ヲ調製シ之ニ現品ヲ添付差出

スヘシ

第八条 前条証明ヲ得タル廃棄売薬ヲ營業場所在地へ回送

セントスルトキハ其薬品ニ当該官庁ノ封印ヲ受クヘシ

第九条 前条封印ヲ受ケタル廃棄売薬到達シタルトキハ所

轄收税署へ申出開封ヲ請クヘシ

(県報)

一七三 明治二十八年四月 売薬印紙税と戻税

売薬の戻し税 我国にて商品に賦課する物品税は孰れも

消費税にして酒、醬油、煙草の類何れも内地にて消費せず

外国へ輸出する場合には輸出港の税関にて既に納めたる税

額を払ひ戻すの規程なれども独り売薬に至りては此制なく

外国に往くものも内地にて消費するものも同様に税を収め

て払ひ戻しを為さざる定めなり蓋し我国の売薬は未だ一の

輸出商品として貿易場裏に認められざるの故にして是迄別

に異論もなかりしが日清戦争以来俄に此類の輸出を増して

殆んど毎船に其積載を見ざる事なく従って売薬業者が之に

貼用する印紙も又少なからずして若し他の酒類の如く税金の払ひ戻しを請求し得るとせば少なくとも運賃丈け位は原価を安くするを得て朝鮮の如き草根木皮を起死回生の神劑と為す国民には益々其販路を拡張するを得べきは勿論今後戦ひ止んで後には清国内地へも売れ口を増して丸丹円散の類ひ一廉の輸出品となる見込みなきにあらず、故に売薬の印紙税も酒、醬油、煙草と同じく輸出港にて検査の上戻し税を許可せられんを望むとの議関西地方の同業者間に起れり。

〔富山日報〕明治二十八年四月十四日

一七五 明治二十八年五月 国税に関する願届出心得

改正追加

○富山県令第四十一号

明治二十七年^{十一月} 富山県令第六十八号 国税ニ関スル願届出心得中左ノ通改正追加ス

明治二十八年五月三十一日 富山県知事 徳久恒範

第一項改正

第一項 諸鑑札又ハ検印ヲ与フルモノハ別ニ指令ヲ付与

セス

第三項へ追加

九 売薬営業廃止売薬販売禁止及他管下ノ者へ鑑札

譲渡ニ関スル件

第四項中「前項」トアルヲ「第三項及第五項」ト改ム

第四項へ追加

四 売薬営業免許鑑札

第五項中「直ニ」トアルヲ（売薬営業ニ関スル件ハ町村役場郡役所又ハ市役所ヲ經由）ト

改ム

第五項へ追加

四 売薬営業（第三項ノ九ニ関スル件ヲ除ク）ニ関スル件

（県報）

一七五 明治三十年二月 売薬印紙貼用廃止の請願

全国売薬営業者は疾くより売薬印紙貼用の廃止を熱望し居りしが這回左の如合請願書を議會に提出する由

売薬印紙全廃の請願書

某等謹んで衆議院議長鳩山和夫君閣下に請願仕候抑も売薬は民生欠くへからざる要品にして山間僻陬医師に乏しき処に於ては是に依て以て疾病を療するは古来の慣習にして道邑大都医師充足の処と雖も急遽匆忙の際には一時売薬の力に拠り而して後医師を招致するは現今の実況なり且つ売薬は因要の久しき自然経験の結果輕症にして医師を要せざる疾病にありては之に依て以て治癒を得るもの少しとせず況や赤貧困窮の者にありては固より医師を招聘するの力なく平臥死を待つは真に人情忍ぶべからざるの恨事なり是の時に当り數錢を投するの売薬は能く孝子節婦尽心の誠を全うし且つ病者の安心を堅うして往々に全癒の喜を得せしむ特に近來海外諸国或は新領地に移住するもの又内地に於ても旅行者の如きは常に売薬を携帯して不時の用に供し以て利益を受くるは世人の常に目撃する所なり現に廿七八年の役に於て出征の軍人軍属より軍夫に致るまで売薬の力に由りて享受したる利益は実に予想の外にありしなり売薬の有益有効なる實に斯の如

し而して政府は明治十五年十月布告第五十一号を以て売薬印紙税規則を發布せられ同十六年一月より之を実施し以て今日に至れり夫れ印紙税は間接税にして之を負擔するは營業者にあらずして消費者即病氣に臥し苦痛に呻吟する処のものなり而して國庫に於ける其印紙税の収入は本年の予算にて八拾參万円なり若し徵稅費を加除する時は七拾万円内外に過ぎず國庫の収入より見る時は實に僅少なりと雖も之を細民病苦に呻吟するの余に負擔するものとせば寧苛税なりと謂はざるべからず況や印紙を全廢するも營業税を以て之を補足し得るの途あるに於てをや伏して惟みるに聖上陛下登極以來政令維れ新たに範を皇祖の至仁に取り良を万邦の成憲に鑑み仁風四海に洽ねく徳沢草野に加はる是の時に當り病者傷者独り其不幸に加へて間税の負担に服す蓋し聖上陛下臣民を愛撫し給ふ所以の意にあらざるべく聖上治化の一環瑾とも謂ふべし是れ某等此國費多端の秋をも顧みず売薬印紙全廢の請願を為す所以に御座候誠恐誠惶頓首

一七 明治三十年三月 阿片法公布

法律第二十七号(官報 三月三十日)

阿片法

第一条 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二条 阿片製造人ハ毎年十二月二十日迄ニ其ノ製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試験ヲ施シ其ノ莫見比濕含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其ノ不適品ハ無償ニテ焼却ス

第三条 阿片ハ政府ニ於テ医薬用品ニ限り封緘ヲ施シ之ヲ売下クルモノトス

政府ノ売下ケタル阿片ノ外ハ売買授受所有又ハ所持スルコトヲ得ス

第四条 第二条ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比濕

含量及賠償金額並ニ第三条ニ依リ売下クヘキ阿片ノ價格ハ内務大臣之ヲ告示ス

賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比濕含量ヲ増加シ又ハ賠償金額ヲ低減セムトスルトキハ一箇年以前ニ告示スヘシ

第五条 阿片ハ地方長官ヲシテ其ノ管内薬剤師藥種商中相當ノ人員ヲ限り卸売人ヲ指定シテ売下ケシム

第六条 医師及藥品營業者ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ數量並ニ住所氏名年月日ヲ記シ調印シタル証書ヲ以テ卸売人ヨリ購求スヘシ

醫師及製藥者ハ阿片ヲ薬剤師藥種商ヨリ購求シ又ハ薬剤師藥種商互ニ之ヲ売買スルコトヲ得此ノ場合ニハ前項ノ証書ヲ以テスヘシ

第七条 阿片ハ前条ノ外醫師ノ処方箋ヲ以テスルニ非サレハ売買スルコトヲ得ス

薬剤師ハ政府又ハ他ノ薬剤師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ阿片ヲ零売スルコトヲ得此ノ場合ニハ適當ノ容器ニ納メ之ヲ封緘スヘシ

藥種商ハ卸売人タルト否トヲ問ハス政府又ハ薬剤師ニ於

政 財 行 II

テ封緘シタル容器ヲ開キテ零售スルコトヲ得ス

第八条 処方箋並ニ第六条ノ証書ハ其ノ日付ヨリ滿十箇年
間之ヲ保存スヘシ

第九条 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ阿片ヲ製造シタル者
又ハ第三条第二項ニ違背シタル者ハ百円以上五百円以下
ノ罰金ニ処ス

第十条 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ製造シタル阿片又ハ
政府ノ売下ケタルニ非サル阿片ハ之ヲ没収ス

第十一条 第二条第一項ニ違背シタル者ハ三十円以上三百
円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 第七条第八条ニ違背シタル者ハ十円以上百円以
下ノ罰金ニ処ス

第十三条 阿片製造人又ハ阿片卸売人此ノ法律又ハ其ノ施
行ニ関スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其ノ許可
又ハ指定ヲ取消スコトヲ得

付 則

第十四条 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス
第十五条 此ノ法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ

有スル者ハ第一条ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十六条 此ノ法律施行以前地方庁ニ預リ置キタル阿片ハ
之ヲ焼却ス

第十七条 明治十一年布告第二十一号薬用阿片売買並ニ製
造規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

〔法令全書〕

一七 明治三十二年二月 売薬印紙税の廃止運動

衆議院に於て此程委員付託となりたる売薬印紙税廃止案の
委員は左の諸氏なりといふ

金岡又左衛門 高須賀 讓 稻垣 示

斎藤 卯 八 佐久間国三郎 朝倉 為 親

佐藤 宗 弥 鈴木 万次郎 堀尾 茂 助

○売薬者県知事に陳情 富山売薬同志会支部にては委員会
を選抜し一昨日檜垣県知事を県庁に訪ひ目下衆議院に於て
委員付託となり居る売薬印紙税廃止案の両院通過に助力あ
りたき旨の陳情する処ありたり

○同業一致に運動 売薬同志会支部にては県下各売薬組合に交渉し此際一致の運動をなさんと各郡市へ夫れ／＼交渉せり

〔富山日報〕明治三十二年二月十六日

一頁 明治三十三年二月 売薬の利益と売薬印紙税

印紙を以て徴税するの法は極めて簡便なりと雖とも売薬に對するものは当局者の一考を要するものあり、吾輩単に歴史ある富山売薬の衰頽を致さんとするが為めに論ずるものにあらざるも売薬印紙総額九十万円の二十五万円の内即ち三分の一を占めたる富山売薬業者の利害は最も酌情すべきものあるを見る、今吾輩か現行の売薬印紙税法に満足せざる諸点を挙ぐれば左の如し

印。税。は。売。薬。の。良。慣。習。を。破。壞。す。 行商の信用取引は富山売

薬の特色にして、富山売薬に今日の盛況あるは全く此の特色たる配置売薬の利便ありしため也、近年に至り四国、九州、近畿の売薬業者間に於て配置売薬の方法を学ぶも

のあり、将来の事を想ふに人智漸く進むや勿論なれば数種若くは数十種の売薬を配置し需用者は其疾病に際し對症の方剤を選択し得ることとせば、売薬の効や一段を加ふべし、然るに印紙税法は店頭に販売する売薬には兎も角も配置売薬に對して表面税率の二倍の苦痛を与ふるものたり、固より印紙交換の恩典なきにあらざるも印紙の苦痛は其一半を除き得たるに過ぎず

印。税。は。劣。等。売。薬。を。跋。扞。せ。し。む。 印税は一年一貼を売る方劑も万貼を売る方劑も同様の税法なるか故に間接税としては公平を得たるか如きも元米薬学医学上の發明、研究に對しては多少の保護奨励を要するか故に公平ならず、若し方數に對する税法の如きものならば効驗多く販路広きものは優存し、否らざるものは劣敗するを以て自然に売薬の改良を促すは勿論、良薬好劑の發明者に對しては自然に恩典を与ゆることとなるべし、売薬は必ずしも酒煙草の如く服用者即ち病人の首を擗りて徴税するの必要あるものにあらず

現。行。印。税。は。太。た。過。重。なり。 前に述ふる如く売薬は医治の

II 行 財 政

一端にして煙草酒類と異り毫も禁止制限すべきものにあらず、然るに現行印税は一割の高率なり、此率に依る売葉の利益を見るに左の一表あり（富山売葉業者の作表にかゝる）

金九百円 売葉配置高（売価）但行商人一人分

但し売価百円に付元価四拾円と見積り売価の原価即ち参百六拾円は固定資本とす

○総益計算

金参百円 売上高

内

金六拾円 売品原料

金参拾円 印紙税

金参拾円 製造費、包紙及び運搬費等

小計金百貳拾円

但売葉売価参百円に対する原価にして売価百円に

付四拾円の割合

金参拾円 割引並に懸方欠損金

但売上高十分の一の見込

金七拾五円 行商人旅費并に宿泊料

但往復日数百五十日とし平均一日五拾銭

金五拾円 行商人給料

但行商人の給料は一定せざるも凡そ売上金高の式

割合以内を以て標準とす

小計金百五拾五円貳拾銭

合計金貳百七拾五円貳拾銭

右を前記三百円より控除せば左の益金を得

金貳拾四円八拾銭 益金

但固定資本金三百六拾円に割当れは一ケ年の利益

割合七歩弱となる

斯の計算は營業税を合算せざるものにして若し之を合算すれば更に利益の縮小を見るなり此れ多少の違算ありとするも大差なかるべし全国の三分の一を占めたる富山にして既に然りとすれば印税の苛重は論を俟たず

吾輩が売葉印税を全廢せんと欲する理由は大略此の如し然れども決して売葉を無税と為んとするものにあらず其税法を改め且つ適當の軽減を行はんと欲するのみ、前述の如く

売薬なるものは毫も税法を以て禁制するの要なきものなれば負税者の売薬業者たると服用者たるとを問はず国家は唯だ適當なる課税の目的を達すれば足る、何を苛重たる印税を以て良好なる習慣を破壊し其差違を阻むの要あらんや

(「富山日報」明治三十三年二月七日)

一克 明治三十四年一月 売薬税法改正の請願

当市同業者一同連合して左の請願書を今同貴衆両院に提出したり

売薬税法改正の儀に付請願

謹みて奉請願候去る明治十五年十二月太政官第五拾壹号を以て売薬印紙規則を發布せられし以来売薬業者の困難其極に陥り爾後屢当路に哀訴し之れが改正を促すも能く希望を遂ぐるに由なく全国の同業殆ど生色を存するものなし殊に富山地方の売薬の如きは配置売薬なるが故に其印紙を貼付したる薬品の売却を了する時期に至るまでは印紙の爲め間接直接に蒙被する損害鮮少ならず或は夫の

明治十九年七月大蔵省令第二十三号を以て売薬印紙交換規則を發布せられしにより配置売薬の損害減ぜしが如く臆想するものありしも是れ亦皮相の見に過ぎず實際の窮厄依然として減ずることなし而して帝國議會の開設以来更に印紙制度の廃止により課税軽減の實を領せんことを翹企し將に其制度の廃止によりて大に販路を拡張し海外輸出の効を挙げんと期函したるも如何せん其好機に接せざるより益苦惱の境遇に沈みし爲め十四議會の開設に際し税法改正の請願書を貴院に提出したり然るに能く貴院に採納せられたるのみならず衆議院に於ては更に議員高須賀穰安藤龜太郎齋藤卯八根本正の四君より多数の賛成によりて売薬印紙規則廃止法律案並に売薬規則中改正法律案を提出せられたときの理由は即ち左の如し

売薬は薬剤師の製薬と等く性質上免税すべきものなるが故に之に対して苛税を課するは病苦の貧民に対して過酷の重税を課するものと云ふ可し売薬税は實に不法の賦課なるのみならず嚴密なる取締を要するを以て多額の徴税費を要し實際國庫に収入する額僅少なり殊に

売薬印紙税規則第三条に依り其煩累なる手数に困難を極む故に現行売薬規則中營業税を改正し印紙税規則を廃止するの必要を認む

是れ実に私共の寛望に適したるものにして貴院の御所見亦た素より茲に存すべき歟然れとも会期の切迫したる爲めに衆議院委員会の通過を得たるのみにて本議に上るを得ず遺憾漚際なしと雖も復た如何ともする能はず爾後只管十五議会の開設によりて願意を貫徹せんを苦慮罷在候就而は印紙規則發布以來不法の苛税に苦しむたる実情十分御諒察何卒今朝の貴院にて印紙廃止苛税軽減の理由を以て売薬税改正の事に御議定被成下度此度私共一同連署を以て奉請願候也

明治三十四年一月

〔富山日報〕明治三十四年一月二十六日

一八〇 明治三十五年二月 売薬印紙税廃止法案、委員

員会可決

売薬印紙税廃止法案委員会において修正可決せり二十日の議事日程に上る

〔富山日報〕明治三十五年二月十九日

一八一 明治三十六年十二月 知事、薬事事項改善の

指示

売薬業者の指示 昨日本県知事は県下の重なる売薬業者を本県庁に召集し、楼上大広間に於て左の事項を指示し、尚ほ新業に關し一場の注意的演説ありたるが、出席者は約五十余名あり、黒田衛生課長、福島技手等参列した

一 売薬業者は材料を精選し、自ら調剤及び装置をなす事

一 方剤は勿論、用量功能書に相違の廉ある向きは、三ヶ月内に之を整理する事

一 県下一円の同業組合を設け監査役を置き、薬体上の監査を厳行する事

〔富山日報〕明治三十六年十二月十八日

一八三 明治三十七年四月 県警部長の売薬行商人取締り訓示

久保本県警部長は昨日各警察署及分署に向け訓示を發して曰く従来売薬行商人輩に於て其効力に關し種々無稽の妄説を稱へ營業を為す者少なからずして尚今日に至るも依然斯くの如き弊害あるは却て売薬の信用を失墜するものなるを以て此際専ら此種の除弊に努め以て一層嚴重に取締りをなす

〔富山日報〕明治三十七年四月十四日

一八三 明治三十七年十月 売薬青年会、売薬増税反対運動

同会にては一昨日午後幹事会を開き売薬増税反対運動方法に關し左の如く決議したりと

- 一 本会の臨時總會を開くこと
- 一 売薬俱樂部の臨時總會を開かれんことを部長へ建議

すること

- 一 本会並に売薬俱樂部は主催者となりて県下売薬業者の大会を開設して増税反対意見の一致を期すること
- 一 前項各会合日時場所等は売薬俱樂部と商議の上決定すること
- 一 増税反抗政談大演説会を開くこと、日時会場は売薬俱樂部と商議の上定むる事

又同時に左の建議審で売薬俱樂部長へ提出したり

營業者の死活問題たる売薬増税説の起りし以来富山売薬同業組合及其他の団体に於て苦悶焦慮之れが真相を確かめ併せて其好果を収めんことに銳意運動せられつつあると雖も未だ以て國論を喚起せしむるほどの活動を為す上に於て遺憾の点少しとせず此際売薬俱樂部の如き本業に各種關係者の集合団を活用せしむるは機宜を得たる措置にして又売薬当業者全体の渴望する所なりと信じ候に付大急売薬俱樂部の總會を開き以て往時の売薬同志会並に同支部の如く運用すると同時に本会と併せ主催者となりて県下当業者の大会を催し國論の喚起と其一致を期せら

れんことを

〔富山日報〕明治三十七年十月七日

九円余の増額を見るに至れりと

〔富山日報〕明治三十九年二月

一八四 明治二十七年 日露戦争時の売薬概況

富山同業組合の報告に依れば二十七年に於ける売薬は各地とも農作概して豊穡にして風水並に稻熱虫害等の災厄鮮少なりしにより各当業者売得金の回収多かりし為め日露の開戦に接したるも営業上差したる影響を示さず孰れも製剤の改良、販路の拡張に熱心銳意したり然るに九月中旬に至り突然売薬印紙税を二倍若くは三倍に増加せらる可しとの説起りしより営業者の恐慌一方ならず売薬懸湯帳の価格の如きも大に動揺したり而して爾後印紙税の増加は虚説にして多少売上高に対し戦時税を賦課せらる可しとの事実を認めたるより営業者の恐慌も茲に漸く鎮静し戦局の進むに伴ひ戦時戦後の経営として清漳各地は勿論汎く海外各地へも販路を拡めんと企図するもの少からず前年度に比すれば却て有望なる氣勢を呈し其製価格の上に於て一万八千五百拾

一八五 明治二十八年一月 売薬業者の非常特別税賦課

業者ハ毎年一方劑ニ付
 金貳円ノ營業稅ヲ課セラルモノトス又明治卅八年一月ヨリ
 實施セラレタル非常特別稅法ニ依リ毎年ノ販賣定価總額ニ
 對シ相當ノ稅ヲ課セラル非常特別稅率左ノ如シ

定価總額	税金
參百円未満ノモノ	金參 円
五百円未満	金五 円
千 円未満	金七 円
貳千円未満	金拾 円
參千円未満	金拾五 円
一万円未満	金貳拾 円
二万円未満	金參拾 円

三万円未満	金四拾円
五万円未満	金五拾五円
七万円未満	金七拾円
拾万円	金八拾五円
拾万円以上	金百円

(「富山市売薬業調査報告書」・内藤記念くすり博物館蔵)

一六 明治三十八年五月 売薬税法公布

法律第七十一号 (官報 五月六日)

売薬税法

第一条 売薬ニハ定価一割ノ売薬税ヲ課ス

定価一銭未満ナルトキ又ハ一銭未満ノ端数アルトキハ一

銭未満ノ金額ハ総テ之ヲ一銭トシテ売薬税ヲ計算ス

第二条 売薬税ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス

第三条 売薬営業者ハ売薬ノ容器又ハ包紙等ニ定価ヲ付記

シ其ノ売薬税ニ相当スル印紙ヲ貼用シ印紙面ヨリ他所ニ

カケ消印スヘシ

第四条 売薬営業者ハ売薬ノ容器又ハ包紙等ニ貼用印紙ヲ

破毀スルニ非サレハ売薬ヲ取出スコトヲ得サルノ装置ヲ

為スヘシ

第五条 売薬営業者定価ヲ増加シテ売薬ヲ販売セムトスル

トキハ其ノ定価ヲ改記シ其ノ売薬税ニ相当スル印紙ヲ増

貼スヘシ

第六条 売薬営業者、請売者及行商者ハ帳簿ヲ調製シ売薬

ノ製造出入ニ関スル事実ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第七条 売薬営業者ハ相当印紙ノ貼用ナキ売薬、第三条ニ

依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル売薬又ハ第四条ノ装置ヲ

為ササル売薬ヲ販売スルコトヲ得ス

売薬請売者又ハ行商者ハ相当印紙ノ貼用ナキ売薬、第三

条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル売薬又ハ第四条ノ装

置ヲ為ササル売薬ヲ所持スルコトヲ得ス

第八条 収税官吏ハ前条ニ違反シタル売薬ヲ発見スルトキ

ハ処罰セラレタルト否トヲ問ハス売薬営業者ノ費用ヲ以

テ印紙ヲ貼用シ、貼用印紙ニ消印シ又ハ相当ノ装置ヲ為

スコトヲ得

前項ノ費用徴収ニハ国税徴収法ノ規定ヲ準用ス

第九条 収税官吏ハ売薬ノ所在ニ就キ検査ヲ為シ又ハ売薬

營業者、請売者及行商者ノ帳簿書類ヲ檢閲スルコトヲ得

第十条 外國ニ輸出スル売薬ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依

リ売薬税ヲ免除ス

前項ノ売薬ニ付テハ第二条乃至第五条、第七条、第八条

及第十一条乃至第十三条ヲ適用セス

第十一条 売薬營業者ニシテ所持ノ売薬中性効ヲ失シタル

モノヲ廢棄セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼

印紙ト新印紙トノ交換ヲ請求スルコトヲ得

第十二条 売薬營業者相当印紙ノ貼用ナキ売薬ヲ販売シ又

ハ付記定価以上ニ売薬ヲ販売シタルトキハ脱税高二十倍

ノ罰金ニ処ス但シ脱税高二十倍ノ金額五円ニ達セサルト

キハ五円ノ罰金ニ処ス

売薬營業者定価ヲ付記セサル売薬ヲ販売シタルトキハ二

円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス因リテ脱税ヲ為シタル者

ハ前項ニ依リテ処断ス

第十三条 売薬營業者第三条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為サ

サル売薬又ハ第四条ノ装置ヲ為ササル売薬ヲ販売シタル
トキハ三十円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス

売薬請売者又ハ行商者相当印紙ノ貼用ナキ売薬ヲ所持又

ハ販売シタルトキハ五十円以上百円以下ノ罰金ニ処シ第三

条ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ為ササル売薬又ハ第四条ノ装

置ヲ為ササル売薬ノ所持又ハ販売シタルトキハ三十円以上

五十円以下ノ罰金ニ処ス

第十四条 売薬營業者、請売者又ハ行商者売薬ノ製造出入

ニ関スル帳簿書類ヲ隠匿シタルトキハ五十円以上百円以下

ノ罰金ニ処シ帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不

正ノ記載ヲ為シタルトキハ三十円以上五十円以下ノ罰金ニ

処ス

第十五条 収税官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ收

税官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加

ヘタル者ハ三十円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス其ノ刑法ニ

正条アルモノハ刑法ニ依ル

第十六条 本法ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再

犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用イス

第十七條 売薬營業者、請売者及行商者カ未成年者又ハ禁

治産者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ売薬營業者、請売者

及行商者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但

シ其ノ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者

ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 売薬營業者、請売者及行商者ハ其ノ代理人、戸

主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務

ニ関シ本法ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テ

サルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルムコトヲ得ス

第十九條 売薬類似品及其ノ營業者、請売者及行商者ニ関

シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

売薬類似品ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

付 則

売薬印紙稅規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際販売ノ為売薬類似品ヲ所持スル者ハ本法施行

ノ日ヨリ三十日以内ニ本法第三條及第四條ニ依リ印紙ヲ貼

用スヘシ

(「法令全書」)

一七 明治三十八年五月 売薬稅法施行規則公布

勅令第五百五十五号 (官報三月六日)

売薬稅法施行規則

第一條 売薬營業者ハ売薬ノ容器又ハ包紙等ニ其ノ住所、

氏名又ハ名称ヲ記載スヘシ

第二條 売薬營業者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘ

シ

一 製造又ハ輸入シタル売薬ノ品名、數量、定価及其ノ

製造又ハ輸入ノ日

二 他ニ引渡シタル売薬ノ品名、數量、価額、引渡ノ日

及其ノ引渡先

三 買入レタル印紙ノ數量、金額及其ノ買入先

四 貼用シタル印紙ノ數量、金額

小売ノ場合ニ於テハ前項第二号引渡先ノ記載ヲ要セス

第三條 売薬請売者及行商者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ

記載スヘシ

一 引取リタル売薬ノ品名、數量、価額、引取ノ日及引

政 取先

二 他ニ引渡シタル売薬ノ品名、数量、価額及引渡ノ日

第四条 収税官吏売薬税法第八条第一項ニ依ル処分ヲ為シ

タルトキハ調書ヲ作り違反ニ係ル売薬ヲ所持スル者ト共

ニ署名捺印スヘシ

前項ノ場合ニ於テ違反ニ係ル売薬ヲ所持スル者署名捺印

ヲ為スコト能ハサルトキ又ハ之ヲ拒ミタルトキハ収税官

吏ハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

第五条 売薬ヲ外国ニ輸出シ売薬税ノ免除ヲ得ムトスル者

ハ収税官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ売薬ト區別シテ之ヲ蔵置ス

ヘシ

前項ノ売薬ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又

ハ輸出港ヲ定メ収税官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前二項ノ場合ニ於テ収税官吏必要ト認ムルトキハ其ノ売

薬ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトアルヘシ

第六条 前条第一項ノ承認ヲ受ケタル後六箇月ヲ過キ売薬

ヲ輸出セサルトキハ承認ハ其ノ効力ヲ失フ

前条第一項ノ承認カ効力ヲ失ヒタルトキ又ハ輸出ノ目的

ヲ廢止シタルトキハ売薬營業者又ハ輸出者ニ於テ其ノ売

薬ニ印紙ヲ貼用シ収税官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前項輸出者ニ関シテハ売薬營業者ノ例ニ依ル

第七条 売薬税法第十一条ニ依リ印紙ノ交換ヲ請求セムト

スル者ハ売薬ノ品名、数量、定価及交付ヲ受クヘキ印紙

各種枚数ヲ記載シタル書面ニ其ノ売薬ヲ添へ所轄稅務署

ニ提出スヘシ

第八条 左ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ印紙ノ交換ヲ為サ

ス

一 既貼印紙ノ金額一口十円未満ナルトキ

二 売薬ノ装置又ハ印紙ノ貼用不完全ナルトキ

三 既貼印紙汚染又ハ毀傷ニ係ルトキ

第九条 印紙ノ交換ハ左ノ割合ニ依ル

一 既貼印紙 二十円未満一円ニ付 新印紙 八十錢

二 既貼印紙 二十円以上一円ニ付 新印紙 八十五錢

第十条 所轄稅務署ニ於テ印紙ノ交換ヲ為スヘキモノト認

メタルトキハ既貼ノ印紙ニ消印シ又ハ之ヲ切斷シタル後

其ノ売薬ヲ下戻シ同時ニ新印紙ヲ交付スヘシ

第十一条 薬品ヲ用イ又ハ之ヲ配伍シテ製造シタル物品ニ

シテ左ノ各号ノ一ニ該当スル効驗アリトシテ発売スルモ

ノハ売薬税法第十九条ニ依ル売薬類似品トス但シ医薬又

ハ単ニ滋養若ハ消毒ノ効驗アリトスルモノ及大蔵大臣ノ

特ニ認許シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 疾病ヲ予防スルコト

二 治病ニ効驗アリト謂フニ非サルモ心身ヲ爽快ニシ音

声ヲ改善シ又ハ精氣ヲ増進スルコト

三 皮膚毛髪ノ色沢組織ヲ變更シ又ハ身体ノ悪臭ヲ去ル

コト

四 疥癬其ノ他皮膚ノ障害ヲ除去スルコト

第十二条 前条但書ニ依リ大蔵大臣ノ認許ヲ得ムトスル者

ハ其ノ物品ノ製造方法及効能ヲ記載シ見本ヲ添へ所轄税

務署ヲ經由シテ大蔵大臣ニ申請スヘシ

第十三条 収税官吏ハ売薬營業者、請売者及行商者ノ營業

ニ関シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十四条 本令中売薬營業者、請売者及行商者ニ関スル規

定ハ之ヲ売薬類似品營業者ニ準用ス

付 則

本令ハ売薬税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(法令全書)

一八 明治三十九年二月 富山市内売薬業者の市税

負担額

○売薬業者と市税 富山市税改善の結果市内重なる売薬業者の負担する市税額は左の如し

所得税 付加税	家屋税	方敷税	製造 高割	行商税	合計	
三、二〇六	八、八二二	二六、六〇六	五〇、二〇〇	二〇、二〇〇	一〇六、〇三三	郵澤 金廣
一、七六六	一六、七九〇	八、二〇〇	一五、五五〇	六、六〇〇	三六、六〇六	佐久間文明
三、〇〇〇	一、五〇〇	三、六〇〇	二、三〇〇	三、三〇〇	一三、七〇〇	中川 久正
一、五〇〇	一、五〇六	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五、七〇六	波多野三吾
三、四三三	七、五五六	一八、六〇〇	二六、七〇〇	五、七〇〇	六三、〇八九	石瀬傳九郎
一、九〇〇	六、〇〇〇	二七、四〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	四〇、八〇〇	芳尾 健吉
六、二〇〇	一〇、三三三	二七、八〇〇	二、三〇〇	四、八〇〇	五三、四三三	富山薬劑 株式会社
一、七六六	三、三〇〇	三、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一三、七六六	富山薬業 株式会社
三、三〇〇	九、九〇〇	四、〇〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	三六、八〇〇	富山製劑 株式会社
一、二〇〇	一六、〇〇〇	三三、八〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇	五九、九〇〇	富山製劑 株式会社

従来の負担額即ち戸別割の郵澤は二百四十三円十銭、佐久間は十五円七十二銭、中川は十八円三十六銭、波多野は十二円六十銭、石瀬は十九円九十六銭、芳尾は十二円四十九銭なるに比して非常の激増なりとて営業者は尙反対を唱へつゝありといふ、然れども一方行商人の多くが従来負担額を免れ若しくは負担額を大に減するの事情あることを思はざるべからず

〔富山日報〕明治三十九年二月二日

一八 明治四十一年九月 滑川町売薬業者、所得金額決定に対し意見上申

額決定に対し意見上申

所得金額決定ニ対シ意見上申書

今回本年度ニ係ル所得金額決定ノ通知ニ接シタル富山県新川郡滑川町在住ノ売薬業者一同

謹テ貴官ノ所属上市税務署長ガ政府ノ決定ナリトテ吾々へ通知セラレタル所得金額ノ調定ニ対シ聊カ愚見ヲ抱有スルニ因リ今茲ニ縷々卑辞ヲ叙述シテ敢テ課税ノ公平ヲ冀ハン

ト存候

吾々ハ素ヨリ国民ノ分際トシテ其資力ノアル所ト所得金高ノ多寡ニ応シ政府ヘ納税義務ヲ尽スヘキ儀ハ既ニ憲法ノ条規ニ基キテ明カニ之ヲ了解シ加之ナラズ困家ノ進運ヘ列強ノ歩調ニ導カレ文明ノ速度ハ歐米ノ先驅ニ誘ハレテ之レカ為メニ因テ起ル國費ノ増大ハ年々歳々膨脹ノ一方ニ傾クコトモ亦タ日露戦後ノ大創夷ハ今ヤ帝國財政ノ窮乏ト化シ日本臣民ノ麻痺症ト變シテ日夜國民ガ粒々滴瀝ニ汗シテ而シテ取得シタル総金高ヲ以テ補フモ尙ホ之ヲ償フニ足ラザル國債ノ残留セルコトモ皆是レ吾々ノ常ニ念頭ヲ離レサル憂慮ノ一事ニ有之候

然レトモ國民ノ資力ニハ自カラ存スル限度アリ又タ營業ニ因テ得ル所ノ利益ニモ同ク一定ノ際限アリ況シテ中産以下ノ微力ニ頼リ僅ニ一家数口ヲ糊スルニ足ルヘキ業務即チ本郡売薬業者ノ如キ小商業ニ対シ已ニ多額ノ印紙税及營業税所得税ヲ賦課セラレタル外尙ホ苛酷ナル不当所得税ヲ誅求セラルムニ至リテハ唯タ夫レ吾々ハ数年ヲ俟タズシテ各々其産ヲ破アリ又タ其業ヲ廢スルヨリ外詮術無之候

現ニ貴官ノ所屬上市稅務署長ガ稅法第三十一條ニ基キ政府
決定ノ所得金ナリトテ吾々ニ發表セラレタル其内容ヲ窺ヘ
ハ夫ノ本月二十六日發刊報知新聞紙等ニ掲載シタル事實即
チ衆議院議員加藤政之助外式名カ若槻大藏次官ト問答シタ
ル事ノ如ク地方ノ稅務官ハ妄ニ多大ノ増徴額ヲ予定シテ其
所得者ニ對スル調査方法ハ殆ント司法上ノ清算事務ヲ處理
スルカ如ク苛酷ナル摘發ヲ亂行シテ斯カル不当ノ決定ヲ敢
テシタルガ如キハ或ハ上司ノ訓令ヲ誤解シテ徒々増徴ノ實
ダニ奏シ得ハ則チ以テ公ニ奉スル忠勤ノ如クニ曲解シテ然
テ茲ニ此苛酷ナル課稅ヲ為シタルニアラザラン乎果シテ然
ラハ上市稅務署長ハ一己ノ私見ヲ以テ濫リニ吾々ノ膏血ニ
向テ誅求ヲ凶リタルモノト推測セサルヲ得ス其事實タリヤ
富山縣二市八郡中特ニ我中新川郡ニ限り本年所得金額増加
ノ第一位ニアルヲ以テ見テモ明カニ之ヲ証シ得ラレ候
之レニ就テ同法第三十六條ノ規定ニ依リ審査ヲ求ムルノ途
アリト雖トモ其手續ノ甚タ繁雜ナルカ為メ徒ラニ貴重ノ時
間ト費用トヲ要スルノミナラズ其不服申立書ニ添付スル証
憑書類ノ調製ヲ弁知セサル者多キカ故各自ハ唯々無念ノ涙

ヲ吞テ黙止スルヨリ外ナン然ルニ若モ上市稅務署長ハ此点
ヲ奇貨トシテ課稅略ニ利用シ以テ同法第三十一條ヲ斷行セ
ラレタルモノトセハ實ニ徵稅ノ本旨ニ背反スル妄莽ト云ハ
サルベカラズ

然ルニ今試ニ稅法第四條第三號ノ規定ニ基キ吾々が營業上
ノ眞實ヲ概陳シテ政テ貴官ノ高覽ニ供シ候間幸ニ上市稅務
署長ガ為シタル所得金高ノ決定通知ガ果シテ其當ヲ得タル
ヤ否ヲ御判斷下タサラハ吾々共ノ特クニ苦境ヲ脱スル所ニ
有之候就テ吾々売藥營業者ガ近時藥種其他ノ仕入品騰貴ス
ルト在旅諸費ノ増加スルトニ依リ年々支出ハ非常ニ激増ス
ルニ抱^(抱カ)ラス一方ニ於テ売藥定価ハ各府縣ノ同商業者ト競争
ニシテ依然旧來ノ價格ヲ以テ販売セル事實ハ所轄稅務官ノ
時々親シク製造場ニ臨檢シテ現品ノ定價付ヲ目撃シテ見認
メラルム所ナリ然ルニ上市稅務署長ハ此事實ニ反シテ所得
金額ヲ決定シ茲ニ前年決定額ト今年決定額ト比較列挙スレ
ハ其差異左ノ如シ

四十年度所得決定標準額(印稅百円ニ對シ)

自行商ハ 百四拾円乃至百五拾円

II 行 財 政

他行商ハ 九拾円乃至百円

四十一年度所得決定標準額（印税百円ニ対シ）

自行商ハ 百八拾円乃至百貳拾円

他行商ハ 百貳拾円乃至百五拾円

以上ノ如ク稅務署長ガ査定セラレタル前年ト今年トノ決定

額ヲ比較スレハ今年ハ優ニ三割乃至五割ニ決定セラレタル

モノト信スルナリ然ルニ我營業ノ状態ハ既ニ前陳ノ如クナ

ルニモ抱^{（拘カ）}ハラズ順序ヨリ之ヲ言フ時ハ寧ロ今年ハ前年ヨリ

幾許カ減額ヲ見ル管ナルニ事実ハ矛盾シテ却テ政府決定ハ

今日ノ如キ激増ノ決定額ニ遭遇シタルハ實ニ吾々ハ其理由

ノ那邊ニ在テ存スルカ上市稅務署長ガ真意ノアル所ヲ了解

スルニ苦ムナリ故ニ今回茲ニ之ヲ不服ノ事由トシテ主張シ

敢テ賞官ノ御賢察ト稅務署長ノ反省ヲ請フト共ニ再ヒ査覈

ノ勞ヲ煩ハシ併セテ相当ノ額ニ更訂セラレンコトヲ希望ニ

不堪候

右同業者一同連署ヲ以テ卑見上申候也

明治四十一年九月三十日

富山県中新川郡滑川町保壽堂株式会社社長

宮崎太左衛門

同県同郡同町大字高月保壽堂

高田清次郎

外同業者納稅資格者一統七十一名

連印ス

金沢稅務監督局長 和出一郎殿

（京川家所藏文書）

一五〇 明治四十二年二月 売藥稅法の改正請願

謹みて奉請願候売藥印紙稅の惡稅たることは夙に与論に確

認する所にして之れが為めに常に事業の發展を得る能はず

大に苦惱を感じつゝある当業者ら帝國議會開設以來屢貴衆

の両院並に当局大臣に之れが全廢を請願し現行売藥稅法実

施^{□□}も印紙稅の全廢を得るにあらざれば到底売藥全般の

發展を期し難きのみならず富山県の如き配置売藥を主とす

る者は殊に課稅の煩苛に苦るしむ竟に衰滅に帰せんことを

恐れ只管全廢の宿望を貫徹せんとして当路に請願する所あり

き然れども日露戦後の大勢に鑑み売薬業者も又宜しく戦後

痛苦を分かち國家に貢献すべきことを覚悟し更に売薬税法を

改正して印紙税を全廃し印紙税に代はる可き税即ち売上高

により現在印紙税率の範圍に於て課税せられんことを賣家

兩院並に当局大臣へ請願したり幸に前期議會に於ては兩院

とも願意を諒せられ売薬に印紙税を課するは業者の収支

償はざる為め斯業の萎靡不振を來し他方に於ては購買者の

負担を重くするの結果貧困なる病者をして服薬治療の途を

失はしめ尙其検査手續の繁雜なると徴税費の莫大なるは單

に業者のみならず政府の爲めにも不便甚しきものなりと

の理由を以て請願を採択せられたり是れ全く印紙税の悪税

にして其実施以來業者困難の状を認められたるものに

外ならず業者一同寔に感佩に堪へざるなり就ては本期議

會に於て前述請願採択の理由により印紙税を全廃し既に

免税となれる輸出売薬以外の売薬に対しては売上高により

現在印紙税額の範圍に於て課税せらるゝことに何卒敏速御

決議或被下度此度謹みて奉請願候也

明治四十二年二月

富山県売薬同業組合組長

阿部初太郎

衆議院議長 長谷場純孝殿

〔富山日報〕明治四十二年三月二十六日

一九二 明治四十三年三月 売薬税法改正

法律第八号 (官報三月二十五日)

売薬税法中左ノ通改正ス

第一条 本法ニ於テ売薬業者ト称スルハ売薬規則ニ依ル

売薬業者ヲ謂フ

第一条ノ二 売薬業者ニハ薬剤一方毎ニ一年間製造高ノ

定価総額ニ応シ左ノ売薬營業稅ヲ課ス

定価総額三百円未満ノモノ 金三元

定価総額五百円未満ノモノ 金五円

定価総額千円未満ノモノ 金七円

定価総額二千円未満ノモノ 金九円

定価総額三千円未満ノモノ 金十二円

定価総額五千円未満ノモノ	金十七円	第一条ノ五 売薬営業税ハ年額ヲ二分シ一月及七月之ヲ徴
定価総額一万円未満ノモノ	金二十二円	収ス但シ納期限ヲ経過シテ免許ヲ受ケタル場合ニ於テハ
定価総額二万円未満ノモノ	金三十二円	当該納期ニ納ムヘキ税金ハ即納トス
定価総額三万円未満ノモノ	金四十二円	売薬営業者六月以前ニ廃業シ又ハ売薬ノ発売ヲ禁止セラ
定価総額五万円未満ノモノ	金五十七円	レタルトキハ七月ニ納ムヘキ税金ハ之ヲ免除ス
定価総額七万円未満ノモノ	金七十二円	第二条 売薬ニハ定価一割ノ売薬印紙税ヲ課ス
定価総額十万円未満ノモノ	金八十七円	定価一銭未満ナルトキ又ハ一銭未満ノ端数アルトキハ一
定価総額十万円以上ノモノ	金百二円	銭未満ノ金額ハ総テ之ヲ一銭トシテ売薬印紙税ヲ計算ス
前項ノ定価総額ハ前年中ノ総額ニ依ル但シ前年又ハ其ノ		売薬印紙税ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス
年免許ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ年製造高ノ予算定価額		第三条 第五条及第十条中「売薬税」ヲ「売薬印紙税」ニ改ム
ニ依ル		第十二条 第一項中「脱税高二十倍ノ罰金」ヲ「脱税高二
外国ニ輸出スル売薬ニ付テハ外国ニ輸出セサル売薬ニ準		十倍ノ罰金又ハ科料」ニ「五円ノ罰金」ヲ「五円ノ科料」
シ定メタル価格ヲ以テ定価ト看做ス		ニ第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム
第一条ノ三 売薬営業者二箇所以上ニ於テ営業スルトキハ		第十三条 乃至第十五条中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ
営業場毎ニ前条ノ売薬営業税ヲ納ムヘシ		改ム
第一条ノ四 売薬営業者ハ毎年一月十五日迄ニ課税標準額		第十三条ノ二 第一条ノ四ノ中告ヲ為サス又ハ虚偽ノ申告
ヲ所轄収税官庁ニ申告スヘシ但シ其ノ年免許ヲ受ケタル		ヲ為シタル者ハ一円以上ノ科料ニ処ス因リテ売薬営業税
者ハ免許ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申告スヘシ		ヲ遁脱シタル者ハ脱税金額三倍ニ相当スル罰金又ハ科料

ニ処ス

第二十条 本法ニ依リ売薬営業税ヲ課セラレタル者ニハ營業税ヲ課セス

付則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

売薬規則中及非常特別税法中売薬營業税ニ関スル規定ハ之ヲ廃止ス

(法令全書)

一五三 明治四十四年三月 売薬税法改正

法律第四十二号

売薬税法中左ノ通改正ス

第一条ノ六 北海道及府県ハ売薬營業税ニ対シ本税百分ノ

三以内ノ付加税ヲ課スルコトヲ得

市町村及北海道沖繩県ノ区ハ売薬營業税ニ対シ本税百分

ノ五以内ノ付加税ヲ課スルコトヲ得

付則

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

(官報)

一五三 大正三年三月 売薬法案と関連して出願書増

加

売薬法案は愈議會に現はれたるが同法案に依れば薬剤士又は特別の技術あるものにあらずれば売薬營業を為す能はざる事となり居れるも但し第廿四条に於て同法發布の際現に營業権あるものと既得権ある事を規定せるを以て県下營業者は同法發布前に該免許を受けんと近來県庁に出願するもの非常に多く衛生課は之れが審査に忙殺され居れり尚最近県庁に於て調査したる県下の売薬營業免許数は左の如し

人員 方数

大正元年六月 一、三九六 六、八五一

同 年十二月 一、四九四 七、二五〇

(「富山日報」大正三年三月六日)

一四 大正三年三月 売薬法公布

法律第十四号

売 薬 法

第一条 本法ニ於テ売薬営業者ト称スルハ売薬ヲ調製又ハ輸入若ハ移入シテ販売スル者ヲ謂フ

原料品ニ加工セスシテ売薬ト為スモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ売薬ノ調製ト看做ス

第二条 売薬営業者売薬ヲ発売セムトスルトキハ方名、原料品名及其ノ分量、調製ノ方法、用法、用量並効能ヲ記載シ主タル営業所在地ノ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ日本薬局方ニ記載セサル原料品ヲ使用セムトスル者ハ其ノ見本品ヲ提出スヘシ

第三条 売薬営業者二箇所以上ノ営業所ヲ設ケタルトキハ営業所毎ニ所在地ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第四条 売薬ニハ毒薬、劇薬及其ノ性状又ハ配伍ノ結果ニ

由リ危害ヲ生スルノ虞アル薬品ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ毒薬、劇薬ハ其ノ用法、用量ニ依リ行政官庁ニ於テ危害ヲ生スルノ虞ナシト認めタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五条 売薬ノ原料品ハ日本薬局方ニ記載スルモノハ其ノ所定ノ性状品質、之ニ記載セサルモノハ第二条第二項ノ見本品ト同様ノ性状品質ヲ具備スルヲ要ス

第六条 薬剤師、薬劑師ヲ使用スル者又ハ医師ニ非サレハ売薬ヲ調製シテ販売スルコトヲ得ス

第七条 売薬免許ハ前条ニ掲グル者ニ限り之ヲ譲受ケ又ハ相續スルコトヲ得

第八条 売薬ノ効能ニ関シテハ文書、言語其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス免許ヲ得タル事項ヲ説明スルノ外之ヲ誇張シテ公示スルコトヲ得ス

第九条 売薬ニ関スル広告、売薬ノ容器若ハ被包又ハ売薬ニ添付シ若ハ添付セスシテ頒布スル文書ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ス

- 一 猥褻ニ渉ル記事又ハ凶悪
- 二 避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事

三 虚偽誇大ノ証明若ハ医師其ノ他ノ者カ効能ヲ保証シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムルノ虞アル記事

四 医治ノ無効ヲ暗示シ或ハ暗示ニ医師ヲ誹謗スルカ如キ

記事

第十条 地方長官ハ衛生上危害ヲ生スルノ虞アリト認ムル

トキハ売薬營業者ニ對シ其ノ免許ヲ得タル事項ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十一条 売薬營業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ違反シ又ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル処分ニ違反シタル者ニ付地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スルコトヲ得

第十二条 行政官庁ハ当該官吏ヲシテ売薬ヲ調製シ若ハ販

売スル場所ニ臨検セシメ又ハ売薬ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第十三条 行政官庁ハ試験ノ用ニ供スル為必要ナル分量ニ

限り当該官吏ヲシテ売薬又ハ其ノ原料品ヲ無償ニテ収去セシムルコトヲ得

第十四条 第二条第一項若ハ第五条ノ規定又ハ第十条ノ規

分ニ違反スル売薬ハ地方長官其ノ所有者ヲシテ之ヲ廢業

セシメ又ハ直接ニ廢業シ其ノ他必要ナル処分ヲ為スコト

ヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ処置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スル

コトヲ得

第十五条 第二条第一項第五条若ハ第六条ノ規定又ハ第十条ノ処分ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罪金に処ス

第十六条 第八条若ハ第九条ノ規定ニ違反シタル者又ハ當該官吏ノ臨検若ハ検査ヲ拒ミタル者ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第十七条 第三条又ハ第二十条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第十八条 売薬營業者又ハ売薬受売營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依

リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

売薬營業者又ハ売薬請売營業者ハ其ノ代理人戸主家族同

政 財 行 II

居者雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法又ハ

本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮

ニ出テサルノ故ヲ以テ処罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第十九条 明治三十三年法律第五十二号ハ本法又ハ本法ニ

基キテ発スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十条 輸出又ハ移出スル売薬ニ付テハ第二条乃至第十

一条、第十四条及第十五条ノ規定ヲ適用セス其ノ取締上

必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ売薬ヲ調製セムトスル者ハ營業所毎ニ之ヲ地方長

官ニ届出ツヘシ

付 則

第二十一条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 売薬規則ハ之ヲ廃止ス

他ノ法令中売薬規則トアルハ本法ヲ指シタルモノト看做

ス

第二十三条 従前ノ規定ニ依リ受ケタル売薬免許ハ之ヲ本

法ニ依リ受ケタル売薬免許ト看做ス

第二十四条 本法公布ノ際現ニ売薬營業者タル者ハ第六条

又ハ第七条ノ規定ニ拘ラス売薬ヲ調製シテ販売シ又ハ売

薬免許ヲ譲受ケ若ハ相続スルコトヲ得但シ売薬ヲ輸入若

ハ移入シテ販売スル者又ハ法人ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五条 本法公布前免許ヲ受ケタル売薬ニシテ毒薬、

劇薬又ハ藥品營業並藥品取扱規則ノ指定藥品ヲ含有セザ

ルモノニ付テハ第六条及第七条ノ規定ヲ適用セス

第二十六条 第三条及第二十条ノ届出ハ売薬税法ノ適用ニ

付テハ之ヲ免許ト看做ス

(日報)

一五 大正三年九月 売薬法施行細則

○富山県令第三十二号

売薬法施行細則左ノ通相定ム

大正三年九月二十六日

富山県知事 濱田恆之助

売薬法施行細則

第一条 売薬発売免許ノ申請書ハ第一号様式ニ拠ルヘシ

第二条 売薬法第二条第二項ニ依リ提出スヘキ見本品ノ数

量ハ各五「グラム」以上トス但シ高価ノモノハ〇、五「グラム」マテ減量スルコトヲ得

第九条 規則第十四条ノ届出ハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ三十日内ニ之ヲ為スヘシ

第三条 売薬法施行規則（以下単ニ規則ト称ス）第一条又

第十条 売薬営業者及売薬請売営業者ハ第六号雛形ノ看板

ハ第四条ニ基キ添付スヘキ資格ノ証明書ハ医師薬剤師ニ

ヲ掲クヘシ

アリテハ其ノ免状写売薬営業者ニアリテハ其ノ最近ノ免

第十一条 売薬営業者ハ売薬台帳ヲ備ヘ方名原料品名及其

許証写其ノ他ノ者ニアリテハ所轄郡市長ノ証明書ヲ以テ
スヘシ

ノ分量、調製ノ方法、用法、用量並効能ヲ記載シ置クヘ
シ

第四条 薬剤師ノ使用又ハ異動ノ届書ニハ其ノ免状写ヲ添

第十二条 売薬営業者ハ第七号様式ノ原料品明細簿ヲ備ヘ

付スヘシ

其ノ出納ヲ明ニシ置クヘシ

第五条 免許事項変更ノ申請書ハ第二号様式ニ免許証書換

第十三条 売薬請売営業者ハ請売明細簿ヲ備ヘ其ノ請入及

ノ申請書ハ第三号様式ニ抛ルヘシ

売上ノ数ヲ明ニシ置クヘシ

第六条 免許証再下付ノ申請書ハ第四号様式ニ抛ルヘシ

第十四条 当該官吏ヨリ帳簿ノ検閲若ハ売薬ノ業務上ニ関

第七条 規則第五条ノ手数料ハ発売若ハ変更ノ免許又ハ免

シ答弁ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

許証ノ書換若ハ再下付ノ申請ヲナス際各其ノ種別ニ依リ

第十五条 売薬行商ノ届書ハ第八号様式ニ抛ルヘシ

収入印紙ヲ以テ之ヲ前納スヘシ但シ免許証ヲ付与セサル

第十六条 売薬行商ノ届出アリタルトキハ行商者一人毎ニ

トキハ之ヲ還付ス

第九号雛形ノ届済証ヲ交付ス

第八条 売薬請売ノ届書ハ第五号様式ニ抛リ請売セムトス

第十七条 売薬行商ノ届出事項ニ異動ヲ生シタルトキハ二

ル日ヨリ三日前ニ差出スヘシ

十日内ニ届出ツヘシ

第十八条 売薬行商ノ廃止届ハ廃止ノ日依リ三十日内ニ届
済証ヲ添ヘ差出スヘシ

第十九条 毒薬劇薬又ハ藥品營業並薬品取扱規則ノ指定薬
品ヲ配伍スル売薬ヲ製練セムトスルトキハ其ノ都度製練
着手一週間前第十号様式ニ拠リ届出ツヘシ

第二十条 売薬ニ関スル申請書及届書ハ其ノ所轄郡市役所
ヲ経山シ差出スヘシ

第二十一条 売薬營業者ハ伝染性疾患ニ罹リタル時又ハ之
レニ罹リタル者ヲシテ売薬ノ製練ニ従事シ又ハ従事セシ
ムルコトヲ得ス

第二十二条 警察官署ニ於テ売薬ノ製練ニ従事スル者ニシ
テ伝染性疾患アリト認めタルトキハ医師ヲ指定シテ其ノ
診断書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三条 第八条第九条第十八条ノ届出期日ヲ怠リ又ハ
第十条乃至第十四条及第十七条第十九条第二十一条ニ違
反シタル者ハ科料ニ処ス

付 則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(県報)

大正三年九月 郡市役所ノ売薬行商事項取扱

い

○富山県訓令甲第二十号

郡 役 所

市 役 所

売薬行商ニ関スル事項ハ郡市役所ニ於テ処理シ売薬法施行
細則第十六条ニ依リ交付スヘキ届済証ハ左ノ通取扱フヘシ

大正三年九月三十日 富山県知事 濱田恆之助

一 届済証ハ行商届出ノ際之ヲ交付スヘシ

一 届済証ニハ行商者ノ種類ヲ明ニスル為其ノ氏名ノ上ニ

売薬營業者、売薬請売營業者又ハ此等ノ者ノ売子タルコ

トヲ記載スヘシ

一 届済証用紙ヲ受取りタルトキハ其ノ領収証ヲ差出シ毎

月ノ使用数ハ左記様式ニ拠リ翌月五日マテニ報告スヘシ

何月中使用届済証用紙数報告

前月ノ 繰越	受	高	計	使用	高	計	残	高

年 月 日

富 山 県 宛

何郡(市) 役所

(県報)

一七 大正五年二月 薬価高騰と薬品不足の救済を

政府へ上申

薬価暴騰の爲め富山売薬業者は非常の打撃を受けたる結果
富山薬種商決起して政府に陳情し直輸入を行はん意気込込に
て昨日金岡又左衛門氏一同を代表して上京し一方売薬業者
亦過日大会を開きて之が実行を決議したるが県当局亦之が
救済に就て大に研究を怠らざりしが元来売薬法の第五条に
は売薬の免許に際し「売薬の原料品は日本薬局方に記載す
るものは其所定の性状品質に記載せざるものは第二条第二

項の見本品と同様の性状品質を具備するを要す」と規定さ
れあり然るに右薬局方に記載さるる薬品の性状及品質は総
て独逸製を標準として限定され英米仏の製薬を認め居らざ
るを以て日独国交断絶して独逸品の輸入途絶の今日と雖も
規則の存する以上之を励行せざるべからず然るに独逸製品
皆無の今日規則を励行せば勢ひ一として合格するものなき
結果を生ずべし是れ時節柄忍ぶべからざる次第にして事業
者は殆ど起ち難き大打撃なり此際県が当業者の救済策を講
ずるとしても費用を惜まざる事業ならば如何なる良法もあ
るべきもこれは容易に実行し難き事なれば種々考究の結果
兎に角焦眉の救済策としては取締を緩むるより外に良策な
きを以て此程内務当局に向け地方斯業の窮状を具陳し取締
に際し手心を加ふる事を認容されん事を上申すると同時に
農商務省及び外務省に向け此際政府援助の下に薬品の直輸
入を為し県下当業者に封緘の儘購入せしむるやう尽力あり
度き旨上申したり右に就き県当局の談に依れば法律の改正
は種々の手数を要し容易に実行困難なるべきも行政上に於
ける手心を認容さるだけにても当業者は多大の便宜を得べ

し現在に於ては独逸品皆無にして規則の勵行は事實に於て不可能なれば内務省も亦事情を察して寛大の処置あるべしと思惟す又藥品の直輸入に就ては既に富山市薬種商及売薬業者に於て其必要を感じ居れる事なれば政府が助力さるゝ曉は県下当業者に於て購買組合を組織せしむるも可なり要は此際政府も大に地方当業者の窮状を察して相当の救済方法を講ぜられん事を望むものなり

(「富山日報」大正五年二月十五日)

一六 大正六年三月 売薬行商税廃止意見書

先般の通常富山市会に於て満場一致可決したる売薬行商税廃止意見書は明五日左の通り橋本議長より井上知事に提出すべし

売薬行商税廃止意見書

本市内売薬行商は肇業以来二百余年地方唯一の産業として全国に普及し斯業の盛衰興廃は直に地方経済の消長に關する利害の關係頗る大なるは当局の旧知せらるゝの所

なるを以て茲に之を絮説せずと雖も売薬業者は第一に營業税の賦課を受け印紙税を納付し之に加ふるに行商者に在りては売薬行商税を賦課せらる然るに富山売薬店廣賣堂等の如きは帳主の集合体にして事實營業者は納税者にあらず故に營業者に課せらるゝ行商税は内実帳主の負担となり従て帳主は更に之を各自の売子より徴収する結果に至る而して行商者なるものを見るに彼等売薬販路の擴張進歩に対する直接の労苦を嘗むる者にして一年の中半歳以上の星霜閱す可き家庭の和楽を顧みず粒々辛苦一意産業の發展に従事する活動の源泉たり僅少なる報酬を得るも昔時と異り諸種の費用は彼等の堪ゆる所にあらざるを以て一般売薬の行商雖を訴へざるものなし是等の輩に對し間接にても行商税を担はしむれば活動の源泉を涸渇せしむるの虞あるを以て該業の進歩發展を害するを大なり就ては營業者に於て該税を担はせんか營業者は前述の如く營業税及印紙税を負担し尚且つ行商税を担ふは苛重にして実行せられ難きを奈何せん以上の事實なるを以て年額僅々三千余円の税額なりと雖も行商税は斯業の發展

上大なる不利を醸し斯業者の最も苦痛とせるものなれば事情御洞察の上断然該税を廃止せられんことを懇願の至りに堪へず茲に市制第四十六条に依り市会の決議を以て意見開陳候也

大正六年三月五日

富山市会議長 橋本 孝

富山県知事 井上孝哉殿

(「富山日報」大正六年三月四日)

一 大正七年二月 県売薬同業組合、売薬印紙税

全廃陳情

富山県売薬同業組合にては今期議會開会に際し売薬印紙並に帳簿廃止の件に関し多年の宿志を達せんとし左の請願書を貴衆兩院及び各關係官庁に提出する事とせり

売薬印紙税全廃並ニ帳簿廃止之儀ニ付請願

現行売薬法第六条に於て売薬営業者の資格を制限し薬剤師、薬剤師を使用する者又は医師に非ざれば売薬を調製し

て販売することを得ずと規定せられたるは売薬の調劑權を獨立に確認し根本的旧来の売薬資格向上の実現にして所謂売薬の調劑と医師の投薬とは俱に疾苦を医する同一の目的にして彼我差違ある可き性質のものに非らず然るに独り売薬に印紙税を賦課せらるゝことゝは今猶ほ營業資格に制限なき売薬規則施行当時と同一なるは大に了解に苦しむ所に有之候殊に売薬印紙税は他の課税と異り当業者の著るしく苦痛を感ずるものにして之が為めに事業の發展を阻格すること鮮少ならざるより年来貴衆兩院にては常に売薬印紙税は斯業の萎靡不振を來し購売者の負担を重くするの結果貧人病者をして服薬治療の途を失はしめ尚検査手續の繁雜なると徴税費の大なるは單に当業者のみならず政府の為めにも不便甚だしきものなりとの理由を以て請願を採択せられたり是れ売薬法實施以前に於いても既に印紙税の不当なるを確認せられしものなり果して然らば營業資格の制限せられたる今日に処し印紙税を全廃し当業者年来の希望を貫徹せしめらるゝことは復讐々を要せざる次第と確信仕候因て前述の事情御諒察を賜り何卒本期議會に於て医薬と同じく

印紙税を課せざることに御決定相成候様仕度又た現行売薬
税法第六条に於て売薬請売者及び行商者も營業者と同じく

帳簿を調製し売薬の製造出入に關する事實を明瞭に記載す
べしと規定せらるゝも凡売薬に關する税法の適用は売薬税

法第一条ノ二明文の如く売薬營業者の義務に属するものに

して請売者、行商人の如きは何等税法に干係を有せざるに

拘らず營業者と同一の法規の下に帳簿を調製せしめらるゝ

は徒に繁文褥談(マツ)の甚しきものにして如何なる理由に胚胎せ

しものなるか疑問に堪へざる所なり右は徒らに無用の勞苦

を印するに過ぎざる形式的法文に過ぎず因て第六条並に本

條に關連する第九条及び第十四条中より請売者行商人を削

除することに御決定相成候様仕度偏に奉希上候此段本組合

代議会の決議により謹んで奉請願候也

富山売薬同業組合

副組長 中川久正

内閣總理大臣 子爵寺内正毅閣下

大藏大臣 勝田主計閣下

貴衆院議長 公爵徳川家達閣下

衆議院議長 大岡育造殿

〔薬都〕大正七年二月五日

100 大正七年十二月 売薬行商税額の調査検討

△売薬業者の種類は(一)売業營業者(二)同請売營業

者(三)同行商者の三種に分たれ居るが今本県に於ける売

薬行商に關する新旧法規を対照するに左の如し

(旧)行商者一人毎に行商鑑札を交付し之を携帯せしむ

る規定(新)第十六条 薬行商の届出ありたるときは行

商者一人毎に届済の証を交付す(売薬法施行細則)

(新)第十四条 薬營業者請売營業者にして(元カ)子を出し

父は自ら行商と為す者に対しては行商税を賦課す(賦課

規則)

△而して売薬營業者は左の如き複雑にして且過重なる税

金を納む

△国税 營業税 印紙税 所得税

△県税 行商税 付加税

△市町村税 特別所得税（富山市に付加税）

其他組合経費及最寄会費を徴収せらる

△茲に於てか 売薬行商税の不当なる事由は売薬行商は一般物品行商と何等異なる所なきに拘はらず、独り税金を課せらる他府県には此課税なきが故に県人にして他府県に行商人を置き此課税を免るゝもの少しとせず

△都会の売薬は多く営業者又は請売営業者に依りて店舗販売を為すも、富山売薬は習慣上多数の行商者をして配置販売為さしむるが故に特に其苦痛を感ずることは争うべからざる事実也

△更に請売と行商とは名称異なるも、其実同一のものなるにも拘はらず、請売税は請売者に於て行商税は行商者又は之を使役する雇主に於て負担を為すは権衡を失す

◇行商税は行商者より取るべきものなるに、之を行商者の雇主即ち営業者若くは請売者より取るは賦課法に誤りたるものと謂ふべき也

◇売薬営業者が国税を納めて製産したる売薬を多く他府県に出し、保護奨励の上零細なる行商を為さしむる使用人

に關し、行商税を取るは畢竟行商人の数を減少せしむる結果となり、強いて県売薬の發展を阻止するものと認む

◇行商税は営業者又は請売者納むべき規定なるを以て、不公平を免れざることあり、假令は甲は収入金千五百円の売薬帳一冊にて行商するものとせば行商税金八十錢にて足るも乙は収入金三百円の売薬帳五冊にて行商する時は金四円の行商税を徴収せるが如き場合はれ也

◇要するに富山売薬の産額は全国中有数の特産物なるを以て之を保護し奨励して益々斯業の發展向上の方法を講ぜらるべきものなれば、此悪税たる行商税は全然之を削減されんことを望まざるを得ず、今試みに売薬行商税歳入決算調べを為すに左の如し

年 度	予 算 額	決 算 額
大正五年	五、二八、〇〇〇	六、八三、〇〇〇
同 六 年	六、三三、〇〇〇	七、六八、〇〇〇
同 七 年	六、六一、〇〇〇	
同 八 年	六、八七、〇〇〇	

尚ほ右差引歳入の多過及賦課率を示せば

大正五年	差引過歳入 一、五九、〇〇〇	賦 課 率 七十錢
------	----------------	-----------

政 同 六年 一、七六、〇〇〇 八十 錢

財 にして本年度賦課率八十錢を県に八年度より更に一円と為すに對し県会は之を黙認するが如きこと無かるべしと信ず

(富山日報一六正七年十二月十八日)

富山県藥草調査会委員ヲ命ス

属 中田 徳治郎

技手 笠間 治三郎

(各通) 同 鳥崎 米次郎

同 高田 庸将

二〇二 大正十年六月 藥草調査会委員・幹事の任命

富山県藥草調査会幹事ヲ命ス

(県報)

叙任辞令

大正十年六月十六日

理事官 谷 龍之助

技師 梶原 善十郎

同 三宅 治一

同 山本 保太郎

(各通) 同 池田 哲哉

同 金井 真澄

同 八木 和一郎

警部 林 宣之

中新川郡技手 大久保 秀民

山の如き廢棄売薬

印紙交換高約八百万円

三〇三 大正十年 売薬印紙交換高

富山売薬は表面年を追ふて隆盛の兆あるは人の知るところの如き広貫堂本社のみ貼用印紙高三十四万二千三百七十円三十一錢五厘即ち前年に比し約二割の増額に達しているに徴しても明かであるが之に伴ひ廢棄売薬印紙交換高の遂次増加の傾向あるは心ある者の常に杞憂し居るところである、昨今は丁度引揚げ時期と云ふので富山税務署あたりで

は之等廃棄業を荷車に山積みにしドシ／＼交換手続きを願出でてゐる有様試みに昨一ヶ年間に於て富山税務署が取扱つた交換高を調べて見るに総ヶ数七百九十一万三千三百十個之が印紙額は四万三千九百二十四円八十銭九厘と云ふ多大に達してゐる之が前年との比較は個數に於て三十三万七千

散、変色等が重で中には保存上の不始末から他の売薬の香料をうけたりするものも頗る多い兎に角本年も昨今に徴して幾割かを増すことは争ふ可くもなく心ある売薬家は素より経済思想を有する多くの頭をなやましてゐるのは事実である

(富山報 大正十一年二月二十五日)

六百十九個印紙高に於て六千百十円七銭五厘を増してゐる右は売薬の種類に依つて全部廃棄には至らず之に種々改製を加へて従来のものにし得るものもあるが之等は僅かで成分を失ひ全然役に立たぬものが多い殊に改製を要する人工と包装其他の改製に要する金はなみ大抵でない直接廃棄其ものによつての損失のみでも印紙代に一割と包装代を合して約三割を失ふ事となり之に要する労力に至つては決して少ない事ではあがらない一方事務諸経費でも交換印紙に対する損害之亦僅少の額ではない結局は双方の損失で国家経済の上からしても甚だ寒心にたえない訳である之が予防策としては署長も昨今心配し或る者は薬専校長平山博士等に依頼して容器の化学的改良等に依つて幾分を補充したいとの希望を有し居るとも噂されて居る廃棄の原因は香料の発

二三 大正十一年四月 県売薬有志者、売薬印紙税全廃同盟結成

売薬印紙税全廃同盟会結成 県下売薬有志者によりて組織されたる売薬印紙税全廃期成同盟会の発会式は大正十一年四月十三日午後二時富山市内帝国座に於て閉会したるが集会者約五百名飯倉県売薬同業組合副組長開会の辞を述べ座長に藤井論三氏を指名夫より会議に入り左の如く会則の決議をなせり

第一条 本会は売薬印紙税全廃期成同盟会と称す

第二条 本会事務所は富山県売薬同業組合事務所内に置

く

第三条 本会は売薬印紙税全廃を期するを以て目的とす

第四条 本会に左の役員を置く

会長一名 副会長一名 幹事七名（内常任幹事二名）

評議員三十二名 会計一名

第五条 本会に必要な費用は有志の寄付を以て之に充

つ

宣 言

売薬印紙税は煩瑣過重にして斯業の発達を阻害し中産以下多数国民の治療上に多大の苦痛を与ふるものなるを以て之が全廃は全国当業者の均しく要望するのみならず貴衆両院又既に其必要を認むる所なり今や世界の平和克復せられ軍備縮少既に成立し吾国歳計の剰余又多きを見るに至らんとす此の時に当り売薬印紙税の如き悪税を全廃し一般国民をして疾病治療の便を易からしむるは社会政策上將た保健衛生上刻下の急務なりと謂はざるべからず仍って吾人は全廃の急速に実現せんことを欲し茲に左の決議をなし極力之が達成に努力せむことを誓ふ

決 議

本会は売薬印紙税全廃の正当にして緊要なるを確信し極力其の實現を期す

右決議の後演説会に移り廣田竹太郎氏開会の辞を述べ、左記の諸氏互に起つて売薬印紙税全廃に関して熱弁を振ひ頗る盛會を極め会場活気横溢せり。

石政辰次郎（滑川） 郷倉銀次郎（小杉） 廣田竹太

郎 菅田芳衛 長谷川儀作 藤井論三（以上富山）

尚幹事、評議員は左の如し。

△幹事 安達敬直 水上嘉平 長谷田伊七郎 藤井論三

吉本理八郎（以上富山） 飯倉平兵衛 佐藤興八郎（以

上岩瀬） 池田勝太郎（上市） 宮崎乙雄 高田清次

郎（以上滑川） 榊野吾一（四方） 郷倉銀次郎 堀

常次郎（以上小杉） 佐々木平兵衛 石黒七三（以上

水橋）

△常任幹事 廣田竹太郎 押田勇次郎

△評議員 木谷傳次郎 中田清兵衛 阿部初太郎 廣貫

堂 鳥喜三郎 堀芳次郎 一樹松太郎 黒田安太郎

富山売薬盛貫堂 笠井傳蔵 藤木安太郎 高野健太郎
 堀彦次郎 菅田芳衛 (以上富山) 結盛健次 植村寛
 次郎 (以上岩瀬) 田代半兵衛 (高岡) 中田八郎
 横山藤吉 東堂傳治 (以上水橋) 荒木周次郎 (小杉)
 武田理左衛門 (中田) 石政辰次郎 伊藤三郎 吉見
 市郎右衛門 妻木宗吉 (以上滑川) 峠谷久一 内田
 佐幸 (以上四方) 藤縄慶一 荒木太次郎 (以上上市)

(富山県売薬同業組合沿革史)

二〇四 大正十一年七月 薬品監視員の任免

○富山県訓令甲第二十八号

警察部 警察署

警察分署

薬品監視員の命免左ノ通定ム

大正十一年七月二十八日

富山県知事 信太時尙

一 衛生課長、衛生課勤務ノ警部、警部補、警察官署長タ

ル警視、警部、警部補ハ訓令ヲ用イスシテ薬品監視員
 ヲ命シタルモノトス
 二 前項以外ノ衛生官吏、警察官吏タル薬品監視員ハ必要
 ニ依リ之ヲ命免ス

(県報)

二〇五 大正十二年三月 売薬税法改正

法律第十一号

売薬税法中左ノ通改正ス

第一条中「売薬規則」ヲ「売薬法」ニ改ム

第一条ノ二乃至第一条ノ六ヲ削ル

第二条、第三条、第五条及第十条中「売薬印紙税」ヲ「売

薬税」ニ改ム

第十三条ノ二ヲ削ル

第十六条 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但

書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十

八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ例ヲ用イス

第二十条ヲ削ル

付 則

本法ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前賦課スヘキ売薬営業税ニ付テハ仍従前ノ例ニ依

ル

〔参照〕

明治三十八年^{五月六日公布}法律第七十一号売薬税法抄録

第一条 本法ニ於テ売薬営業者ト称スルハ売薬規則ニ依ル売薬

営業者ヲ謂フ

第二条ノ二 売薬営業者ニハ薬剂一方毎ニ一年間製造高ノ定価

総額ニ応シ毎年左ノ売薬営業税ヲ課ス

定価総額三百円未満ノモノ 金三円

定価総額五百円未満ノモノ 金五円

定価総額千円未満ノモノ 金七円

定価総額二千円未満ノモノ 金九円

定価総額三千円未満ノモノ 金十二円

定価総額五千円未満ノモノ 金十七円

定価総額一万円未満ノモノ 金二十二円

定価総額二万円未満ノモノ 金三十二円

定価総額三万円未満ノモノ 金四十二円

定価総額五万円未満ノモノ 金五十七円

定価総額七万円未満ノモノ 金七十二円

定価総額十万円未満ノモノ 金八十七円

定価総額十万元以上ノモノ 金百二円

前項ノ定価総額ハ前年中ノ総額ニ依ル但シ前年又ハ其ノ年免

許ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ年製造高ノ予算定価額ニ依ル

外国ニ輸出スル売薬ニ付テハ外国ニ輸出セサル売薬ニ準シ定

メタル価格ヲ以テ定価ト看做ス

第一条ノ三 売薬営業者ニ箇所以上ニ於テ営業スルトキハ営業

場毎ニ前条ノ売薬営業税ヲ納ムヘシ

第一条ノ四 売薬営業者ハ毎年一月十五日迄ニ課税標準額ヲ所

轄収税官庁ニ申告スヘシ但シ其ノ年免許ヲ受ケタル者ハ免許

ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申告スヘシ

第一条ノ五 売薬営業税ハ年額ヲ二分シ一月及七月之ヲ徴収ス

但シ納期限ヲ経過シテ免許ヲ受ケタル場合ニ於テハ当該納期

ニ納ムヘキ税金ハ即納トス

売薬営業者六月以前ニ廃業シ又ハ売薬ノ発売ヲ禁止セラレタ

ルトキハ七月ニ納ムヘキ税金ハ之ヲ免除ス

第一条ノ六 北海道及府県ハ売薬営業税ニ対シ本税百分ノ三以

内ノ付加税ヲ課スルコトヲ得

市町村及北海道沖繩県ノ区ハ売薬営業税ニ対シ本税百分ノ五

以内ノ付加税ヲ課スルコトヲ得

第二条 売薬ニハ定価一割ノ売薬印紙税ヲ課ス

定価一錢未満ナルトキ又ハ一錢未満ノ端数アルトキハ一錢未満ノ金額ハ総テ之ヲ一錢トシテ売薬印紙税ヲ計算ス

売薬印紙税ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス

第三条 売薬業者ハ売薬ノ容器又ハ包紙等ニ定価ヲ付記シ其ノ売薬印紙税ニ相当スル印紙ヲ貼用シ印紙面ヨリ他所ニカケ消印スヘシ

第五条 売薬業者定価ヲ増加シテ売薬ヲ販売セムトスルトキハ其ノ定価ヲ改記シ其ノ売薬印紙税ニ相当スル印紙ヲ増貼スヘシ

第十条 外国ニ輸出スル売薬ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ売薬印紙税ヲ免除ス

前項ノ売薬ニ付テハ第二条乃至第五条、第七条、第八条及第十三条乃至第十三条ヲ適用セス

第十三条ノ二 第一条ノ四ノ申告ヲ為サス又ハ虚偽ノ申告ヲ為シタル者ハ一円以上ノ科料ニ処ス因リテ売薬営業税ヲ連脱シタル者ハ脱税金額三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処ス

第十六条 本法ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減軽、再犯加重及数罪俱発ノ例ヲ用イス

第二十条 本法ニ依リ売薬営業税ヲ課セラレタル者ニハ営業税ヲ課セス

(官報)

二〇六 大正十四年四月 薬剂師法公布

法律第四十四号

薬剂師法

第一条 薬剂師トハ医師、歯科医師又ハ獣医ノ処方箋ニ依リ調剂ヲ為ス者ヲ謂フ

薬剂師ハ薬品ノ製造及販売ヲ為スコトヲ得

第二条 薬剂師タラムトスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受ケ薬剂師名簿ニ登録ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

- 一 大学令ニ依ル大学ニ於テ薬学ヲ修メ学士ト称スルコトヲ得ル者、官立公立ノ薬学専門学校、医科大学付属薬学専門部若ハ医学専門学校薬学科ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認め指定シタル学校ヲ卒業シタル者
- 二 薬剂師試験ニ合格シタル者
- 三 外国ノ薬学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ薬剂師ノ免許

ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該当スルモノ

第一項ノ登録及前項第二号ノ薬剤師試験ニ関スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 内務大臣ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ對シテハ

薬剤師ノ免許ヲ為スコトヲ得ス

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者

三 精神病者、瘡啞者又ハ盲者

第四条 内務大臣ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ對シテハ

薬剤師ノ免許ヲ為サムルコトヲ得

一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者

二 藥事ニ関シ罰金ノ刑ニ処セラレ又ハ不正ノ行為アリ

タル者

第五条 薬剤師ニ非サレハ販売又ハ授与ノ目的ヲ以テ調剤

ヲ為スコトヲ得ス

薬剤師販売又ハ授与ノ目的ヲ以テ調剤ヲ為ス場合ニ於テ

ハ薬局ニ於テ之ヲ行フヘシ

第六条 薬剤師ニ非サレハ薬局ヲ開設スルコトヲ得ス但シ

命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

藥局ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 薬剤師ニ非サレハ藥局ヲ管理スルコトヲ得ス

師ト雖二以上ノ藥局ヲ管理スルコトヲ得ス

第八条 薬剤師ハ調剤ノ需アル場合ニ於テハ昼夜ヲ問ハス

正当ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九条 薬剤師ハ医師、齒科醫師又ハ獸医ノ氏名ヲ白記シ

又ハ調印シタル処方箋ニ依リ調剤スヘキモノトス但シ処方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其ノ醫師、齒科醫師又ハ獸

医ニ質シ証明ヲ得ルニ非サレハ調剤ヲ為スコトヲ得ス

第十条 薬剤師ハ医師、齒科醫師又ハ獸医ノ処方箋ニ記載

セラレタル藥品ニ付之ヲ省略シ又ハ他ノ藥品ヲ以テ之ニ

代ヘ調剤ヲ為スコトヲ得ス但シ藥品ニシテ欠之セルモノ

アル場合ニ於テ其ノ醫師、齒科醫師又ハ獸医ノ同意ヲ得

タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一条 薬剤師毒藥又ハ劇藥ヲ配伍シタル調剤ヲ為シタ

ルトキハ処方箋ニ檢印シ其ノ日付ヨリ三年間之ヲ保存ス

ヘシ但シ処方箋ニ指定スル使用期間ニ對スル調剤ノ全部

ヲ了ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ処方箋ニ調剤ノ年月日及調劑量ヲ記入シ記名捺印スヘシ

第十二条 藥局開設者ハ藥局ニ調劑録ヲ備フヘシ

藥劑師調剤ヲ為シタルトキハ直ニ調劑録ニ調剤ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

調劑録ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第十三条 藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府県藥劑師会ヲ設立スヘシ

道府県藥劑師会ハ日本藥劑師会ヲ設立スルコトヲ得

道府県藥劑師会及日本藥劑師会ハ法人トス勅令ノ定ムル

所ニ依リ藥事衛生ノ改良發達ヲ図ルヲ以テ目的トス

道府県藥劑師会ハ道府県ヲ、日本藥劑師会ハ内地ヲ区域

トス

第十四条 道府県藥劑師会及日本藥劑師会ハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ會員ヨリ徴収スヘキ収入ニ關シ民事訴訟ヲ

提起スルコトヲ得

第十五条 本法ニ規定スルモノハ道府県藥劑師会及日本

藥劑師会ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六条 藥劑師第三条各号ノ一ニ該当スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

藥劑師第四条各号ノ一ニ該当スルトキハ内務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前二項ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖第三条第二号又ハ第三号ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ為スコトヲ得

内務大臣第二項ノ処分ヲ行フ場合及改悛ノ情顯著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ為ス場合ニ於テハ中央衛生会ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十七条 第五条第一項、第六条第一項、第七条若ハ第九条ノ規定ニ違反シタル者又ハ業務停止中ノ藥劑師ニシテ

其ノ業務ヲ為シタルモノハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十八条 第五条第二項、第八条若ハ第十条乃至第十二条ノ規定ニ違反シタル者又ハ誤リテ調剤ヲ為シタル者ハ二

百円以下ノ罰金又ハ料科ニ処ス

行 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

薬品営業並薬品取扱規則中第一条乃至第十五条、第十六条乃至第十九条、第四十一条ノ五、第四十三条第一項、第四十四条、第四十六条、第四十六条ノ二第一項及第二項並之ニ伴フ罰則ノ規定ハ之ヲ廃止ス

医師、齒科医師又ハ獣医ハ其ノ診療ニ用フヘキ薬品ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第五条第一項ノ規定ニ拘ラス調剤ヲ為スコトヲ得

本法施行ノ際現ニ薬剤師タル者ハ本法ニ依リ薬剤師ノ免許ヲ受ケ薬剤師名簿ニ登録ヲ受ケタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ帝國大学医科大學薬学科ヲ卒業シタル者ハ大学令ニ依ル大学ニ於テ薬学ヲ修メ学士ト称スルコトヲ得ル者、高等中学校医学部薬学科又ハ高等学校医学部薬学科ヲ卒業シタル者ハ官立薬学専門学校ヲ卒業シタル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第二十六号布告刑法ノ重罪

ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ト看做ス

(官報)

二〇七 大正十四年六月 内務省、医者の薬価に干渉

医者の薬価は全国何れの地方に於ても一般物価と比較して非常なる懸隔があつて中流以下の生活者に取つては殆どその負担に堪えないと云ふのが刻下の状態である、殊に往診料の如きは驚くべきもので十五円二十円などと云ふ途方もないもの等があつて中流生活者でも容易に斯る医者の診断は減多に受けられないと云ふ状態であつて是をこの儘に放任して置くとすれば社会の反感を招来する事にもなるから内務省は全国医師会の薬価並に往診料の調査を行ひ必要を認むるものに対しては近く何等かの方法を以て薬価並に往診料に干渉を試みる筈である、右に就て内務省当局の語る処に依れば開業医の薬価はその所屬する府県市医師会の決

議によつて決定している者であるが何れの地方に於ても一般物価に大なる懸隔があつて中流以下の生活者は病氣になつても容易に医者診断を受けられないと伝ふ状態である、這は大なる社会問題でなければならぬ 又往診料も非常に高いものがあつて中流以上でもその負担に堪えないものがある、よつて調査の上相当の干渉を試みる決心であると其の決心を示してあるが由来医師同なるものは何れの地方に於ても大なる勢力を有しつゝあるため此の団体の反対を受けて無料診料所実価診療所の如き純然たる社会事業も徹底的に行はれず公立病院の薬価の如きも府県市医師会の決定した薬価を標準とすると云ふ有様で殆ど特権階級のみ機関に過ぎないと云ふ状態である、要するに内務省が運播きながら斯くの如き点に着眼して高価に過ぎる医師の薬価並に往診料、診察料に干渉を加へてその引下を実現せしむるものは大なる進歩と云はねばならぬ

〔富山日報〕大正十四年六月二十七日

二〇八 大正十四年六月 大蔵省税制調査幹事会、売薬印紙税廃止決定

大蔵省の税制調査幹事会は既に今日までに四十回に亘り密議を為し、その大綱として所得税を中樞として營業税及地租税を両翼とした国税の体系を整へるを主眼としこれに關連して多数国民の負担となるべき通行税、綿織物消費税、売薬印紙税、自家用醬油税の課税を廃し、これによつて生ずる収入の減少は第二種所得税の税率及酒造税、相続税の租税並に清涼飲料税の新設によつて補填することに大体に於て決定二十九日午後二時から大蔵省會議室に於て幹事会を開き計数上の整理をしたが尚三口も會議を開き具体案の作製は遅くも七月二日までには幹事会暫定案を濱口蔵相の手許に提出する筈

〔富山日報〕大正十四年六月三十日

二〇九 大正十四年七月 全国売薬業団体連合会、売

薬税廃止請願

全国売薬業団体連合会副会長宇津治三郎、笠井専務理事並に荻村、中村、荒木、喜多川、吉永の各理事は去る六日折柄開会中なりし税制整理委員会を機として大蔵省に出頭、濱田蔵相不在のため中島秘書官に面会し売薬税撤廃問題に關して口頭を以て請願すると共に左記陳情書を大臣に手交方を依頼し引続き、早速政務、田事務兩次官、三木参与官黒田主税局長に面談、等しく陳情書を提出、売薬税廃止に關し續々請願して引揚げたと

陳 情 書

明治三十八年五月法律第七十一号売薬税法は速かに廃止せられ度陳情仕候

理 由

一 売薬税は憐れむべき病者に対し課税すると均しく結局病者に苦痛を加重するが故に人道上是素より社会政策上極めて不当なること。

二 新薬新製剤の如き等しく疾病治療の目的に供用せらる

るものにして全然消費税を課せらるることなきに拘はらず独り売薬にのみ重税を負はしむるは国民負担の均衡を圖らざる税制整理の御趣旨に副はざること。

三 政府は各種の救療機關を設け不幸の病者を救恤せらるるに拘はらず単に売薬にのみ消費税を存置することは濟生事業と仁恤政策に悖ること

右の理由を以て当局に対し再三再四具陳候処特に本年五月廿二、三日富山県富山市に開催せる全国売薬業団体連合会總會の決議に依り證んで奉陳情候、誠恐誠惶頓首

大正十四年七月

全国売薬業団体連合会

会 長 高木與八郎

副会長 宇津治三郎

同 森 平兵衛

同 長谷川義作

専務理事 笠井鉦太郎

理 事 荻村 武郎

同 中村 信治

同 吉永 良延

同 荒木繁次郎

同 喜多川辰三

〔北陸素報〕大正十四年八月五日

富山市会議長 金山米次郎

〔北陸素報〕大正十四年八月五日

三〇 大正十四年七月 富山市会、売薬税全廃に対

する意見書

売薬税全廃に関する意見書

我国に於ける売薬は古来中産階級以下の家庭的治療剤として国民一般に供給せらるゝものにして今後衛生思想の向上に伴ひ其の需用更に増大を見るへし此の国家的必需品に対し営業税以外印紙税を賦課するは独り当業者の負担のみに止まらず延て貧困なる患者にまで苦痛を与ふるものと謂ふべく実に衛生保健上社会政策上黙視する能はざる所たり今や政府に於ては国民負担の均衡を期する為税制整理を行はれんとするに会す是租税改廃の絶好機会なるに依り此際速

に最悪税たる売薬税を全廃し以て我々富山市の主要物産た

る売薬の進歩発展に資せられんことを切望に堪へず故に本

会満場一致の決議に依り意見書及提出候也

大正十四年七月二十三日

三一 大正十四年十月 売薬印紙税廃止に伴う戻税

金額

売薬界多年の懸案であった売薬印紙税廃止は最早已定の事
実であるが、その廃止に伴ふて已貼印紙の戻税如何は直接
当業者の利害関係のある重大問題で全国の同業者挙げて期
成運動を開始して居る
今本県売薬同業組合の調査した処によれば全国の売薬印紙
貼用高は総額千四百九十九万六千四百二十三円に上り内本県は
二百一萬千八百七十八円に達し、東京、大阪
に次て第三位にあるので戻税さるゝ事になれば少くとも百

政 財 行 II

万円を越すものであると、因に人員、方劑、貼用額を隣県と比較せば

人 員	方 劑	貼 用 額
宮山	一三七五	一九九八
石川	四三二	一四九
福井	三六七	一〇二九
新潟	六三八	一四五六
		一〇一、六五五

(「富山日報」大正十四年十月二十日)

二三 大正十四年十一月 売薬印紙税の廃止に店舗業者反対

売薬印紙償還問題に対し俄然京阪地方の店舗売薬業者は此の問題に反対の烽火を揚げた、即ち印紙税廃止案が印紙償還運動に阻止されて或は撤廃せぬかとの杞憂より出発して居るのであるが店舗売薬業の反対運動も日に猛烈の度を加へ奈良及本県其他の地方の印紙償還運動に対抗した百二十三十万円位と見込む印紙償還は本県七千人売薬業者に取
り売薬経済を左右する処少くはないのであるが、奈良県で

は本県の産額に比し遙に下位にあるけれども印紙償還の運動は本県により盛んであって殆ど挙県一致の形である、此の体を見た本県は今後の対策に就き九日同業組合幹部会を開いて居た何でも近く売薬業者大会を富山市に於て開催するに決し県民の与論に訴へ目的の達成に努むる事として居る、右に就て組合幹部は交々語る

「廃税に伴ふ印紙償還は一度売薬税法の廃止を見るも既貼印紙の売薬が存在する限りは同第十一条の共に没却し難く、即ち戻し税と云ふから醬油、織物等に引例するも売薬に限り印紙に拠つて徴税を説明しあれば、廃税後当業者ならぬ消費者が最早此の印紙税支払ひの要なしと言はば之は何人に依つて廃税されるのであるか」

(「富山日報」大正十四年十一月十日)

二三 大正十四年十一月 売薬税、既貼印紙戻税の運動とその経過

本県売薬同業組合の組織せる県売薬協会では這般來売薬税、

既貼印紙戻し税の期成運動を開始してゐたが全国的の活動効を奏し売薬税は政府案として成立し又戻し税の件も政府の了解を得当時数回に亘り運動のため上京したる委員

長谷川儀作、堀芳次郎、郵澤金廣、中川久正、西田彌八郎、石政辰次、石黒七次、宮崎乙雄

其の他妻木、伊東顧問の諸氏は全部帰県したので二十七日午後一時より組合事務所にて右協会主任の報告会を開催した。出席者は組合代議員及郡市支部役員で副組合長長谷川儀作氏は会長席につき開会して報告会に移り長谷川氏、郵澤氏より交々運動経過の報告あり次で今後の行動並に印紙税廃止後の対策を討議して散会した

〔富山日報〕大正十四年十一月十八日

二四 昭和元年二月 売薬税廃止につき医師団反対

議会に提案中の売薬税廃止に対し其効果を疑ひ寧ろ之を存置し其収入を以て上下水道の普及又は細民救療機関の充実を図り国民保健の根本的計画を立つべしとの反対運動が医

師関係の一同によって提起され居るが、之に対し東京大阪京都の売薬同業組合東京大阪売薬製造本舗協親会は該反対説の無根拠を指摘し売薬税は先年売薬製造税の新設されし際に早く撤廃さるべきものなりし事及び国民治病上、又廃税の利益が多数需要者に帰付すべきことを主張し本日更に其筋に建議する処があつた

〔富山日報〕大正十五年二月十二日

二三 昭和元年二月 売薬印紙税廃止後の富山売薬の動向

本邦売薬業者年来の希望であつた印紙税の廃止並に戻し税五割を認め十五、十六の両年度に亘り償還する政府原案は税整委員会を通過し決定的のものとなつた、即ち売薬需要者の大部分は生活程度の低き中産階級以下に多く且つ又嗜好品として用ゐるものでなく医療を受けるに對比し経済的に割出して服薬するものであつて之に課税すると云ふ事は社会政策に反するとの趣旨より廃止するに至つた次第であ

る、然し斯ふした処の政府発案の趣旨に対する売薬側は今後の売薬に付き如何なる成案あるや需要者は素より一般社会の重要視する処であつて印紙一割の減を如何にして需要者側に与へるや否や其帰趨は疑問であると早くも世は批評的眼を以て眺め出し、就中配置売薬の本県など現在売薬方剤の上に於て何の程度の変更を示すか恐らく包装紙位を改めお茶を濁すでないかと取沙汰し、更に売薬業者の裏面観をして曰く「印紙の廃止を要求する目的は印紙償還に際し一割五分の損害を蒙る事、印紙貼用のために束縛され定価を制限され自由ならざる事、印紙貼用の結果製薬に制限を加へたる事等主として従来売薬業者の苦痛となし居れる点である、愈々大正十五年度よりこの苦痛を除かれるのであるから売薬業者の受ける自由と利益は決して少からぬ、尚印紙貼用の如何が当業者の労力にも多大に影響する次第なれば印紙の廃止実現に対しては売薬業者は一様に蘇生の思ひである」云々斯の如き内実があるものとすれば此間粗製乱造は免れまいと観て居る、勿論薬剤師の調薬に依る事ならんも世間の云ふ「そこにそこあり」を巧に運用して居る

とも噂されて居るのであるが将か本県売薬に於ては斯くの如き不都合な事はあるまい、何れにしても、政府発案の趣旨を没却せぬ様努めて欲しいと本県有数産業の将来に対し識者間に於ては夫れ是杞憂して居る、因に本県売薬業組合では左記条項を取り締規則として発令方を首相並に内務大臣に請願するに決定した

△売薬は適當の容器に納め之れに封緘すべし、その容器を開きて零售する事を約す△売薬の容器又は包装には其の方名を記載し且つ營業者の住所氏名又は名称及定価を記すべし

本県の同業者は左記要項の如く実行す

△配置しある売薬は急速に新売薬と交換する事△廃税実施後の原紙貼用売薬を服用したるその代価の請求について割引せざる事△組合に於て制定したる一定の封紙を使用する事

尚組合として自警的取締方法として各地に監視員を置き嚴重なる取り締りを為す方針である

〔富山日報〕大正十五年二月二十四日

三六 昭和元年三月 營業稅と營業收益稅との新旧比較

市内各業に関する新旧兩稅比較調査

減稅よりも却て増稅

衆議院を通過して貴族院で審議されつゝある稅制整理案に拠ると現行營業稅は本年限り廢止せられ代うるに明大正十六年より新に營業收益稅を賦課さるゝことゝなるのである、而して現行營業稅は売上金及び資本金等を課稅標準としたが收益稅は營業收益を標準に法人には百分の三・六、個人には百分の二・八の率を以て賦課することゝなるのであるが富山商業會議所では今回此の新旧兩稅の市内各業に関する比較に就て調査した、右は各業中の五十九種目に対し個人の營業場千六百二十に就て調査したもので其の結果に拠ると新旧増減なきもの二種、多少の減稅となるもの十六種あるのみで他の四十一種は却て増稅となる事實を現はして居る、即ち

物品販賣業に六厘三毛、金錢貸付業に三割五分四厘、請

負業に二分三厘、仲立業に一割七分二厘の減なるも其の他は印刷業の十七割九厘を筆頭に運送業に十三割三分八厘、旅人宿業に十三割一分の増稅で三倍乃至二倍以上に上り席貸業に五割二分六厘、料理店業に二割七分、問屋業に一割七分七厘の増となる

結果通計に於て二分九厘四毛の増を示すことになる、而して物品販賣業としては前記の如く六厘三毛を減するが如きも其の内容に至っては

飴の如き九割四分九厘と云う殆んど二倍となり料理仕出の如きも八割四分の増となり其の他主なるものでは飲食五割六分四厘、洋服四割三分九厘、菓子四割三分一厘、古洋服四割二分、陶器三割五分九厘、古道具三割四分七厘、帽子三割三分九厘、指物三割一分八厘の増を示し、減では煙草の四割九分八厘、米の四割六分九厘、綿の三割九分三厘、麵類の三割三分八厘、呉服太物の二割一分一厘等を主なるものとするに過ぎず

製造業の如きも其の計に於ては二割七分九厘の増に止まるも内容を見るときは売藥の如き五割五厘の増となる、今之

政 財 行 Ⅱ

を表示すると左の如くである。

物品販売	調査場数	営業税	収益税	比較増減歩合	漬物	魚	生魚	干魚	運動具	靴	菓子	菓類	菓種	八百物	下駄木	古道具	古着	古洋服	呉服太物	米	電気機具	鉛	荒物	酒	材木	雑貨	指物	
飲食	一〇〇	二二一	三四六	五割六四	四	八三	一、九一八	二、二九四	一、九六	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
履物	三三三	三三三	三三三	—	一五	四三三	四七九	二、〇六	一、六七	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
鼻緒	三	八二	八七	五七	六	八六	一〇〇	一、六七	一、六七	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
帽子	六	九六	一二八	三、三九	一七	二八二	三三九	一、六七	一、六七	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
時計	一一	三六四	四三八	二、〇三	八九	一、四〇八	一、七九九	二、七八	二、七八	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
陶器	一五	三二六	四四三	三、五九	五	五七	五二減	八二	八二	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
料理仕出	四	五六	一〇三	八、四〇	三六	四二三	五六九	三、四七	三、四七	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
綿	一六	二八一	一七〇減	三、九三	三六	四二三	五六九	三、四七	三、四七	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
硝子	五	七八	八八	一、二四	三八	四六二	五五九	二、一一	二、一一	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
合羽	七	六五	四八減	二、五二	六	七四	一〇五	四、二〇	四、二〇	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
紙	三二	一、一〇九	八七七同	二、〇九	一一	四、三四八	三、四三〇減	二、一一	二、一一	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
金物	三四	一、〇九二	一、一九〇	八九	二一	四、二一九	二、三四二同	四、六九	四、六九	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
傘	一四	一三八	一六四	一、九四	六	一三七	一七〇	二、四七	二、四七	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
箔鉢	二六	四九四	五五六	一、二五	五	八七	一六九	九、四九	九、四九	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
洋服	三一	一、〇〇九	一、四五二	四、三九	二五	四九九	五〇八	一九	一九	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
煙草	八二	一、五五〇	七七八減	四、九八	八三	一、六〇二	一、八七六	一、七一	一、七一	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
種油	四	二七五	二〇三同	二、六二	三〇	七九五	八二七	四一	四一	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
足袋	三八	六〇六	六〇六	—	七七	一、七九八	二、一〇〇	一、六九	一、六九	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇
建具	二一	二〇四	一六九減	一、七〇	一五	一七九	二三七	三、一八	三、一八	一、七	二、八二	三、三九	一、七〇二	一、九三七	二、五八二	四、三一	二、〇四	一、三六	一、八七六	一、七一	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇	二、一〇〇	一、七〇〇

綿糸	一三	三三八	二六六減	二、一二
麵類	一二	一四九	九九同	三、三八
メリヤス	一九	四五〇	四三七同	二九
書籍	七	一九六	一八六同	五二
薪炭	五四	七六三	七六六	〇四
白転車	二一	三四〇	三六四	七〇
漆器	一二	四六八	四九七	六二
計	一、五四九	三三、五〇四	三三、二九四減	〇六

製造業

売薬	一六	一、六八一	二、五二九	五、〇五
酒	六	九七七	一、〇一二	三五
醬油	六	六四二	六七九	五八
計	二八	三、三〇一	四、二二一	二、七九
金銭貸付業	六	二、七一一	一、七五五減	三、五四
印刷業	五	一五七	四二六	一七、〇九
運送業	六	三五〇	八二〇	一三、三八
請負業				
土木建築	四	三六一	三五三減	二三
料理店業	五	八四六	一、〇七四	二、七〇
席貸業	五	二七七	四二三	五、二六

旅人宿業	四	二七一	六二六	一三、一〇
仲立業				
株式売買	五	二〇七	一七一減	一、七二
問屋業				
魚	五	一二五	一四八	一、七七
通計	一、六二〇	四二、一二一	四三、三二六	二九

(富山商業月報「大正十五年三月十五日」)

三二七 昭和元年三月 売薬印紙税廃止と本舗薬業者の対策

永年の主張貫徹し、売薬印紙税の廃止も愈々本年四月より実施を見るに至るので当業者は廃止後の対策として種々考慮して居るが、本県の如き配置売薬では直接需要者に売渡すものと小売販売店を有する本舗売薬業者と自ら対策に付異なる処があって一致せぬ点がある訳で、一割の印紙の廃止に対し当然値下げ或は内容を増量する事も容易である、然し売薬は左様に簡単にゆかぬと云ふ事である、即ち必要

政 量の一定した売薬は其増量を許さない、故に一応定価を引

財 下げ増量し得るものは増量し又品質を向上せしむるものは
行 誓つて向上を図る事に意見の一致点があるやうである兎に

II 角本舗売薬業者は販売業者に対してとる方法は大体左の如
く決して居る

一 本年四月以降は当分の内包装内容を旧の儘とし原紙代
を控除したる定価を付し販売する但し原紙貼用の売薬は
希望により無印のものと交換する事

二 内容を増量したる新製品は極力其の準備を急ぎ旧品の
市場に消化さるゝ時期を見計ひ旧定価に復して売出す事

(「富山日報」大正十五年三月十五日)

二六 昭和元年三月 売薬税法廃止

法律第十九号(官報号外)

売薬税法ハ之ヲ廃止ス

付 則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ売薬若ハ売薬類似品又ハ
外国輸出ノ為ニ売薬税ヲ免除シタル売薬若ハ売薬類似品ニ
付テハ仍旧法ニ依ル

売薬営業業者又ハ売薬類似品営業業者本法施行後其ノ所持ニ係
ル売薬又ハ売薬類似品中性効ヲ失シタルモノヲ廃棄セムト
スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙税額ノ五割ニ相
当スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得但シ本法施行
後二年ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(官報)

二九 昭和元年四月 売薬税法廃止後の売薬品改良

と定価維持

我々の生活に深刻に触るゝ種々の法律案が四月一日より実
施される通行税廃止、売薬税廃止、綿織物消費税免除、醬
油税の廃止——それは濱口蔵相が中産階級以下の生活苦を
幾分なりとも軽くさせるためと御手前味噌を並べたもので
あるけれども、すぐその口の下から今までなかった清涼飲

料税の新設関税や酒造税、アルコール含有飲料税、ビール税などの引上げを断行し、国民の生活苦をより一層重くせしめてゐるが法律となつて公布された以上これを守るより外ないが其儘で法律は一日から実施されるが實際生産者や小売商が値上げや値下をして我々消費者の手へ渡るのは何時頃だろうか、四月一日からか、それ以後の各方面について聞くに

〔通行税〕 通行税は既報の通り国有鉄道を始め全国の私設鉄道、電車等今までに通行税を取つてゐたものは全部一日から取らなくなる、これはきまりがついてゐるから好いが、厄介なのは消費者側から言へばその他の改廃税だ

〔売薬税〕 中にも多年一割の印紙税をとられてゐた売薬税で一日から廃税となつても現在全国売薬店に多量の品が残つてゐるだけ厄介だ、其処で二十八日全国売薬同業組合連合会を開いて左の決議をなした

一 売薬印紙税廃止後製造者は廢税の趣旨を尊重し速かに製品を市場に供給し社会政策の実を挙げ且つ小売業者の便宜をはかること（但新品提供期間をなるべく一箇月以

内とすること）

一 売薬印紙税廃止後の売薬製造者は包装に住所氏名及び定価を名記し且つ封緘をなすべし

一 印紙税廃止後の新売薬は従来の定価を維持し必ず内容の増量をなすこと万已むを得ざるものはこの際定価の改正をなすこと但定価の改正をなす場合は五、十以外の端数を付せざること（たとへば十八、二十七、三十六銭とあるが如き数字を用ひざることの意味す）

一 廃止後の売薬新旧品とも定価販売を厳守すること

一 製造本舗が新売薬を市場に販売するときは少くとも一週間以前に適當なる方法を以て一般受売業者の予告を為すこと

一 新旧品の交換を為すこと

これで見ると廢税になつても内容をよくするが値下をしたといふことになり内容が果して増量が改良さるゝかどうかそれは直接製造業者の道徳に懸へるより外はない

（富山日報）大正十五年四月一日

三〇 昭和元年五月 売薬印紙税廃止後、漢薬の許

可願増加

売薬の印紙税が撤廃された今日それが内容は兎も角外観は化粧品同様である処から種々な考案をめぐらし従来の収入印紙より以上美しく且つ威厳のあるレッテルを貼用せねばならぬ事となつたが中には印紙類似の者も見られるので当局者は勿論同業組合も嚴重に取締つてゐる処が近頃面白いのはこの印紙税が撤廃されると同時に従来洋薬本位の薬用師連中の中で急に草根木皮を原料とする漢薬の許可願ひを提出する者が非常に多くなつたこれに就いて一薬用師は語る「米食を本位とする我々日本人の身体には怎うしても漢薬が好いやうである、併しこれは凡ての同業者は認めてゐた事であるけれど漢薬は調薬後長日月を保存するとどうしても虫が付き易い洋薬にはこの憂ひがないそこでどうかして虫が付かない様に出来ないかと苦心してゐた人もあつたが完全に成功しなかつた処が今度印紙税が撤廃されて自家製のレッテルを使用するとすれば破損したとて印紙ほどの

損失がないので、万一永く保存した品物であると思ふ時は店前で一応内容を改めて賣ふ事が出来る、そして他の品と取替へる事も容易である、そこで漢薬本位の売薬許可願ひが続々と提出されるのである」

(「富山日報」、大正十五年五月十八日)

三一 昭和元年五月 薬剂師法施行細則

○富山県令第五十三号

薬剂師法施行細則左ノ通定ム

大正十五年五月二十一日

富山県知事 岡 正雄

薬剂師法施行細則

第一条 薬剂師法施行規則第一条ノ申請書ニハ其ノ資格ヲ

証明スヘキ証書を添付スヘシ

第二条 新ニ薬剂師免許証ヲ得タル者ハ左記事項ヲ具シ十

日以内ニ知事ニ届出ツヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキ亦同

- 一 本籍住所族籍氏名生年月日、女子ナルトキハ其ノ旨
- 二 登録番号及登録年月日

三 資格ヲ得タル事由及資格ヲ取得シタル年月

第三条 藥劑師法施行規則第八條第二号ニ依リ特別ノ事由アルノ故ヲ以テ藥局開設ノ許可ヲ得ム (原報)

三三 昭和元年九月 売藥税制改革による売藥減産

と税収減

地方業界多年の懸案であつた売藥印紙税廃止は愈々本年四月から実施せられたが是より先き地方当業者は此の廃税を見越して昨年来其の生産を手控へた結果県下に於ける昨年の内地売藥生産高が前年に比し百八十三万余円の減額を見たが今富山商業會議所の調査によると奥山以東一市四郡を配給区域とする富山郵便局に於ける大正十四年度(即ち昨年四月より本年三月まで)の印紙売捌高は二百三十二万五千六百六十九円九十九銭五厘で之を前年度の二百八十四万四千三百五十八円五十六銭に比すると五十一万八千六百八

十八円五十六銭五厘約一分八分の減収を示し其の内本年に入つての三ヶ月間を見るに左の如く廃税実施期の切迫に伴ひ漸く其の需要の激減せることが明かである、即ち此の三ヶ月間の累計十九万七千五百五十一円二十三銭五厘を前年同期の六十二万二千円六十五銭五厘に比すると四十二万三千四百五十九円四十二銭の減となる

本 年 昨 年

一 月 八二、三三六円 二二一、一一一円

二 月 六一、三六五 二二二、六七〇

三 月 四三、八四八 一九六、二一九

斯て更に愈々廃税の実施期に入れる本年四月以降八月までの印紙売捌状況を見るに左の如く其の累計僅に十五万六千九百九十八円九十四銭五厘に過ぎず之を前年同期間の百二十五万千六百三十円三十銭五厘に比し百九万五千四百五十一円三十六銭の大減収で即ち此の四月以降の印紙売捌高には売藥用のものは全然なく各種の登録税其の他通帳類貼付用のもののみである

本 年 昨 年

政 四月 五七、四〇五円 一九六、六九二円

財 五月 二八、六八六 二五一、八九六

行 六月 二一、五八三 二四一、二五九

II 七月 二一、九五一 二七七、八〇四

九月 二六、五七〇 二八三、九七七

(「富山商業月報」大正十五年九月十五日)

三三 昭和元年十月 売薬偽造団検挙と富山売薬の

信用保持

富山売薬の声望を双肩に荷ってゐる株式会社廣貫堂及同師天堂の調剤にかゝる売薬實母散、熊膽圓、風薬、セメンエン外数種の薬包意匠袋を偽造して全国的に配薬した大詐欺団の検挙に因り富山署は最も慎重な態度で大鉄槌を下しつゝあるが、配薬は全国に跨り居れば該売薬の品質如何は独り廣貫堂及師天堂に影響するが如き単純な問題でなくして由緒ある「富山売薬」の将来に及ぶべき重大なる因果關係を有し居れば決して軽々視すべき問題でないことは当然す

ざるほど当然である殊に包装偽造の点から考察しても配薬そのものが不良品でないかといふ強い不安を湧かさずにはゐられない、セメンエンの如き劇薬調合剤は其含有量の多寡によつて中毒を起すこともあり甚たしきに至つては人命にまで及ぶ素質を有してゐる。故に富山署は事件の進展とともに配薬を押収した上で県衛生課に依頼して品質の検査を求むることは勿論であるが結果如何は富山売薬の浮沈問題であると県民は一斉に注視を投げてゐる。茲に富山市餅指町売薬営業木谷傳次郎が自家調剤にかゝる風薬ヒームにモルヒネを混入して県衛生課に発見され該薬調製を禁止された事実ありて、個人の罪悪は富山売薬全体の信用を失墜し為めに名産富山売薬の声名が各地に於て漸く不評判になつた矢先、また／＼今回の如き、しかも大仕掛けの詐欺売薬が暴露するに至つたのは誠に本県売薬界の為めに痛嘆に堪えぬことゝ云はねばならぬ。

右につき広瀬富山署長は……「実は寒心に堪えぬ事件で富山売薬の将来に及ぼす影響は甚大なのであらう、事件の捜索については目下各刑事は大活動中で既に偽造意匠袋を

押収してあるからこれが導火となつて犯人は糸を手繰るやうに検挙されやうが大仕掛であるだけにそれだけ共犯者も多数にのぼり数年間連続の犯行との見込みである。本事件は商標侵害と云ふやうな単純な問題でなくして意匠袋偽造の陰には重大な犯罪が潜在してゐるだらうとは何人も想像に難くはないところであるから当局としては徹底的の捜査をなして万遺憾なきを期せんとしてゐる」……と何ものかを掴んだやうに堅い信念のある口物であつた

〔富山日報〕大正十五年十月二十日

三三 昭和二年 県、売薬試験場建設補助金交付決定

売薬試験場建設費へ補助 県売薬同業組合にては売薬試験場建設費補助につき昭和二年五月十日付を以て県へ申請中の処、昭和二年度に於て金壹万五千元を下付さるゝこととなり、左記命令書を通達されたり。

記

- 一 補助金ハ試験場ニ充当スル元富山連隊区司令部跡土地建物購入並之カ増改築費及機械器具ノ設備費ニ充ツヘシ
- 二 前項ノ費用ハ金參万七千円ヲ下ルコトヲ得ス
- 三 試験場建物ノ増改築又ハ試験場経営ノ実施計画ハ予メ当庁ノ承認ヲ受クヘシ
- 四 試験場建物ノ増改築竣工タルトキ又ハ機械器具等ノ設備完了シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨当庁ニ報告スヘシ
- 五 県ハ必要アリト認ムルトキハ試験場ノ設備又ハ経営上ニ関シ命令ヲ發スルコトアルヘシ此ノ場合之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 六 試験場ハ昭和三年十月迄ニ完成スヘシ
- 七 試験場ハ今後十年以内ニ之ヲ廃止スルコトヲ得ス
- 八 試験場ノ経費決算並成績ハ当該年度経過後三月以内ニ当庁ニ提出スヘシ
- 九 前各項ニ違背シタルトキ又ハ試験場ノ成績不良ト認ムルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコト

政 アルヘシ

十 本指令ニ対シ請書ヲ提出スヘシ 以上

一 金壹千五百円 同上建物改築費

行 よつて三月三十一日組合より県知事宛請書を提出、同日県

一 金六千五百参拾円 試験室新築費

費補助金壹万五千円の請求書を提出せり。

一 金壹万四千五百五円 設備費（機械購入費）

（富山県売薬同業組合沿革史）

計金参万八千七拾四円

売薬試験場経営ノ実施計画

三五 昭和三年十二月 売薬試験場経営実施計画

売薬試験場設置費

一 金九百円 錠剤六百貫 一貫ニ付壹円五拾

収入之部

一 金壹千円 艶付一万貫 一貫ニ付拾銭

一 金壹万六千五百円

計金七千参百円

県費補助壹万五千元 富山市補助壹千五百円

支出之部

一 金壹万参千円 銀行借入金

一 金貳千五百六拾円 技師一名 年俸千六百元 技手

一 金貳千円 積立金

一名 月俸八拾円

一 金六千五百七拾四円 過年度末徴収金

一 金七百貳拾円 書記一名 月俸六拾円

計金参万八千七拾四円

一 金千四百四拾円 職工三名 一名月俸四拾円

支出之部

一 金七百九拾貳円 五拾銭 小使一名 月俸参拾円 賞与

一 金壹万五千五百参拾九円

参百五拾円 宿直賄料八拾貳円

連隊区司令部跡土他建物購入費 （地方）

- 一 五拾錢
 - 一 金四百円 電力料
 - 一 金七百四拾円 木炭二千貫六百四拾円 諸用紙、
筆、墨等百円
 - 一 金百貳拾円 通信費
 - 一 金四百円 試薬費
 - 一 金百貳拾七円五拾錢 諸雜費
- 計金七千參百円

(富山県売薬同業組合沿革史)

三六 昭和四年十月 県売薬批判会

富山県主催富山県売薬批判会は十月九日午前十一時から県
会議事堂において開かれた。

まづ清水県商工課長は開会の辞を述べ山中知事は本県売薬
に対する希望として

売薬は本県のもつとも主要な物産であつて売薬の盛衰は
県の興廢に關する重大なる關係を有してゐる。しかるに

最近富山売薬が殆ど行詰つてゐるやうな状態にあるといふことは遺憾なことゝ存じます故にこの際各位の忌憚なき御意見御批評を聴いて処方の上に製剤の点に容器包装業に關して改善の途を講じ販路を拡張して富山売薬の向上をはかりたいと思ひます

と述べ一同はおもなる売薬一千余を取寄せて批判意見を開陳した。まづ藤井論三氏(日本製薬院主)は

由來輸出売薬は統計にあらはれたものより遙かに多く輸
出額を算してゐるのだから県でも大いに奨励されたい、
それから本県の売薬は各自が同じ名で價格を競争し割引
してゐるやうだがこれは信用を傷つけるものだから独特
の製剤と特異の方名を出願することゝし同方名の出願に
は将来許可せぬことにするやう県の方針を定めてほしい
と述べ、その他統々意見を開陳した。即ち藤井佐七氏(富
山商工会議所議員)は

売薬展覽會に集められたのを一通りみたが意匠はどうも
余りに濃厚である。もう少しあくどくないやうに需要者
に爽快味を与へるやうにしてほしい。中田、金岡氏等の

店頭売薬は白地に黒で印刷してあるやうに配置売薬も色の配合を工夫して爽快にしてほしい

と希望を述べ、金岡又左衛門氏（本県薬剤師会長兼富山商工会議所会頭）

廃税後売薬の濫売は全国的にひどくなつたやうで組合あたりでも矯正につとめてゐるやうだが業者が打つて一丸となり官民相共に適切な方法を講ずるやうにし県でも

濫売矯正の取締規則を復活してほしい

と提言し水上嘉平氏（同業組合議長）は

濫売防止は至極賛成である。全国売薬営業者中配置売薬団体をつくつて濫売防止について協定してゐるが、県でも

も助力されたい

と賛成するところあり吉田清平氏（富山市議）は

自分は門外漢であるが、富山売薬の声価を發揮するためには法規に抵触するものは処罰されることになつてゐるけれども、あれではまだるいから更に他の方法を以て一度免許したものが万一不正な行為のあつた場合は全然免許を与へないやうにしたさいさうせぬと声価發揚の実はな

か／＼、拳がらぬからそんな方法が必要だ

と強硬な免許取上げ論を持ち出し富山市立薬学校長乗松和義氏は「売薬の前途について一述べるところあり

医師等が増加するので売薬が要らんやうになるのでないかなといふものもあるが、保健衛生思想の普及につれて売薬の需要が益々増大する余地があるから売薬業者はうんと馬力をかけられたい。なほ富山売薬の人々は旧慣を墨守するくせがあり祖先伝来とか家伝とかを看板にしてゐるが今ではさういふことでは需要者の学力が進んでゐるから効能はさほどない。もう少し有意義な宣伝がいゝと思ふ

と家伝秘薬に一矢を試み

業者は学力を応用して行商人の知識をも向上させねばならぬ。どうも行商人が薬学の知識がなく商業道徳もないといふのが残念である

と苦言を呈し伊東三郎平氏（本県売薬同業組合副議長）は売薬の販路拡張上行商人の養成が必要である。だが営業者はすでに薬剤師でないといふ免許は受けられぬことになつ

て居り有識階級であるのだから売薬配剤に使用すべくロ
ートエキス（腹いた用劇薬）等の調査を順次許可する様
方法を県で執つてほしい

と要求し石政辰次郎氏（売薬同業組合副組長）は

売薬に関する書類の取扱ひ方は市町村役場経由となつて
ゐるが警察署経由取扱ひに改めてほしい。すでに他府県
でも細則を設けて実行してゐるから本県でもやつてほし
い

と問題になつてゐる例の業者反対なる取締法施行規則改正
に対し県の思ふ壺のことを述べ、飯倉平兵衛氏（売薬同業
組合長）は

本県売薬は重要物産であるに拘らず他の農業等と比較す
ると内容改善上県の力の入れようが足りない。売薬の指
導機関がない今日農業をみると農業技術員が多数居り各
種指導機関は備はつてゐるのにひとり売薬のみ放置して
置くのは面白くない、是非県が売薬指導機関を設けてほ
しいまた行商人の人格向上のため富山市立薬学校のやう
なのを県として設けてほしい。即ち県立薬学校を設けて

ほしい。もし出来ねばすでに出来てゐる市立薬学校へ県
から補助を出して載きたい。

と組長らしい要求を出して大見得を切る。更に黒崎孝吉氏
（東岩瀬支部長）は石政副組長の提言に対し

売薬関係者書類取扱ひに関して先程石政氏が警察経由に改
めよといはれたが現在のまゝでもさしつかへない。同業
組合と県と始終連絡をとつてゐて貰へば取扱方をかへず
ともいふと思ふ売薬の申請書は組合経由にしたい。

と反対を仄めかし堀芳次郎氏（売薬同業組合評議員）は売
薬の商品化について述べ

今日売薬は商品化してゐるが容器等の改善は大いにせね
ばならぬ。

〔富山薬事新聞「昭和四年十一月一日」〕

〔県売薬批判会出席者名簿〕

◇県庁側

富山県知事

山中 恒三

富山県内務部長	齋藤 直橋	同 教授	城賣 正治
同 警察部長	崎山 省吾	富山市立葉学校長	乗松 和義
同 学務部長	瀬谷 薫	同 教諭	岸 政雄
同 商工課長	清水 虎雄	富山商業学校長	小倉 鏑
同 衛生課長	平山 長蔵	滑川商業学校長	竹内 潮敬
地方技師 衛生技師	本庶 英猷	同 教諭	宮島 重則
衛生課技手	内山 豊二	富山税務署長	森井 朝太
同	兒玉 通雄	同 属	藤田 健三
地方商工主事	松岡 正蔵	富山市長	井上 政寛
商工課 属	河上庄之助	富山市助役	福村 信一
同	石倉 與平	同 産業課長	竹島 敬一
同	永井 重弘	同 衛生課長	山田 秀石
◇外 部		富山市立図書館長	菊盛 永造
富山薬学専門学校長	高橋 隆造	富山市会議長	尾山 三郎
同 教授	望月 直	富山県会議長	高井 千尋
同	黄葉 深造	富山市会副議長	磯野富之助
同	大谷 文昭	同 商品陳列所長	藤野 久平
高岡高等商業学校長	只見 徹	同 技手	金岡又左エ門
		富山商工会議所会頭	

同	副会頭	長谷川平七	同		卯尾田毅太郎
同	常議員	永井庄一郎	同		谷村金四郎
同		久世 伊平	同		野村 重正
同		藤井 佐七	同		平野 三治
同		岩田伊三郎	同	富山市内県会議員	金山米次郎
同		高田甚四郎	同		吉田 清平
同	理事	大間知圓兵衛	同	富山県売薬同業組合長	飯倉平兵衛
	富山県工業会副会長	碓井榮太郎	同	副組合長	石政辰次郎
同	理事	橘 文蔵	同	議長	水上 嘉平
	富山県売薬同業組合富山支部長	石黒茂三郎	同	副議長	伊藤三郎平
	富山県工業会理事	澤田 健二	同	水橋支部長	中山 八郎
同	理事	小杉彦四郎	同	上市支部長	荒木太次郎
	富山県参事会員	大西 篤示	同	四方支部長	梶野 吾一
	富山県会議長	神埜 俗	同	評議員	黒崎 孝吉
同	参事会員	蓑島 宗平	同	岩瀬支部長	西川孫八郎
同		野村金次郎	同	小杉支部長	尾間忠次郎
同		齋藤幸太郎	同	評議員	森田 傳吉
同		鷹取亮太郎	同	高岡支部長	石黒 七三
同			同	中田支部長	
同			同	評議員	

II 行 財 政

同	評議員	碓井増太郎
同		堀 芳次郎
同		安達 敬直
同		布目 順義
同	事務長	押田勇次郎
同	技師	館村五三郎
同	技手	篁 光麿
	富山県工業会技師	高田 久吉
同	幹事	若杉 省三
	売薬功勞者	藤井 諭三
	富山売薬信用組合	阿部為太郎
	水橋売薬信用組合	石金長四郎
	滑川売薬信用組合	吉見市郎右エ門
	東水橋売薬信用組合	石黒 七次
	四方売薬信用組合	高木 達治
	射水売薬信用組合	梅川又太郎

(富山県立図書館蔵)

三七 昭和五年一月 日本医師会、売薬印紙税復活
運動

大日本医師会では政府に対し売薬印紙税の復活方請願したので全国の売薬業者では大打撃を蒙るので大阪・奈良の売薬同業組合は既に大会で反対決議をなすと共に猛運動を開始してゐる。

之に対し本県売薬同業組合では来る二十日頃組合を開き反対決議をなすと共に全国組合に相呼応して飽まで該税復活の反対をなす。

(「富山日報」昭和五年一月十日)

三六 昭和五年一月 富山市売薬行商人の新税反対
運動

富山市では薬友会の懇話により財政難緩和と云ふ名の下に、五年度より売薬行商人使役税を新設せんと準備を進め

た処、果然当業者、市政団体等より猛烈な反対がおこり、行悩みの状態にある。

之に対し薬友会では十九日に定期総会を開いて態度を決する筈の処、反対の空気が濃厚であったため廣田市議は該税設定に関し市当局は準備を進めてゐるが、何等正式に発案する等示さぬから我々両市議（廣瀬）に一任されたい、しかし薬友会としては一般使用人税なら賛成で売薬の如く一部課税には反対である。

と体よく其場をにごした始末で、該税新説には市内全般にわたり反対され、五年度から新設は不可能となったことは明白である。

〔富山日報〕昭和五年一月二十一日

三三 昭和五年一月 日本薬業組合、売薬印紙税の

復活反対運動

日本医師会では昨年十一月売薬印紙税復活の陳情書を内務、大蔵の両省に提出したが日本薬業組合ではこれを悪税

なりとして大反対をなし東京、大阪の各組合では既に昨年中に反対の陳情書を提出してゐるが富山売薬同業組合でも無論反対の陳情書を提出することに決定してをり今日まで遅延したので近日中に組合幹部で陳情書作成の上内務、大蔵の両省に提出することゝなった。尚この問題は来る四月横浜に開催の全日本薬業組合の一大問題たらんとしてゐる。

〔富山日報〕昭和五年一月二十五日

三〇 昭和五年二月 県売薬法人協会、売薬行商人

使役税案に反対

富山市立薬学校の経費を売薬行商人使役税の新設に求めんとする市当局の新案に対して反対の意志を有する売薬法人協会では対策協議会を既報の如く二十七日午後六時より八清樓に開催、廣貫堂、師天堂、富山薬剂会社、富山薬業会社、丸三興業会社、富山製薬会社、衛生堂、盛貫堂の各代表者約二十名出席協議するところあつたが、何処までもこの新税に対して反対することにした、その理由とするところ

政 財 行 II

るはこの薬学校の経費を行商人にのみ賦課するは不合理で、
富山工業学校の経費の如きは一般教育費に計上してあるの
にこの薬学校の経費のみを一部行商人にのみ賦課するのは
不可である、尚この薬学校を独立せしめて現在の乙種より
甲種に昇格せしめるべきもので、現在の程度では卒業後と
雖も何等の効力はないから一層昇格の上独立せしめこれが
経費は一般市税として徴収すべきものであるといふにある。

(「富山日報」昭和五年三月一日)

三三 昭和五年三月 内務省、売薬行商人使役税に

反対

富山市立薬学校舎の独立に関し過般の市会で殆ど満場一
致的に可決した。がその財源に関し何等具体的表示を見な
かったが、市当局では既報の如く売薬行商人使役税を充當
する意向で本月中旬財政調査委員会に諮問する事にして
る。この新税設定に対して保険料問題で上京した太田庶務
課長が内務省に出頭し、意向を求めた処

理論としては申分ないが、実際上においては新税不認可
の時季であり、また社会政策上当を得たものにあらず相
当考究調査を要する。

と暗に新税設定不可の意を表明したので、同校の独立は当
分不可能と窺られてゐる殊に地元の売薬業が挙って反対意
見を有してゐるので尚更である。

(「富山日報」昭和五年三月五日)

三三 昭和五年三月 県売薬同業組合の売薬印紙税

復活反対陳情

陳 情 書

日本医師会ハ總會ノ決議ニ因リ売薬印紙税ヲ復活セント
欲シ閣下ニ建議書ヲ提出致候趣聞及候、之ニ対シ本組合
ハ左ニ反対ノ理由ヲ陳情仕候

抑モ売薬ハ一般社会民衆ニ対スル保健衛生上欠クヘカラ
サル必需品ニシテ之ニ課税スルハ病者ニ課スルト何等異
ナル所ナク茲ニ於テカ時ノ為政者ハ其ノ失当ナルヲ認メ

社会政策上ノ一端トシテ之ヲ廃止セラレタルモノナリ然ルニ日本医師会ハ此ノ悪税ヲ復活セシメ民衆ニ対スル保健衛生上施設費等ニ充当スヘシト謂フモ之等ノ施設ハ果シテ国家民衆ノ為ニ必要ナリトセハ為政者ハ一般国費中ヨリ当然支出スヘキモノニ有之候又日本医師会ハ売薬税ノ廃止ハ売薬業者ノ私腹ヲ肥ス而已ニシテ社会政策上何等意義ヲナサスト建議セラルムモ之亦暴言モ甚シキモノニシテ吾ガ業者ハ廢税ト共ニ定価引下ケ或ハ内容ノ増量等廢税ノ主旨ニ基キ其ノ実現ヲ期シ爾來品質ノ改善ヲ図リ有効ナル売薬ノ調製ニ意ヲ注キ其ノ成果ヲ挙クルコトニ努メツツアル所ニシテ需要者ノ利スル所甚大ナルコトハ敢テ論ヲ要セス候要スルニ日本医師会ノ主張ハ何等依ル所ナク思フニ売薬ノ發展ヲ嫉ミ自己ノ利益ニ影響ヲ及ホサンコトヲ怖レ売薬業者ヲ誣ヒ以テ僻論ヲ縷説シタルニ過キサルモノト信シ候賢明ナル閣下ニ於カレテハ彼ノ僻論ハ採用セラルムコトハ毫モ無之ト確信仕候何卒社会民衆ノ福利増進庇護ノ為ニ御賢察ヲ煩ハサレンコトヲ熱望仕候、

右組合ノ決議ニ依リ謹ンデ及陳情候也

昭和五年三月八日

富山県売薬同業組合組長

飯倉平兵衛

内閣総理大臣 浜口雄幸閣下

内務大臣 安達謙蔵閣下

大蔵大臣 井上準之助閣下

(富山県売薬同業組合沿革史)

三三 昭和五年四月 県薬剂師会、売薬印紙税復活

の反対請願運動開始

富山薬剂師会は来る二十六日富山商工会議所に於て第五回定期総会を開催して左の九議案につき協議すると

- 一 キングオブキングの件
- 二 売薬印紙税復活反対請願の件
- 三 売薬開局両部会委員任期の件
- 四 昭和三年度歳入出決算報告

- 政 五 昭和五年度歳入出予算案
- 財 六 昭和五年度会費徴収方の件
- 行 七 顧問承認推薦の件
- 八 評議員選挙の件

〔富山日報〕昭和五年四月二十四日

三〇 昭和六年十月 県売薬改良調査会、売薬法規
の改正請願

本県売薬改良調査会に於てはかねて県売薬法規の改正方につき議決しこれを請願することとなつてゐたが此程鈴木知事に宛下記の通り請願書を提出された

一 売薬行商済証に行商地域（府県）名を明記することにせられたし

二 売薬営業並に行商に関する諸般の願届書の同業組合の經由を要することにせられたし

之れが理由は本県売薬の信用を維持するには先づ配置先きに於ける不正競争及不良行商を矯正しこれが絶無を

期することは目下の急務で、その方法はいくたありと雖本県売薬の实情より觀れば現在の各最寄会をして同業組合の監督下に置き其の組織を強固にし之をして統制的に活動せしむるを以て捷徑とする

されどこれが実現には左の改正をなすことが必要である

一 最寄会は其地域内に行爲するもの全部を加入せしめる必要あらば地域に変更を加ふること、加入せざるものは組合規約に違背したるものに対しては同業組合員（製造業者）はこれと商取引を行はざること、同業組合は以上の目的達成上定款を適当に改正すること

二 県は本県売薬販売方法の特殊性にかんがみ以前行はれたるごとく行商鑑札に行商地域（府県名）を明記すること並びに売薬営業行商等に関する諸般の願届書は同業組合を經由することに県令を改正すること

以上目的達成上欠くべからざる要項であつて一の事項に就ては同業組合は既にその準備に着手し近くその成案を見る模様であるが、最も重要案件たる最寄会の確立に対しては、二の改正方法により先づ行商者の行商地域による所屬を明

かにし一面同業組合をして当時頻繁に行はるゝこれが異動を敏速に且つ統轄的に処理せしめ以てこれが統制を期するより他に途なしと認め、而してこの改正方法は独り行商上の弊害を除くに有要なるのみならず衛生上の取締に於ても亦意義あることとして提出されたものである

(富山日報一昭和六年十月一日)

三三 昭和七年一月 売薬部外品の課税

化粧品や、売薬類似の滋養強壯剤又は単純な予防薬の如きはまだ取締規則が制定されて居ないために往々いかゞはしい不良品や、甚だしきに至つては有毒性のものが発見されて、種々の問題を惹起してゐる、これは化粧品、滋養強壯剤予防薬などは売薬でないために現行法では仮令不良品、又は有害品であつても、適法に処分或は禁止する途がなく、国民保健の上から云つても、一般衛生取締の見地から見ても遺憾の点が多かつたので、内務省ではこれ等売薬部外品の取締規則を制定して、昭和七年一月から実施すると共に、

これ等の種類に対して売薬部外品の定義を与へ、その品目を指定する事になつてこの売薬部外品の取締と同時に内務省では社会政策的見地からして、その一部白粉、化粧水、紅、ポマード、眉塗、油取紙、その他化粧用石鹼、各種避妊薬、除毛染毛剤、並にトッカピンなどの精力増進剤など、その性質に鑑み、且つこれを使用する階級に照して徴税は当然であるとの見地から、定価の一割内外を国税として賦課する方針であるが、当局の算定に依ると、この部外品の新税は年額約五百万円に上り赤字時代の絶好新財源として注目されて居、しかして売薬部外品として指定されるもの□、心身爽快、又は身体の諸機能の生理作用に関するものニキビ取イボ取の如く皮膚組織の変更、又は体臭の防止、その他染毛、脱毛毛生に関するもの、飲酒、その他習癖の矯正に関するものである、更にその取締に関しては、従来は単なる届け出であつたが、今後は営業所々在地の地方長官の免許を要し、これ等部外品の品名原料品、分量、用品、容量、又は効能を変更する時は、その都度地方長官の免許を要する事とし、且つその容器、又は被包に売薬部外

政 品の文字、品位などを明記する事になり、地方長官は衛生

ル試験研究及調査

財 上危害を生ずる虞ありと認められた時は、これ等原料品、若し

二 売薬製造ニ関スル指導及奨励

三 質疑応答

四 其ノ他売薬ノ改良発達ヲ図ルニ必要ナル事項

II 行 則に違反するものは拘留、罰金、又は科料に処し得る嚴重
な罰則を設けて取締ると云ふから、当業者に取つては大な
る脅威である

第二条 売薬試験場ニ左ノ職員ヲ置ク

場 長

技 師

技 手

主事補

書 記

助 手

(富山日報「昭和七年一月三日」)

二 三 昭和七年四月 県売薬試験場規程

○富山県令第二十号

富山県売薬試験場規程左ノ通定ム

昭和七年四月十五日

富山県知事 鈴木敬一

轄ス

富山県売薬試験場規程

場長事故アルトキハ上席職員其ノ事務ヲ代理ス

第一条 売薬試験場ハ売薬ノ改良発達ヲ図ルヲ目的トシ左

第四条 技師ハ場長ノ命ヲ承ケ技師ヲ掌ル

ノ業務ヲ行フ

第五条 技手ハ上司ノ指揮を承ケ技術ニ従事ス

一 処方、原料品、製品、容器、包装及機械器具ニ関ス

第六条 主事補及書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務会計ニ従事

ス

第七条 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ関スル事務ヲ助ク

第八条 場長ハ毎年度施行スベキ業務ノ種類及方法ヲ定メ

予メ知事ノ認可ヲ受クベシ

第九条 場長ハ前年度ニ於ケル業務成績ヲ毎年四月二十日

限り知事ニ報告スベシ

第十条 場長ハ部下職員ノ進退賞罰ニ関シ意見ヲ知事ニ内

申スルコトヲ得

第十一条 左ノ事項ハ知事ノ認可ヲ受クベシ

一 処務細則ノ制定並ニ改廃ニ関スルコト

二 場長ノ出張及部下職員ノ宿泊ヲ要スル管外出張ニ関

スルコト

三 場長ノ賜暇、旅行ニ関スルコト

四 臨時休業ニ関スルコト

第十二条 左ノ事項ハ知事ニ報告スベシ

一 職員ノ場務分掌ニ関スルコト

二 場長ノ欠勤、忌引、祭日、遅刻ニ関スルコト

三 職工、臨時雇、小使及給仕ノ任免ニ関スルコト

第十三条 場長ハ左ニ掲グル事項ヲ專行ス

一 部下職員ノ管内出張及宿泊セザル管外出張ニ関スル
コト

二 部下職員ノ賜暇、欠勤、旅行、忌引、祭日、遅刻、

早退等ノ願届ニ関スルコト

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(県報)

三三 昭和七年八月 売薬行商鑑札に府県名記入の

規定

○富山県令第三十四号

売薬法施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年八月五日

富山県知事 斎藤 樹

第十五条 売薬行商届ハ第八号様式ニ依リ左ノ事項ヲ記載

II 行 財 政

スヘシ

一 売薬ノ方名

二 売薬営業者又ハ売薬請売営業者ノ住所、氏名

三 売子ノ住所、氏名及年齢

四 行商スヘキ道府県名

五 行商開始年月日

第十七条 第十五条ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ二十日以内ニ届出テ売薬行商届済証ノ書換ヲ受クヘシ

付 則

昭和七年八月五日以前ニ売薬行商届済証ノ交付ヲ受ケタル売薬営業者又ハ売薬請売営業者ハ本令第十五条ノ規定ニ依リ昭和八年一月三十一日迄ニ届出テ売薬行商届済証ノ書換ヲ受クヘシ

第八号様式ノ一、二、三及四並ニ第九号様式ヲ左ノ如ク改

ム

(第八号様式ノ一)

売薬行商届

(売薬営業者自ラ行商セントスルトキ)

私儀営業ニ係ル左記売薬 年 月 日ヨリ 道府県ヘ行商致候間此段及御届候也

一 何々(方名) 一 何々 一 何々

一 何々 一 何々 一 何々

以上何方

住所

年 月 日

売薬営業 氏 名 印

知 事 宛

(第八号様式ノ二)

売薬行商届

(売薬請売営業者自ラ行商セントスルトキ)

私儀左記売薬 年 月 日ヨリ 道府県ヘ行商致候間此段及御届候也

一 何々(方名) 一 何々 一 何々

右 市 郡 大字 町 村 番地何某発売ノ分

一 何々 一 何々 一 何々

右 市 郡 町 大字 村 番地何某発売ノ分

以上何方

住所

年月日 売薬請売営業 氏 名 印

知事宛

(第八号様式ノ三)

売薬行商届

(売薬営業者売子ラシテ行商セシメントスルトキ)

一 売子

住所

氏 名

生年月日

一行商スヘキ道府県名

一行商売薬方名

一 何々 一 何々 一 何々

一 何々 一 何々 一 何々

以上何方

年月日ヨリ行商為致候間此段及御届候也

住所

年月日 売薬営業 氏 名 印

知事宛

(第八号様式ノ四)

売薬行商届

(売薬請売営業者売子ラシテ行商セシメントスルトキ)

一 売子

住所

氏 名 印

生年月日

一行商スヘキ道府県名

一行商売薬方名

一 何々 一 何々 一 何々

右 市 町 大字 村 番地何某発売ノ分

一 何々 一 何々 一 何々

右 市 町 大字 村 番地何某発売ノ分

以上何方

年月日ヨリ行商為致候間此段及御届候也

住所

年月日 売薬請売営業 氏 名 印

知事宛

(第九号様式) 用紙厚紙

売薬行商届済証 住所 氏 名 生年月日		左記売薬行商届済ナルコトヲ証ス 年 月 日 富 山 県 行商スヘキ道府県名 富 山 県 印	
方 名 売薬者 同上営業所 行商 年月日	方 名 売薬者 同上営業所 行商 年月日	方 名 売薬者 同上営業所 行商 年月日	方 名 売薬者 同上営業所 行商 年月日

縦四寸
(曲尺)

表

横五寸
(曲尺)

裏

三六 昭和八年一月 売薬鑑札、県・国名記入の規
定

從來本県売薬行商人鑑札は単に行商人としての鑑札行商
先の県・国名等を記入してなかつたが最寄会の確定ととも
に昨年県の規則が改正され十月十一日限りので鑑札は無効
となり新らしく行商先県・国別名等を記入せる鑑札を下付
されることになり一般売薬行商人は一月三十一日まで鑑札
下付の管轄市・町・村役所に於てそれ〴〵鑑札の書換へを
要することになつてゐたが富山市では七千五十四人の売薬
行商人に対して鑑札を発行してゐるのに昨二十九日迄書換
へ要求せる者四千三百人であつて残りの二千七百五十四人
は至急三十一日まで書換へせねば、鑑札は無効となり更に
鑑札下付の願書提出等頗る手数を要することとなる。

〔富山日報〕昭和八年一月三十一日

(県報)

二五 昭和八年五月 関西医師大会、売薬税復活の

決議

過般大阪市医師会が売薬印紙税復活問題に關し決議すると同時に府医師会へ提議せるが今回福井市に開催された関西医師大会に大阪府医師会より提案遂に可決を見、政府当局へ建議することになった、然して右提案の要点は政府当局に於て売薬税を復活しその財源を以て細民救療費に充當されたしといふにあるが今後この運動の成行如何につき、東京・大阪の売薬同業組合では重大視し一部代表はひそかに福井市に出張の上関西医師大会の該問題に対する態度等監視に努め一方堂々と反対意見を發表し医師会の盲動を極力排撃することにした本県売薬同業組合に於てもこれが対策につき協議を遂げ反対運動に参加し更に全国配置売薬連合会として加盟団体は一致の行動をとるべく同連合会の事務引つぎをうけた県売薬同業組合より意見を付し夫々通牒を發する。

(「富山日報」昭和八年五月十七日)

二六 昭和八年五月 県売薬団体協議会、関西医師

大会決議の不当を警告

関西医師大会の売薬税復活建議案決議に対し本県売薬同業組合では既報の如く二十二日午前十時より評議員会を開きこれが対策につき協議の結果大体左記の如き意見に一致した。更に午後一時より同組合代議員、各支部長及び県最寄連合会幹部合同の上協議会を開き反対運動の實行方法等を決定し関西医師大会の妄動に対抗して飽まで排撃に努むべく中合せをなしまづ同大会に向つて警告的抗議を申込猛省を促すこととした。

一 関西医師会に於て売薬印紙税を復活し之を無産階級者の救療費に充當方建議を為すは不当なり

元來医師本領は一般大衆の保健と治病並に予防に献身没頭すべきものにして政治家の領域たる社会政策に容喙するは非常識も甚しと謂ふべし

医師の医薬と売薬とは其使命同一にして恰も車の両輪の如く提携し相互業者は其天職に竭し國家奉公の誠を至す

べき秋に於て偏見売薬業者挑戦的態度に出ずるは兎戯に等しき妄言と謂ふべし

二 大阪府医師会建議案提出理由は正義の根拠なし

理由の一項として売薬印紙税廃止は「徒に業者の財囊を配すの状にあり」とあるが免税後売薬業者一般は売薬定価の低下と内容の増量をなせしを以て公衆需要者直接の得益大なるも業者は利慾的に財囊を施すが如き事態なし次に「売薬印紙税復活に依りて参千五百万円の財源を得るを以て之を無産者救療費に充当せしむべし」との事なるが斯は要するに消費税の本質を解せざる暴論にして売薬印紙税復活に依り無産者救療費を得んとする如きは却て無産階級多数罹病者を経済的に苦しむるものにして真の救療本義を破壊し社会政策を攪乱する虞あり

「政府は細民医療費軽減のため自発的に出たるものなるが故に復活は容易の業なり」と売薬印紙税を廃止せられしは社会政策上朝野民衆与論の結晶となりし所にして医師会の建議理由は牽強付会も甚し

(富山日報 昭和八年五月二十三日)

二 昭和八年五月 泉売薬同業組合滑川支部、売

薬印紙税復活反対の決議

泉売薬同業組合滑川支部に於いても、売薬印紙税復活反対の挙に出で、同業者の死活問題であるとなし五月二十四日同支部役員七十余名が会合、次の様な決議文を満場一致で可決善処することを申し合せした。

決議

後に政府が売薬を一般民衆医療の補助薬と認め社会政策的見地より売薬税の廃止を断行したるものにして、爾来売薬業者が内容の改善と価格の値下を実行し来たれるは一般の是認する処なり然るに這般関西医師大会が売薬税を復活し之を救療費に充当方当局へ建議すべく決議せるは無暴の挙にして彼等は売薬税を復活して得たる財源で救療費充当の美名に籍口して自己の財囊を肥さんとする私心より出でたるものにして其の心情の陋劣なる真に唾棄すべし

見よ医療品に対し課税せる国家何処にありや吾人は一致

協力彼等の横暴なる決議に極力反対して売薬本来の使命
に向て邁進せんことを期す右決議す

前項の目的を達する為

一 速かに県下薬事関係者大会を開催し与論の喚起に努
むる事、

一 全国配置売薬団体連合会並に全国薬業団体連合会と
連絡し対策を講ずる事、

憤起した県下各売薬業者団体では六月四日、業者大会を開
会するに先きだつて、同日午前十時より、中新川郡滑川方
面の、滑川支部がリーダーとなり、滑川薬友会、東洋製薬同
志会、中加積売薬協会、高月売薬同志会、保寿堂同仁会、
滑川売薬親和会、日の本売薬株式会社

の八団体の業者及び、各製薬会社女工等八百四十名が、印
紙税復活絶対反対のスローガンを掲げた十数旗の旗を振り
かざし、富山電鉄東田地方駅をスタートに、「医師会打倒
の歌」を高唱しながら、全市にわたり一大デモを敢行、正
義の叫びを業者の頭に深くしみこませた。

〔薬部の産業〕昭和八年六月十五日

二四三 昭和八年五月 売薬印紙税復活反対のため、

各支部より対策委員選定

関西医師大会の売薬印紙復活運動に対し本県売薬業団体
は既報の如く協議会に於てその態度を決定し飽迄排撃に努
める事としこれが反対実行運動のため左記の如く県売薬同
業組合各支部より対策協商委員三十名を選定した。

△富山 吉本理八郎、村澤金廣、水上嘉平、廣田竹太郎、
中島善三郎、太田清孝、金尾義信、水盛松次郎、

△滑川 宮崎乙雄、齋藤清兵衛、伊藤正信、石政辰次郎

△水橋 石黒七三、曾我與助、渡邊儀三郎、

△上市 荒木甚助、安田太三郎、開伊吉

△岩瀬 黒崎孝吉、吉田久三

△四方 内田幸次郎、岸谷庄之助、布日亀次郎

△小杉 西田彌八郎、堀田定次郎、金森哲治

△高岡 尾間忠治郎、花崎菊治郎

△中田 森田傳吉、松下政資

〔富山日報〕昭和八年五月二十六日

二四三 昭和八年五月 売薬印紙税復活反対の県売薬

業者大会開催

売薬印紙税復活問題に対する本県売薬業団体の反対運動は愈々表面化して来たことは累報の如くであるが二十七日午後一時より県売薬同業組合に於て対策協商委員会を開き協議の結果業者大会を六月三、四日頃に県会議事堂に於て開催、関西医師大会の売薬印紙税復活に関する建議に対し真ツ向から排撃すべく夫々実行運動に着手の段取りであるが当日は同大会に於て宣言決議を発表すると準備委員に左記九氏を選定した。

飯倉平兵衛、吉本理八郎、村澤金廣、

水上嘉平、廣田竹太郎、石黒七三、

黒崎孝吉、西田彌八郎、宮崎乙雄

(「富山日報」昭和八年五月二十九日)

二四四 昭和八年六月 県売薬同業組合、関西医師会

の売薬印紙税復活決議反対

関西医師会の決議に基づく、売薬印紙税復活の建議案に対し、絶対反対の烽火をあげた本県各売薬業者団体では、さらでだに、深刻な不況に喘ぎ、業界が極度の不振に陥つてゐる今日、印紙税の復活されることは敢て業者を死地に陥入れるものなりとし、先頃来、これが対策考究中であつたが、先づ、反対運動に先きだつて、県下二万人の業者の奮起を促すために、六月四日午後二時より富山市総曲輪小学校ホールに於いて、「富山県売薬業者大会」を開催した、悲壯なる意気に燃ゆる県下各地の業者は続々と大会場に連らなつて、定刻前既に大ホールは立錐の余地なく。その数凡そ一千五百人と註せられた。斯くて定刻となるや、拍手裡に、県売薬同業組合長の飯倉平兵衛氏が登壇開会の挨拶を述べ、飯倉氏より議事の進行上、座長に県売薬最寄連合会長橋文藏氏を推薦し、議事に入るや、劈頭滑川支部長宮崎乙雄氏は左の宣言を朗読して満場に諮れば、満場異議なく破れるが如き拍手裡に可決する。次いで、水上嘉平氏、又、左の決議文を朗読満場に諮れば、これ又満場破れるが如き拍手裡に可決した、然して、これが宣言決議の裏

行方法に關して協議の結果、松崎善平氏の勸議に依り、四十一名の実行委員をあげて善処することとなり、橘座長の指名に依り

飯倉平兵衛、橘文蔵、岡田義秀、田中清衡、吉本理八郎、廣田竹太郎、村澤金廣、中島善三郎、太田清孝、永盛松次郎、金尾義信、水上嘉平、長谷川儀作（以上富山）碓井増太郎、宮崎乙雄、齋藤清兵衛、妻木宗吉、伊藤正信、宮崎太左衛門（以上滑川）石黒七三、曾我與助、市田文吉、渡邊儀三郎（以上水橋）荒木甚助、齋藤正良、安田太三郎、開伊吉（以上上市）黒崎孝吉、種藤次郎、寶田安秀、吉田久三（以上岩瀬）西田彌八郎、堀田定次郎、金森哲治（以上小杉）梶野吾一、内田幸次郎、岸谷庄之助、布目龜次郎（以上四方）尾間忠治郎、花崎菊次郎（以上高岡）森田傳吉、松下玖資（以上中田）

の四十一名の委員を選定する。それより、売薬印紙税問題に關する所感演説大会に移り

（富山） 金尾義信、廣瀬重造、富川保太郎、押田勇次郎、

松崎善平、藤川圭三

（滑川） 齋藤清兵衛、野村仙太郎、伊藤正信、伊藤正清
（四方） 布目龜次郎

（小杉） 金森哲治、堀田定次郎

の諸氏が交々登壇、

医師会の越権的決議に対し、痛罵し、業者の死活問題なりと喝破、斯業者の奮起を促する処ろあつた。

斯くて大会は異常な緊張程に滞りなく終了して、橘氏の音頭で大会の万歳を、飯倉氏の音頭で

帝国の万才を各々三唱し午後五時散会した。

宣言

第二十二回関西医師大会において決議せる売薬印紙税法復活建議案は名を無産大衆の救療費充當に藉つてをるがその実は売薬の進出を掣肘せんとする敵本主義にあるや明かである、いふまでもなく売薬は国民大衆唯一の簡易治病薬であつて政府が大正十五年売薬印紙税を撤廃したのも畢竟売薬のこの社会的に重大なる使命とその用途に鑑みいはゆる政策の見地よりなされたものである、しかしその結果が大衆の医療費負担の軽減となつたことは

争はれない事実であり、政府当局の明に確認するところである。しかるに今にしてこれが復活を画さんとするが如きは病める大衆を鞭うちその膏血を搾取せんとする老獯極まる欺瞞策でなくして何であらう、口に大衆救療の急務を説きながら大衆唯一の簡易治病薬たる売薬に課税せよとなすが如きはそれ自体矛盾の甚しきものである、若し真に彼等が大衆の救療を念願するとならば他に適當なる財源を求めて建議したがよい、かくしてこそ始めていはゆる仁術の道に叶ふであらう、われ等は勿論政府当局がかゝる医師会の妄言に聴従するものでないことを深く信ずるものではあるがこの機会に同医師会の猛省を促すと共に満天下の正義与論に懇へ大衆のために売薬印紙税復活運動を未然に防遏し以て売薬本来の使命に精進することを期するものである

昭和八年六月四日

富山県売薬業者大会

決議

一 関西医師会へ加入の府県医師会へわが反駁誨告書を發

しその猛省を促す

- 二 全国わが同業団体と氣脈を通じ対策運動を起すこと
- 三 わが薬業進展を阻止せんとする者に対し極力これを排斥すること

〔薬都の産業〕昭和八年八月十五日

三 昭和八年十一月 県、売薬配置税の新設計画

富山県では明年度から新税を設定して永久の歳入増加策を確立することとなり、佐々木庶務課長の手元で十余種の新税目に関する考究が続けられてゐる、しかしてこのうちで設定の確實を目指してゐるものは競馬観覧税、軌道税、厩備税、市場税及び売薬配置税等であるが就中売薬配置税は一万二千余円の税額を見積つて最も大きな新税と見てゐるが、これに対しては県下売薬業者の反対があることは勿論であらうけれど、この税は奈良県に於いても設定され頗るの好成績をあげてゐるのであるから万障を排して実現の運びとなる模様である

〔富山日報〕昭和八年十一月二日

県が明年度の財源として売薬配置税設置方を考慮中の旨伝えられるや県売薬界に旋風をまきおこし先に県売薬同業組合評議員は評議員会の決議をもたらして田島内務部長、佐々木庶務課長の明年一年見合せ方を陳情したが、県の態度が判然せないのはいよゝ業界の問題とすべく十七日午後四時から富山市八清楼に於て県売薬法人協会役員会を開催した、出席者は会長橋文蔵氏外十名で売薬配置税設定に対して絶対反対の叫びをあげて決議し回税設置反対の意見書を十八日本県知事に提出することとし午後七時散会した

〔富山日報〕昭和八年十一月十八日

二 県 昭和九年一月 県売薬同業組合、大和売薬同

業組合決議の通知

日本医師会にては売薬印紙税復活を提唱し、全国各地の売薬業者真向より反対しつつあり、十二月十一日大和売薬組

合にて反対決議を可決したるを以て一月十二日本県売薬組合組長荒木甚助氏の名を以て県売薬同業組合評議員、各支部長並に県下各最寄会長宛に左の通牒を發せり。

謹啓瑞祥立春の候益々御繁栄の段奉賀候陳者日本医師会の提唱する売薬印紙税復活問題に対し客年十二月十一日大和売薬同業組合の各機関を網羅せる集会に於て全員一致を以て該問題に反対決議したる宣言及決議文の真相添へ供貴覽候間機に抛り御高配相仰ぎ度移通旁々如斯に御座候

宣言

第十六回日本医師会に於て決議せる売薬印紙税復活建議は治療費充當の美名をかかげて我が売薬の進出を阻止せんとする欺瞞策にして民衆唯一の簡易治療薬たる売薬に悪税を課せんとするものである。

これは結局民衆の病者より徴税する事になり万一復活の暁は社会人道上実に重大な結果を招来する事は明かである。我らは矛盾撞着の甚しいこの悪税の復活建議に対し日本医師会の猛省を促すと共に広く与論に懇えてこれを

未然に防遏し売薬本来の使命に精進せん事を期す。

昭和八年十二月十一日

大和売薬同業組合

決 議

一 売薬印紙税復活に対し絶対反対す
右決議す

(『富山県売薬同業組合沿革史』)

二四七 昭和九年五月 売薬製品原料の検査制度答申

答 申 書

売薬は本県の重要なる物産にして之れが消長は本県産業上に重大なる影響を与ふるものと云ふべし、然るに近時之れが声価漸次挙らざるの趨向を見るは遺憾に堪へざる所なり。県は此際当業者と円満なる協調を遂げ製品検査若くは原料検査の制を布き之れが発達向上の途を講ずべきを緊要事なりと認む

右満場一致の決議に依り答申候也

昭和九年五月十五日

県政調査会勸業
委員会委員長 高廣政之助

富山県知事 齋藤 樹殿

本県の重要物産たる売薬の製造販売は売薬法の定むるところにより免許せられたるものにして国家が薬剤師にあたへられたる業権中最も重要なるものなり、而してこれが製造に当りては薬剤師は全智能を傾注してその任に当りその製品に対しては全責任を負ひつゝあるものにしてこれが調製に使用する原料品に対しては各自修得したる分析学及生薬学並に薬品鑑定学等によりその善悪適否を厳密に鑑別して最適品を採用しつゝあるは当然のことにして既に売薬法はその第五条において原料品の不適品使用を禁じ又同法第十二条、第十三条により行制官庁は売薬の製品または原料品に対し随時検査を施行せられつゝあるに拘はらず仄聞するところによれば曩に県政調査会勸業委員会において売薬の発達向上を図る目的より売薬製品又は原料品の検査制を布くやう答申ありたる由なるもこの上亦本県において売薬の

製品又は原料品に対し検査制を採用せらるゝことは恰も売薬を米穀、木炭、絹糸等天産物の如く取扱ひ単に県の検査レットルによつてその販売額を増さんとするは売薬の品質をして単一規格あるものゝ如く誤認せしむるのみならず売薬法に背反し且又薬剤師の存在を無視するものなり、かゝる検査の二重制度は本県売薬の発達を阻害する無用の悪制度なりと思惟す故に本会は本検査制度に対して絶対反対するものに有之候間本県に於かれてはかゝる悪制度の御採用なきやう本会役員会の決議により謹んで及建議候也

〔富山日報〕昭和九年五月十七日・
二十四日

三 昭和十年一月 売薬行商鑑札査閲料の改正

県売薬同業組合評議員並に県売薬最寄会連合会理事合同の協議会を二十九日午後三時から県売薬同業組合会議室に開催し売薬行商鑑札査閲料の徴収方法を人単位でなく鑑札数を単位として徴収することになり県売薬最寄会連合会支部

を県売薬同業組合各支部に設置して最寄会と連絡をとつてその円滑を期することになった。

〔富山日報〕昭和十年一月三十一日

三 昭和十年八月 売薬公納金廃止、売薬配置税創設案

昭和十年度から実施された売薬公納金制度に対して富山県売薬革新会発起となつて富山市薬業同志会に呼びかけたところ薬業同志会有志がこれに合流して売薬不当課税反対期成同盟会を組織し明年度からは公納金制度の反対は勿論のこと売薬配置税の如き売薬に対する課税に絶対反対することと決定し本月二日土岐知事と荒木県売組長に夫々理由を付して陳情書を提出したが、富山市薬友会では公納金制度に反対すると県は当然売薬税の新税を考究し課税するにいたるから却つて売薬業者が不利な立場に立つものとして公納金制度反対に対して反対を表してゐるからその成行が重視されてゐる。大体公納金制度は昨年県の予算編成期の際

政 売薬配置税の新税計画があったため県売薬同業組合では急

財 遽幹部会を開き配置税の代りとして公納金制度としたもの
行 であるから組合では果して明年からの公納金制度反対に賛
II 成するかどうかは頗る疑問とされてゐる県はまたこの業界

不統一の虚に突き入って配置売薬税を考究するといふか
ら県の明年度予算編成期を前にして業界から注視されてゐ
る

(富山日報「昭和十年八月十九日」)

三三〇 昭和十年九月 売薬公納金制度反対陳情

県売薬同業組合では本年度から県に対して売薬公納金一万
四千円を納付することとなり本年三月の県売薬組合におい
て一人に対して一円五十銭、一万一千人として一万六千五
百円を決議したにも拘らず実際に徴収してゐるものは行商
鑑札一枚に対して一円五十銭を徴収してゐるので、これは
明かに組合決議の無視蹂躪であり重要物産同業組合法に抵
触するものでその徴収は不法不当であるとして二十一日午

後三時から県売薬富山支部では代議委員会を開き左の陳情
書を決議し直ちに県を經由町田商工大臣に陳情することに
した、これによって組合本部は大なる難局に立つものとき
れその責任を問はれるからその成行は重視され富山支部独
立問題と共にその成行を注視されている

陳情書

富山県売薬同業組合当局は売薬公納金に関し組合会の決
議を無視蹂躪せり、這是重要物産同業組合法第十一条及
び同法施行規則第十六条並に富山県売薬同業組合定款第
八十八条同業組合賦課金徴収法第二条に違反し組合員及
び売薬行商人売子に不当の重課を強ゆるものなるを以て
監督官庁として適宜の処置に出でられむことを望む

理由

富山県売薬同業組合の昭和十年年度経費予算議決に際し組
合会は売薬公納金を「行商人一人に付一円五十銭とし
「一万一千人」として「一万六千五百円」の賦課を議決せ
り、然るに組合当局はこの議決を無視蹂躪し組合会の決
議に依らずして勝手に変更し「行商鑑札一枚に付一円五

十銭」として不当に賦課しつつあるが一人にて多きは八枚の行商鑑札を有する者其他一人にて四五枚を有する者等多数あるが故に其延人員は殆んど倍数にも達すべく従て徴収金額は実に莫大に上る現状にしてこの不法不当の重課は業者の堪ふべきところにあらず、然るに重要物産同業組合法第十一条に「同業組合法及同業組合連合会の経費並徴収法は各其の定款の規定に従ひ之を議定し商工大臣の認可を受くべし」とあり同法施行規則第十六条に「組合の業務は組合会の決議により組長之を行ふ」とありまた富山県売薬同業組合定款に「第八十八条組長は組合を統轄し其事務を担当す担任する事務の概目左の如し

一 組合会の決議を繰べき事件につき其議案を発し及その決議を執行すること」

「第一百四条 経費の予算並に徴収法は各その部属の通常組合会の議決をもってこれを定む」とあるをもってこの組合当局の行為は明らかに重要物産同業組合法同施行規則、富山県売薬同業組合定款に違反するものなりしかのみならず組合会にて議決せる富山県売薬同業組合賦課金

徴収法に「第二条 行商人賦課金は売薬営業業者売薬請売営業者の使役する行商人及売子を基本となし各営業業者より新規行商届出又は行商届済証査閲出願の都度徴収するものとす」とあるが事實は営業業者以外の行商人及び売子より徴収しつゝあり、これもまた組合会の決議を無視蹂躪せるものなり、かゝる違法及び不当なる定款背反は法治国に於て断じて許さるべきところに非ずして苦境に喘ぐ組合員及売薬行商人売子の利益を不法不当に蹂躪し、その進展を阻害するも甚し、而して這般各道府県売薬最寄会長会議においては組合当局との間に過剰徴収金処分に関し問題を惹き起したる事実あり監督官庁におかせられては業者の苦衷を掬まれ速かに監督権を発動し適宜の処置に出でられたく茲に及陳情候也

昭和十年九月二十一日

商工大臣 町田忠治閣下

(富山日報「昭和十年九月二十二日」)

三三 昭和十一年三月 売薬行商人人頭税の徴収決

定

富山県売薬同業組合で三十日午後一時五十分から代議員会を開催、荒木組合長開会の挨拶をなし宮川議長開議を宣して議事に入り昭和九年度決算を承認し昭和十一年度予算案を中島重馬外六名の委員付託とし原案三万四千七百三十五円を七百五十円減額修正して可決した。

尚減額の主なるものは監視員費四百円とサントニン組合への補助百五十円の減額と移転費の三百円である。また行商人賦課金である公納金は従来鑑札数によって徴収して居たが明年度からは人頭税として徴収することに決定した。

この人頭税徴収の実現は富山市薬業同志会の懸案であったものでそれが実現するに至った訳である。

〔富山日報〕昭和十一年四月一日

三三 昭和十一年五月 蔵相、売薬印紙税の復活否

定

馬場蔵相は十二年度予算に於て税制整理案の具体化に着手すべく特別議会終了後直にこれが立案の調査準備を開始する方針であるが十三日衆議院予算第三分科委員会の席上民政党の清水留三郎氏の質問に対して税制整理の範圍に關し議會で答弁し得る限りの内容を左の如く明かにした

一 所得税免税点に關する点

免税点引下げ並に削除金額については十分考究したい、殊に農村における所得税に關してはその負担の点に考慮を要する

一 動産不動産間の課税均衡に關する点

今日兩者間の不均衡甚だしいからこれが是正に努力する

一 織物消費税に關する点

今直ちに絹織物消費税を廃止する考へはない、織物消費税全体につき再検討する

一 売薬印紙税復活の可否に關する点

濱口内閣当時廃止した社会政策的理由に基き売薬印紙税を復活する考へはない、但し大衆課税とならざる化粧品に類するが如き売薬については別に研究を要する

一 化粧品課税に関する点

化粧品に適當の方法があれば課税したい

(富山日報)昭和十一年五月十四日)

二三 昭和十二年八月 売薬公納金廃止

県財源の一として昭和九年度から徴収されてゐた売薬行商人税に代る売薬同業組合からの公納金一万四千円は今回の政府の臨時財政補給金交付により十二年度から廃止に決定し来る三十日の臨時県会ではこれによる十二年度更正予算案が審議されるわけである。

(富山日報)昭和十二年八月二十八日)

二五 昭和十三年三月 国民健康保険法公布

法律第六十号

国民健康保険法

第一章 総則

第一条 国民健康保険ハ相扶共済ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分焼又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スヲ目的トスルモノトス

第二条 国民健康保険ハ国民健康保険組合(以下組合ト称ス)之ヲ行フ

第三条 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保険給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効ノ中断、停止其ノ他ノ事項ニ関シテハ民法ノ時効ニ関スル規定ヲ準用ス

組合ガ規約ノ定ムル所ニ依リテ為ス保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ徴収ノ告知ハ民法第五百十三条ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効力ヲ有ス

第四条 国民健康保険ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第五条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ

租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

トス（後略）

第六条 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フル

（官報）

コトヲ得ズ

第七条 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ保険給付ヲ受

三三 昭和十三年十一月 売薬その他定価明記品の

クベキ者ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ戸籍ニ関シ

価格表示

戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証

明ヲ求ムルコトヲ得

商第七二八九号

第八条 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ヲ滞納スル

昭和十三年十一月十九日

富山県経済部長

者アル場合ニ於テ組合ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村

富山県警察部長

税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テハ組合ハ徴収金

額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

市 長 殿
町 村 長 殿

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ

警 察 署 長 殿

処分ニ着手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ

売薬試験場長 殿

組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ処分スルコトヲ得此ノ

売薬同業組合長 殿

場合ニ於テハ町村制第百十一条第一項及第四項ノ規定ヲ

富山県工業試験場長殿

準用ス

富山県染織試験場長殿

第一項ニ規定スル徴収金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ

売薬其ノ他定価明記品ノ価格表示ニ関スル件

他之ニ準ズベキモノノ徴収金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノ

売薬其ノ他定価明記品ヲ定価ニテ販売セザル場合ノ価格表

示ニ関シテハ単ニ価格表ノ店頭掲示又ハビラノ配布ヲ以テ之ヲ為シ居ル者有之ト被認候処商品ニ定価トシテ明記スル価格ヲ抹消セズ其ノ儘トシ現実ニ販売スル価格ノ表示ヲ之ヨリ簡略ナル方法ニテ為スハ消費者ニ誤解ヲ与フルノミナラズ不正ノ競争ノ具ニ供スル虞有之候ニ付至急新定価ニ改メシムル要アルモ暫定的措置トシテ少クトモ旧定価ヲ窺知シ得ザル方法ニテ新販売価格ヲ表示スベキ様關係業者ニ周知徹底セシメラレ度商工省ヨリ申越ノ次第モ有之此段及通牒候也

(原案)

三六 昭和十三年十二月 売薬印紙税復活反対と臨時課税協力の検討

富山県売薬同業組合では、八日午後一時から評議委員会を開催し去る二、三の両日開催された全売特別委員団会議の経過報告を荒木組合長から報告するが、それを終つて

一 職員健康保険法案に関する件

一 売薬課税に関する件

等について対策協議する、大体において職保案については全売と歩調を合せて善処することになり、また売薬課税については、印紙税復活なら絶対反対を表明し、臨時課税の形式を執られるならば、国策に副ふ意味で協力することにして運動方針を決定し、更に近く組合会を開いて対策を進めることになるものとみられる。

(富山日報「昭和十三年十二月八日」)

三七 昭和十五年四月 薬品切符制実施

去る十六、十七両日厚生省で開かれた全国衛生課長会議に出席中であつた平山本県衛生課長は十九日朝帰庁して左の如く語つた

会議の題目は五月一日から実施の貴重薬品原料の切符制、五月一日から十日間実施される国民健康運動、乳幼児の体位向上、体力管理の実施方法等々であるが先づ本県売薬に關係深い薬品原料の切符制はアスピリン、ニチル炭

酸キニーネ、塩酸キニーネ、サントニン、次硝酸蒼鉛、

昇汞及び消毒用昇汞、白色ワセリン及び黄色ワセリン、
バルビタール、磷酸コデインの九種品目に適用されるも

ので輸入品国内生産のもの全部が全国配給統制組合に一
旦納まり各府県薬品商業組合を通じて一般に切符制で販
売されるわけである、切符は医師会、歯科医師会、獣医
師会、薬剤師会等から発行される予定である、これが実
施の既は原料薬品の偏在防止は勿論闇取引の根絶も期せ
られることになる訳で頗る結構だと考へてゐる

〔富山日報〕昭和十五年四月二十日

三六 昭和十五年七月 売薬の停止価格と丸停表示

の陳情

陳 情 書

昭和十四年六月二十四日発令商工農林省第一号暴利行為等

取締規則中改正令第二条第二項の規定に依る様式の一価格
停止品又は丸停の表示の件に関し本県配置売薬の実情御洞

察被下

一 七月八日以前に配置なしある売薬に対しては次回廻商
迄一ヶ年

但し廻商の際得意家留守の為入替を為し得ざる者、行商
者出征等の為行商を為さざるものに対しては実際入替を
為す次回廻商迄

二 七月八日以前より既に行商を為しつゝある者に対して
は本年十二月末日迄

御猶予を賜り度謹而閣下の御高配を伏して御懇願奉り度
左に理由を具し及陳情候也

理 由

本県売薬は三百年伝統の配置を主とし行商人延一万余配置
薬貼数実に五億万個の尨大なるものにして短日時に於ける
丸停の標は實際問題として至難の实情に候然して本県売薬
の商習慣は年に一回乃至二回時期を定め廻商をなす組織に
て次回廻商迄には人的欠乏に悩む本県売薬営業者は如何な
る犠牲を以つてしても完全に丸停を明示し因策に協力致す
覚悟に候尚既に廻商しつゝある行商人に対しては総ゆる方

法により周知せしめる様手数を生じつゝある実情に候何卒
如上の事実御賢察被下配置売薬の特殊性に対し之が明示の
猶予方奉懇願候

昭和十五年七月八日

富山県売薬同業組合

組長 荒木 甚助

富山県知事 矢野 兼三殿

(富山県売薬同業組合沿革史)

三九 昭和十五年八月 県売薬界、物価停止令協力

申し合せ

富山県売薬界も自由主義経済の旧殻を脱し新時代の要求に
眼ざめた売薬界の革新体制確立を期することになった、即
ち五日午前九時から県売薬法人協会、同午後一時から組合
全体会議、同午後四時から富山市売薬法人協会、六日午前
十時から県売薬最寄会長会議を夫々開催して低物価政策に
協力するため九・一八物価停止令を厳守する中合せを行っ
たほか

売薬業者は始祖正甫公の売薬精神を体し聖業の主旨に則
り然も現下時局重大の折柄各自の生活意識を革新し新し
き国民道徳に基く新生活への転換等新体制を期すること
の決意を闡明し、従来の大、中、小営業会社ならびに個人
営業者の大合同をはかり国策に順応した売薬業体の新体制
の確立を期すべく右売薬業団体を網羅した、左の大合同研
究委員を決定し、研究を遂げることになった

◇県売薬同業組合 荒木組長、宮崎、富川正副組長、藤川
議長、金尾、安達、中島、石黒、内田(幸)、西田各評
議員、田辺、田知花、塩井、内田(佐)、堀田、斎藤、
曾我各代議員

◇県売薬法人協会 中加積仁濟堂、厚生師天堂、丸三興業、
日本製薬、高岡薬剤、富国薬業、高月保壽堂、水橋保壽
堂

◇県売薬最寄会 吉本会長、広瀬、金岡(忠)両副会長、
岡田、北川、畑(彦)

なほ右委員会は八日午前九時から第一回会合を開き研究を
進める

〔北日本新聞〕昭和十五年八月七日

二六〇 昭和十五年八月 生産・配給・懸場の統制

年産三千万円に上る本県売菓業の再組織は地方経済界として重大問題であり至大の関心をもってその成果を注目されてゐるが、これが成案を得るため業界では委員をあげて種々考究してゐるが、売菓再組織の目標はあくまで生産配給の一元的統制の遂行にあり、この際暫定的中間的対策を排し完全なる新体制への移行を期待されてゐる。

すなわちその方策としては一県一有限会社の建前をもってこれに製菓、配置の事業一切を帰属せしめるのであるがこの間多少困難が横たはるとみられるのは既製手持品の処理ならびに懸場の整理統合であるが、これは業者の熱意をもつてすれば大方合理的解決の方途があるといはれる。

しかし新設会社の所要資本は懸場帳の整理統合に際し従来の如くこれが個人所有を認めるか否かによつてさまざなわけで、個人所有を認めず懸場帳の一切を会社が買収すること

となれば五千万円以上の資本を要するものとみられる。

〔北日本新聞〕昭和十五年八月二十四日

二六一 昭和十五年十一月 売菓配置箱の規格と価格

◎富山県告示第八百七十一号

価格等統制令施行規則第三条ノ規定ニ依リ売菓配置箱ノ販売価格十月十八日左ノ通指示セリ

昭和十五年十一月七日

富山県知事 矢野 兼三

一 申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地氏名又ハ名称

富山市南新町八八番地 林 清蔵

二 物ノ名称、品種及指示價格

品 種	規 格	単 位	販 売 價 格
売菓配置箱	大 椀杉四分板 実ボール紙	縦外法九寸 横同七寸一分 深同四寸五分	一個 四、五五
同	中 同同	縦同八寸 横同六寸一分 深同三寸九分	同 四、四四

- 同 小 同同 縦同七寸一分 横同五寸一分 深同三寸一分 同 三五
 - 同 別中 同同 縦同八寸五分 横同六寸五分 深同三寸九分 同 四五
 - 同 別小 同同 縦同七寸 横同五寸六分 深同三寸二分 同 三六
- 三 実施ノ日
昭和十五年十月十八日
- 四 指示ニ付シタル制限又ハ条件
- 1 本申請品ノ販売先ハ県内一円トス
 - 2 本価格ハ売主店先渡トス
 - 3 買主ニ於テ配置薬数値表其ノ他ノ広告用紙添付ヲ申出タルトキハ本価格ニ其ノ実費ヲ加算スルコトヲ得
 - 4 物価調整上必要アルトキハ本価格ノ変更ヲ命ズルコトアルベシ

(県報)

三三 昭和十五年十二月 学童用サントニン錠・ピサチン錠の販売価格

◎富山県告示第六十六号

価格等統制令第三条第一項ニ依ル学童用サントニン錠及びサチン錠ノ販売価格左ノ通認可セリ仍テ当該組合ノ地区内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザルモノニ就テモ本価格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月二十六日

富山県知事 矢野兼三

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名称及地区
名 称 地 区
富山県薬品卸商業組合 富山県一同
- 二 構成員タル資格
地区内ニ於テ店舗ヲ有シ薬品卸売業ヲ営ム者
- 三 価格等統制令第二条第二項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ実施の日
- 1 額

品 名	単 位	販売価格	ビスチン錠
学童用サントニン錠	一〇〇〇錠	七円、五〇	一〇〇〇錠ニ付
学童用ビスチン錠	同	、五六	ビスチン
一 本表価格ハ売主ノ店先渡価格トシ包装費ヲ含ムモノ			乳 糖
			タルク
			アラビヤ
			計
			七、五瓦
			一、五瓦
			七五瓦

- 二 サントニン錠ヲ五〇〇錠入容器付ニテ販売ヲナスト
キハ本表価格五〇〇余分ニ二十銭ヲ加算スルコトヲ得
- 三 ビサチン錠ヲ二五〇錠入容器付ニテ販売ヲナストキ
ハ本表価格二五〇錠分二十五銭ヲ加算スルコトヲ得
- 四 サントニン錠及ビスチン錠ノ製剤分析表ハ左ノ通ト
ス

製剤分析表

サントニン錠	一〇〇〇錠ニ付
サントニン	一〇瓦
乳 糖	一二〇瓦
タルク	一五瓦
アラビヤ	五瓦
計	一五〇瓦

2 実施の日
昭和十五年十二月二十三日

四 認可ニ付シタル条件
一 其ノ組合及組合員ノ営業所又ハ事務所ノ看易キ場所
ニ価格等統制令施行規則第七条ニ掲ゲル事項ヲ掲記ス
ベシ

二 本認可製薬品ニハ学童用ナル文字ヲ冠スルコト
三 本認可条件ニ違反シ又ハ不都合ノ所為アリタルトキ
其ノ他物価調整上必要アリト認ムルトキハ本認可ヲ取
消スコトアルベシ

(県報)

二三 昭和十六年五月 医薬品及び衛生材料生産配
給統制規則による指定者

◎富山県告示第五百八号

医薬品及衛生材料生産配給統制規則第十一条ノ規定ニ依リ
左ノ者ヲ指定ス

昭和十六年五月二十七日

富山県知事 町村金五

富山県薬品統制株式会社

富山県衛生材料卸商業組合

(県報)

定ス

昭和十六年六月二十四日

富山県知事 町村金五

日本獣医薬株式会社

富山県売薬工業組合

(県報)

二五 昭和十六年七月 医薬品及び衛生材料生産配

給統制規則による生薬仲買人の指定者

◎富山県告示第六百十七号

医薬品及衛生材料生産配給統制規則第七条ノ規定ニ依リ指
定生薬仲買人左ノ通指定ス

昭和十六年七月一日

富山県知事 町村金五

金岡又左衛門 中田彌三郎

金子伊平 松井伊兵衛

笹山順蔵 山本榮太郎

◎富山県告示第六百三号

医薬品及衛生材料生産配給統制規則第十三条ノ規定ニ依リ
第三種医薬品衛生材料ニ付卸売機関ヨリノ譲渡先左ノ通指

島伊兵衛 和 田 和 男 二 構成員タル資格

高桑直助 太陽薬品株式会社 地区内ニ於ケル売薬営業者

棚田喜作 富山県薬品統制株式会社 三 価格等統制令第二条第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ

津島小八郎 中新薬業株式会社 額及其ノ実施ノ日

中田清兵衛 株式会社丸小厚順堂 1 額

(県報)

売薬方名 銘 柄 単位 小売最高販売価格

カゼネットンブク 解熱剤 一貼 円、二〇

人參サフラン入正産湯 浸煎剤 同 、三五

備考

三六 昭和十六年九月 売薬協定販売価格

一 本表価格ハ包装費ヲ含ムモノトス

◎富山県告示第七百九十九号

二 本表卸売価格ハ売主ノ店先渡価格トス

価格等統制令第三条第一項ノ規定ニ依ル売薬ノ販売価格左

三 本表小売価格ハ店頭販売ノモノニ在リテハ売主ノ

ノ通り認可セリ仍テ当該組合ノ地区内ニ於テ組合員タル資

店先渡価格トシ配置販売ノ場合ニ於テハ消費者ノ

格ヲ有スル者ニシテ当該組合ノ組合員ニ非ザル者ニ付テモ

住所渡価格トス

本価格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

四 本表ニ掲グル売薬ニシテ売薬法第二条第一項ノ規

昭和十六年九月十三日 富山県知事 町村金五

定ニ依ル変更ノ免許ヲ受ケタルトキハ当該価格ハ

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名称及地区

之ヲ無効トス

名称 富山県売薬同業組合

2 実施ノ日

地区 富山県一円

昭和十六年九月九日

四 認可ニ付シタル条件

(イ) 其ノ組合及組合員ノ営業所又ハ事務所ノ看易キ場

所ニ価格等統制令施行規則第七条ニ掲グル事項ヲ

掲記スルノ外行商人ニ携帯セシムベシ

(ロ) 本認可条件ニ違背シ又ハ不都合ノ所為アリタルト

キ其他物価調整上必要アリト認ムルトキハ本認可

ヲ取消スコトアルベシ

(ハ) 本表価格ハ昭和十六年九月九日以後ニ於テ製造シ

タルモノニ付之ヲ適用ス

(県報)

三七 昭和十六年十一月 価格統制による医療品

理化学器類の販売価格

◎富山県告示第九百四十五号

価格等統制令第三条第一項ノ規定ニ依ル医療用品及理化学器類ノ販売価格左ノ通認可セリ仍テ当該組合ノ地区内ニ於

テ組合員タル資格ヲ有スルモノニシテ其ノ組合員ニ非ザル者ニ就テモ本価格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十一月五日

富山県知事 町 村 金 五

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名称及地区

名 称 富山県医療用品卸商組合

富山県薬業組合連合会

地 区 富山県一円

二 構成員タル資格

地区内ニ於テ医療用品及理化学器類ノ卸売、小売ヲ業ト

スル者

三 価格等統制令第二条第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ

額及其ノ実施ノ日

1 額

品 名	銘	柄	単位	卸売協 定価格	単位	小売協 定価格
注射用吸子	白中天	一 cc	一打	四三二	一本	四三二
同	同	二 cc	同	五四〇	同	五四〇
同	同	三 cc	同	六四八	同	六四八
同	同	五 cc	同	八五六	同	八五六

シム漏斗	四〇糶	同	七、五〇〇	同	同	八瓦入	同	六、〇〇〇	同	一、八〇〇	同
同	三〇糶	同	五、三〇〇	同	同	一〇瓦入	同	六、二〇〇	同	一、三〇〇	同
秤量管	一寸	同	五、五〇〇	同	同	二〇瓦入	同	八、六〇〇	同	一、九〇〇	同
同	一寸五分	同	一、〇〇〇	同	同						
秤量瓶	五〇瓦	同	一、〇〇〇	同	同						
同	一〇〇瓦	同	一、三〇〇	同	同						
試験管硬質	大	同	五、二六〇	同	同						
同	中	同	四、五〇〇	同	同						
同	小	同	四、二〇〇	同	同						
同	一二耗	同	三、〇〇〇	同	同						
同	一四耗	同	三、六〇〇	同	同						
同	二四耗	同	一、八、〇〇〇	同	同						
同	三〇耗	同	一〇、〇〇〇	同	同						
点眼鏡											
医家川点眼鏡透	五瓦入	百個	五、五〇〇	百個	一〇、四〇〇	御売ハゴムポール箱ヲ除ク					
同	八瓦入	同	五、五〇〇	同	一〇、五〇〇	小売ハゴム帽ポール筒付					
同	一〇瓦入	同	五、八〇〇	同	一、一、八〇〇	同					
同	二〇瓦入	同	七、八〇〇	同	一、一、八〇〇	同					
医家用点眼鏡着色生地	五瓦入	同	六、〇〇〇	同	二、一、八〇〇	御売ハゴムポール箱ヲ除ク小売ハゴム帽ポール筒付					
膏藥壺(但シ金蓋及ポール函ヲ除ク)											
茶色生地	五瓦入	百個	二、五〇〇	百個	四、七〇〇						
同	一〇瓦入	同	六、八〇〇	同	五、七〇〇						
同	一五瓦入	同	六、六〇〇	同	六、四〇〇						
同	三〇瓦入	同	五、五〇〇	同	一、一、〇〇〇						
同	五〇瓦入	同	九、七〇〇	同	一、四、〇〇〇						
同	一〇〇瓦入	同	一三、二〇〇	同	一、八、二〇〇						
イルリガートル(金屬輪及塗蓋付)											
一	〇	瓦一個	八、〇〇〇	一個	一、一、〇〇〇						
二	〇	〇	一、三〇〇	同	一、八〇〇						
三	〇	〇	二、八〇〇	同	三、四〇〇						
四	〇	〇	三、八〇〇	同	五、三〇〇						
五	〇	〇	七、七〇〇	同	一〇、七〇〇						

備考

本表価格ハ売方ノ店先渡価格トス

2 実施ノ日

昭和十六年十月三十日

四 認可ニ付シタル条件

イ 其ノ組合及組合員ノ営業所又ハ事務所ノ看易キ場所

II 行 財 政

ニ価格等統制令施行規則第七条ニ掲グル事項ヲ掲記ス
ベシ

ロ 本認可条件ニ違背シ又ハ不都合ノ所為アリタルトキ
其ノ他物価調整上必要アリト認ムルトキハ本認可ヲ取

消スコトアルベシ

(具報)

二六 昭和十七年一月 医薬品の価格統制

◎富山県告示第二十一号

昭和十六年^元月富山県告示第四百三十四号(医薬品の最高販売価格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年一月十日

富山県知事 町 村 金 五

一 昇汞錠及消毒用昇汞ノ項ヲ左ノ如ク改ム

品 名	容 器 単 位	卸売業者 販売価格	小売業者 販売価格
昇 汞 錠	五〇〇錠	七、六	九、四
同	一〇〇錠	一、六	三、九
同	五〇錠	、三	一、四
消毒用昇汞	五〇〇瓦	七、元	八、三

同 同 二五〇瓦 三、八
同 同 二五瓦 一、四
同 同 三

昭和十六年^十月富山県告示第八百八十号(医薬品ノ最高販売価格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年一月十日

富山県知事 町 村 金 五

一 洋薬の表中溶性サッカリンノ項ヲ左ノ如ク改ム

品 名	容 器 単 位	卸売業者 販売価格	小売業者 販売価格
溶性サッカリン 糖	五〇〇瓦	二、三	一、四
同	二五〇瓦	六、四	七、三
同	二五瓦	、三	、九

(具報)

二六 昭和十七年一月 工業薬品の価格統制

◎富山県告示第五十六号

価格等統制令第七条ノ規定ニ依リ工業薬品の小分最高販売価格左ノ通指定ス

昭和十七年一月二十三日

富山県知事 町村 金五

庁府県長官殿

品名 規格 単位
小分業者 其ノ他ノ業
 最高販売 者ノ最高販
 価格 売価格

純良酢酸	含有率九六%	五〇〇瓦	、天	、壺
工業用酢酸	含有率四八%	同	、三	、壺
酢酸曹達	含有率九五%以上	同	、天	、壺
工業用グリセリン	一 号 品	同	、一、三	、一、三
クローム	含有率九九%以上	同	、壺	、壺
明礬	一 号 品	同	、天	、三
連酸曹達	同	同	、天	、三
蔘 酸	同	同	、天	、天

(県報)

三〇 昭和十七年二月 厚生省、売薬営業整備要綱

の通達

厚生省発衛第二十号

昭和十七年二月十八日

厚生 次官

売薬営業ノ整備ニ関スル件

現下ノ事態ニ鑑ミ速ニ薬業整備ノ措置ヲ講ズルノ要有之、之ガ方針ニ付別紙ノ通決定相成候処今般売薬営業ニ付、左記要綱ニ依リ其ノ整備ヲ図ルコト相成候ニ付テハ別記事項留意ノ上、之ガ目的達成ニ付万遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命通牒候也

売薬営業整備要綱

茲ニ決定シタル薬業整備ニ関スル方針ニ基キ売薬営業ニ付之ヲ具現スル為、概ネ左ニ依リ之ガ整備統合ヲ行ヒ速ニ其ノ整備ヲ図ラントス

第一 生産部門

1 薬局売薬以外ノ売薬

1 整理統合ノ方法

a 整理統合ノ措置ハ各道府県ニ於テ売薬工業組合ヲ指導シテ行ハシムルコト、但シ必要ニ応ジ全国的視野ニ於テ之ガ整理統合ノ統制ヲ行フコト

b 売薬生産企業ハ原則トシテ一道府県一企業体ニ

統合スルモノトスルコト、但シ特ニ必要アリト認
ムルトキハ数企業体トナスコトヲ得ルコト

c 整理統合ハ生産性優秀工場ヲ中心トシテ施設技
術等ヲ重点的ニ使用シ最高度ノ生産効率ヲ發揮ス
ル様留意スルコト

d 新企業体ハナルベク有限会社、株式会社等会社
形態トスルコト

2 新企業体ノ設立及運営

a 新企業体ノ理事者ハ人格識見共ニ卓越シ新経済
体制下ニ於ケル企業ノ担ヒ手タルニ適シタル者ヲ
選ブ様留意スルコト

b 新企業体ノ資本金ハ徒ラニ増嵩ヲ来サザル様留
意スルコト

c 新企業体ノ設立ニ当リテハ従来売薬生産ノ実績
アルモノハ原則トシテ参加ノ資格アルモノトスル
コト、但シ休止生産者等ハ之ヲ除外スルコトヲ得
ルモノトシ、尚参加ノ資格アルモノト雖モ補償金
ノ給与等ニ依リ不参加トナスコトヲ得ルコト

d 株式ノ割当ハ従来ノ生産額実績等ヲ参考トシテ
之ヲ定ムルコト

e 整理統合後ニ於ケル生産施設ハ既往ニ於ケル施
設中質的量的ニ最モ能率高キ優秀工場ノ中少数ノ
特定工場ヲ選ビ他ハ之ヲ休止又ハ廃止スルコト

3 処方整理

a 企業体ノ整理統合ニ伴ヒ処方ニ付テハ同種ノモ
ノハナルベク之ヲ一種又ハ数種ニ整理スル等速カ
ニ之ガ整理統合ヲ行フコト

b 再許可ノ場合ニ当リテハ整理統合ヲ了シタル企
業体ノ申請ニ係ルモノ以外ハ原則トシテ許可ヲ与
ヘザルモノトスルコト

c 薬局売薬

別途措置ヲ為スベキコト
輸移入売薬ニ対スル取扱

輸移入売薬ノ処方整理ニ関シテモCニ準ジ
取扱フモノトスルコト

第二 販売部門

1 配置売薬

(1) 配置売薬ノ決定

配置売薬タルベキモノハ厚生大臣之ヲ決定スルモノトスルコト

(2) 配給統制機関ノ設立

配置売薬ノ配給ヲ統制スル為左ニ依リ道府県ヲ区域トスル商業組合又ハ会社ヲ設立スルコト、之ヲ設立スベキ道府県ハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

a 統制機関ハ業務執行ニ付テハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受クルモノトスルコト

b 統制機関ノ組合員又ハ株主ハ所謂懸場帳主トスルコト

(3) 統制機関ノ購入及販売方法

a 統制機関ハ厚生大臣ノ決定セル配置売薬ヲ共同購入シ之ヲ共同販売スルコト

b 行商者及売子ハ凡テ統制機関ノ売子トスルコト

c 各統制機関ハ毎年協議会ヲ開キ配置区域ヲ協議決定シ同一地方又ハ同一世帯へ同種売薬ノ配置ヲ

為サザル様ニスルコト

d 統制機関ハ四半期毎ニ配給スル売薬ニ付左ノ配

給計画ヲ樹立シ厚生大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ実施スルコト

配給計画

a 内地向（府県別トスルコト）

b 輸出向

c 移出向

d (2)ニ依リ指定シタル道府県以外ノ道府県ニ於テハ必要ニ応ジ中シ合セノ統制団体ヲ組織セシムルコトアルベキコト

2 本舗売薬 本舗売薬ハ之ヲ左ノ二種ニ分ツモノトスルコト

甲種本舗売薬 厚生大臣決定スルモノトス

乙種本舗売薬 右以外ノ売薬トス

a 甲種本舗売薬ノ配給系統ハ「生産者——売薬配給統制会社——道府県医薬品卸売機関——小売業者——需要者」トスルコト

b 乙種本舖売薬ノ配給系統ハ「生産者——道府県

医薬品卸売機関——小売業者——需要者」トスル

コト

c 乙種本舖売薬ノ生産者特別ノ事情ニ依リ地方長

官ノ承認ヲ得タルトキハ差シ当リ当分ノ間之ヲ自

己ノ営業所ニ於テ小売スルコトヲ得ルコト

3 売薬配給統制会社

a 甲種本舖売薬ノ配給統制機関トシテ左ニ依リ売

薬配給統制会社を設立スルコト

b 統制会社ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受クルモノト

スルコト

c 統制会社の株主ハ売薬元卸業ノ実績アルモノト

スルコト

d 統制会社ノ販売方法

統制会社ハ甲種本舖売薬ヲ其ノ生産者ヨリ引取

リ四半期毎ニ左ノ配給計画ヲ樹立シ厚生大臣ノ承

認ヲ受ケ之ヲ実施スルコト

配 給 計 画

a 道府県卸商業組合向

b 輸出向

c 移出向

d 特殊向

4 道府県医薬品卸商業組合ノ購入及販売方法

a 卸商業組合ハ四半期毎ニ四半期開始一月前迄ニ

売薬配給統制会社ニ一四半期間ノ売薬ノ注文ヲ為

スコト

b 卸商業組合ハ甲種本舖売薬ニ付テハ売薬配給統

制会社ヨリ、乙種本舖売薬ニ付テハ当該道府県ノ

生産者ヨリ夫レ夫レ売薬ヲ引取り之ヲ当該道府県

内ノ小売商業組合ノ注文ニ基キ組合ニ対シ割当配

給スルコト

卸商業組合ハ四半期毎ニ一四半期間ノ小売商業組

合別配給数量ヲ地方長官ニ報告スルコト

5 小売商業組合ノ組織並ニ購入及販売方法

a 売薬請売業者ハ其ノ営業所所在地地域ノ小売商

業組合ニ加入セシムルモノトスルコト

- b 小売商業組合ニ売薬部ヲ設置スルコト
- c 小売商業組合ハ組合員ノ注文ヲ取纏メ之ニ基キ卸商業組合ニ注文ノ上共同購入シ組合員ニ割当テ
ルコト

6 薬局売薬

薬局売薬ハ一応乙種本舖売薬中生産者ガ地方長官ノ承認ヲ得テ小売ヲ行フ場合ト同様ニ取扱フモノトスル
コト

第三 転廃業ニ関スル処置

- 1 転廃企業ニ従事シ居リタル者ハナルベク新企業体ニ引継グコト
- 2 其ノ他ノ事項ニ関シテハ国民職業指導所、国民更生金庫等ト連絡ヲ密ニシ遺憾ナキヲ期スベキモ転廃業ニ伴フ処置ハ成ルベク同業者間ニ於テ協力一致共助金ノ提供等ニ付善処スルコト

(『日本薬劑師会史』)

三三 昭和十七年三月 方名、銘柄、小売最高販売
価格の統制

◎富山県告示第二百十八号

価格等統制令第三条第一項ノ規定ニ依ル売薬ノ販売価格左ノ通認可セリ仍テ当該組合ノ地区内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノニシテ当該組合員ノ組合員ニ非ザル者ニ就テモ本価格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年三月二十三日

富山県知事 町村 金五

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名称及地区
名称 富山県売薬同業組合
地区 富山県一円
 - 二 構成員タル資格
地区内ニ於ケル売薬営業者
 - 三 価格等統制令第二条第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ実施ノ日
- 1 額

II 行 財 政

完薬方名	同上製造者	銘柄	規 格	単 位	御売最高 販売価格	単 位	小売最高 販売価格
カゼ トン プク	株式会社廣賀堂	解熱剤	散アミノピリン剤二包	千貼	四、五〇	一貼	三〇
カゼ ネツ 真 治	同上	同	散アミノピリン剤二包	同	六、三〇	同	二〇
風邪特効 トヤマピリン丸	同上	同	丸 十粒二包	同	六、三〇	同	二〇
清 涼 散 引 風 薬	同上	同	散アセトアニリド剤二包	同	一八、四〇	同	一〇
引風の妙薬 アンチピリン散	同上	同	散アセトアニリド剤二包	同	一六、三〇	同	一〇
セ キ ド メ 新 薬	同上	鎮咳剤	錠 二十粒	同	六、五〇	同	三〇
トヤマ人参五臓丸	同上	強壯剤	三三八瓦五五	同	七、五〇	同	一〇
人 参 鐵 飴	同上	同	九十匁	同	六、〇〇	同	一〇
虫 下 シ セ メ ン	同上	駆虫剤	散サントニン下剤入	同	五、五〇	同	二〇
虫 下 シ セ メ ン	同上	同	散サントニン下剤入	同	五、二〇	同	二〇
セ メ ン	同上	同	散サントニン剤	同	四、七〇	同	二〇
セ メ ン	同上	同	散サントニン剤	同	四、五〇	同	二〇
退 虫 丸	同上	同	丸サントニン入	同	四、五〇	同	二〇
薬 土 健 婦 湯	同上	浸煎剤	四匁	同	三、五〇	同	二〇
人 参 寶 母 散	同上	同	三匁	同	三、〇〇	同	二〇
六 神 丸	同上	同	四粒	同	三、〇〇	同	二〇
六 神 丸	同上	同	八粒	同	二、五〇	同	二〇
六 神 丸	同上	同	十七粒	同	三三、〇〇	同	一〇〇
六 神 丸	同上	同	百十粒	同	二〇九、〇〇	同	五〇〇
萬 病 感 應 丸	同上	同	一粒	同	二〇、七〇	同	三、五〇
金 匱 救 命 丸	同上	同	十二粒	同	三三、三〇	同	二〇
一 角 丸	同上	同	二十粒	同	六、三〇	同	一五

奇	ト	ト	錠	ボ	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	ト	ト	高	消	ア	特	ピ	カ	人	か	マ	風
應	マ	マ	胃腸	胃腸	ラ	寶	寶	寶	ス	ピ	ス	ス	ス	ス	ス	マ	度	痲	ド	製	ラ	ロ	サ	ね	ル	邪
丸	胃腸	胃腸	散	散	丹	丹	丹	丹	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	湯	湯	散	散
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
																							株式会社師天堂			
同	胃腸	胃腸	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散
丸	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散	散
二十粒	二十粒	二十粒	百二十五	三七五粒	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入	三粒入
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五	一〇、五

II 行 財 政

品名	売薬方名	同上製造者	銘柄	規格	単位	御売最高 販売価格	単位	御売最高 販売価格
風邪即効散	同上	株式会社鍾天堂	解熱剤	散アセトアニリド剤二包	千貼	一七、六〇	一貼	一、〇〇
祛痰せきどめ錠	同上	同上	鎮咳剤	錠	同	一六、八〇	同	一、〇〇
せきどめ新薬	同上	同上	同	散	同	一六、三〇	同	一、〇〇
ねつさましフェニン	同上	同上	解熱剤	錠	同	一六、二〇	同	一、〇〇
高度ネツトル発汗散	同上	同上	同	散	同	一六、一〇	同	一、〇〇
六神丸	同上	同上	香物	散	同	一五、七〇	同	一、〇〇
六神丸	同上	同上	同	散	同	一五、二〇	同	一、〇〇
萬病感應丸	同上	同上	同	散	同	一五、〇〇	同	一、〇〇
金匱救命丸	同上	同上	同	散	同	一四、八〇	同	一、〇〇
牛黄一角丸	同上	同上	同	散	同	一四、七〇	同	一、〇〇
母の薬	同上	同上	浸煎剤	真綿包	同	一四、五〇	同	一、〇〇
サフラン湯	同上	同上	同	散	同	一四、三〇	同	一、〇〇
寶母散	同上	同上	同	散	同	一四、二〇	同	一、〇〇
正産湯	同上	同上	同	散	同	一四、一〇	同	一、〇〇
人參實母散	同上	同上	同	散	同	一四、〇〇	同	一、〇〇
健胃強壯マルシ胃腸薬	同上	同上	胃腸剤	散	同	一三、九〇	同	一、〇〇
神薬	同上	同上	同	散	同	一三、八〇	同	一、〇〇
マルシメンタ薬	同上	同上	軟膏剤	散	同	一三、七〇	同	一、〇〇
消化ト毒消マルシ小粒仁本	同上	同上	清涼剤	散	同	一三、六〇	同	一、〇〇
丁子圓	同上	同上	強壯剤	散	同	一三、五〇	同	一、〇〇
セメソエン	同上	同上	駆虫剤	散	同	一三、四〇	同	一、〇〇

II 行 財 政

充薬方名		同上製造者	銘柄	規格	単位	卸売最高 販売価格	単位	小売最高 販売価格
金	匱 救 命 丸	株式会社茶木谷唐賞堂	香物	十二粒	千貼	一六、三〇	一貼	一、〇〇
金	匱 救 命 丸	同	同	三十五粒	同	三九、〇〇	同	一、〇〇
金	匱 救 命 丸	同	同	五十五粒	同	六三、〇〇	同	一、〇〇
實	母 命 散	同	浸煎散	三匁	同	四、三〇	同	一、〇〇
蘇	命 散	同	同	二匁五分	同	四、三〇	同	一、〇〇
か	ぜとせき小児薬	同	解熱剤	散	同	四、三〇	同	一、〇〇
メ	ン タ リ ー ム	同	軟膏散	二匁八分	同	八、三〇	同	一、〇〇
茶	本 谷 ケ ロ チ ン	同	解熱剤	散 アスピリン剤 三包	同	一六、三〇	同	一、〇〇
発	汗解熱茶木谷ユーコー	同	同	散 アミノピリン剤 二包	同	一六、三〇	同	一、〇〇
か	ぜの薬 トンプク	同	同	散 オイヒニン剤 一包	同	三、三〇	同	一、〇〇
喘	息百日咳新剤 フステン	同	鎮咳剤	錠 十二粒入	同	六、一〇	同	一、〇〇
セ	メ ン	同	驅虫剤	散 サントニン剤 一包	同	一六、三〇	同	一、〇〇
常	備 神	同	神 薬	散 サントニン剤 一包	同	一六、三〇	同	一、〇〇
救	急 神	同	神 薬	散 サントニン剤 一包	同	一六、三〇	同	一、〇〇
茶	木 谷 胃 腸 薬	同	胃腸剤	散	同	三九、〇〇	同	一、〇〇
淺	修 六 神 丸	同	香物	丸 八粒	同	四、三〇	同	一、〇〇
淺	修 六 神 丸	同	同	丸 十七粒	同	三六、三〇	同	一、〇〇
茶	木 谷 肝 涼 丸	同	同	丸 十五粒	同	三三、〇〇	同	一、〇〇
奇	應 丸	同	同	丸 六十粒	同	二二、〇〇	同	一、〇〇
小	粒 寶 丹 丸	同	清涼剤	丸 二百五十粒	同	四、三〇	同	一、〇〇
清	涼 ス タ	同	同	同	同	三、三〇	同	一、〇〇
高	級 セ メ ン 丸	同	驅虫剤	散 サントニン剤 下剤入	同	四、〇〇	同	一、〇〇
赤	玉 入 セ メ ン 丸	同	同	散 剤中丸剤入	同	四、〇〇	同	一、〇〇

茶木谷胃腸錠	同	胃腸劑	錠	二百十粒入	同	三六、三〇	同	、〇
茶木谷日藥	同	点眼劑	自動点眼器		同	五〇、八	同	、〇
茶木谷五臟圓	同	強壯劑	錠	九十匁	同	四〇、八	同	、〇
醇母劑滋養素	同	胃腸劑	錠	三百十五粒	同	四三、〇	同	、〇
健胃快通丸	同	同	丸	四十粒二包	同	二六、〇	同	、〇
黒丸	同	同	丸	二包	同	四、〇	同	、〇
はら薬如神丸	同	同	丸	二十粒	同	一六、〇	同	、〇
神薬	配薬株式会社	神薬		五匁	同	六、三	同	、三
メンソリーム	同	軟膏劑		三匁	同	八、六	同	、三
靈感六神丸	同	香物	丸	八粒	同	一五、六	同	、〇
つけてすぐきく あんま水	同	塗布劑	水	四匁	同	二四、三	同	、〇
高級セメン圓	同	驅虫劑	散	散サントニン劑下劑入	同	三、〇	同	、〇
目薬レーカン水	同	点眼劑	水	自動点眼器	同	五、五	同	、〇
高等胃腸薬	同	胃腸劑	散	二十匁	同	二九、三	同	、三
國光救命丸	同	香物	丸	十二粒	同	一一、三	同	、〇
國光救命丸	同	同	丸	三十五粒	同	三三、三	同	、〇
頭痛即除ミグリン	同	解熱劑	散	散ミグレン劑一包	同	一六、〇	同	、〇
ヒフトール	同	軟膏劑	メンタム劑一〇・五匁		同	八、〇	同	、〇
鎮咳祛痰劑セキメツ	同	鎮咳劑	散	二包	同	三、六	同	、〇
最新カゼ薬トンプク	同	解熱劑	散	散アミノピリン劑二包	同	三、六	同	、〇
小粒はら薬	同	胃腸劑	丸	八十粒一包	同	一五、〇	同	、〇
如神丸はら薬	同	同	丸	三十五粒一包	同	一六、五	同	、〇
如神丸はら薬	同	同	丸	八粒一包	同	三、〇	同	、〇
日本神薬	日ノ本売薬株式会社	神薬		五匁	同	六、三	同	、三

II 行 財 政

売薬方名	同上製造者	銘柄	規格	単位	卸売最高 販売価格	単位	小売最高 販売価格
頭痛歯痛ノシチン	口ノ本売薬株式会社	解熱剤	散アスピリン剤 二包	千貼	一六、六	一貼	一、三〇
セーイフタム	同上	軟膏剤	メントム剤 三匁	同	八、六	同	一、三〇
懷中嬰藥小粒仁光	同上	清涼剤	丸 二百四十粒	同	六、六	同	一、三〇
日本胃腸藥	同上	胃腸剤	散 二十匁	同	三〇、六	同	一、三〇
命ノ園	同上	浸煎剤	真綿包 三匁二分	同	二二、六	同	一、三〇
日本點眼水	同上	点眼剤	水 十瓦瓶入	同	五、六	同	一、三〇
犀角散 風引一切の妙藥	同上	解熱剤	散アセトアニリド剤二包	同	一六、六	同	一、三〇
ネオピラミントンプク	水橋株式会社保壽堂	同	散アミノピリン剤二包	同	四、六	同	一、三〇
フアイン	同上	同	散アミノピリン剤二包	同	三、六	同	一、三〇
保壽神藥	同上	神藥	五匁	同	四、六	同	一、三〇
スママ	同上	軟膏剤	メントム剤 三匁	同	八、六	同	一、三〇
セメソ	同上	驅虫剤	散サントニン剤 一包	同	四、一	同	一、三〇
東洋神藥	東洋製薬株式会社	神藥	五匁	同	七、一	同	一、三〇
セメンエン	同上	驅虫剤	散サントニン剤下剤入一包	同	四、六	同	一、三〇
特製萬病感應丸	金盛長 歳	香物	丸 一粒	同	三二、六	同	一、三〇
スッポン五臟丸	東福作太郎	強壯剤	丸 七六〇瓦	同	一、三〇、一〇	同	一、三〇
整膚鎮痛メントミン	浦田元良	軟膏剤	メントム剤 三匁	同	一〇、六	同	一、三〇
仁命神藥	同上	神藥	五匁	同	六、三	同	一、三〇
寛母敵	同上	浸煎剤	二匁七分	同	七、三	同	一、三〇
小粒仁命	同上	清涼剤	丸 三百粒	同	一〇、六	同	一、三〇
胃腸藥	同上	胃腸剤	散 十六匁	同	三六、六	同	一、三〇
つけてすぐきくあんま代用	同上	塗布剤	水 四匁	同	一四、六	同	一、三〇
消炎鎮痛エタミトル	同上	塗布剤	水 四匁	同	一四、六	同	一、三〇

人參五臟圓	蟲下し特製セメソノ圓	修六神丸	修六神丸	修六神丸	麝香救命丸	萬病感應丸	小兒専門オイニンA	博士トンプクピノミンA	ゼキトマルム	マルイ目薬	イタミトル鎮痛液	保健香錠ホマレ	きつげとどくけし快心丹	人參實母散	婦人サフラン湯	人參サフラン湯	快く通じ丸	マルイ胃腸薬	健胃壯腸整腹丸	健胃壯腸はら一切	コドモはら薬	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
強壯劑	驅虫劑	香物	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八十匁	散サントニン劑下劑入一包	丸 八粒	丸 十八粒	丸 百二十粒	丸 十粒	丸 一粒	散アミノピリン劑二包	散アミノピリン劑二包	錠 二包	水 自動点眼器	塗布劑 四匁	丸 二百五十粒	丸 百二十粒	浸煎劑 三匁	同 十二瓦	同 同	丸 二十粒二包入	散 二十二匁	丸 五十粒	丸 三十粒	散 二包	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七匁、美	五、美	二匁、三	二匁、三	二、三、五	一匁、五	一匁、六	二匁、六	二匁、六	二匁、三	八匁、三	一匁、三	八匁、三	四、五	六、美	九、三	一匁、三	三匁、五	二匁、四	二匁、四	一匁、三	三、三	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、三	一、三	三	一、三	五、三	三	三	三	三	三	二、三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

II 行 財 政

薬名	同上製造者	銘柄	規格	単位	卸売最高 販売価格	単位	小売最高 販売価格
イ タ ミ ト ー ル	島 伊 兵 衛	軟膏剤	メントム剤	三匁	千貼	八、三	一、三
マ ル イ 五 職 園	同	強壯剤	メントム剤	八十匁	同	八、五	一、三
S メ ン テ ； ル	株式会社富山売薬盛賢堂	軟膏剤	メントム剤	三匁	同	八、五	一、三
真 正 六 神 丸	株式会社大言堂	香 物	丸	八粒入	同	二、七、五	一、三
ねつとり大貫堂三分間	同	解熱剤	散アスピリン剤	二包	同	三、五	一、三
むし下しセメンエンA	同	駆虫剤	散サントニン剤	下剤入一包	同	四、六	一、三
神 藥	同	神 藥	丸	五匁	同	六、五	一、三
消化懐中常備 毒けし 壽丹	同	清涼剤	丸	二百五十粒	同	六、五	一、三
補血スツボン煉強壯人參五職園	同	強壯剤	錠	九十匁	同	五、六、五	一、三
消化栄養 かつもと	同	胃腸剤	錠	四百二十粒	同	五、四、五	一、三
婦人常備薬 中将正産湯	同	浸煎剤	真綿包	三匁	同	六、三	一、三
皮膚 メ ン タ ム	同	軟膏剤	散	三匁	同	六、五	一、三
不 二 胃 腸 薬	同	胃腸剤	散	八十瓦入	同	二、六、三	一、三
かぜねつたんせき トンブク	同	解熱剤	散アミノピリン剤	二包	同	六、五	一、三
萬 病 感 應 丸	同	香 物	丸	一粒	同	一、五、三	一、三
速 効 セ キ ド メ	同	鎮咳剤	散	二包	同	三、五	一、三
急熱特效救命丸	同	香 物	丸	十五粒	同	七、五	一、三
胃 腸 丸	同	胃腸剤	丸	五十粒二包	同	三、五	一、三
理想的メツキン液	同	塗布剤	マーキニコロフォーム剤	四匁	同	九、〇	一、三
ト ン プ ク	藤 井 敦	解熱剤	散アミノピリン剤	二包入	同	四、八	一、三
萬 病 好 意 丸	同	香 物	丸	一粒	同	二、六、二	一、三
痰咳一名タグリドメせきどめ	同	鎮咳剤	錠	三十九錠	同	六、五	一、三

風邪必要七度煎	實母散	メリタム	神薬	齒痛頭痛特效薬マルトケロン	齒痛頭痛特效薬リペーア	マルト一角丸	金匱救命丸	修六神丸	差六神丸	マルトセキドメ新薬	マルトトンブク風薬	最新風邪薬 シンネットリ	麗眼水	風引ノ妙薬 アンチピリン丸	胃腸栄養わかこうも	腹痛 トンブク	保壽胃腸薬	アールム水	保壽メンタム	保壽神薬	蟲下しセメン圓	トンプクネットリ	齒痛頭痛ピタール	コッコエン
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
												富山薬業株式会社											滑川株式会社保壽堂	
同	浸煎剂	軟膏剂	神薬	同	解熱剂	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二匁五分	三匁	三匁	六匁	同	散アスピリン剂 二匁	丸 十五粒	丸 十粒	丸 八粒	丸 十粒	散 二匁	散 アミノピリン剂 二匁	丸 三十粒入	水自動点眼器入	十粒二匁	錠 四百五十粒	散 二匁	散 二十匁	水 四匁八分	三匁	五匁	散 サントニン剂 一匁	散 アミノピリン剂 二匁	散 アスピリン剂 二回分	四匁
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、五	一〇、六	六、五	八、五	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	五、三	一〇〇、〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇

II 行 財 政

大 黒 胃 腸 薬 同	起死回生 神 藥 同	六 神 丸 同	六 神 丸 同	六 黒 人 参 五 臟 圓 同	カタリサチン入セメン 圓 同	セ メ ン 圓 同	セ メ ン 圓 同	退 蟲 丸 同	懷中要薬 小粒 寶丹 丸 同	引 風 妙 藥 同	専勝堂 コル ド メ 同	ねつさまし 金匱救命丸 同	萬 病 感 應 丸 同	萬 病 感 應 丸 同	補 血 仁 公 湯 同	仁 公 實 母 散 同	蟲 下 し セ メ ン 圓 同	せ き ど め 仁 公 B 同	特 製 仁 公 薄 荷 油 同	マル ト セ メ ン 圓 同	人 参 サ フ ラ ン 救 婦 湯 同	
胃腸劑	神 藥	同	香物丸	強壯劑	同	同	同	驅虫劑	清涼劑	同	解熱劑	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
散	丸	丸	丸	丸	散サントニン劑下劑入一包	散サントニン劑 一包	散サントニン劑 一包	丸 八粒	丸 二百二十五粒	散アセトアニリド劑四包	散アミノピリン劑三包	丸 十二粒	丸 一粒	丸 一粒	丸 一粒	丸 十二瓦	丸 十二瓦	散サントニン劑 一包	錠 八粒	水 七・五瓦	散サントニン劑下劑入一包	散サントニン劑 一包
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三九、三	六、五	三〇、七	三〇、七	六、六	四、七	六、五	五、三	五、五	八、三	六、三	六、八	一八、三	三〇、三	三〇、三	一五、六	三三、三	三三、三	三、六	一〇、七	三三、〇	一六、六	一六、六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、〇	三、三	一、〇	一、〇	一、三	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇

売薬方名

同上製造者

銘柄

規格

単位

卸売最高
販売価格

単位

小売最高
販売価格

大黒	トンプク	同	解熱剤	散アスピリン剤	二包	同	三〇、六	同	三〇
正産湯	同	同	浸煎剤	真綿包	三匁三分	同	二〇、六	同	三〇
ケロリツト	同	同	解熱剤	散アスピリン剤	二包	同	四、六	同	三〇
トンプク	同	同	同	カプセル入	二個	同	三、六	同	三〇
皮膚保健素	同	同	軟膏剤		二匁六分	同	六、六	同	三〇
メンターム	同	同	鎮咳剤	散	二包	同	七、六	同	三〇
ヨクキク	同	同	解熱剤	散アミノピリン剤	二包	同	七、六	同	三〇
アサヒネオ	同	同	同	散アセトアニリド剤	二包	同	七、六	同	三〇
アサヒセキ	同	同	鎮咳剤	散	二包	同	七、六	同	三〇
アサヒ小粒	同	同	清涼剤	丸	二百五十粒	同	一六、三	同	三〇
アサヒツー	同	同	鎮咳剤	錠	一粒	同	一〇、六	同	三〇
アサヒ	同	同	神薬		五匁	同	一〇、六	同	三〇
強力セキドメ	同	同	鎮咳剤	散	二包	同	一〇、六	同	三〇
サフラン入	同	同	浸煎剤		二匁八二七	同	一〇、六	同	三〇
メンタム	同	同	軟膏剤		三匁	同	一〇、六	同	三〇
むし下し	同	同	驅虫剤	散サントニン剤	一包	同	一〇、六	同	三〇
トンプク	同	同	解熱剤	カプセル入	二個	同	一〇、六	同	三〇
小児かぜとせき	同	同	鎮咳剤	散	二包	同	一〇、六	同	三〇
六神丸	同	同	香物	丸	八粒	同	一〇、六	同	三〇
神薬	同	同	神薬		六匁	同	一〇、六	同	三〇
コーセータム	同	同	軟膏剤		三匁	同	一〇、六	同	三〇
白膏	同	同	同		三匁	同	一〇、六	同	三〇
中橋	同	同	浸煎剤		一包	同	一〇、六	同	三〇
実母散	同	同	同		一包	同	一〇、六	同	三〇
まわた	同	同	同	真綿包	一包	同	一〇、六	同	三〇

II 行 財 政

	完薬方名	同上製造者	銘柄	規格	単位	御売最高 販売価格	単位	小売最高 販売価格
小	小粒仁泉	株式会社仁濟堂	清涼剤	丸 二百五十粒	千貼	六、三〇	一貼	一、三〇
小	小粒清泉		同	丸 同	同	五、三五	同	一、三〇
胃	胃腸薬		胃腸剤	散 二十五包	同	三九、元	同	一、三〇
メ	メンソール		軟膏剤	散 三包	同	一〇三、六	同	一、三〇
む	むし下しセメント		驅虫剤	散 サントニン剤 一包	同	三、六	同	一、三〇
ビ	ビラール		解熱剤	散 アスピリン剤 二包	同	三、二	同	一、三〇
仙	仙泉神		神薬	散 五包	同	八、七	同	一、三〇
人	人參五臟丸		強壯剤	丸 百四十包	同	一〇七、〇	同	一、三〇
修	修徳丸		香物	丸 八粒	同	一五、六	同	一、三〇
修	修徳丸		同	丸 十七粒	同	三、八	同	一、三〇
修	修徳丸		同	丸 百二十粒	同	二、三〇	同	一、三〇
頭	頭痛ニサラー		解熱剤	散 二包	同	七、三	同	一、三〇
神	神経痛、リウマチ、関節炎特		浸煎剤	散 十包入	同	一五、五	同	一、三〇
効	効薬おほつら湯		解熱剤	散 アミノピリン剤二包入	同	三、四	同	一、三〇
風	風邪ねつさましトンプク		同	散 アミノピリン剤一包	同	三、六	同	一、三〇
風	風ねつさましキナミン		同	散 アミノピリン剤二包	同	三、六	同	一、三〇
ピ	ピカーヨドモ薬		同	散 アミノピリン剤二包	同	三、六	同	一、三〇
せ	せきどめ		鎮咳剤	散 二包	同	三、六	同	一、三〇
風	風邪ネツハラヒ		解熱剤	散 アセトアニリド剤二包	同	二、〇	同	一、三〇
新	新剤ピカーせきどめ		鎮咳剤	散 二包	同	六、九	同	一、三〇
セ	セキドメ頒服		同	散 二包	同	三、三	同	一、三〇
か	かぜくすりピカー		解熱剤	散 アミノピリン剤二包	同	三、三	同	一、三〇
金	金匱救命丸		香物	丸 十二粒	同	三、三	同	一、三〇

清快瑞丹	快活瑞丹	小粒瑞丹	小粒瑞丹	神藥丸	一病角丸	萬病感應丸	救命六神丸	保壽六神丸	保壽六神丸	保壽胃腸藥丸	仙翁下劑丸	博士の精眼水	仙翁丸	仙翁丸	仙翁丸	仙翁丸	救命丸	まわた包泊尖藍湯	痢止錠	最新酵母劑	榮養素丸	ヘプリーソール丸	山下シセメン園	特製虫下しセメン園	小兒救命丸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	保壽堂製藥株式会社	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	清涼劑丸	神藥丸	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	散	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	丸	錠	錠	丸	丸	丸	丸	丸
百二十粒	百二十粒	二百粒	二百二十粒	五五五分	一粒	十二粒	百粒	十八粒	二十四粒	四十粒二包	水自動点眼器入	二百粒	三百粒	三百粒	十粒	三粒	八粒	四百五十粒入	十五粒二包	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
壹、元	七、五	美、四	八、三	八、五	六、五	一、九	一、八	一、〇	一、〇	一、八	一、〇	七、四	六、九	六、四	二、〇	一、八	二、六	六、八	一、七	二、七	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇

II 行 財 政

賣藥方名	同上製造者	銘柄	規格	単位	卸売最高 販売価格 円	単位	小売最高 販売価格 円
寶 母 散	保壽堂製藥株式会社	浸煎劑	二匁五分	千貼	三、〇三	一貼	三、〇三
セ メ ン 園	同	驅虫劑	散サントニン劑 一包	同	四、〇二	同	三、〇三
グ ッ タ ； 點 眼 水	同	点眼劑	水 自動点眼器	同	四、〇六	同	三、〇三
母 の 親 潤	同	浸煎劑	二匁五五五	同	三、三三	同	三、〇三
保 壽 へ プ リ ン 丸	同	解熱劑	丸 十粒二包	同	三、三三	同	三、〇三
かぜとねつなら高級萬代風薬 づつうといたの良劑	廣 田 竹太郎	同	散アセトアニリド劑二包	同	三、三三	同	三、〇三
高級萬代頭痛薬	同	同	散アミノピリン劑二包	同	三、三三	同	三、〇三
小兒薬王萬代救命丸	同	香 物	丸 十粒入	同	三、三三	同	三、〇三

備考

昭和十七年三月二十日

四 認可ニ付シタル条件

- (イ) 本表価格ハ包装費ヲ含ムモノトス
- (ロ) 本表卸売価格ハ売主ノ店先渡価格トス
- (ハ) 本表小売価格ハ店頭販売ノモノニ在リテハ売主ノ店先渡価格トシ配置販売ノ場合ニ於テハ消費者ノ住ルノ外行商人ニ携帯セシムベシ
- (ニ) 本表ニ掲グル売薬ニシテ売薬法第二條第一項ノ規定ニ依ル変更ノ免許ヲ受ケタルトキハ爾後当該価格ハ之ヲ適用セズ
- (イ) 其ノ組合及組合員ノ營業所又ハ事務所ノ看易キ場所ニ価格等統制令施行規則第七條ニ掲グル事項ヲ掲記スルノ外行商人ニ携帯セシムベシ
- (ロ) 本認可条件ニ違背シ又ハ不都合ノ所為アリタルトキ其ノ他物価調整上必要アリト認ムルトキハ本認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ハ) 本表価格ハ昭和十七年三月二十日以後ニ於テ製造シタルモノニ付之ヲ適用ス

2 実施ノ日

タルモノニ付之ヲ適用ス

(県報)

二 薬剤師会ニ関スル事項

(一) 薬剤師会ノ使命

薬剤師会ハ薬事衛生ノ改良発達ヲ図リ国民体力ノ向上ニ関スル国策ニ協力スルコトヲ以テ目的トスルコト

(二) 薬剤師会ノ改組

薬剤師会ノ会員範圍ノ拡張、總會ノ改組、役員ノ地位ノ強化、日本薬剤師会ノ強制設立及道府県薬剤師会ニ対スル統制力ノ強化、薬剤師会ニ対スル行政監督ノ強化等ニ付テハ医師会及歯科医師会ノ例ニ準ジ措置スルコト

三 医薬品ニ関スル事項

(一) 医薬品ノ範圍

医薬品ハ日本薬局方収載薬品、外国薬局方収載薬品、何シノ薬局方ニモ収載セザル薬品又ハ製剤(以下新薬新製剤ト称ス)、売薬及売薬部外品ノ一部トスルコト

(二) 新薬新製剤ノ許可制

新薬新製剤ノ製造ニ付從來ノ届出制ヲ定メテ許可制トスルコト

三三 昭和十七年十一月 薬事制度特別委員会、薬

事制度改善方策の答申

薬事制度改善方策

一 薬剤師ニ関スル事項

(一) 薬剤師ノ本分

薬剤師ハ調剤、医薬品ノ供給其ノ他薬事衛生ヲ掌リ国民体力ノ向上ニ寄与スルヲ以テ其ノ本分トスルコト

(二) 業務ニ関スル修習

厚生大臣ハ薬剤師ヲシテ医薬品ノ取扱其ノ他薬事衛生ニ関シ必要ナル事項ノ修習ヲ為サシムルコトヲ得ルコトトスルコト

(三) 其ノ他

(1) 調剤報酬ヲ適正ナラシムル様措置スルコト

(2) 薬剤師ノ免許等ニ関スル事項ハ概テ現行ノ通トス

ルコト

(三) 新薬新製剤、売薬等ノ區別ノ撤廃

ノ限ニ在ラザルコトトスルコト

(1) 外国薬局方収載薬品、新薬新製剤及売薬ノ區別ハ

(2) 製造者ノ資格

之ヲ廢シ原則トシテ取扱ヲ一元化スルコト

医薬品ノ製造ヲ為シ得ル者ハ薬剤師又ハ薬剤師ヲ使

(2) 売薬部外品中医薬品トシテ取扱フコトヲ適當トス

用スル者トスルコト

ルモノハ之ヲ医薬品トシ前号ト同様ニ取扱フコト

特別ノ事情アルトキハ前号ニ拘ラズ医薬品製造ニ必

四 薬局並ニ医薬品ノ製造及販売ニ関スル事項

要ナル知識技能ヲ有スル者ニ医薬品製造ヲ許可スル

(一) 薬局

コトヲ得ルコトトスルコト

(1) 開設ノ許可制

(二) 医薬品ノ販売

薬局ヲ開設セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ク

(1) 販売ノ許可制

ベキコトトスルコト

薬種商及売薬請売業者ノ制ヲ廢シ医薬品ヲ販売セ

(2) 開設者ノ資格

ントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベキコトトスル

薬局ヲ開設シ得ル者ハ薬剤師又ハ薬剤師ヲ使用スル

コト但シ薬局開設者ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

者トスルコト

トスルコト

(二) 医薬品ノ製造

(2) 販売者ノ資格

(1) 製造ノ許可制

医薬品ノ販売ヲ為シ得ル者ハ薬剤師又ハ薬剤師ヲ使

製業者及売薬營業者ノ制ヲ廢シ医薬品ヲ製造セント

用スル者トスルコト

スル者ハ厚生大臣ノ許可ヲ受クベキコトトスルコト

特別ノ事情アルトキハ前号以外ノ者ニ対シテモ品目ヲ

但シ薬局ニ於テ特ニ定ムル製剤ヲ製造スル場合ハ此

制限シテ医薬品販売ヲ許可スルヲ得ルコトトスルコト

(四) 医薬品ノ取扱

(1) 内容ノ公示

日本薬局方外薬品ニ付テハ原則トシテ容器又ハ包紙ニ其ノ成分(分量ヲ含ム)、成分不明ナルモノハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載セシムルコトトスルコト

(2) 名称

日本薬局方取載薬品ニハ「日本薬局方」ナル文字及薬局方名ヲ記載シ原則トシテ薬局方名以外ノ名称ヲ記載スルヲ得ザルコトトスルコト

(3) 広告ノ制限

医薬品ノ広告制限ニ付必要ナル規定ヲ整備スルコト

(五) 重要医薬品ノ供給確保

国民体力ノ向上ヲ図ル為特ニ必要ト認ムル医薬品ニ付テハ左ノ措置ヲ講シ得ルノ途ヲ開クコト

- (1) 厚生大臣ノ定ムル規格ニ適合スルモノ又ハ厚生大臣ノ定ムル機関ノ行フ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ販売又ハ授与スルコトヲ得ザルコトトスルコト
- (2) 価格ヲ適正ナラシムルコト

- (3) 其ノ他医薬品ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ対シ其ノ供給ヲ確保スル為必要ナル命令ヲ為スコト

(六) 経過措置

既存ノ薬局開設者並ニ医薬品製造業者及販売業者ニ付テハ其ノ業務ヲ継続スルヲ得シムルノ途ヲ開クコト

(備考)

左ノ現行諸法令ハ之ヲ統合スルコトトスルコト

- (1) 薬剂師法(大正一四、法律四四号)
- (2) 薬品営業並薬品取扱規則(明治二二、法律一〇号)
- (3) 売薬法(大正三、法律一四号)
- (4) 何レノ薬局方ニモ記載セザル薬品又ハ製剂取締ニ関スル件(明治四四、内務省令一八号)
- (5) 痘苗及血清其他細菌学的予防治療品製造取締規則(明治三六、内務省令五号)
- (6) 麻薬取締規則(昭和五、内務省令一七号)
- (7) 売薬部外品取締規則(昭和七、内務省令二五号)

(希望意見)
現下ノ戦時態勢ニ即応シ大東亜共榮圈ニ対スル所要医

薬品ノ自給自足ヲ完全ナラシムル為ニハ其ノ生産、配給並ニ貯蔵ノ各方面ニ亘リ新ナル機構ノ編成ヲ必要ト認ム依ツテ速ニ之ガ適當ナル計画ヲ定メ其ノ施設ヲ進メラレンコトヲ望ム
 (『薬剤師法・薬事法の解説』)

二七三 昭和十七年十二月 県売薬工業組合、取扱売

薬決定通知

工発、九四号

昭和十七年十二月七日 富山県売薬工業組合

布目亀次郎殿

際

日本売薬配給統制株式会社取扱売薬決定ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ厚生省発衛第一一五号十二月二日付ニテ貴営業ニ係ル左記売薬決定セラレタル旨今般県ヲ通シ御通知有之候条移牒候也

方名	主要効能	販売総額	販売地所 在府県名	備考
脳天	頭痛齒痛	七五〇〇円	大阪他一	
一服散	下熱薬	六二〇〇	同	

セメント 虫下し 五三〇〇 同

(布目家所蔵文書)

二七四 昭和十八年三月 医薬品に新税賦課

物品税の増税で薬都富山に關係深いのは、口中剤や、栄養強壯剤や、給を主材料としたものにも新しく税がかけられた、馴染が深い寶丹丸、清涼反魂丹、萬金丹などにも税がかけられるし、カロリーとかビタミン剤のあるものにもそれから滋飴、五臟圓などにも一割の新税だ、何事も勝ち抜く為だ米英撲滅の戦費を進んで一億国民が分担しよう。尤も国民学校児童または労務者の保健用にして学校や産報から購入する滋養強壯剤は免税される。

(北日本新聞「昭和十八年三月二日」)

二七五 昭和十八年三月 薬事法公布

法律第四十八号(官報三月十二日)

薬事法

第一章 総則

第一条 本法ハ藥事衛生の適正ヲ期シ國民体力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二章 藥劑師

第二条 藥劑師ハ調劑、医薬品ノ供給其ノ他藥事衛生ヲ掌リ國民体力ノ向上ニ寄与スルヲ以テ其ノ本分トス

第三条 藥劑師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ對シテハ藥劑師免許ヲ与ヘズ

- 一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者
- 二 未成年者、禁治産者、進禁治産者、精神病者、瘖啞者又ハ盲者

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ對シテハ藥劑師免許ヲ与ヘザルコトアルベシ

- 一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者
- 二 藥事ニ関シ罰金ニ処セラレタル者
- 三 第二号ニ該当スル者ヲ除クノ外藥事ニ関シ不正ノ行

為アリタル者

第六条 厚生省ニ藥劑師名簿ヲ備ヘ藥劑師免許ニ関スル事項ヲ登録ス

登録スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 藥劑師第四条各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ免許ヲ取消スベシ

藥劑師第五条各号ノ一ニ該当シ又ハ藥劑師タルノ品位ヲ損スル行為アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ其ノ業務ヲ停止スルコトアルベシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同ジ

前項ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖モ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ与フルコトアルベシ

第一項ノ取消処分ヲ受ケタル者ニ付第四条第二号ノ原因止ミタルトキ亦同ジ

前項前段ノ規定ニ依リ再免許ヲ受ケタル者主務大臣ノ定ムル期間内ニ於テ第五条第一号又ハ第二号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ再免許ハ効力ヲ失フ

第一項乃至第三項ノ処分ハ主務大臣之ヲ行フ

第八条 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ薬剤師ヲシテ医薬品ノ取扱其ノ他薬事衛生ニ関シ必要ナル事項ノ修習ヲ為サシムルヲ得

第三章 薬剤師会

第九条 日本薬剤師会及道府県薬剤師会ハ薬事衛生ノ改良発達ヲ図リ国民体力ノ向上ニ関スル国策ニ協力スルヲ以テ目的トス

日本薬剤師会及道府県薬剤師会ハ法人トス

第十条 薬剤師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府県薬剤師会ヲ

設立スベシ

薬剤師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府県薬剤師会ノ会員ト

ス

薬剤師ニ非ザルモ薬剤師免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ハ

勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道府県薬剤師会ノ会員タラシ

ムルコトヲ得ルモノトス

第十一条 道府県薬剤師会ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本薬

剤師会ヲ設立スベシ

道府県薬剤師会ハ日本薬剤師会ノ会員トス

第十二条 道府県薬剤師会ハ其ノ会員ヨリ徴収スベキ収入ニ関シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十三条 前四条ニ規定スルモノノ外日本薬剤師会及道府県薬剤師会ノ設立ノ手續、区域、機関、経費ノ負担及其ノ徴収、監督、会員ノ懲戒其ノ他ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 薬局及調剤

第十四条 薬局ヲ開設セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

薬局ハ命令ノ定ムル所ニ依リ薬剤師ヲシテ之ヲ管理セン

ムベシ

第十五条 薬剤師ニ非ザレバ販売又ハ授与ノ目的ヲ以テ調

剤ヲ為スコトヲ得ズ

第十六条 薬剤師販売又ハ授与ノ目的ヲ以テ調剤ヲ為ス場合ハ薬局ニ於テ之ヲ為スベシ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七条 薬局ニ於テ調剤ニ従事スル薬剤師ハ調剤ノ需アル場合ニ於テ正当ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八条 薬剤師ハ医師、齒科醫師又ハ獸醫師ノ処方箋ニ

依リ調劑スベシ

薬剤師ハ処方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其ノ処方箋ヲ交

付シタル医師、齒科醫師又ハ獸醫師ニ質シ証明ヲ得ルニ

非ザレバ調劑ヲ為スコトヲ得ズ

第十九条 薬剤師調劑ヲ為シタルトキハ遲滞ナク調劑ニ関

スル事項ヲ調劑録ニ記載スベシ

第二十条 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ調劑報酬ニ関

シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十一条 前七条ニ規定スルモノノ外薬局及調劑ニ関シ

必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 医薬品

第二十二条 医薬品ノ製造業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ

別段ノ定ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

医薬品製造業者ハ医薬品ノ性状品質ヲ適正ナラシムル為

命令ノ定ムル所ニ依リ薬剤師ヲ置クベシ但シ命令ヲ以テ

別段ノ定ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ニ規定スルモノノ外医薬品ノ製造ノ設備及管理、

製品ノ封緘其ノ他製造ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

前三項ノ規定ハ医薬品ノ輸入販売業又ハ移入販売業ニ之

ヲ準用ス

第二十三条 医薬品ノ販売業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ

別段ノ定ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣ハ薬剤師ニ非ザル医薬品販売業者ニシテ薬剤師

ヲ使用セザルモノノ取扱品目ノ制限ニ関シ必要ナル命令

ヲ發スルコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外医薬品ノ販売ノ方法其ノ他販

売又は授与ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四条 主務大臣ハ保健衛生上特に必要アリト認ムル

医薬品ノ價格ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ公正ヲ図ル

為必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第二十五条 主務大臣ハ医薬品ニ付局方ヲ定メクルトキハ

之ヲ日本薬局方ニ収載スベシ

第二十六条 日本薬局方ニ収載セル医薬品ハ其ノ性状品質

日本薬局方ノ所定ニ適合スルニ非ザレバ之ヲ販売若ハ授与シ又ハ販売若ハ授与ノ目的ヲ以テ製造、輸入、移入、貯蔵若ハ陳列スルコトヲ得ズ

主務大臣ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムル医薬品ニ付性状品質ノ適正ヲ図ル為ニ必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

第二十七条 日本薬局方ニ収載セル医薬品ハ其ノ容器又ハ

被包ニ日本薬局方ナル文字及日本薬局方名ヲ、日本薬局

方ニ収載セザル医薬品ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ容器又ハ被包ニ其ノ名称並ニ成分及分量、成分不明ナルモノ

ハ其ノ本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非ザレバ之ヲ販売若ハ授与シ又ハ販売若ハ授与ノ目的ヲ以テ貯蔵若ハ陳

列スルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スルモノノ外医薬品ノ貯蔵、小分其ノ他取扱ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条 医薬品ノ効能ニ関シテハ何人ト雖モ虚偽又ハ誇大ノ広告ヲ為スコトヲ得ズ

主務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外医薬品ニ関スル広告、

医薬品ノ容器若ハ被包ニ記載スル事項又ハ医薬品ニ添付シ若ハ添付セズシテ頒布スル文書ニ関シ必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

第二十九条 毒薬、劇薬及麻薬ノ品目ハ主務大臣之ヲ定ム本法ニ規定スルモノノ外毒薬、劇薬及麻薬ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 監督

第三十条 主務大臣又ハ地方長官ハ保健衛生上特ニ必要アリト認ムルトキハ薬局開設者又ハ医薬品ノ製造業者、輸入販売業者、移入販売業者若ハ販売業者ニ対シ当該業務

ニ関シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第三十一条 主務大臣又ハ地方長官ハ第二十二條第一項ノ規定（同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シ

テ製造、輸入若ハ移入セラレタル医薬品、第二十六條第一項ノ規定若ハ同條第二項ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ

違反シテ製造、輸入、移入、貯蔵若ハ陳列セラレタル医薬品又ハ保健衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認ムル医薬

品ニ付其ノ所有者ヲシテ廃棄セシメ、所有者若ハ所持者
ヲシテ保健衛生上危害ヲ生ズルノ虞ナキ方法ニ依リ処置
セシメ又ハ直接ニ廃棄シ其ノ他必要ナル処分ヲ為スコト
ヲ得

第三十二条 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ薬局開設者又ハ医薬品ノ製造業
者、輸入販売業者、移入販売業者若ハ販売業者ニ付当該
業務ニ関シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ薬局、
工場、店舗、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ構
造設備、業務ノ状況若ハ医薬品、医薬品ノ原料材料、調
剤録等ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシメ又ハ試験ノ
為必要ナル分量ノ医薬品若ハ其ノ原料材料ヲ無償ニテ収
去セシムルコトヲ得

第三十三条 医薬品ノ製造業者、輸入販売業者又ハ移入販
売業者其ノ業務ニ関シ犯罪又ハ不正ノ行為アリタルトキ
ハ主務大臣ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止スル
コトヲ得

薬局開設者又ハ医薬品販売業者其ノ業務ニ関シ犯罪又ハ

不正ノ行為アリタルトキハ地方長官ハ其ノ許可ヲ取消シ
又ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第三十四条 医薬品ノ製造業者、輸入販売業者又ハ移入販
売業者正当ノ事由ナクシテ其ノ業務ヲ行ハザルトキハ主
務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ取消スコトヲ
得

薬局開設者又ハ医薬品販売業者正当ノ事由ナクシテ其ノ
業務ヲ行ハザルトキハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第七章 雜則

第三十五条 第八条及第四章乃至前章ニ規定スル主務大臣
ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之
ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十六条 樺太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項
ニ関シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第八章 罰則

第三十七条 麻薬ニ関シ第二十二條第一項ノ規定（同條第

四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者又ハ麻

業ノ輸出若ハ移出ニ関シ第二十九条第二項ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十八条 当該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第三十二条ノ規定ニ依ル調剤録ノ検査ニ関シ知得シタル個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第三十九条 第三十七条ノ規定ニ該当スル者ヲ除クノ外第

二十二条第一項ノ規定(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第四十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金若ハ科料ニ処ス

- 一 第二十二條第三項ノ規定(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル者
- 二 麻薬ニ関シ第二十三條第三項ノ規定ニ基キテ発スル

命令ニ違反シタル者

- 三 製造、輸入又ハ移入ニ関シ第二十六条第一項ノ規定ニ違反シタル者

- 四 製造、輸入又ハ移入ニ関シ第二十六条第二項ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル者

第四十一条 前条ノ規定ニ該当スル者ヲ除クノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 一 第十四條、第二十二條第二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第二十七條第一項又ハ第二十八條第一項ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第十五條乃至第十九條ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第二十條、第二十三條第二項第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル者

- 四 薬局ニ関シ第二十一条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ違反シタル者

- 五 調剤ニ関シ第二十一条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ

違反シタル者

六 第二十四条ノ規定ニ基キテ発スル命令又ハ同条ノ規

定ニ依ル処分ニ違反シタル者

七 毒薬又ハ劇薬ニ関シ第二十九条第二項ノ規定ニ基キ

テ発スル命令ニ違反シタル者

八 第三十一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

九 第三十一条ノ規定ニ依ル廃棄其ノ他ノ処分又ハ第三

十二条若ハ第四十七条第二項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ

検査若ハ収去ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

十 第三十二条又ハ第四十七条第二項ノ規定ニ依ル報告

ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

十一 業務停止中ノ薬剤師ニシテ其ノ業務ヲ為シタルモ

ノ

十二 誤リテ調剤ヲ為シタル者

十三 医薬品ノ容器又ハ被包ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

十四 業務停止中ノ薬局開設者又ハ医薬品ノ製造業者、

輸入販売業者、移入販売業者若ハ販売業者ニシテ其ノ

業務ヲ為シタルモノ

第四十二条 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、

雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三

十七条、第三十九条、第四十条又ハ前条第一号、第三号、

第四号、第六号乃至第八号、第十号、第十三号若ハ第十

四号ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己

ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免カルルコトヲ

得ズ

第四十三条 第三十七条、第三十九条、第四十条並ニ第四

十一条第一号、第三号、第四号、第六号乃至第八号、第

十号、第十三号及第十四号ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルト

キハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、

未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ

適用ス但シ其ノ業務ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル

未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四条 前二条ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ処スルコト

ヲ得ズ

付 則

第四十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 藥品營業並藥品取扱規則、売薬法及薬劑師法

ハ之ヲ廃止ス但シ薬劑師法中道府県薬劑師会及日本薬劑師会ニ関スル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時迄仍其ノ効力ヲ有ス

第四十七條 医師、齒科医師又ハ獸医師ハ其ノ診療ニ用フ

ベキ医薬品ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第十五条ノ規定ニ拘ラズ調劑ヲ為スコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所ノ開設者又ハ開業ノ獸医師ニ付医薬品ノ使用ニ関シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ医薬品ヲ貯藏スル場所ニ臨檢シ医薬品ヲ検査セシメ若ハ試験ノ為必要ナル分量ノ医薬品ヲ無償ニテ収去セシムルコトヲ得

第四十八條 薬劑師法ニ依リ薬劑師免許ヲ受ケタル者ハ本

法ニ依リ薬劑師免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六号布

告刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ六年未満

ノ懲役又ハ禁錮ニ処セラレタルモノト看做ス

第五十條 薬劑師法ニ依ル薬劑師名簿ノ登録ハ之ヲ本法ニ

依ル薬劑師名簿ノ登録ト看做ス

第五十一條 薬劑師法ニ依リ為シタル薬劑師免許ノ取消ノ

処分又ハ業務ノ停止ノ処分ハ之ヲ本法ノ相当規定ニ依リテ為シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ停止ノ期間ハ仍

従前ノ例ニ依ル

第五十二條 薬劑師法ノ道府県薬劑師会及日本薬劑師会ノ

權利義務ニシテ第四十六條但書ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時ニ於テ存スルモノハ各本法ノ道府県薬劑師会及日本薬劑師会之ヲ承継ス

第五十三條 旧法ニ依リ開設シタル薬局ニシテ本法施行ノ

際現ニ存スルモノハ第十四条第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十四條 前条ノ規定ハ従前ノ規定ニ依リ医薬品ノ製造

業、輸入販売業、移入販売業又ハ販売業ヲ行フ者ニシテ本法施行ノ際現ニ当該事業ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス

従前ノ規定ニ依リ前項ノ者ニ付為シタル業務停止ノ処分

ハ之ヲ本法ノ相当規定ニ依リ為シタルモノト看做ス此ノ

場合ニ於テ停止ノ期間ハ仍従前ノ例ニ依ル

第五十五条 本法施行ノ際現ニ存スル医薬品ノ容器又ハ被

包ニ記載スベキ事項ニ付テハ第二十七条第一項ノ規定ニ

拘ラズ本法施行ノ日ヨリ二年ヲ限り仍従前ノ例ニ依ルコ

トヲ得

第五十六条 薬品営業並薬品取扱規則、売薬法若ハ葯劑師

法若ハ之ニ基キテ発スル命令又ハ花柳病予防法第七条第

一項ノ規定ニ違反シタル者ノ処罰ニ付テハ仍旧法ニ依ル

第五十七条 花柳病予防法中左ノ通改正ス

第七条、第八条及付則第二項ヲ削ル

第五十八条 阿片法中左ノ通改正ス

第五条中「葯劑師葯種商」ヲ「医薬品販売業者」ニ改ム

第六条第一項及第六条ノ二中「製薬者」ヲ「医薬品製造

業者」ニ改ム

第五十九条 昭和十五年法律第九十二号中左ノ通改正ス

第四条中「葯劑師法」ヲ「薬事法及」ニ改メ「及薬品営

業並薬品取扱規則」ヲ削ル

〔参照〕

昭和十五年^{西ノ四}法律第九十二号ハ改^{日公}医師法等ノ臨時特例

ニ関スル件ナリ

(官報)

三六 昭和十九年四月 県売薬試験場の廃止、薬業

指導所と改称

富山県令第二十号

昭和七年四月富山県令第二十号富山県売薬試験場規程ハ

之ヲ廃止ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年四月一日

富山県知事 西村彰一

◎富山県告示第百九十四号

富山県売薬試験場ハ之ヲ富山県薬業指導所ト改称ス

昭和十九年四月一日

富山県知事 西村彰一

(原報)

第一条 薬業指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長

技 師

属

技 手

書 記

助 手

二七 昭和十九年四月 県薬業指導所規程

◎富山県告示第百九十三号

富山県薬業指導所規程左ノ通定ム

昭和十九年四月一日

富山県知事 西村彰一

富山県薬業指導所規程

第一条 薬業指導所ハ薬業ノ改良発達ヲ図ルヲ以テ目的ト

シ左ノ業務ヲ行フ

一 原料資材、処方、製品及機械器具ニ関スル試験研究
及調査指導

二 薬業ニ関スル調査及指導

三 巡回講話、実地指導及伝習

四 質疑応答

五 其ノ他薬業ノ改良発達ヲ図ルニ必要ナル事項

轄ス

第三条 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下職員ヲ統

所長事故アルトキハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス

第四条 技師ハ所長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第五条 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第六条 属及書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第七条 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ関スル事務ヲ助ク

第八条 所長ハ部下職員ノ進退賞罰ニ関シ意見ヲ知事ニ内

申スルコトヲ得

第九条 所長ハ左ノ事項ニ関シテハ知事ノ認可ヲ受クベシ

一 処務細則ノ制定並ニ改廢ニ関スルコト

二 所長ノ出張及部下職員ノ宿泊ヲ要スル管外出張ニ関スルコト但シ所長ノ宿泊セザル管内出張ヲ除ク

三 経費予算中費目流用ニ関スルコト

四 臨時休業ニ関スルコト

第十条 左ノ事項ハ施行後知事ニ報告スベシ

一 職員ノ所務分掌ニ関スルコト

二 備人ノ任免ニ関スルコト

第十一条 所長ハ左ノ事項ヲ専行ス

一 部下職員ノ管内出張及宿泊セザル管外出張ニ関スルコト

二 部下職員ノ服務ニ関スル願届ニ関スルコト

第十二条 所長ハ毎年度施行スベキ業務ノ種類及方法ヲ定メ予メ知事ノ認可ヲ受クベシ

第十三条 所長ハ前年度ニ於ケル業務ノ成績ヲ毎年四月三十日限り知事ニ報告スベシ

第十四条 薬業指導所ハ当業者又ハ公衆ノ依託作業ヲ為スコトアルベシ

(県報)

二六 昭和十九年十二月 工業薬品、医薬品の最高

販売価格統制

◎富山県告示第六百七十三号

価格等統制令第七条ノ規定ニ依リ医薬品(家庭薬)ノ最高販売価格左ノ通指定ス

昭和十九年十二月七日

富山県知事 岡本 茂

品名	製造業者名	容器	単位	卸売業者最高者 販売価格	小売業者最高者 販売価格
錠剤オピール	株式会社富松武商店	環	一〇錠	一、六〇	二、一五
同	同	同	五錠	〇、八七	一、一五
同	同	同	三錠	〇、五五	〇、七〇
同	同	同	一五錠	〇、三〇	〇、四〇

(イ)卸売業者最高販売価格ハ小売統制組合、同組合支所ノ事務所又ハ倉庫渡価格トシ、荷造費及運賃ヲ含ミタル価格トス

格トス

II 行 財 政

(ロ)小売業者最高販売価格ハ売上ノ店先渡価格トス
 (ハ)本表最高販売価格ハ容器ノ欄ニ掲グル容器代ヲ含ミタルモノトス

(ニ)本表最高販売価格ハ指定ノ際ニ於ケル品名、処方ニ依ルモノノ價格トス但シ藥事法施行規則第五十一条第二項ノ規定ニ依リ当該品名ノ下ニ処方内容ノ変更許可ヲ受ケタルトキモ本表最高販売価格ニ依ルモノトス

◎富山県告示第六百七十四号

價格等統制令第七条ノ規定ニ依リ医薬品(家庭藥)ノ最高販売價格左ノ通指定ス

昭和十九年十二月七日

富山県知事 岡本 茂

製造業者	品名	容器	単位	卸売業者最高販売價格	小売業者最高販売價格
星製藥株式会社	ホシ感冒錠	紙袋	百錠	一、三〇〇	一、一〇〇
東京製藥株式会社	コールドアプレ	壺	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
東都製藥株式会社	寶効散	紙函又ハ紙袋	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
大興製藥株式会社	守出家妙振出し(守妙)	紙袋	七三	一、〇〇〇	一、〇〇〇
全優製藥株式会社	全優感冒錠	紙函	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山梨県 完全生産株式会社	藥産アスピリン	紙函又ハ紙袋	三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
愛知県 第一製藥株式会社	橋本七度煎	紙袋	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小林薬品株式会社	烏犀角散	紙包	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小児烏犀角散	小児烏犀角散	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
大沼製藥株式会社	解風	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
近江 日野製藥株式会社	萬病惑娘丸	同	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
和協製藥株式会社	キナミルイン	紙筒	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
株式会社丹平商会	オイ	壺	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
竹村製劑所	竹村製トンプ	紙包	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
共立製藥株式会社	共立解熱錠	紙袋	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
入光製藥株式会社	ヤマピリン	紙函	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
山口県 製藥株式会社	キクニホン	紙函又ハ紙袋	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

徳島県	徳島製薬株式会社	大熱散	紙袋	二	三	三														
福岡県	福岡製薬株式会社	カイソ	紙函	二	三	三														
宮崎県	宮崎製薬株式会社	速効散	同	七	三	三														
鹿児島県	鹿児島製薬株式会社	レニベン	壺	一	三	三														
東京医薬品	東京製薬株式会社	貴仙	同	一	三	三														
株式会社	株式会社巴商會	アスト	同	三	三	三														
大興製薬株式会社	大興製薬株式会社	同効散	紙函又	二	三	三														
合資会社	合資会社	神薬壺	同	六	三	三														
五光製薬株式会社	五光製薬株式会社	アノデン	同	六	三	三														
アジア	アジア製薬株式会社	ノソ(錠剤)	紙函又	一	三	三														
北原薬品株式会社	北原薬品株式会社	サール	紙包	三	三	三														
昭和	昭和製薬株式会社	アンチタミン	紙函	五	三	三														
石川県本舖	石川県本舖製薬株式会社	烏犀	壺又	三	三	三														
岐阜県	岐阜製薬株式会社	疝気五香湯	紙包	四	三	三														
近江	近江製薬株式会社	丸薬	紙函又	七	三	三														
日野製薬株式会社	日野製薬株式会社	首より上の薬	紙袋	一	三	三														
株式会社	株式会社	イマズミン	同	三	三	三														
今津化学研究所	今津化学研究所	首より上の薬	紙袋	一	三	三														
日本合同製薬株式会社	日本合同製薬株式会社	首より上の薬	紙袋	一	三	三														
株式会社	株式会社	腹痛トンプク	同	三	三	三														
富松武助商店	富松武助商店	オプナール錠	壺又	一	三	三														
和協製薬株式会社	和協製薬株式会社	喘息頓服	紙袋	六	三	三														
東亜薬園	東亜薬園	スベロイン	紙袋	六	三	三														
山田安民薬房	山田安民薬房	ノート頭痛薬	紙包	七	三	三														
帝共製薬株式会社	帝共製薬株式会社	司脳丸	紙函又	四	三	三														
佐藤ライト商会	佐藤ライト商会	清美散	紙函	七	三	三														
笹虎製薬株式会社	笹虎製薬株式会社	散剂ノーマイ	同	六	三	三														
有限会社	有限会社	齒痛トンプク	同	九	三	三														
市川製薬所	市川製薬所	モート散	紙袋	七	三	三														
広島県	広島製薬株式会社	ボンクーパー	同	七	三	三														
大同製薬株式会社	大同製薬株式会社	ひろ喘息薬	紙函	八	三	三														
柴崎製薬所	柴崎製薬所	喘息エキス	壺	三	三	三														
神奈川県	神奈川製薬株式会社	喘息エキス	壺	三	三	三														
製薬統合株式会社	製薬統合株式会社			三	三	三														

II 行 財 政

製造業者	品名	容器	単位	卸売業者 最高 買入 格	小売業者 最高 買入 格
桂屋製薬株式会社	天壽	紙函	二九包	三、三〇	一、〇〇
同仁製薬株式会社	小児天壽	同	三二	三、三〇	一、〇〇
同仁製薬株式会社	かぜとせき レスピン	紙函又 紙袋	六錠	三、三〇	一、〇〇
大洋製薬株式会社	テソソ(錠劑)	紙函	三〇錠	三、三〇	一、〇〇
第一製剤有限公司	復活散	同	二七包	三、三〇	一、〇〇
共立製薬株式会社	共立せき薬	紙袋又 紙包	一六錠	三、三〇	一、〇〇
樋屋製薬株式会社	咳減	同	三〇粒	三、三〇	一、〇〇
愛媛製薬株式会社	アイロミン	紙袋	三〇包	三、三〇	一、〇〇
栃木県 製薬株式会社	赤玉千龍丸	紙袋	三〇粒	三、三〇	一、〇〇
日本薬品 産業株式会社	児強劑	紙包	三〇包	三、三〇	一、〇〇
星製薬株式会社	ホシミタロ シ	紙包	一八〇錠	三、三〇	一、〇〇
救心製薬所	ノメパー錠	紙筒	一、〇〇〇錠	三、三〇	一、〇〇
製造業者	品名	容器	単位	卸売業者 最高 買入 格	小売業者 最高 買入 格
ワシ製薬株式会社	龍昇丸	同	四錠	三、三〇	一、〇〇
鐘淵工業株式会社	カネボー消化 胃健錠	同	一〇〇錠	三、三〇	一、〇〇
大興製薬株式会社	ヘルプ	同	三〇錠	三、三〇	一、〇〇
太陽製薬株式会社	ネオビタレイ 錠	同	三〇錠	三、三〇	一、〇〇
大日本薬品 工業株式会社	ビタクロン錠	同	一〇〇錠	三、三〇	一、〇〇
株式会社 津村順天堂	胃腸良劑 健康	紙函	一三瓦	三、三〇	一、〇〇
合資会社 中山研究所	漢方中山 胃腸藥	紙袋	一三瓦	三、三〇	一、〇〇
三寶製薬株式会社	デアトミン	同	一〇〇錠	三、三〇	一、〇〇
株式会社 資生堂	ハイガ	同	一〇〇錠	三、三〇	一、〇〇
神奈川県 製薬統合株式会社	チェリオ オ	同	一〇〇錠	三、三〇	一、〇〇

外郎 漆右衛門	透頂香らいら	紙包	二六〇粒	、三	、三	コバ薬品 製造株式会社	強ヲフトサン	紙函	八包 六元	一、三三	、三	、三
山梨県 売薬生産株式会社	固腸三寶丸	紙函又ハ紙袋	二四〇粒	、三	、三	有田製薬株式会社	有田胃腸散	紙缶	一三〇瓦	、三	、三	、三
中央製薬株式会社	帝那紙包	紙包	九包	、三	、三	參天堂株式会社	腹痛タミン	硝子管	一〇錠	、三	、三	、三
大昭製薬株式会社	赤玉神教丸	紙袋	五五〇粒	、三	、三	合資会社 官内善進堂	特製大學胃散	紙筒	四瓦	、三	、三	、三
京都 第一製薬株式会社	ユカワ陀羅尼助丸	竹皮包紙袋	約四日 約五日	、三	、三	和歌山県 薬品生産株式会社	和歌浦加減 保命丸	紙袋	四瓦一個 二付	、三	、三	、三
日本製薬株式会社	陀羅尼助	同	三回分 七回分	、三	、三	大東薬品株式会社	梅肉丸	紙函	三瓦	、三	、三	、三
阪急共榮 製薬株式会社	阪急共榮 パバイン錠	屢函	二〇錠	、三	、三	岡山県 製薬株式会社	サンライフ	紙函	九包 二〇	、三	、三	、三
日本合同 製薬株式会社	バプシネサン	紙袋	五五瓦	、三	、三	福岡県 製薬株式会社	黄胖丸	紙袋	三、一五錠	、三	、三	、三
株式会社丹平商会	調痢丸	同	二〇粒	、三	、三	第一統合 製薬株式会社	通じ和黄錠	同	二〇錠 四〇錠	、三	、三	、三
合名会社 室谷生春堂	戦友丸	屢	八〇粒	、三	、三	大東亜 製薬有限会社	快通丸	紙袋	七包 一三	、三	、三	、三
山田安民薬房	ロ、胃腸錠	紙袋	二八〇粒	、三	、三	參天堂株式会社	健通丸	同	六三粒 一、五五粒	、三	、三	、三
小林製薬株式会社	新ヒオタミン	同	二〇〇	、三	、三	盛天堂 製薬株式会社	通利丸	紙函	一、〇〇粒	、三	、三	、三
			一、五	、三	、三	平安製薬株式会社	京都まくり	紙袋	三、五瓦	、三	、三	、三
			二、〇	、三	、三	和協製薬株式会社	糖衣マクニン	屢	一、〇〇錠	、三	、三	、三

II 行 財 政

製造業者	品名	容器	単位	御売業者最高 販売価格	小売業者最高 販売価格
東洋製薬有限公司	天王寺セメン菓子	紙箱	六型 一型	一、三〇〇 一、二〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇
大東製薬株式会社	七味まぐり 参仙湯	紙袋	七包	一、四〇〇	一、三〇〇
旭製薬株式会社	旭の驅虫薬 「ベルン」	硝丁管	三錠	一、四〇〇	一、三〇〇
熊本県製薬株式会社	アンキロ丸	紙袋	二〇錠 二〇粒	一、三〇〇 一、二〇〇	一、一〇〇 一、〇〇〇
群馬県虎薬製法株式会社	カルミール	壺	一八〇錠 一八〇粒	一、二〇〇 一、一〇〇	一、〇〇〇 九〇〇
東京製薬株式会社	クロミン (錠剤)	同	五〇錠 五〇粒	一、一〇〇 一、〇〇〇	一、〇〇〇 九〇〇
東京第一薬品株式会社	ネオセーブルモ ン錠	紙壺 又ハ 筒	一〇六錠 一〇六粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
東興製薬株式会社	大木五臓調	缶	三〇〇瓦 七〇〇瓦	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
友田薬品株式会社	ヨーガ液	壺	五立方型 四〇錠	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
合資会社 濟生堂製薬所	ハルナ	壺 又ハ 筒	二〇〇錠 二〇〇粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
北原薬品株式会社	ネオスニ	壺	一〇〇粒	一、〇〇〇	九〇〇
生盛薬劑株式会社	人臓	同	三〇〇瓦 三〇〇粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
大日本合同製薬株式会社	シンコウ (新光)	紙包	三〇包	一、〇〇〇	九〇〇
山村壽芳堂	瑞星	壺	三〇壺 六〇壺	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
阪急共榮製薬株式会社	阪急共榮肝臓	紙同 函	三〇錠 三〇粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
和協製薬株式会社	マダルモン錠	壺	一〇〇錠	一、〇〇〇	九〇〇
第一薬品株式会社	錠劑オリゼ	同	三〇〇錠 三〇〇粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
鳥取県製薬株式会社	真珠	同	三〇〇錠 三〇〇粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇
愛媛製薬株式会社	心臓薬	紙函	三〇粒	一、〇〇〇	九〇〇
佐賀県薬品生産株式会社	烏犀	壺 又ハ 筒	一〇〇瓦 一〇〇粒	一、〇〇〇 九〇〇	九〇〇 八〇〇

東興製薬株式会社	清心丹	紙袋	三〇粒	一、四〇	一、五〇
大興製薬株式会社	起死回生寶丹	缶	三〇瓦	一、四〇	一、五〇
笹龍製薬株式会社	口中香劑	紙袋	六〇粒	一、四〇	一、五〇
	仁龍丹	紙ケース	一〇〇粒	一、四〇	一、五〇
香川県 製薬株式会社	岡内千金丹	紙包	一三〇角	一、四〇	一、五〇
千葉県 製薬株式会社	大野一角丸	硝子管	一三〇粒	一、四〇	一、五〇
宮崎県 製薬株式会社	蜜紅華湯	紙袋	七〇包	一、四〇	一、五〇
福島県 製薬株式会社	人參サフラン	同	一〇	一、四〇	一、五〇
	湯	紙函又	六三	一、四〇	一、五〇
有 限 公 司	散薬婦人美寶	同	三三	一、四〇	一、五〇
東京不二製薬会社	散	同	一〇	一、四〇	一、五〇
大東亜 製薬株式会社	千葉實母散	紙函又	七	一、四〇	一、五〇
大日本薬品 工業株式会社	麗蘇	紙函	三	一、四〇	一、五〇
株式会社 藤井得三郎商店	保命湯	紙袋	七三	一、四〇	一、五〇
近江 日野製薬株式会社	まわた素願血	紙函	六三	一、四〇	一、五〇
	五香湯	紙函	六三	一、四〇	一、五〇
京都 第一製薬株式会社	西之京蘇命散	紙袋	二〇	一、四〇	一、五〇
京都製薬株式会社	五香	紙函	三〇	一、四〇	一、五〇
徳島県 製薬株式会社	順血湯	紙函	六三	一、四〇	一、五〇
福岡県 製薬株式会社	亀や薬	紙袋	六三	一、四〇	一、五〇
玉置製薬株式会社	チクノール錠	壇	一〇錠	一、四〇	一、五〇
エスエス 製薬株式会社	小兒補功丸	紙袋	一三〇粒	一、四〇	一、五〇
森永薬品株式会社	大物解毒薬	同	九〇粒	一、四〇	一、五〇
京都 家庭薬株式会社	速康散	同	七〇包	一、四〇	一、五〇
株式会社 加藤翠松堂	百毒下し	紙函	七〇粒	一、四〇	一、五〇
八紘製薬株式会社	明光丸	同	一、六〇粒	一、四〇	一、五〇
大海製薬株式会社	長倉沱尿薬	紙袋	一〇包	一、四〇	一、五〇
大日本 薬業株式会社	中風根切薬	同	七一	一、四〇	一、五〇
本林丁字堂	ドクトリ丸	紙函	六三	一、四〇	一、五〇
盛大堂 製薬株式会社	アボセーフ	壇	一〇錠	一、四〇	一、五〇
京都製薬株式会社	五香	紙函	三〇	一、四〇	一、五〇
通屋製薬株式会社	新たらちめ湯	紙袋	三〇	一、四〇	一、五〇

II 行 財 政

製造業者	品名	容器	単位	卸売業者 最高 販売格	小売業者 最高 販売格
長崎原製薬株式会社	慶脩六神丸	壺	粒	三、三〇	一、〇〇
熊本県製薬株式会社	諸毒消丸	紙包	粒	三、三〇	一、〇〇
茨城製薬株式会社	イナリ丸	壺	粒	三、三〇	一、〇〇
栃木県製薬株式会社	からり山くさの薬	貝又ハ	粒	三、三〇	一、〇〇
日本薬品産業株式会社	ゴット膏	壺又ハ	瓦	三、三〇	一、〇〇
東京田邊製薬株式会社	らへんで	紙筒	瓦	三、三〇	一、〇〇
東光製薬株式会社	複方オスミ	壺	瓦	三、三〇	一、〇〇
鐘淵工業株式会社	全治水	壺	方	三、三〇	一、〇〇
大興製薬株式会社	ヒンター	缶	方	三、三〇	一、〇〇
株式会社宇津権右衛門薬房	顔剤ユキワリ	壺	方	三、三〇	一、〇〇
株式会社山崎帝國堂	皮膚チヤージ	壺	方	三、三〇	一、〇〇
三寶製薬株式会社	トフメル二号	ブリキ 紙又ハ 器	方	三、三〇	一、〇〇
貴命製薬株式会社	治素	壺	立方	三、三〇	一、〇〇
旭東薬品株式会社	蜂印吸出膏	貝殼	瓦	三、三〇	一、〇〇
有限会社共同製薬所	たまご薬	缶	瓦	三、三〇	一、〇〇
生盛薬剂株式会社	太乙膏外用	貝殼	瓦	三、三〇	一、〇〇
株式会社加藤翠松堂	外用ハウト	壺又ハ	瓦	三、三〇	一、〇〇
大昭製薬株式会社	ポプラ	缶	瓦	三、三〇	一、〇〇
帝國製薬株式会社	外用タムシ液	壺	瓦	三、三〇	一、〇〇
伊藤長兵衛薬房	無二膏	紙函	瓦	三、三〇	一、〇〇
和協製薬株式会社	水蟲治療剂	壺	方	三、三〇	一、〇〇
株式会社丹平商会	アスター	壺又ハ チニール 壺	方	三、三〇	一、〇〇
竹村製剤所	セーキ	缶	方	三、三〇	一、〇〇
有田製薬株式会社	オミット	壺	方	三、三〇	一、〇〇
株式会社桃谷順天館	アルミック	紙器	方	三、三〇	一、〇〇
岡山県製薬株式会社	カルス	壺又ハ	方	三、三〇	一、〇〇

星製薬株式会社	ホシマキロ	壘	一〇〇瓦	一、五	二、五〇	共和製薬株式会社	フオンデント	缶	三〇瓦	、五	空
株式会社	マキロ溶液	壘	三〇瓦	、五	一、〇〇	和歌山県	ミニトース	紙袋	三枚	、四	、五
東京甲子社	コロスキン	チューブ	七、三三瓦	、三	、三	和協製薬株式会社	蚊よけカユミ	壘	三〇瓦	、四	、五
大興製薬株式会社	マキロン	壘	一五立方	、三	、三	和協製薬株式会社	止メモスキト	壘	三〇瓦	、四	、五
エスエス	ニスエスマキ	同	三立方	、三	、三	小林製薬株式会社	ンクリーム	壘	三〇瓦	、四	、五
製薬株式会社	ニスエスマキ	同	五立方	、三	、三	兵庫県	アンメルツ	同	三〇立方	、四	、五
昭光製薬株式会社	アカヨデムヨ	同	三瓦	、三	、三	兵庫県	ホツスル	紙函	五、五〇	、三	、五
森永薬品株式会社	ペナ	同	三瓦	、三	、三	製薬株式会社	ホツスル	紙函	五、五〇	、三	、五
厚生製薬株式会社	森永ザルベ	同	三瓦	、三	、三	兵庫県	不思議膏	紙袋	五瓦	、二	、〇
阪急共榮	ヒノデマーキ	同	三瓦	、三	、三	生産株式会社	一方水	壘	一〇瓦	、三	、三
製薬株式会社	阪急共榮	缶	一八瓦	、一	、〇	合資会社	善光寺(煉)	缶	一、二瓦	、三	、三
和協製薬株式会社	凍傷膏	缶	一〇瓦	、一	、〇	長野県	善光寺	缶	一、二瓦	、三	、三
森下仁丹株式会社	マーキニロ液	壘	三瓦	、三	、三	製薬株式会社	雲切日薬	壘	一、二瓦	、三	、三
栃木県	仁丹ゆびくす	缶	三瓦	、三	、三	京都	雲切目薬(水)	壘	一、二瓦	、三	、三
製薬株式会社	愛生黄金水	壘	三瓦	、三	、三	家庭製薬株式会社	日洗薬	貝殻	一、〇六瓦	、三	、三
東京製薬	鎮痛膏	紙函	三平方	、三	、三	京都製薬株式会社	(井上目薬)	貝殻	一、〇六瓦	、三	、三
工業有限公司	鎮痛膏	紙函	三平方	、三	、三	御目洗薬	紅網包	貝殻	二瓦	、三	、三
東都製薬株式会社	ロイヒ膏	紙袋	幅三、五	、三	、三	一畑目薬	具散入	丸	三瓦	、三	、三
友田薬品株式会社	七枚入	紙袋	長三、八	、三	、三	点眼壘	又八紙器	丸	三瓦	、三	、三
鎮痛ネツン	縦七、五	紙袋	横四、三	、三	、三	紙器	丸	三瓦	、三	、三	
株式会社	京成シミト	壘	一〇立方	、三	、三	小松痔退座薬	丸	三瓦	、三	、三	
渡邊輝綱薬房	京成シミト	壘	一〇立方	、三	、三	紙器	丸	三瓦	、三	、三	

II 行 財 政

製造業者	品名	容器	単位	卸売業者 最高 販売 価格	小売業者 最高 販売 価格
玉置製薬株式会社	小松痔退膏	同	瓦	一、三三〇	一、三三〇
吉松商店	エス球紙	函	瓦	一、三三〇	一、三三〇
合資会社 宮内善進堂	美神丸紙袋		瓦	一、三三〇	一、三三〇
北海道 製薬株式会社	ニキホリン	缶	瓦	一、三三〇	一、三三〇
星製薬株式会社	ホシシツプ	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
東興製薬株式会社	ビスメン紙	函	瓦	一、三三〇	一、三三〇
第一統合 製薬株式会社	百草根紙袋		瓦	一、三三〇	一、三三〇
大日本医薬品 統合株式会社	しつぷ薬白玉	紙函	包	一、三三〇	一、三三〇
愛知製薬株式会社	ホリパフ	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
大分県 製薬株式会社	イデユ	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
有限会社東京薬院	耳ノ薬オート	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
埼玉県 製薬株式会社	マキチロン	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
弘和製薬株式会社	パピロギン	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
太陽堂 薬品株式会社	カンピロン	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
ライオン 製薬株式会社	ネオパラデン	壺	瓦	一、三三〇	一、三三〇
わかもと 製薬株式会社	錠剤わかもと	紙袋	錠	一、三三〇	一、三三〇

三寶製薬株式会社 照内末錠劑 壺 壺又ハ 壺 壺
 トフトル 壺 壺 壺 壺

東京 田邊製薬株式会社 ハリバ軟膏 壺 壺 壺 壺
 壺 壺 壺 壺

旭東薬品株式会社 ペプリーゼ錠 壺 壺 壺 壺

(イ)卸売業者最高販売価格ハ県小売統制組合、同組合支所ノ事務所又ハ倉庫渡価格トシ荷造費及運賃ヲ含ミタル価格トス

格トス

(ロ)小売業者最高販売価格ハ売主ノ店先渡価格トス

(ハ)本表価格ハ容器ノ欄ニ掲グル容器代ヲ含ミタルモノトス

(ニ)本表価格ハ指定ノ際ニ於ケル品名、処方ニ依ルモノノ

価格トス、但シ薬事法施行規則第五十一条第二項ノ規定

ニヨリ当該品名ノ下ニ処方内容ノ変更許可ヲ受ケタルト

キモ本表価格ニ依ルモノトス

(ホ)本表価格ハ物品税ヲ含マザルモノトス

(県報)

二七九 昭和二十年六月 茯苓収集の通達

衛第一、〇三八号

昭和二十年六月五日

富山県内政部長

富山県経済第二部長

地方事務所長殿

富山県林業試験場長殿

富山県農業会長殿

町村農業会長殿

富山県薬剤師会長殿

指定生薬仲買人組合長殿

茯苓蒐集ニ関スル件

生薬蒐集ニ関シテハ予テ御配慮相煩届候処現下緊急増産ヲ必要トスル松根油ノ原料タル松根蒐集ニ際シ根部ノ周囲ニ生成セル茯苓ヲ左記ニ依リ極力蒐集スルコトト致度戦局ノ進展ニ伴ヒ、医薬品、原料品ノ極度ニ逼迫ノ折柄格段ノ御配意相煩度

茯苓トハ通常市場ニ於テ「ブクリユウ」又ハ「マツホド」ト

II 行 財 政

称シ松根伐採後三、四年経タル松根ノ周囲ニ生成スル赤褐
色ノ塊状ノ菌体ニシテ大小アルモ鬼頭大ニ達スルモノアリ

一 採取法

従来ハ七月下旬ヨリ翌年三月頃迄ノ間ニ於テ長サ約二尺
五寸太サ鉄火筭程度ノ丁字形ノ器具ヲ切株ノ週辺ニ刺入
レ搜索シ蒐集シ居レルモノ今回ハ松根掘取ノ際発見サレタ
ルモノヲ採集スルモノトス

一 調製法

掘取後乾燥セザルモノハ直チニ衰皮ヲ包丁等ニテ除去シ
淡紅色又ハ類白色ノ実質ヲ二―三分ノ厚サニ輪切トシ何
レモ延ニ広ゲテ陽乾ス

輪切セルモノハ片茯苓ト称シ薬用ニ供ス尚表皮ヲ剥除シ
其ノ儘乾燥シタルモノハ丸茯苓ト称シ同様薬用ニ供セラ
ルルモ前者ニ比シ價格低廉ナリ

一 生産品

指定仲買人ニ売渡ス様指導セラレタキコト

一 用途

利尿

一 價格

品名	生産者最高 販売價格	指定仲買人最 高販売價格	摘 要
片茯苓	六八、〇〇 ^円	八二、八四 ^円	乾燥品(〇)片当價格
丸茯苓	三〇、〇〇	三三、〇〇	同

(イ)生産者最高販売價格トハ売主庭先渡價格ニシテ包装
費荷造費ハ含マザルモノトス

(ロ)指定仲買人最高販売價格トハ売主ノ庭先渡價格又ハ
積出ノ荷受所渡價格ニシテ荷造費包装費ハ含ムモノト
ス

(ハ)売主ノ店先又ハ積出ノ荷受所ヨリ買主ノ指定スル買
主ノ店先又ハ倉庫迄ノ道中ハ売主トス

一 仲買人

住所	氏名又ハ名称
富山市袋町五	金岡 又左衛門
同 西中野町三三	金子 伊平
同 東三番町二	笹山 順藏
同 梅沢町一六八	鳥 伊兵衛
同 総曲輪三三六	山本 栄三

富山市袋町五

同 西中野町三三

同 東三番町二

同 梅沢町一六八

同 総曲輪三三六

高岡市木舟町一三 棚田 喜作

同 利屋町九 津島 小八郎

富山市東四十物町三一五 中田 清兵衛

同 南新町三 中田 称三郎

同 古鍛冶町九〇 松井 伊兵衛

同 千石町一〇〇 和田 和男

中新川郡滑川町中町二四七 中新薬業株式会社

富山市東三番町八 株式会社丸小厚順堂

同 総曲輪二五五 富山県医薬品配給株式会社

同 同 第一薬品化成株式会社

(県報)

医師法施行細則

歯科医師法施行細則

診療所取締規則施行細則

歯科診療所取締規則施行細則

明治三十四年九月富山県令第八十二号(飲食物及器具取締ニ関スル委任事項)

食品市場営業規則

富山県精米取締規則

乳幼児体力検査規則

富山県結核撲滅規則

喀痰取締規則

塵芥取締規則

溝渠取締規則

街頭便所取締規則

魚鳥腸骨取締規則

毒物劇物営業取締規則施行細則

医薬部外品取締規則施行細則

薬剤師法施行細則

二六〇 昭和二十二年五月 薬業関係施行細則廃止

◎富山県令第三十六号

次の県令は、これを廃止する。

昭和二十二年五月二日

富山県知事 館 哲二

薬剤師法施行細則

政 財 行 II

薬品営業並薬品取扱規則施行細則

麻薬取締規則施行細則

阿片法施行細則

売薬法施行細則

出稼漁夫取締規則

労働者災害扶助法施行細則

労働者災害扶助責任保険法施行細則

富山県養蚕教師規則

(中 略)

付則

この県令は、公布の日から、これを施行する。

(県 報)

二六一 昭和二十二年十一月 薬業指導所廃止

◎富山県告示第五百十一号

昭和七年四月富山県告示第百八十一号(富山県売薬試験

場設置の件)

昭和十九年四月富山県告示第百九十三号(富山県薬業指導所規程)

昭和十九年四月富山県告示第百九十四号(富山県売薬試験場を富山県薬業指導所と改称の件)はこれを廃止する

昭和二十二年十一月一日

富山県知事 館 哲二

(県 報)

二八三 昭和二十三年三月 県、医薬品等配給要綱制定

◎富山県告示第五十五号

昭和二十二年厚生省令第三十号医薬品等配給規則に基く指定配給品の取扱を、次のように定める。

昭和二十三年三月一日

富山県知事代理副知事 高辻武邦

富山県医薬品等配給要綱

一 昭和二十二年厚生省令第三十号医薬品等配給規則(以

下規則という)に基く指定配給品の配給については、この要綱による。

二 規則第二条第一項中の「その他業務上医薬品等を使用するもの」を、次の通り指定する。

- (1)助産婦 (2)鍼灸業者 (3)按摩術業者 (4)柔道整復業者
- (5)理容術業者 (6)衛生施設を有する学校
- (7)保健所 (8)連合軍雇備日本人衛生施設 (9)日本海員財団支部 (10)公共の試験研究機関 (11)市町村 (12)その他必要と認められたもの

三 規則第二条第二項の消費者を次の通り指定する。

- (1)妊娠五ヶ月以上の妊産婦
- (2)乳幼児

四 知事は、規則第十一条に基き、規則第十条によって決定された本県に対する割当数量の範囲内において、地方販売業者に対して指定配給品の配給許可数量の割当を行い、これを公表する。

五 地方販売業者は前項の割合に基いて購入割当証明申請書(別記様式一)正副二通を知事に提出する。

六 購入割当証明書の交付を受けた地方販売業者は、直ちに中央販売業者から現品を購入し荷受完了したときは報告を知事に提出する。

七 取扱者(指定消費者を含む、以下同じ)に交付する購入通帳は原則として取扱者に直接交付する。

八 地方販売業者が取扱者に指定配給品を販売したときは取扱者の所持する購入通帳に販売した数量並びに登録番号を記入捺印し、同時に品目別販売伝票(別記様式一)に取扱者の捺印を求め、次回の証明書下付申請のとき購入割当証明書に添付する。

九 地方販売業者が取扱者に購入切符によって指定配給品を販売したときは、その引換えた購入切符を次回の証明書下付申請のとき購入割当証明書に添付する。

十 地方販売業者は、指定配給受払簿(別記様式三)を備え、又その販売する日における品目別販売可能数量を店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

十一 地方販売業者は毎月の販売数量を、翌月十五日までに、指定配給品受払明細書(別記様式四)を知事に提出

しなければならぬ。

十二 取扱者は、効力を失った購入通帳は速かに、これを知事に提出しなければならない。

十三 妊産婦に対する衛生材料の配給は次の方法による。

- (1) 妊娠五ヶ月に達した妊婦は、その市町村長に申し出る。
- (2) 申出を受付けた市町村長は毎月末現在「母子手帳」交付台帳と対照し一ヶ月分を取纏め（別記様式五）にある申請書を翌月五日までに、知事に提出する。

(3) 知事は、前項の報告に基いて購入切符を市町村長に配付する。

(4) 妊産婦は、市町村長から購入切符の交付を受け地方販売業者又はその取次店（薬本法施行規則第七十条第一号、第二号業者）から現品を購入する。地方販売業者の取次店についてはその所属の地方販売業者において一切の責任を負う。

十四 乳幼児治療剤の配給は、次の方法による。

(1) 医師に配給するものについては一般指定医薬品と同様とする。

(2) 乳幼児に配給するものについては、次の要領による。

(イ) 知事は、保健所長又は指定の医師について乳幼児に対するその医師の証明書（別記様式六）発給可能数を定め該医師に通知する。

(ロ) 前項の通知を受けた医師に限り、乳幼児に対し必要と認めた場合可能数量の範囲内で所定の証明書（別記様式八）に必要な事項記入の上発給する。

(ハ) 可能数量の範囲内で証明書を発給し終った医師は、所定の通知書（別記様式七）を知事に提出する。

(ニ) 前号の医師発給の証明書を受けた者は、これを地方販売業者を通じて県薬務課に提出して購入切符の交付を受け、地方販売業者から現品を購入する。

十五 この配給の円滑適正を期するために、富山県医薬品配給諮問委員会を設置して必要事項についてその都度審議する。

（県報）

二六三 昭和二十三年七月 薬事法公布

法律第九十七号

薬事法

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、薬事を規整し、これが適正を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「薬事」とは、医薬品、用具又は化粧品
品の製造、調剤、販売又は授与及びこれらに関連する事項をいう。

2 この法律で「薬剤師」とは、主として医薬品の調製、
鑑定、保存、調剤及び交付に関する実務を行う者であつて、厚生大臣の免許を受けたものをいう。

3 この法律で「薬局」とは、薬剤師が調剤する場所であつて、都道府県知事により登録されているものをいう。

4 この法律で「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をい

う。但し、用具を除く。

一 公定書に収められたもの

二 人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を与えることが目的とされているもの（食品を除く。）

四 前各号に掲げるものゝ構成の一部として使用されているもの

5 この法律で「新医薬品」とは、その化学構造式、組成又は適応が一般には知られていない医薬品をいう。

6 この法律で「用具」とは、左の各号に掲げる物をいう。
一 人又は動物の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

二 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を与えることが目的とされている器具、器械又は装置

7 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容ぼうを変えるために、身体に

作用するものをいう。

塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部として使用されている物をいう。

8 この法律で「公定書」とは、薬局方、医薬品集又はこれらの追補をいう。

9 この法律で「薬局方」又は「医薬品集」とは、日本薬局方又は国民医薬品集の最新版をいう。

10 この法律で「標示」とは、医薬品、用具又は化粧品の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。）に記載される文字、図形その他の表示をいう。（直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に読み得なければ、これを標示ということができない。）

11 この法律で「表示書」とは、医薬品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、図形その他の物又は医薬品、用具若しくは化粧品に添付

する文書若しくは図画をいう。

12 この法律で「毒薬」又は「劇薬」とは、人又は動物の身体に、これが摂取され、吸入され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与える虞がある医薬品であつて、厚生大臣の指定したものをいう。

第二章 薬剤師

（免許）

第三条 薬剤師にならうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、厚生大臣の免許を受けなければならぬ。

2 薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを与えない。

一 薬剤師国家試験に合格した者

二 厚生大臣の指定した外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生大臣が適当と認めたもの

3 薬剤師免許を受けていない者は、薬剤師の名称を用い

てはならない。

第四条 薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者には、

これを与えない。

- 一 年齢二十年未満の者、禁治産者又は準禁治産者
- 二 精神病患者
- 三 おし、つんぼ又は盲の者

(中略)

付 則

第六十条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十一条 左に掲げる法令は、これを廃止する。

薬事法(昭和十八年法律第四十八号、以下旧法という。)

(官報)

二六四 昭和二十四年九月 GHQ、米国薬事使節団

の勧告書発表

勧告書

1 法律上、教育上及びその他の手段により医薬分業の早

期実現の為に可能なるあらゆる努力がなされるべきである

こと。医師の仕事は診断、処方箋の発行及び医薬品緊急
投与に限定されるべき事。開業薬剤師の仕事は最も優秀な
医薬品を確保し、適法に貯蔵し、医師の処方箋により調
剤投与することであるべきこと。

2 診断、医療、試験室、薬局及びその他の業務を行うべ
き設備を有する病院、診療所施設を拡充すべきこと。

3 日本における薬局が、他の適当な施設、機関と共に、
厚生省により公衆衛生知識の普及活動のために利用せら
るべきこと。

4 総合大学において薬学科に独立の行政的地位が与えら
るべきこと。

5 薬事教育委員会に、より多く薬剤師の代表を送り得べ
きこと。

6 基礎薬学の課程において、理論的及び実用的薬学、特
に調剤学、生物科学、薬局管理及び薬業倫理を一層強調
すべきこと。

7 学課々程を固定して、すべての学校に対して教育計画

を細目にわたり指示することを避くべきこと。

8 良き職員と設備を有する学校においては、特殊部門に進む卒業後の研究が奨励せらるべきこと。

9 職員の偏執化を防ぐ為には、各学校間に教授を交換し、外国との教授交換を行ひ、又は薬学及び総合科学の外国における教育を受けた教授を委嘱すべきこと。

10 薬学の将来はこの職業につかんとする人の能力如何によること故に、学校が最大の注意を以て学生の選状に当るよう奨励すべきこと。

11 全薬業人の所要数、所要の男女に対して適当に教育を施すに必要な薬科大学の数及び薬科大学の地理的分布等を知るために、全国的な調査が行わるべきこと。

12 認可された薬科大学が適当な財政状態にあるか否かを注意すべきこと。且つ特殊な条件の下に単科大学に対する援助を求むべきこと。

13 大学設置委員会及び薬科大学審査の特別委員会に、更に多くの代表者を送ることを認めらるべきこと。

14 現在設置されている大学における施設設備の強化に援

助も与えらるべきこと。

15 大学における薬学、生物学部門の教育施設を改善し、高度の衛生状態を確保し衛生の根本的原則を理論と実際によつて学生に教えるべきこと。

16 実務にたづさわっている薬剤師に対する不断の教育は、利用し得る限りの方法において奨励されるべきこと。

17 有能且つ有資格の薬剤師を、薬事に関するすべての必要なる問題について助言を与え補佐させる為に総司令部公衆衛生福祉部の職員に加えること。

18 薬事審議会は、その全委員の過半数が常に資格を有する薬剤師たるよう構成せらるべきこと。

19 医薬品を調剤することを認められる者は設備、免許、教育その他の点においてすべて同等の資格要件を充すべきこと。

この為には薬事法第四章第二十二条を修正すべきこと。

20 薬事法第五章第三十七条は医師がすべての毒薬及び劇薬について処方箋を発行し薬剤師によつて調剤されるよう修正されるべきこと。

21 薬事法施行規則第六章第四十七条に規定されている医師の調剤に関する特権的規定は緊急治療の場合を除いては、削除されるべきこと。

22 新規に薬剤師にあらざる医薬品販売業者の登録を認めざること。また、かゝる業態については現に業務を営んでいるものがその業務を中断、廃業したときはこれを全部廃止すべきこと。

23 昭和二十四年二月五日付、厚生省告示第十八号の第一項四行目「及び医薬品輸入販売業者」の次に「及びその他医薬品を販売、交付する者」を挿入すべきこと。

24 医師法第二十二條の規定を、医師は患者から求めに応じて薬でなく処方箋を特別料金を要求することなく与え、かくして人々に調剤者の自由選択を保障するよう修正すべきこと。

25 日本薬局方及び国民医薬品集の全面的且つ完全な改正が直ちに着手せらるべきであり且つこれには充分な註釈、性能試験方法、その他医薬品取扱いのために必要な一切の知識が収載せらるべきこと。

26 国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所における比較試験に要する機具、施設、職員並びに都道府県における監視取締制度を可及的速かに改善、拡充すべきこと。

27 将来実施される如何なる社会保障制度の下においても、開業医と調剤薬剤師との機能とは明確に区別され、医師は診断、処方箋記載の料金を徴収することを許され、患者に施した緊急治療を除いては調剤の料金入手を禁ぜられ、薬剤師は診察、処方箋発行を禁止されること。然して、医薬品の調剤投薬、医療用具の交布に責任を有しこれに対して料金を与えらるべきこと。

28 薬事法第十条第一号の薬剤師国家試験小審議会は、薬剤師を主としその他公衆衛生面の代表者とによって構成されるべきを明示すること。

29 薬剤師国家試験の学説、実地試験の部門は教育の計画の範囲が拡張されるに従って常に改訂され、改善されるべきこと。また試験は医師にとっての医薬品の相談相手として又大衆にとっての調剤の専門家としての薬剤師の資格を決定する方向に置かるべきこと。

- 30 暫定措置として開業の場所に調剤所を有し、又は自づから医薬品を調剤する医師は、薬局登録と同様な登録手数料を払い、薬局における同様の監視をうけ、記録を保存し、その設備、衛生状態、その評数については薬局と同様の基準に適合すべきこと。
- 31 人口及び地理的配置との関連においての薬剤師及び薬局並びに現存医薬品販売業者及び薬店の分布状態は、薬事審議会によって不斷に研究せらるべき問題であり、且つ過剰の人員、施設の、稀少地域への分散を計るために飽和状態に達せんとする都道府県及び都市においては最高限度を定むべきこと。
- 32 医薬品製造工業にとって参考として必要な科学的、技術的文献を入手する方法、手段をみいだすべきであり、且つ又、医薬品の製造加工に必要な特殊設備について、若しくは必要原料について充分な考慮が払われるべきこと。
- 33 新医薬品の導入に寄与し且つ公共の福祉増進の見地より医薬品工業に寄与するために、近代的な模範製薬工場建設の準備に速かに着手すべきこと。
- 34 薬事法による一層活発な監視告発によって、すべてのいかにほしい医薬品を市場から駆逐すべく努力せらるべきこと。
- 35 注射液の調製に当って使用される設備、方法の再検討を行うべきであり、就中発熱性物質の形成の防止及び無菌状態の維持の点より特に再検討せらるべきこと。また多量の尿液の使用に当って用いられる管の殺菌消毒に対する責任は、薬局長に帰すべきこと。
- 36 すべての病院、保健所及び診療所において、「薬学並びに治療学委員会」が設置せらるべきこと。
- 37 病院処方集の使用を奨励すべきこと。医員及び看護婦のために、新医薬品に關し、薬事方策及び方法に關する知識を掲載する会報の発行を考慮すること。薬局は医薬品の効能、調剤及び使用方法に關する知識の中心たるべきこと。
- 38 病院薬剤師をして、看護実習生に対して薬理学を教授させるよう奨励すべきこと。
- 39 病院薬局に対する基準を設定すべきこと。

40 病院薬剤師の会合が、周到な計画に基いて国内各地において定期的に開かるべきこと。

41 日本薬剤師協会の会報の一部分を病院調剤の記事に当てるか、さもなくば病院薬剤師自らが刊行物を発行すべきこと。

42 病院薬局に関する再教育制度を確立すべきこと。

43 病院薬局における実地修練と学校卒業後の研究とが同時に行われるような計画が確立されるべきこと。

44 病院薬局に関しての学課々程の確立について考慮が払われるべきである。

45 厚生省より地方庁に到る行政機構において、薬事に関する重要な地位には資格ある薬剤師のみが任命せらるべきこと。

(『長崎薬史』)

六五 昭和二十五年十月 県内初の薬事法違反

薬事法違反により行政処分につせられ二十日間の製造停止

処分をうけた事件が富山県下におこり業界初めての事件として注目を惹いている、即ち今春三月G H Qの指示により厚生省が全国一斉に医薬品を収去検査した際、本県薬事監視員が日興化学工業株式会社(富山市清水町八六)から収去せる同社製造の葡萄糖注射液について、国立衛生試験所が厳密なる検査の結果、葡萄糖注射液二〇%の溶液が澄明ならずとの理由により薬事法第四十条第一号に該当するため、該品を販売または授与の目的で製造および貯蔵したことは、薬事法第四十四条第二号および同第三号に違反するとの理由で、黒川厚生大臣名をもつて昭和二十五年十月十二日より二十日間「注射液」の製造業の停止を命ぜられたものである。

右に關し豊田県薬務課長は次の如く語る

今春G H Qの指示により厚生省が全国一斉に収去検査した結果、県下においてかかる事態が発生したことはまことに遺憾である、近く全面的に国家試験を実施する必要が生じたのも医薬品製造業者がその使命を充分に認識していないことがその原因と思われる、従つて県下各医薬

品製造業者は、このことを他山の石として保健衛生に寄与するよう努めてほしいと同時に、今後国家検定をやり製品に対して一段と責任ある製剤をやつて戴きたいものである

〔薬日新聞〕昭和二十五年十月十四日

二六六 昭和二十五年十月 県薬業振興に関する請願書

富山県薬業振興に関する請願書

本県重要産業の一つとして自他ともに許している本県の薬業は戦時、戦後を通じての疲へいを克服し現在までどうか切抜けてまいりましたが、戦前までの水準に到達するには前途遠慮の域にあるばかりでなく、日進月歩の薬学、薬業に追隨することは容易でない状態にあります、かかることは永年にわたり本県経済の一大推進力である薬業の将来は真に憂慮に耐えない次第であります、故に県当局におかれてはこの際本県における薬業の重要性を再認識せられ、

本県薬業の進歩発展に寄与するため試験研究教育補導、経済力の培養など諸般の総合的の振興対策を速かに実施せられるよう要望するものであります。
右請願致します。

理 由

一 本県薬業は戦時における企業整備、戦災などにより製造施設、試験研究施設など薬業の発展に必要な諸施設を焼失荒廃せしめ、加うるに長年培養した需要先の大量喪失ならびに経済状態の甚だしい変動により著しく復興が遅れていること

二 本県薬業は日増に伸びてゆく薬学薬業の進歩発展に追いつし得る試験研究施設、教育補導施設など重要な薬業振興施設を持つていないので、一般需要者よりの信用を失い時代より取り残されようとしている現況である事

三 本県薬業者が自力で薬事振興のため必要な諸施策を設置するには余りにも微力であり、こそく的手段によつては真の薬業振興対策にはならない事

四 本県の農業、水産業等の県産業に対しては相当に積極

的な振興策が講じられているが、その生産販売額において年額約四十億円に達している重要産業である薬業に関しては何等見るべき振興対策が講ぜられていない

五 本県薬業は戦前の如き海外貿易に伸びうる機会に直面しているに拘らず凡ての施設が貧弱でその要求に応じ得る態勢にまで速かに整備する必要が痛感されること
如述の理由により本県薬業はこのままに放任しておけば衰退の一途をたどり、本県経済力に重大な影響があるものと思われ、この際当局におかれましては本県経済力の推進力である薬業の振興に対して積極的な凡ゆる施策を早急に実施せられちつ息状態にある薬業に活を与えられんことを切に要望するものであります

昭和廿五年十月廿四日

〔薬日新聞〕昭和二十五年十月二十八日

二六七 昭和二十六年四月 県家庭薬配置監視員規程

第一章 目的、資格及び委嘱

第一条 富山県家庭薬配置員の商行為の監視に当らしめる為富山県家庭薬配置監視員（以下単に監視員とゆう）を置く

第二条 監視員は配置行商に三ヶ年以上の経験を有し相当薬事知識を有するものにして家庭薬協同組合連合会会長の推薦した者の中より富山県知事之を委嘱するものとする

第三条 監視員の任期は一年とする 但し補欠監視員の任期は前任者の残任期間とする

第二章 服 務

第四条 監視員は知事の指揮監督を受け富山県の家庭薬配置員の商行為の監視に当るものとする

第五条 監視員は自ら配置員の模範となり其の職務の執行に当っては厳正公平を本旨とし専ら本県家庭薬の発展の為寄与する心掛を持たねばならない

第六条 監視員は家庭薬協同組合連合会会長の委嘱する連絡員と常に緊密な連けいを取り担当区域内に於ける情報を蒐集し毎月一回書面を以て知事に報告するものとする

第七條 監視員が違反者を発見したときは其の都度直ちに其の顛末を書面（様式一号）で知事に報告しなければならない

第八條 監視員は必ず監視員徽章を佩用すると共に監視員之証（様式第二号）を携帯しなければならない

第三章 懲 戒

第九條 監視員は左の各号の一に該当する行為があつた時は懲戒処分を受ける

- 一 職務上の義務に違反したとき
- 二 職務に關し監視員としての本分に悖り其の信用を失墜したとき

第十條 前条による懲戒の種類左の如し

- 一 解 嘱
- 二 譴 責

第十一條 監視員の懲戒は知事之を行うものとする

付 則

本規程は昭和二十六年四月一日より実施する

（『北海道産業史』）

二六 昭和二十六年七月 県薬政会、県総合開発審議会に請願

富山県薬業は遠く前田正甫公以来連綿として三百年の伝統を保持し、「先用後利」の大精神を発揮し全国津々浦々に至るまで保健衛生のめんで大なる寄与をなし、また富山県において米、電気とともに三大産業とならび称せられ、薬業人また県政、地方財政のめんに大なる寄与をなしていることは百万県民周知の事実であるに拘らず、兎角薬業のめんが忘れられがちな存在にあり、薬業人をしてなげかせており、県当局首脳部に強く反省を求めるところでたまたま先般県が、県民の福祉増進と経済文化の発展から「県土総合開発審議会」なるものを九カ年計画で立案し、地元日刊三新聞も大々的にこれを報道したことは県民の未だ耳新たなところであるが、内容については治山治水、電気、農業、漁業、林業、鉱業と観光のめんにまで広範囲にふれてあるに拘らずこと薬業のめんには一切ふれていない、かかる事態は県首脳部が軽視しているものであり、さきに薬直人氏

が六月卅日付本紙一六一号をもつて主張せる如く富山県薬政会としても黙過できずとしてこれを重大視し、過日北川会長は審議会長たる高辻知事はじめ県関係要路を歴訪して次の如き請願書を提出したが、審議会今後の動きとともに薬政会の一段と強力な団結が強く要望されている請願書の全文次の通り。

請願書

富山県総合開発計画に薬業の振興を重要案件として取上げられ度件請願

請願者

富山県薬政会

会長 北原 承三

昭和廿六年七月十二日

富山県総合開発審議会長

富山県知事 高辻武邦殿

二百六十有余年前時の富山藩主前田正甫公は家庭薬製造の業を起し、全国津々浦々に配置販売という特殊な商法

をもつていわゆる「富山売薬」の基礎をつくられてより以来「用を先にし利を後にせよ」との正甫公の精神を心として歴代藩公もこれを保護育成せられ時代の進展とともに発展の一路をたどつて参りました。

維新以来の外国文明の導入は富山売薬にも影響し時の新川県令山田秀典の「泰西文明国の良法を採取し、互に協同結社せよ」との振興政策は最新の薬学を吸収し、その声価は一段と向上し、生産は漸増し、本県産業の中枢となり明治中期より引続き近代におよびさらに海外までに発展する盛況を呈するに至つたのであります。しかるにこの度の敗戦に際しての深刻なる状況下において富山県家庭薬は全滅の危機におちりましたが、三百年間育成された正甫公の精神は県下一万にのぼる配置行商員を刺激し、復興に努力した結果、漸く今日に至つたのであります。

蓋し特定な製薬原料も産しない本県において「富山の薬」として全国に普及した所以は配置行商という特殊な商法とこれを保護育成した歴代首長の努力によるもので

あります。本県薬業の県外進出の精神は、本県漁業の遠洋進出の精神を涵養し、又全国を行商する薬業人の時代感覚は全国各地の文化を吸収そしやくし、物心両面において本県の近代工業の育成に尽したことは県民の事業投資が他県と比較して甚だ多いことによつても証明され、また単作農家の農閑期における配置行商は富山県農業の安定に寄与したことも忘却できないことと存ぜられるのであります。これ等は越中人の特性でありましたが、想うに越中魂の核心をなすものこそ藩政当時より脈々として続く越中売薬の商魂そのものであつたことを想起すべきであります。年額四十億に達する巨額を海外、県外より導入する本県薬業はその付帯産業をも含めてみますれば、その生産額において従業員の数において本県の繻々ほこりとしております繻業または化学肥料等の近代工業にも匹敵する重要産業ともいわねばならないのであります。従来薬業が主として小企業者の集団であり、またその功績が極めて地味に取扱われたための近代工業の華やかな進出の陰に忘れられ県政の面においても久しく等

閑に付せられたことはわれわれ業者の最も遺憾に存じていたところでありますが、この薬業が急速に進歩しつつある薬学および近代商業に追随する振興策の必要なることは今日より急なることではないのであります。

この度県当局において薬業の振興の重要性に深く御同情ある御認識を賜り、薬事研究所の設立を決定せられ、また業界においても薬事補導所をつくるべく目下企画中の現状であります。今般県において県土総合開発計画が立案されその審議会はすでに発足し新資源の開発および近代工業の誘致等本県産業の振興育成に努力せられることになりましたことはわれわれ県民として双手をあげて賛成するところでありますが、右申上げました如き本県の重要産業であります、薬業の振興ということが一般商工業の一部として取扱われるように承つておりますことはわれわれの最も意外とするところであります。

本県薬業は他府県に例をみぬ特有産業であるのみならず永き歴史の基盤に立ちわれわれ父祖の血の通り最も県民に適応性のある産業でありましてこの薬業の振興こそ他

産業の誘致にもまして先ず第一に着手すべき緊急かつ実効のある案件と存じますので本総合開発計画の中に重要案件として独立した観点においてあらゆる角度より審議せられ県特有産業として新時代の適応性を付与し、国民の保健衛生に寄与すべき本来の目的に添う方途を示す結論を發見するよう特別の御配慮を御願ひする次第であります。

右請願致します。

(薬日新聞) 昭和二十六年七月二十一日

三六九 昭和二十七年三月 医薬品配給規則廃止

◎厚生省令第九号

医薬品配給規則を廃止する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十八日

厚生大臣 吉武恵市

医薬品配給規則を廃止する省令

医薬品配給規則(昭和二十二年厚生省令第三十号)は、

廃止する。

付 則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

(官報)

三九〇 昭和二十七年七月 県薬事研究所設置条例

富山県薬事研究所設置条例付則及び富山県薬事研究所使用料及び手数料条例付則第一項の規定に基づき、富山県薬事研究所設置条例及び富山県薬事研究所使用料及び手数料条例の施行期日を定める規則を定め、ここに公布する。

昭和二十七年七月三十一日

富山県知事 高辻武邦

◎富山県規則第四十九号

富山県薬事研究所設置条例及び富山県薬事研究所

使用料及び手数料条例の施行期日を定める規則

富山県薬事研究所設置条例(昭和二十七年富山県条例第三十三号)及び富山県薬事研究所使用料及び手数料条例

(昭和二十七年富山県条例第三十四号)の施行期日は、昭和二十七年八月一日とする。

(県報)

三九 昭和二十七年八月 第一次県総合開発計画の

薬業対策

富山県では昨年来より県土をあらゆる角度から研究工夫し豊かな住みよい郷土をつくりあげようとする「富山県総合開発審議会」を設置し、各専門分野に分れて委員を選任しそれらの角度から真摯な研究が加えられているが、家庭薬面においても商業専門分科会にとりあげられており、業界を代表して広瀬重造、石黒七三、北川承三の三氏が委員に委嘱されて理想案の作成に苦心されているが、家庭薬関係の全貌を次に紹介することにしよう。

第一章 現 況

一 家庭薬業の沿革

天和二年(西暦一六八三年、昭和二十七年から二六九年

前)時の富山藩主前田正甫公が岡山藩の医師万代浄閑より、製法の伝授を受けた延寿反魂丹の薬効が確かを知り、また偶々江戸城で他の大名の急病をこの薬で救ったのを機会に各大名から求められるまゝ各地にこれを頒布することとし、販売方法として配置販売法(家庭薬を消費者宅へ無料で預けておき、半年または一年後再び訪れ、服用されただけの薬価を受領するという販売法)を採用し、この方法が薬餌の性質上特に歓迎され、消費者から絶大な信用を得たことゝこの販売方法は県民性に、あるいは県民の副業として良く適合した外、歴代の為政者がよくこの業の保護助長に意を用い、例えば

【例一】 本業の創始が、各藩の要望により始められたものであるので当時各藩は鎖国的傾向が強かったにも拘らず、特に富山藩の配置員の入国が許可され、配置先においても優遇されたこと。

【例二】 富山藩においては、配置員一名に対し、十八扶持が支給された事(反魂丹役所)

【例四】 新川県令山田秀典の勅奨による、企業の合理化、

洋薬の採用。

【例五】 白根知事の輸出振興政策および山中知事の県費による富山県売薬改良調査会の設備。

【例六】 昭和七年売薬試験場が設置され（後に富山県薬業指導所と改称昭和廿二年十月廃止）富山家庭薬振興に重要な貢献をした事

等以上数例ではあるが、このように、指導機関や、検査機関を設けて、製品の品質向上確保につとめ、あるいは技術者、配置員の育成を行い、あるいは企業の合理化、製品の優良化、輸出の振興を計る等、適切な施策が講ぜられ、また業界もよく為政者に協力し、斯業の振興につとめたため、次第に発展し、県の重要産業となるに至った。

しかるに、昭和十七年に行われた企業整備により、当時法人四八、個人一五五〇の製造業者は統合、あるいは廃業して一三企業体に圧縮された。一方配置販売部面においては一戸一袋制による配置区域の統制整理により、従前の配置戸数延約二八〇〇万戸は実数三〇〇万戸、約一一％に圧縮されるに至ったことは、本県家庭薬業界の大なる転期で

あった。さらに昭和二十年八月の富山市の戦災により、市内に存在した製薬工場の殆んど全部が灰燼に帰し、本県の家庭薬生産力の約七〇％を失い、また配置販売面においては召集、徴用、旅行難による配置員の減少、戦災による得意先の焼失、転居、敗戦による道義の頽廃等による得意先の激減配置業の喪失等深刻な打撃を受けた。

しかし、終戦後における業者の復興に対する努力は誠にめざましいものがあり昭和二十二年には、その生産力はすでに略々戦前の域に達し、昭和二十五年末において、製造業者数一七〇となり、生産実績は略々昭和十六年のそれに匹敵し、配置員数は凡そ一万名、配置戸数は延約一五〇〇万戸と推定されるに至っている。

二 家庭薬業の現況

1、業態の現況

本県家庭薬業の生産部面における推移は、昭和二十五年中に三四億円：定価額：（生産者販売価額にすれば八億七千万円）の家庭薬を生産している。しかして、この生産をなした製造業者の構成は個人企業八五、会社組織のもの九

二、計一七七七であつて、これを資本金年間生産額従業員数および機械設備等により見ると企業体数、資本金、機械設備に比して、従業員数が多く、製造業者の大部分が手工業を主体とする中小企業者であることが解る。昭和二十五年中に生産された家庭薬の製剤の製造に使用された原料資材のうち洋薬は三億四千万円、生薬は五千百余万円であつて、このうち洋薬、生薬は各々五%（推定）を県内において供給するに止まり他はこれを県外に仰いでいる現況である昭和二十五年末現在において本県に登録された配置員数は七四七一名であり、未登録者を合すると、その実数は凡そ一〇、〇〇〇名と推定されている。

これらの配置員が家庭薬を配置する世帯数は凡そ一五〇〇万戸と推定され殆んどわが国全世帯（一六、五八二、三二九世帯、昭和二五、一〇国勢調査）に配置されているようにみえるがこれは一世帯に対し二乃至数セットの家庭薬が重複配置されているためであり、本県家庭薬の未だ配置されていない世帯数は数百万に及ぶものと推定されている。次に前述の既登録配置員七四七一名について出先都道府

県毎の人員、振置戸数および販売高を見ると七、四七一名の配置員により年間に売上げられる金額は三〇億余円と推定され、この金額より配置員一人当りの年間所得を推定すると、一人当り一二万八千余円となり未登録配置員を加算した場合（約一〇〇〇〇名となる）には一人当り九万五千余円となる。

次に本県薬業が家庭薬を生産し、これを配置販売することにより、県内に導入する金額を推定して見ると一三億余円となる。（但しこの金額は昭和二十五年中の生産額；諸種の事情により過少に届出られたと認められる；を基礎としたものであり、業界の実状より見ると実際には一五億円以上と推定される）

本県家庭薬業は、終戦に至るまでは、年々その生産額の二〇〜三〇%を輸出しその輸出額も年々増加してきたが、終戦により在外薬業関係者の引揚と、主な市場であった満州、中国、朝鮮、台湾その他東南アジア等に対する連絡を絶たれた結果、現在においては輸出は殆んど中絶の状況にある。

2 富山県薬業における特異点

(イ) 懸場帳

本県薬業の配置販売部面における特色の一つとして特に注意すべきものに懸場帳がある。懸場帳とは配置員がその得意先について、その住所、氏名、配置した家庭薬の品名、個数、訪問年月日毎の服用済分の金額集入額、未集金額等を記載した帳簿（簿記の元帳に相当し、この帳簿の所有者を懸場帳主または単に帳主という）であって、本県の家庭薬業界においては、これを一種の財産として取扱っており、業者間においては得意先への感謝の意をも含めて、これを非常に大切にする風習がある。戦前においては、その売買（売買の仲介業者も多数存在した）あるいはこれを担保とする金融（売薬信用組合において主として行われた）が盛んに行われたが、これが戦時中、国の方針により一戸一袋制（重複配置の禁止）を原則とする配置区域の統制整備（全国の配置販売業者の存する府県…富山はか一八府県…）に対し、その配置担当区域として、各都道府県内の市、区、郡を割当て、各担当配置府県の配置員は、その担当市

区郡以外の配置販売を禁止された）が強行され、さらに戦災による得意先の焼失、転住等により懸場帳の財産的価値を失ったもの多く、また売薬信用組合が異種業態者を包含する市街地信用組合へ移行するに及んで、これを担保とする金融も殆んど行われなくなった。

しかし、戦後配置員の努力により、旧得意の回復新得意の獲得が盛んに行われ、配置業態本来の面目が確立されてきた。ゆゑ懸場帳の価値も復活し現在においては、その売買も相当頻繁に行われ、昭和二十四年十二月以降は信用保証協会を通じて、懸場帳を担保とし一人一〇万円以内を限度とする金融が行われるに至り以後昭和二十六年十二月末日までに金融を受けたもの延六二八名、金額延四千四百二十一万円に及んでいる。本金融に関しては薬事に対する金融保証の枠が定められているため、融資額を特に増す事は望みえないが懸場帳を担保とし、銀行よりの金融を受けうる者の緒の拓けた事は、本県の家庭薬業としての一つの強みである。しかし、将来においては、金融保証協会を通ずることなく、直接に銀行よりの融資を受けるか、家庭薬関係

の信用組合の設立により懸場帳を担保とした金融方法の確立をなしうるよう懸場帳の価値、即ち本県薬業の信頼性を昂めることにつとめる必要がある。同業の立場にある奈良、滋賀等の業界において懸場帳に相当する帳簿を得意帳と称しているが、本県におけるほどの財産価値は認められていない。

(ロ) 家庭薬製造部面の特徴

本県家庭薬業は、家庭薬の配置販売を行うことにより発達してきたものであり、発達の過程において、従来個人による製造と自己製品の配置販売とを兼ねて行ってきた懸場帳主が、世の進達により洋薬の採用、新剤形の採用、企業の合理化等を行う必要上、次第に協同作業所的施設を設けるに至り、この施設が更に会社組織の製造企業体に変化して来たものである。従って県内の家庭薬製造企業体の大部分は主として、懸場帳主を株主とし配置向家庭薬を製造する会社か、または懸場帳主自らの個人企業であって、薬局や店舗を有する医薬品販売業者を通じて販売する家庭薬(通例、本舗家庭薬または店舗向家庭薬という)のみを製

造する企業体は数企業体にすぎない故に各製造企業体において製造する配置向家庭薬を店舗向に販売することは、株主である懸場帳主の配置販売の面に影響を及ぼし、また特別に店舗向家庭薬を製造しても従来よりの店舗向販売ルートを有しない等の関係があるのでその販路の拡張、確保には大なる困難を伴う現況である。またこの製造業の規模は配置家庭薬に対し一般大衆の要求する剤形式の関係上、手工業を主体とするものであるが将来においては、これを機械化し、近代化することにより、その製品の向上、生産力の拡充を計ることを理想とするが、配置家庭薬の需要者である一般大衆の要求、配置員の素養等の現況よりみて、急激なる変化はかえって業界の混乱を招くものと認められるので、漸を追って改革されるべきものと思われる。

3 富山県家庭薬が全国に占める地位

イ 生産額について

厚生省の調査によれば昭和二十五年中の全国家庭薬生産額は五十七億七十四万円であるが、このうち本県が生産額は一五%の八億七千万円、奈良県は九%の八億二千万円で

ある。しかしこの五十七億余円の生産額は店舗向家庭業をも含めた額であつて、配置向家庭業のみについてみるときは、本県の生産額は全国の生産額の凡そ四十二%と推定され全国第一位を占めている。

ロ 配置員数について

全国の配置販売関係府県の配置員の分布状況は生産部面と同様、全国第一位を占めている。

4 富山県産業における家庭業の占める地位

前述の通り、本県の葉業は年額凡そ三十四億円の生産をなし、これを配置販売することにより、年間少くも十三億円の金額を県外より導入し資本は殆んど全く県内の自己資金により賄われている産業であり、この産業により直接、間接に従事することにより生計を営んでいる県民は凡そ十万名と推定されている。なおこの産業の重要な要素をなす配置販売業は、県民性によく適合し、殊に積雪寒冷単作地帯である本県農民の冬期及び農閑期における副業として、重要な役割を果しており、また出稼ぎによって県外より資金を導入することは、配置販売を本業とする者は勿論、積

雪寒冷単作地帯の県民の経済生活上看過し得ない重要事である。(家庭業の配置員数約一万名中、農家の副業として従事するものは凡そ三千名と推定されている)

これらの諸点より考察すると、この業の振興については格段の考慮を要する。

5 他府県における家庭業の傾向

配置販売部面において、競争的立場にある諸県、特に奈良、滋賀、佐賀等の家庭業業者は自県業の振興発展の目標を本県家庭業に伍すること、更にこれを凌駕することに置き、諸種の振興策を講じ、本県家庭業の牙城にせまり、あるいはこれを陥れんとする意気を示している。殊に本邦商業の中心地である京阪神地区に近接する奈良、滋賀等の家庭業業者は進取的傾向強く、進んで近代的製薬工場の視察、産業能率に関する指導者を招聘して作業能率の増進、企業の診断、企業の近代化等についての指導を受ける等、諸種の手段を講じて、その業の向上と発展に対する努力を継続中である。

就中、奈良県においては既に昭和二十六年十月奈良県業

業振興年次計画を策定し、県及び業界一致協力し着々と計画を実施に移している。(昭和二十九年末までにその生産額を二十億、配置員数一万名、配置戸数千五百万戸とする)従ってこれらの県の家庭業は近き将来において、急速且つ

強大な発展をなすものと認められる。他方、店舗販売を主な目的とする他府県の家庭業者は、各社共自口の最も得意とする品目をしかも、数品目に限定し、これを重点的に生産し強力な宣伝広告をなすことにより、その販路の拡張と販売額の増大を計っており、ためにこれら家庭業に対する大衆の認識と、関心の増加と国内における薬局、医薬品販売業者の漸増とにより、これら家庭業の進出は増々盛んとなり、本県家庭業業に対する脅威となっている。

更に従前本県へ家庭業原料として合成医薬品を供給していた東京、大阪方面の大製薬会社(主として医師向医薬品を製造する)は戦後自家製の合成医薬品を他へ供給することを極度に縮減し、これをもって諸種の製剤(家庭業をも含む)を生産するに至っている。このように東京、大阪の大製薬会社が大資本を用い有力な宣伝広告をなすつゝ自家

製の原料を用い、且つ内容外観共に優秀斬新な家庭業を大量に供給する(既に大阪方面において配置販売を開始している)に至ったことは、これまた本県の家庭業業に対する重大な脅威である。

重複製造と配置が業界発展の隘路

三 家庭業のあい路

1 製造部面

県内に在する製造業は殆んど中小企業のみであつてつぎのような欠陥を有している。

イ 企業乱立の傾向強く終戦時の十四企業体は昭和二十六年末現在一七七企業体となり、更に漸増の傾向を示しており、また近時競争的立場にある他県の生産力も傾に増加してきたゆゑその生産量は国内需要の限度に近づきつゝあると推定される。

ロ 配置家庭業の特殊性という原因にもよるが、各企業体共殆んど内容の等しい製品を多種類に亘って、重複製造し互に激しい競争をしている。

ハ 本県の立地条件のしからしめるところと、中小企業

の通弊により、世の進運に暗く、旧態を墨守する傾向が強く設備施設の改善製品の内容、剤形、意匠等の改善、原料並びに製品の検査等についての関心が少い。また製造面において重要不可欠な分野を担当する薬剤師その他の技術者に対する認識が足りない。

ニ 製品の意匠が近代的感覚に乏しいのみならず、商標権等に関する觀念が稀薄で、他社製品の意匠等を模倣し、またはその類似品を製造するものが多い。

ホ 配置家庭薬は配置員と需要者との間の個人的宣伝により販売されるものであるため、製造業者には宣伝、広告等に関する関心が少く、その結果富山の家庭薬は一般需要者に製品名や内容について熟知されること少なく、また旧來通りの幼稚な製法によるくすりと考えられる傾向が強く、販売面において甚だしい不利を招いている。

へ 製品の大部分が配置にむけられることと、戦時中に失った得意先の回復のために多額の資金を要し、更に昭和廿三年七月薬事法の改正により、配置販売業者は、現金販売を禁止された等の結果、資金の回収が不円滑なため家庭

薬の生産上、大なる支障を来している。

ト 原料医薬品の大部分を県外に仰ぐことは、家庭薬生産面における欠点の一つである。

2 配置販売部面

現在、配置販売に従事する配置員の数は、登録を受けたもの約七五〇〇名であり未登録者を合せておよそ一万名と推定される。

然して、その各都道府県における営業状況は全国第一位であるが、この部面においては、次のような欠陥を有している。

イ 配置品の医薬品に対する知識、一般教養の不足は富山家庭薬の信用獲得上また販路の保持拡充、家庭薬の質的向上等の上にも重大な支障である。

ロ 配置員中には将来得られる信用を目的として優良家庭薬を努力により売り拡めるよりも、目前の利益のみを追求する傾向の強いものが多く、従って製造部面においても製品の優良刷新化に対する努力を払わない傾向を生ずる。

へ 終戦後不正配置員の出現は、県外における富山家庭

薬の不評をかい、一方各府県における、薬事監視業務の強化に伴う、不正配置員、不良医薬品の発見数の増加は、益々富山家庭薬の不評を増す源となっている。

ニ 県内における配置員の増加は出先における本県配置員相互の競争となり、更に同業他府県の配置員の増加により、競争は益々激化し、同一、同種製品の重複配置等に基く諸種の悪傾向を生じ、これがために富山家庭薬の不評をかい、又は品質その他に対する信頼感を減少させるおそれが生じている。

ホ 配置員は出先において長期にわたり諸種の苦難を味う結果自主独立の觀念強く、組織力に関する觀念に欠け業界団体の強化等についての熱意に乏しくまた戦前に存在して高度な利用価値を有した売薬信用組合も市街地信用組合に吸収されて以後、今日においては従前の如き利用価値を失っているにも拘らず、中小企業協同組合法で認められた信用協同組合を結成することにより、相互の資金の増殖と利用を計る如きことをなさず、徒らに金融難を嘆いている現況である。

へ この業の性質上、資金が固定し、その回転が不良であり、これに前項ホの理由も加わって、直接生産部面に対する資金の回転にも悪影響を及ぼす結果、優良安価な製品の供給を阻害する。

また、生産者販売価格と最終販売価格との開きの大きいことは、消費者に対し不親切であり、又優秀製品の供給をも阻害する結果ともなるので、この点の改善に就いての検討が必要である。

ト 配置販売は主として配置員が必要者に直接口頭で説明之宣伝を行うものであるため、配置員には自己の販売する医薬品について文書その他による、広告宣伝ということに対する関心や、大衆の衛生知識向上についての啓蒙運動等に関する関心が少く、更に折角県外旅行をし、大衆に接触する多くの機会を有しながら県土総合開発に関する宣伝や調査に寄与しないことは誠に遺憾な点である。

3 輸出部面

現在における輸出部面の不振の最大原因は敗戦にあることは勿論であるが、本県家庭薬業は国内における配置販売

をなすことにより発達してきたため、従前より他の店舗向の家庭薬における場合と異り、宣伝に対する認識に欠け、これに対する努力の払われることが少く、又わが国威の盛んな時代における輸出に馴れて終戦後における条件の変化等に対する関心少なく、従来国内向に販売せられ、又は従前輸出していた形態そのままの家庭薬を輸出に向けようとする傾向にあるため、海外よりの品目を指定しての注文を得られず、業者の熱望と努力にも拘らず輸出面は全く逼塞状態に置かれている。

振興は内容の改良

Ⅱ 剤型・包装・意匠 Ⅱ

第二章

第二節 基本計画

1 基本方針

① 富山県家庭薬業の開発に対する基本的考察

国民の衛生知識の向上は一定限度の疾病に対する自己処置の傾向を強め、また診療機関の数や、それらへの距離や時間の経済等の関係により、国民の自己治療自己処置の範

囲は益々拡張せられ、益々盛んに行われるものと推定される。

従って軽度の疾病の自己治療や応急処置に使用されることを主な目的として販売されるところの家庭薬の滅亡は到底あり得ない。

然し文化の向上、健康保険その他社会保障制度の拡充強化等により、国民は疾病の予防、治療、処置等に関しては、医師の診断処置及びその指揮による正当な医療を受け、しかもその費用の安価なることを望み、またそれが或る程度可能となるものと認められるので、配置家庭薬は或る程度の打撃を受けることは事実と考えられるが、なお前述の理由により充分存続の得るものと考えられる。素より富山の家庭薬が現在のまゝで残り得るといふのではなくその内容の優秀化、剤型、包装、意匠の近代化や優秀善良な配置員により、改善された配置販売を行うことにより始めてこの業の存続と振興発展が期せられるのである。

なお、本県の家庭薬業はその起源古く、深く県民の間に浸透し、この業に直接間接に従事して生計を営むもの多く、

また県外より導入する金額の少くないこと等より、本県の産業として重視すべきものであって、この産業の占める現在の地歩の確保は勿論、更にこれを振興するためにあらゆる努力を講ずべきである。

而してその振興の方向としては、家庭薬の使命は結局疾病の予防、治療及び処置にあり、従つてその国内需要量には自ら限度があるため、徒らにその生産量や配置数或は配置戸数の増加を期待すべきでなく、優秀にして安価な家庭薬を生産しこれを合理的に供給し、大衆をして他府県の競争家庭薬に優先して選択使用せしめることにより、その販路及び販売量の増加を期待すべきである。

② 開発の方向

以上の考察に基づき本県家庭薬の開発の方向を次の三点とする。

イ 家庭薬の製造部面の振興

本県家庭薬業の生産を担当するこの部面をして現状を脱却せしめ国内は勿論、海外需要者の真に要望する高度な家庭薬の製造と、その充分なる供給をなさしめ、更に

進んで本県家庭薬を医師が処方したり、又は指示して患者に使用させるような状態の招来を期する。

ロ 家庭薬の配置部面の振興

本県家庭薬の国内販売部面を担当する、この部面をして配置員の教養の向上、配置販売方法の合理化を計ることにより現状を脱却向上せしめ、その信頼感と市場性を飛躍的に昂揚せしめ国内完全配置を図る。

ハ 家庭薬の輸出部面の振興

国内における家庭薬の需要量には自ら一定の限度があるので、本県家庭薬の飛躍的發展のため、この部面の現状打開と振興を図る。

③ 開発に関する基本施策

A 技術部面

イ 本県家庭薬の技術面が相変わらず、旧来通りの領域に止まるのみで推移することは、本県家庭薬を衰微に導く最大の原因である。

従つてこの面の覚醒を促し、業界と県とが一致協力進んで優秀製品の生産に努めねばならない。

ロ 本県の家庭薬業の生産面は、その原料医薬品を主として県外より移入し、これを二次的に加工することにより、家庭薬の生産をなすものであるが、これを可及的に県内において粗原料より一貫的に生産し得るようにすることが望ましい。そのためには原料医薬品中県内において製造可能な合成医薬品を或る程度まで自給化すること。なお本県独特な原料医薬品を考案すること。県内において栽培可能な薬用植物を栽培し、又はこれら植物の成分を抽出利用すること等は是非とも行われねばならない。

ハ 優良家庭薬の生産には業界独自の研究考案は勿論必要であるが、国内他府県において、生産される家庭薬、海外市場における家庭薬の蒐集や、その内容、剤型、包装意匠の調査、市場における嗜好の調査が継続的且つ熱心に行われねばならない。

B 経営部面

イ 本県家庭薬業の現状を打開し、将来の発展を期するためには、生産面及び販売面のいづれにおいても経営の近代化が特に要求される。そのためには、業界の自覚に基く

協力により、熱心且つ精密なる経営の分析が行われ、その結果に基いて、経営の近代化のために必要な施策が実施されねばならない。

ロ 本県薬業界の現況よりして、業界に必要と認められるものは家庭薬関係業者の組織体の強化である。業界個々の者は全く中小企業者のみである。これら個々の者が互に繁栄するためには、薬業関係者相互の団体の強化を図り、共存共栄の方途を講ずることこそ真に必要なことである。また信用協同組合の結成等により、業界自己資金の相互利用化等を図らねばならない。

ハ 生産企業体及び配置販売業者の無統制は将来における同種製品、同一製品の重複配置や、本県の配置員相互の無用の競争を激化する原因となるものと考えられるので、将来においては国内市場の継続的且つ綿密なる調査、製造業者と配置販売関係者の結付の調整配置販売方法の改善、生産者販売価格と最終販売価格との開きの調整等について十分な検討が加えられ、且つ実施されねばならない。

ニ 本県家庭薬の信用の獲得と保持、販路の保持及び拡

充は、配置員の素質如何による影響が極めて大きい。従つて配置員の教養として、従来薬事衛生並びに経済知識及び一般常識の向上を図るための教育機関を設置し、又は拡充強化をすることが急務である。

ホ 本県の配置販売業は配置員を全国各地へ派遣しているので、その旅行及び需要者宅への訪問の際を利用し、国土総合開発に寄与する調査、宣伝、斡旋等をなすことは本県にとって誠に大なる貢献をなすものと認められる。

ヘ 本県家庭薬の輸出面の開拓とその伸張は家庭薬振興の必須条件である。敗戦によって失われた市場を新に開拓するためには、まずそのために必要にして充分なる海外市場の調査を行わねばならない。海外における本県家庭薬の販売方法については、土地の状況により、店舗を利用することと、配置販売方法によるものとの両面につき考慮を払う必要がある。

ト 本県薬業の生産、配置販売及び輸出の各面を通じ、その振興を計る上において欠ける所として①家庭薬業に関する統計の不備②金融の不円滑③宣伝の不備がある。

科学的基礎に立脚した統計、資料なくして本業の振興を行うことはできない。殊に口態を守ろうとする傾向の強いこの業界を指導し覚醒させるためには、統計資料の早急な整備が必要不可欠である。

又業界の金融の不円滑は事業運営上重大な支障あり、その円滑化に対する真剣な努力と施策が必要である。

さらに宣伝に関する認識の強化と、その実施はこの業界の振興上重要な点である。

C 総 括

これを要するに県土総合開発において、本県家庭薬業の振興を図るためには、次の諸点につき、特段の考慮と施策を要する。

イ 本県家庭薬の生産、配置販売、輸出の各部面の振興に必要な各般の研究と調査を行い得るよう調査研究機関を設置し、または整備強化につとめ、その調査ならびに研究の結果に基き業界を強力に指導すること。

ロ 配置員の教育機関の整備強化を行い、善良にして優秀なる配置員の養成を行うこと。

ハ 配置員の県外旅行を利用し、県内産業、観光面等に
関する各般の宣伝、斡旋をなすと共に、県土総合開発に必
要な調査資料の蒐集を行うこと。

ニ 薬業経済の確立については、業面の自身において当
然努力すべきであるが県においても中小企業対策の一環と
して融資方法の簡易化、融資額の増加について積極的な努
力を払うこと。

ホ 本県家庭薬のみならず、他の物産の輸出面開拓と振
興を計るため、県において輸出機関を設置するか或いは国
内有力輸出機関に出資する等の措置を講じ、該機関と県内
産業界との直結を図ること。

ヘ 業界の自覚により業界の組織体を強化拡充し、薬業
振興の主導力とすること。

2 計画内容

(1) 計画目標

【註】① 国内完全配置に必要な生産額とは全国世帯数二千
万戸となる時期において優秀にして善良な配置員を用い、
各世帯当り平均一セット宛の割合で優秀な家庭薬を配置

し各世帯年額平均五百円宛の売上を期待した際の生産額
② 輸出に必要な生産額とは、終戦前における輸出実績
に徴し、国内配置に必要な額の一〇％に相当する額（全
生産額の一・二・五％に当る）の輸出を期待した際の額
③ 価格は定価格とする

(2) 施設計画

イ 家庭薬製造設備施設の改善整備及拡充

家庭薬業界の現状よりすれば、その生産する家庭薬はそ
の剤型の関係上、家庭薬の増産は主として、女子労務者の
数の増加のみにより行われているが、将来における剤型、
容器の形式の変化、企業の近代化に伴い製造業者の設備施
設を改善し、衛生的、能率的な生産をなすとともに、従業
員の健康管理を実施し、優良医薬品の増産に資する。

ロ 薬事研究所の整備強化

本県家庭薬業界は中小商工業者のみであり、この業の振
興に必要な研究機関を各自において整備することは不能で
あるので、県が主体となり、業界の積極的な協力により薬
事研究所の整備強化を行い、本業の振興上必要なあらゆる

調査、資料の蒐集、試験、研究を充分且つ継続的に行い、その啓蒙と振興とを期する。

事業名	機 構			
	研究部門数	職員数	建坪	備考
薬事研究所	七	三〇	三五〇	薬用植物栽培試験圃 場三、〇〇〇坪

【註】① 部門内訳 化学、理学、防衛、製剤改設、製薬機械改良、薬用植物の栽培、諸調査及び庶務

② 建物内訳 ▽化学試験室▽理学試験室、防衛試験室▽製剤試験室、製薬機械改良試験室、調査研究室、書庫及図書閲覧室、研究成果展示室、開放試験室、▽事務室（付所長室）その他付属施設

（▽印廿六年度設置済）

ハ 配置員及製剤技術員養成機関整備強化

配置販売業の重要な要素である配置員の素養の向上を行わすべくも薬種商の水準に達せしめる為、県立高等学校薬業課程拡充強化を行い、将来における配置員の重要構成員を養成するとともに、併せて製造部面における薬剤師と工員

との間の中間的地位における製剤技術員の養成をも行う。

事業名	事業量	補助配置員養成数 (年間)	既存配置再教育数 (年間)
配置員講習所設置	五〇坪	四〇〇名	一、〇〇〇名

ニ 配置員の講習機関の設置

既存配置員の再教育と補助的配置員の養成を目的とする常設講習機関を設置する

事業名	年間卒業人員			備考
	配置員	製薬その他	計	
県立高等学校薬業課程の拡充及び強化	二〇〇名	一〇〇名	三〇〇名	現在一〇〇名

(3) 非施設計画

① 家庭薬製造部面の改善

A 家庭薬優秀化に関する委員会の設置

家庭薬の優秀化に関する積極的な研究錬磨をなすと共に、薬事研究所の行う事業に協力するため廿七年度において設置する薬業振興協議会（仮称）の中に官民関係者による委

員会を結成し、本県家庭薬の優良化を図る。

B 企業経営の近代化促進

製造業における経営面の近代化を促進するため、業界をして、県の行う指導に協力する企業合理化促進委員会の如きものを組織せしめ、前記の薬業振興協議会（仮称）一部門として学と協力の上、企業の近代化に関する研究指導を行わしめる。

C 家庭薬原料県内自給化対策

イ 家庭薬原料として使用される合成医薬品の中、県内において、生産可能なものは、少くも年間所要量の五〇％生産必要量を県内において自給し得るようにする。（次表参照）

品名	年間所要量（推定）K
アセトアニリド	二〇、〇〇〇
アスピリン	一一〇、〇〇〇
アミノピリン	五〇、〇〇〇
フェナセチン	一〇〇、〇〇〇
カフェイン	二〇、〇〇〇

ブロムワレリン尿素	一〇、〇〇〇
ミグレニン	二、〇〇〇
抗ヒスタミン剤	一、〇〇〇
dI塩酸エフェドリン	一〇〇
アミノ安息香酸エチル	七、五〇〇
ビスチン	一、〇〇〇
サリチル酸	五、〇〇〇
マーキエロクロム	二、〇〇〇
塩酸プロカイン	二〇
重炭酸ソーダ	一〇〇、〇〇〇
塩酸メチルエフェドリン	二〇〇
アクリノール	二〇〇

【註】① 本表は計画目標に掲げる生産を挙げるために必要な原料中本県内において製造可能な合成医薬（重なもの）につき、その推定所要量を掲げたものである。

② 原料合成医薬品の品目は現在使用されているものについてのみ掲げ、今後使用される見込の品目等は除いた。

D 家庭薬原料生薬又はその抽出物の県内自給化

政 財 行 II

▽家庭薬原料生薬黄柏皮は県内で自給し得ることとする。

(年間所要量 五一、〇〇〇疋)

▽家庭薬原料として、又輸出品として重要な薄荷脳、薄荷油は少くも家庭薬原料としての年間所要量を県内で自給することを目途とし農家の副業として、薄荷草の栽培を行わせ、協同作業による薄荷油の抽出を行わせる。(年間所要量 薄荷脳六千疋、薄荷油六千疋)

② 配置販売部面の改善

国内完全配置を目途として、配置販売部面の改善、合理化をなすため、業界が主体となり、前記の薬業振興協議会(仮称)一部門として研究委員会等を設け、県の協力を下にあらゆる資料に基づき、次のような事項を検討し、その結果を実施する。

イ 配置販売業の主体を製造業者、協同組合、懸場帳主のうちのいづれにするかの決定実施

ロ 配置部面における組織体の共同施設強化、改組及び実施

ハ 生産者販売価格と最終販売価格の間の開きの調整

ニ 懸場帳の近代化の実施

ホ 市場開拓とその確保に必要な宣伝の実施

輸出部面の打開と振興

県の強力な支援の下に他の商工部門と協力し、本県物産の輸出機関を設け、海外主要地域へその支店、出張所を設けるか、或いは、国内有力貿易業者との直結を図り、輸出面の開拓と振興を図る。

金融対策

薬業経済を確立し、生産配置販売、輸出の各部面に対する金融を円滑にするための手段について真剣に検討し、早急な実施を図る。

③ 配置販売員と総合開発

配置員が配置販売のための旅行、訪問の機会を利用し、本県物産の紹介、斡旋観光の案内、県外市場の調査、県外物産の導入等に協力することにより、県土総合開発の上に寄与するようにする。

④ 将来の調査研究事項

将来の調査研究事項(これは業界の積極的な協力により

薬事研究所が主体となり、其他関係機関と緊密な連絡のもとに継続して行う。

① 計画目標

品名	昭和二十四年中の生産額	国内完全配 置に必要な 生産額	輸出に必要 な生産額	計	従業者増加 見込人員
家庭薬	三、〇三三、〇〇〇、〇〇〇 <small>千円</small>	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>千円</small>	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>千円</small>	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>千円</small>	生産関係 配置 三、〇〇〇名

(薬日新聞「昭和二十七年八月十六日」)

二九三 昭和二十八年一月 県、家庭薬近代化促進対

策要綱の発表

県内に所在する企業体は殆んど中小企業であり終戦後乱立が著しく無計画に類似品等が生産され、しかも世の中の進運に暗く旧態を固守している傾向が強く、それに対する改善改良に極めて消極的であるため他府県業者に侵蝕されている現状に鑑み、今度県業務課では「家庭薬業経営の近代化促進対策要綱」を樹立し、この要綱により施策を実施し

近代の推進を期そうとするもので今後業界各方面にも協力方をよびかけることになった。なお対策要綱は次の如きものである。

◇対策事業

① 生産企業の実態調査

改善改良の根本対策資料として各企業体の実態を調査する。

② 配置販売業の実態調査

販売方法の改善に資するため県内外にわたり適当な地域業態別に実態の調査をする。

◇啓蒙指導

① 先進地視察団の派遣

東京、大阪方面における近代化した企業状況を関係業者に祝察せしめる。

② 講習会の開催

(イ) 企業合理化講習会

品質管理生産管理等に関する専門講師を招聘し、関係業者に對し講習する。

(ロ) 販売経営改善講習会

販売業者に対し新しい経営方法の智識を与える。

◇実地指導

① 企業診断の実施

各企業体の実状を診断し改良の実地指導をする。

② 品質管理生産管理の実施指導

各企業体に対し極力実施するから指導する。

③ 設備施設の改善指導

特に設備不完全な中小企業に対し厚生省指示の登録基準に合致させるは勿論近代的施設改善指導をする。

④ 簿記の指導

販売業者、帳主、配置員に対し簿記の指導をする。

◇優良従事者の表彰

技術改良経営改善に挺身努力し、また推進力あるものを

表彰し本事業の推進を期する。

◇資金の融資斡旋

経営の合理化に伴う資金に関し金融機関と連絡をとり融資の斡旋に努める。

◇推進機関の設置

関係業者が自主的に強力に推進を期するため薬業連合会内に推進委員会を設置せしめる。

〔薬日新聞〕昭和二十八年一月十七日

二九三 昭和二十八年四月 県総合開発計画の薬業対策費

富山県総合開発計画中薬業対策として昭和二十八年度にはつぎのように予算化されている。

薬業振興対策(単位円)

四、〇九〇、九四六

▽企業合理化

二、三六四、四四六

A 技術向上対策

二、〇九七、三四六

(イ) 薬事研究所設置

二、〇七〇、〇四六

① 所費	九八八、〇一六	② 施設設備の改善指導	二六、〇〇〇
② 家庭薬改良研究	六〇三、一八〇	③ 先進地視察	四、五〇〇
③ 製薬機械製剤改良研究費	四二三、三五〇	④ 講習会	四五、〇〇〇
④ 薬用植物栽培研究	五五、五〇〇	⑤ 実態調査	一、八〇〇
(ロ) その他	二七、三〇〇	⑥ 企業合理化調査	二一、〇〇〇
① 包装競技会	二二、三〇〇	① 原料自給化—薬用植物栽培指導	三三、六〇〇
② 優秀技術者表彰	五、〇〇〇	② 配置販売の合理化	四八、〇〇〇
B 生産企業体の経営近代化		① 実態調査	八七、二〇〇
① 企業診断	一三一、九〇〇	② 組織、協同化指導	五九、八〇〇

▽販路拡張対策

二七、四〇〇

一、七二六、五〇〇

A 配置員の素質向上―配置員補導所設置補助

九七七、〇〇〇

B 国内回宣伝―野立看板設置補助

五〇〇、〇〇〇

C 輸出振興

二四九、五〇〇

① 見本市参加

八八、六〇〇

② 海外市場調査

四四、九〇〇

③ 宣伝用パンフレット作成

一一六、〇〇〇

(薬日新聞一昭和二十八年四月十一日)

二五 昭和二十八年五月 県、家庭薬配置連絡指導

員設置要綱制定

一 趣 旨

全国的に販売網を有する本県家庭薬振興を期するため
配置家庭薬の実態調査、家庭薬の宣伝啓発を積極的に実
施すると共に販売改善等についての意見を活発に具申さ
せ、また本県物産の紹介斡旋観光の案内、県外市場の調
査、県外物産の導入等に関し積極的な協力をさせるため、
県及び薬業団体と第一線との連絡指導機関として富山県
家庭薬配置連絡指導員を置くものとする。

二 業務の担当

当分の間概ね左の業務を担当するものとする。

① 出先都道府県における本県家庭薬配置員の指導監督

② 情報の蒐集及び家庭薬振興に関する意見の具申

三 委 嘱

① 連絡指導員は富山県下に住所を有する配置販売業者の
配置員であって富山県連合会長(以下連合会長という)

の推薦した者の中から知事が委嘱するものとする。

② 連絡指導員は一五〇人以内の範囲において県と連合会長と協議の上都道府県別に決定するものとする。

③ 連絡指導員の任期は二年とする。但し特別の事由がある場合には任期中にこれを解任することを妨げない。補欠連絡指導員の任期は前任者の残任期間とする。

四 業務の実施

連絡指導員は担当業務をつぎにより実施するものとする。

① 出先都道府県における家庭薬配置員の指導監督教養に努めると共に悪質者については薬業連合会長を經由し県へ連絡すること。

② 出先都道府県における諸般の情報を蒐集し連合会を經由し県へ報告すること。

③ その他第一線における本県家庭薬の振興に関し連合会または県へ適切な意見を具申すること。

五 連絡会の開催

県または連合会において年二回以上連絡会議を開催するものとする。

六 その他

昭和二十二年七月一日より実施の富山県家庭薬配置員規程はこれを廃止するものとする。

連絡指導員の報告について

- 一 自主的に一般配置員に対し指導監督を実施したとき
- 二 県または薬業連合会より指導監督に関する資料情報、報告等を求めたとき
- 三 不良または不正配置員を発見した場合
- (イ) 部会において措置したとき
- (ロ) 協議会において協議の上措置したとき
- (ハ) 本県または出先県当局に措置方を希望するとき

註：報告は富山県薬業連合会長を経て（急を要する等の場合は直接）県へ提出する。

（薬日新聞「昭和二十八年五月二十三日」）

二五五 昭和三十一年度 県薬務課、薬務行政要覧発

表

富山県薬務課ではこの程昭和三十一年度「薬務行政要覧」

を発刊した。本書は昭和三十一年度における薬事諸般の統計を収載したもので①機構及び予算②振興③薬業教育④薬剤師⑤医薬品等の生産⑥医薬品等の販売⑦毒物劇物営業⑧薬用植物⑨監視⑩薬事研究所などの十項目よりなりそれを詳細に記してある。ちなみにそのうちの主なものについて要旨次の通りである。

◇金 融

富山県薬業金融審議会において三十一、三十二年度に配置員に対し次の通り融資斡旋を行った。

◇三十一年度

- ・ 国民金融公庫 一三六、六五五千円 (二〇〇件)
 - ・ 信用保証協会 一一、六一〇千円 (二五件)
 - ・ 計三九、二六五千円 (一二五件)
- ◇三十二年度

- ・ 国民金融公庫 一二九、九九〇千円 (一七〇件)
- ・ 信用保証協会 一一、〇七〇千円 (一六件)
- ・ 計三二、〇六〇千円 (一八六件)

◇輸 出 (単位千円)

本年度は家庭薬の輸出が前年に比して約三倍の増加を見、家庭薬以外の医薬品が減っている。

家庭薬 其他医薬品

北米 六 三、二〇四

計三、二一〇

南米 一〇 九、二〇四

計九、〇二三

欧州 — 四七、四二二

計四七、四二二

中共 一六三 九、九四四

計二〇、一〇七

台湾 — 七、八六五

計七、八六五

琉球

二二、一〇〇 三、四九一

計 二五、五九一

香港 — 一〇〇

計一〇〇

中近東 — 八一四

計八一四

その他

一五、八六六 七、九五八

計二三、八二四

・家庭薬合計 三八、一四五

・その他医薬品合計 八九、七九一

総計 一二七、九三六

・三十一年度家庭薬合計 一三、四二五

・その他医薬品合計 九八、九五二

総計 一一二、三七七

・家庭薬 二四、七二〇増

・その他医薬品 九、一六一減

・総計において前年度より一五、五五九増

◇薬業教育

▽富山大学薬学部

・卒業生

昭和二十八年 六八

〃 二十九年 七五

〃 三十年 七〇

〃 三十一年 七四

〃 三十二年 七二

〃 三十三年 七五

計 四三四人

・薬業関係就職者

製造業 販売業 其他

28 一〇 二五 三三

29 一一 四三 二二

30 一〇 二九 三一

31 一六 三〇 二八

32 二二 三四 一六

33 二一 二七 二七

政 財 行 II

▽高等学校

昭和二十八年 八四七

〃 二十九年 九二二

〃 三十年 九一三

〃 三十一年 九七六

〃 三十二年 九三三

〃 三十三年 一、〇二九

計五、六一〇人

・業業関係就職者

三一年 三二年 三三年

製造業 二八 三〇 四四

販売業 七 一四 九

配置員 三六 三七 三七

▽中学校

・卒業生

昭和二十八年 一、八一四

〃 二十九年 二、三三五

〃 三十年 二、五〇一

〃 三十一年 三、〇六五

〃 三十二年 三、二一八

〃 三十三年 三、〇八三

計一六、〇一六人

・業業関係就職者

三十一年 三十二年 三十三年

製造業 四〇 三五 四五

販売業 七 一五 一三

配置員 二二九 一四五 一四六

・配置員教養講習会

一月 一二五(内女四)

二月 五二(〃女二)

三月 三四

四月 五五(〃女二)

五月 四七(〃女二)

六月 三五(〃女二)

七月 三五

八月 三九(〃女一)

九月 二三(〃女三)

十月 二三(〃女一)

十一月 三六(〃女二)

十二月 三〇(〃女二)

計 五三四人(内女一七人)

〃 雜貨 六三三

〃 齒科 四

計 一、三七〇

◇配置員

帳主 六、二九八人

補助員 四、〇七四人

計 一〇、三七二

三三年度最終品で二十八億九千余万円

◇医薬品等の生産

◇製造業及び輸入販売業

・郡市別登録数

黒部市 五

魚津市 四

滑川市 三六

富山市 一三九

新湊市 九

高岡市 三二

氷見市 七

砺波市 一

下新川郡 五

中新川郡 四七

上新川郡 七

婦負郡 一八

射水郡 一四

東砺波郡 一六

西砺波郡 一五

計 二五五

◇医薬品製造業動態

・昭和三十三年一月一日現在

薬業 二二六

II 行 財 政

薬局 一二七

衛生材料 一

衛生材料小分 一

用具製造業 一

化粧品製造業 四

輸入販売業 五

計 三五五

◇製造品目数(登録及許可)

専業 薬局

局方六七一 一三、四一六

国民医薬品集

二八二 一六、五八二

公定書外

八、八二三 五七

計 三九、八三一

◇薬事工業生産動態統計調査(単位千円)

・月別送薬品生産出荷額

一月 二三六、一八六

二月 二三九、五八六

三月 二四一、七〇二

四月 二二六、四〇一

五月 二二一、七三二

六月 二〇七、六六〇

七月 二五六、五四六

八月 二四三、一七一

九月 二五一、一一六

十月 二四二、五八二

十一月 二六六、六八四

十二月 二八一、一三〇

計二、八九四、五三六

月平均二四一、二一一(但し最終製品に於ける生産額)

◇行政分類別最終製品生産額(三十二年度単位千円)

局方 一五六、三〇四

国民医薬品集 三一、八三九

公定書外 二五七、六一三

家庭薬(除公定書)二、四四八、七八〇(但しいずれも)

平均比率で算定

◇医薬品等の販売

◇医薬品販売業

薬局 一八三

全品目販売業 一〇三

指定外医薬品販売 二八五

配置販売業 一七

旧三号一般 二六

同 農協 六〇

限定一般 五七

〔業日新聞〕昭和三十三年八月二十三日

二六 昭和三十一年～三十五年度 第一次県総合開発

計画修正四カ年計画の家庭薬業計画

一 問題点の概要

家庭薬業計画の中間長期計画（昭和二十七年～昭和三十一年）について昭和三十二年以降の四カ年間に

る計画を再検討の結果次のような問題点がある。

(1) 昭和三十五年度の生産到達目標額は七二億円であるが昭和三十一年度において既に八〇億円に達している現況からしてこの点の修正が必要である。

(2) 昭和三十五年度の輸出目標額は僅かに二億円であるが、今後の家庭薬は国内完全配置もさることながら、むしろ積極的に輸出振興に重点をおく必要がある。

(3) 弱少製薬企業体の乱立による弊害を除去し、企業の健全安定化を強力に推進する必要がある。

(4) 生産設備の近代化を促進し、経営の合理化を図るために必要な金融措置が必要である。

(5) 家庭薬販売価格の低廉化に関連して、出先における配置販売経費の節減を図る措置が必要である。

(6) 配置員が職業に精励できるような待遇を改善する必要がある。

(7) 製薬中級技術者及び優秀な配置員の養成のため、高等学校薬業課程の拡充を図る必要がある。

(8) 薬事研究所の現況は、人的の面においても、設備の

面においても、甚だ不十分で真に薬業センターとしての使命を発揮し得ないから、この面の整備充実が必要である。

二 計画の内容

二一— 計画の方針

国民の衛生知識の向上により一定限度の疾病に対する自己処置は、一般の常識とまで発達し益々その傾向を強め、一層その範囲が拡張せられ、家庭薬の利用が期待されるものと思われるが、しかし一面生産、販売両面においては、先ず国民皆保険実施に伴う影響を受けることが、少からぬものと予測され、又近時いわゆる新薬は内容外観ともに新鋭機材或はオートメーション化により優秀斬新な製品を、大資本のもとに弾力ある経済力をもつて宣伝につとめ、多量に供給し、正に新薬ブームを見るに至り、本県家庭薬業の重大な脅威で、今後益々生産、販売競争が熾烈となることが予想されるので、この事態に対処してゆくためには、速かに製薬企業の健全化と家庭薬の優秀化及び配置販売方

法の合理化を図つて、国内市場の確保と、拡大を図るとともに特に海外輸出に重点を指向するため、研究、生産、販売、金融の全部面を通して次の如く図る。

二一—一 研究部門

家庭薬製造面の技術を向上せしめ、設備を近代化し、優秀製品の生産と供給によつて配置販売部門の振興を期するため、薬事研究所の設備を充実して真に薬業センターとしての役割を充分に発揮させる。

二一—二 生産部門

業界の自発的総意にもとづく企業整備統合の励奨に努め、企業を健全且つ近代化し、技術の向上による製品の内容外観の改良を図るとともに原料の自給化などによる生産コストの低下を図る。

二一—三 販売部門

国内配置については販売コストの切下げに重点を置いて需要都市に共同宿泊荷受所を設置して配置販売方法の合理化を行うほか、国内の完全配置を目的に、配

置販売の重要な要素である配置員の素質及び販売技術の向上を図り、一層本県家庭菜の一般大衆への認識と信頼を深め販路の拡大を図る。

二一—四 輸出部門

家庭菜の輸出振興に今後の重点を東南アジア方面におき、この市場開拓を強力に推進するため、同地域に業界代表者を派遣して調査宣伝に努める一方、JET RO等によつて市場の調査を充分に行い、現地に輸出あつ旋機関を早急に設置し市場の開拓を容易ならしめる。

二一—五 養成部門

第一表 家庭菜生産目標並びに雇傭目標当初及び修正計画対照表

区分	年次	生産		計	従業員増加	配置戸数延
		国内配置販売	輸出品			
当年初	三	六,000,000	五,000,000	六,000,000	一,500人	一六,000千戸
実績	三	八,一九七,四〇〇	六,九三〇	八,一九七,四〇〇	一,九〇〇人	一三,〇〇〇千戸
当初	三	七,〇〇〇,〇〇〇	一,300,000	七,一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇人	一七,〇〇〇千戸
修正	三	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇人	一七,〇〇〇千戸

中級生産技術者及び配置員の素質の向上如何は業界の進展に大きく影響されるので、県立高校の農業課程の拡充によつて優秀な従事員の養成を図るとともに現配置員の再教育にも更らに強化を期する。

二一—六 金融部門

業界の運転資金の円滑を図るため、中小企業信用保証制度の活用及び中小企業金融機関に対する県費予託の利用を図るほか、新たに業者相互扶助の精神に基づき資金の高度利用による業界信用協同組合を設立して、資金量の増大と円滑を期する。

二一—二 計画目標

註(1) 生産販売額の増加修正は指定統計による推計で、三十五年度の最終計画目標額は国内配置を百億円、輸出を拾億円とした。
 (2) 雇働関係は指定統計の実績からみて生産関係は増加しないで横這いするものと考えられ、配置員は三十五年度までは毎年五百人の増加があるものと推定した。

第二表 家庭業生産並びに雇働日標年次別計画(修正)

区分	年 次		年 次 別 計 画 日 標				
	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	
生 産 額	三、〇三九、九六六千円	三、二二六、六六六千円	三、三〇〇、〇〇〇千円	三、三〇〇、〇〇〇千円	三、三〇〇、〇〇〇千円	三、三〇〇、〇〇〇千円	
販 売 額	八、二一九、六六六	八、七六八、一六九	九、〇〇〇、〇〇〇	九、一〇〇、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
輸 出 額	八、二一九、七四四	八、七四四、七四四	八、九〇〇、〇〇〇	九、一〇〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
雇 働 員 数	九、九三〇人	一三、三三五人	一〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人	一〇、〇〇〇人	
雇 働 従 業 員 数	一三、八三三	一四、三三三	一四、八〇〇	一四、八〇〇	一四、八〇〇	一四、八〇〇	
配 置 戸 数	四、一四〇	四、一三〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	
配 置 戸 数	九、六六三	一〇、三三三	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	
配 置 戸 数	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	

二一三 施設計画

二一三一一 業事研究所の整備強化

当初計画においては研究所の拡充強化を日論んだのであるが、相当の建設資金を必要とするので、実現可

能な範囲に計画を縮少し、現施設の有効適切な利用と内容の充実を早急に図るため、この計画においては機関及び機材の強化充実を図る。

第三表 薬事研究所拡充年次計画表

事業名	事業主体	三十二年 度計画		三十三年 度計画		三十四年 度計画		三十五年 度計画	
		事業費	資金区分	事業費	資金区分	事業費	資金区分	事業費	資金区分
薬事研究所の設備充実	県	千円	県	千円	県	千円	県	千円	県
エアコンデションほか	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間
ストリップパッケージ	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間
シマシマほか	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間
メトラ直示化学天秤	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間
三十二年度～三十五年度合計		千円	県	千円	県	千円	県	千円	県

二―三―二 県立高等学校薬業課程の拡充強化

六学級の新增設により三〇〇人の定員増を目論み、中級技術者及び配置員を養成し、その資質の向上を図る。

第四表 県立高等学校薬業課程拡充年次別計画表

事業名	事業主体	三十二年 度計画		三十三年 度計画		三十四年 度計画		三十五年 度計画	
		事業費	資金区分	事業費	資金区分	事業費	資金区分	事業費	資金区分
県立高等学校薬業課程拡充	県	千円	県	千円	県	千円	県	千円	県
小杉地区新設一学級 (五〇人)	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間
滑川地区増設一学級 (五〇人)	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間	千円	民間
三十二年度～三十五年度合計		千円	県	千円	県	千円	県	千円	県

二一四 非施設計画

第五表 薬事研究所の技術改良研究年次計画表

事業名	事業主体	三十二年年度計画		三十三年年度計画	
		事業内容	事業費 千円	事業内容	事業費 千円
一 家庭薬改良研究	県	製剤処方、原料配合適否、薬理に合成樹脂の応用研究、原薬並に薬品の試験、薬品鑑定、局方適否等の試験、技術者指導	四六	三十二年度と同じ	四六
二 製薬機械及び製剤改良研究	県	製薬技術、作業能率、品質管理の調査、製剤用機械器具の設計並びに製剤技術の改良、剤型、剤衣の改良	五三	三十二年度と同じ	五三
三 薬用植物の栽培研究	県	薬用植物の調査、成分研究並びに原料自給化研究、県内の適地栽培地の選定、成分抽出並びに利用の改良研究	一〇〇	三十二年度と同じ	一〇〇
四 牛黄ジャヤ香成分研究	県	牛黄ジャヤ香の有効成分と人体に及ぼす作用の研究	一〇〇	三十二年度と同じ	一〇〇
計			一、〇三三		一、〇三三
三十四年度計画		事業内容	事業費 千円	事業内容	事業費 千円
		一 三十二年度と同じ	四六	三十二年度と同じ	四六
		二 〃	五三	〃	五三
		三 〃	一〇〇	〃	一〇〇
		四 ジャヤ香の研究	一〇〇	前年度と同じ	一〇〇
		計	三、〇三三		三、〇三三
三十五年度計画		事業内容	事業費 千円	事業内容	事業費 千円
		一 三十二年度と同じ	四六	三十二年度と同じ	四六
		二 〃	五三	〃	五三
		三 〃	一〇〇	〃	一〇〇
		四 ジャヤ香の研究	一〇〇	前年度と同じ	一〇〇
		計	三、〇三三		三、〇三三
三十二年度～三十五年度合計		事業内容	事業費 千円	事業内容	事業費 千円
		一 三十二年度と同じ	一、七三三	三十二年度と同じ	一、七三三
		二 〃	一、〇三三	〃	一、〇三三
		三 〃	一、〇三三	〃	一、〇三三
		四 ジャヤ香の研究	一、〇三三	前年度と同じ	一、〇三三
		計	四、八三三		四、八三三

注 右記のほかには職員充実のため技術三名増員の計画（内医薬用植物成分研究薬剤師一名、医薬品成分試験薬剤師一名、製剤機械改

良研究機械科技師一名)

第六表 生産部門年次計画表

事業名	事業主体	三十二年 度計画		三十三年 度計画	
		事業費	資金区分 県 民間	事業費	資金区分 県 民間
一 設備近代化	民	三、八〇〇	三、八〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇
二 企業の整備統合	県	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
三 企業 業 診 断	県	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
四 企業経営実態調査	県	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
五 経 営 指 導	県	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
六 優良技術者表彰	県	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
七 包 装 競 技 会	県	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
八 新 技 術 の 導 入	県	二〇〇	一八〇	二〇〇	一八〇
九 意匠圖案の近代化	県	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
一〇 原料自給度の向上	県	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
計		三、九〇〇	三、八〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇

散剤関係一種一〇台
錠剤関係六種各二台
包装関係一種一台計
二三台に対する融
資
統合の勸奨、行政指
導五〇ヶ所
診断五ヶ所
企業体の財務生産販
売各部門の分析
地区毎に経営者懇談
会
表彰三人
予選六地区県大会
年一回
優秀工場を視察
関東関西各一〇人
包装意匠圖案の募
集、展示、審査年一回
ベラドンナを栽培し
てベラドンナエキス
を自給化せんとする
(栽培指導)

散剤関係一種一〇台
錠剤関係五種各二台
砥練関係四種各二台
計二八台に対する融
資
三十二年度に同じ

委託栽培一町歩

事業名	三十四年度計画		三十五年度計画		三十二年度～三十五年度合計	
	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円
一 散剤関係一種一〇台軟膏関係三種各二台硬膏関係一種一種二台包装膏関係一種二台計	六、〇〇〇	六、〇〇〇	四、八九〇	四、八九〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
二 融資一〇台に対する	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上
三 三十二年度に同じ	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四 〃	三	三	三	三	三	三
五 〃	六	六	六	六	六	六
六 〃	三	三	三	三	三	三
七 〃	六	六	六	六	六	六
八 〃	三	三	三	三	三	三
九 〃	三	三	三	三	三	三
一〇 委託栽培二町歩	六七	六七	一七七	一七七	二四八	二四八
計	一二九	一二九	一七九	一七九	四一七	四一七
三十二年度に同じ	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〃	三	三	三	三	三	三
〃	六	六	六	六	六	六
〃	三	三	三	三	三	三
〃	六	六	六	六	六	六
〃	三	三	三	三	三	三
委託栽培四町歩	一七七	一七七	二四八	二四八	四一七	四一七
計	一七九	一七九	二四八	二四八	四一七	四一七
散剤関係一種二〇台主薬関係五種一〇台包装関係二種三台計一八台に対する	四、八九〇	四、八九〇	延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所	一三〇	一三〇
延診断二〇ヶ所	延診断二〇ヶ所	延診断二〇ヶ所	延診断二〇ヶ所	延診断二〇ヶ所	延診断二〇ヶ所	延診断二〇ヶ所
調査四回	調査四回	調査四回	調査四回	調査四回	調査四回	調査四回
懇談会	懇談会	懇談会	懇談会	懇談会	懇談会	懇談会
表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人
競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回
関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人
展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回
委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩
計	四、八九〇	四、八九〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上	工業計画に計上
延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所	延二〇〇ヶ所
調査四回	調査四回	調査四回	調査四回	調査四回	調査四回	調査四回
懇談会	懇談会	懇談会	懇談会	懇談会	懇談会	懇談会
表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人	表彰一二人
競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回	競技会四回
関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人	関東、関西延習人
展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回	展示、審査四回
委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩	委託栽培四町歩
計	四、八九〇	四、八九〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇

第七表 販売部門年次計画表

事業名	事業主体	事業内容	三十二年度計画		三十三年度計画	
			事業費	資金区分 県 民間	事業費	資金区分 県 民間
一 共同荷受所、宿泊所の設置	民	県外教育機関視察二ヶ所、研修会三ヶ所	二〇一	四〇	二〇一	四六
二 配置員の資質の向上	民 県	県外教育機関視察二ヶ所、研修会三ヶ所	二〇一	四〇	二〇一	四六
三 配置販売組織の合理化	県	協同組合実態調査販売者懇談会協同組合の経営指導協議会	五	三	五	四
四 最寄部会の連絡強化	民 県	連絡協議会七県で開催	五〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇
五 世論調査	県	世論調査一〇県、三〇〇〇人を対象	三	三	三	三七
六 市場開拓と宣伝	民 県	県外座談会五県博覧会参加三ヶ所	二、六〇〇	七〇〇	五、一〇〇	一、一〇〇
七 優良配置員表彰	民 県	表彰五人	二〇	四	二〇	四
八 配置員の福利厚生	民	健康保険二、三〇〇人 労災保険四、五〇〇人	二、三〇〇	一、三〇〇	二、三〇〇	一、三〇〇
計			三、四九八	九六四	二、五五五	一、六〇〇

三十四年度計画		三十五年度計画		三十二年度、三十五年度合計	
事業内容	事業費 千円	資金区分 県 民間	事業内容	事業費 千円	資金区分 県 民間
一 (東京、大阪) 各借上 東京 二、〇〇〇 大阪 一、〇〇〇 三十二年度に同じ	三、〇〇〇	一、〇〇〇	東京、大阪、名古屋借上 名古屋 二、〇〇〇 東京、大阪 一、〇〇〇 三十二年度に同じ	三、〇〇〇	一、〇〇〇
二	三〇〇	三〇〇		三〇〇	三〇〇
三	五〇	二〇		五〇	二〇
四	五〇	一〇	連絡協議会延 二八〇	二、一〇〇	五〇〇
五	五〇	三〇	世論調査延四〇〇 三〇〇人	三〇〇	一〇〇
六 県外座談会五県 博覧会加参ヶ所	二、六〇〇	三〇〇	対象県外座談会延 二〇県博覧会参 加一二ヶ所立伝用 映画一本	一、三〇〇	三、五〇〇
七 表彰五人	三〇	四	表彰延 二〇人	八〇	一六
八 健康保険 二、七〇〇人 労災保険 五、〇〇〇人	一四、六六	一	健康保険延 三、二〇〇人 労災保険延 五、五〇〇人	三三、九六	一四、六六
計	一五、七九	三、二二五		一五、六六	三、二二七
		〇、五八			〇、四八
					〇、〇四
					八、七〇〇
					八、四七五
					五、九六

第八表 輸出部門年次計画

事業名	事業主体	三十二年度計画		三十三年度計画		三十四年度計画		三十五年度計画		三十二年度～三十五年度合計			
		事業内容	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円	事業内容	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円	事業内容	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円	事業内容	事業費 千円	資金区分 県 民間 千円
一 海外市場調査	県	東南アジア調査員 三人派遣	一、六〇〇	三〇〇 一、四〇〇	三十二年度と同じ 三人派遣	一、六〇〇	三〇〇 一、四〇〇	東南アジア一二人派遣	六、六〇〇	八〇〇 五、七〇〇	海外市場調査委託	一、六〇〇	三〇〇 一、三〇〇
二 海外市場調査委託	県	海外貿易振興会委託 調査五ヶ国	一〇	一〇	三十二年度と同じ (中共又は東南アジア)	一〇	一〇	委託調査延二〇ヶ国	三〇	三〇	海外見本市四回参加	九、二六〇	一、〇〇〇 二、二七〇
三 海外宣伝	県	海外見本市参加(タイ)	七〇〇	二〇〇 五〇〇	経常費三ヶ年、臨時費	二、七〇〇	二、七〇〇	海外見本市四回参加	三、六六六	九、一〇〇 三、五六六	臨時費	二、七〇〇	二、七〇〇
四 輸出あつせん機関の設置	民		二、五〇〇	二、五〇〇 一、五〇〇									
計			二、五〇〇	二、五〇〇 一、五〇〇									
計			一、八七三	四、五九〇 二、二六二									
計			一、八七三	四、五九〇 二、二六二									

第九表 資金計画総括表

年度別 負担区分	三十二年		三十三年		三十四年		三十五年		計		摘要
	県	民間	県	民間	県	民間	県	民間	計		
薬事研究所の設備充実	二五	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	三、四三三(第三表)
薬事研究所の技術改良	—	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	六、〇七四(第五表)
薬事研究の技術改良	一、〇三三	—	一、〇三三	—	二、〇六六	—	—	—	—	—	六、〇七四(第五表)
生産部門	三〇五	三三	五九	—	八一九	—	—	—	—	—	一、〇三三(第六表)
販売部門	六四三	五四	四八	—	七三六	—	—	—	—	—	八、四七四(第七表)
輸出部門	四〇一	九三	三、〇〇〇	—	三、四〇一	—	—	—	—	—	四、一七六(第八表)
合 計	三、〇七二	七九七	四、〇三三	—	四、〇六六	—	—	—	—	—	

〔富山県総合開発計画修正四ヶ年計画〕

二九七 昭和三十三年一月 県薬事審議会規程制定

本県薬業の振興発展をはかるため、かねてから薬事審議会を設けることについて薬務課当局が県へはたらきかけていたが、昨年末これが運営費の予算も県会で可決され、ただちに同審議会規程について立案中のところこの程成案を得るに致った。

なお薬務課としては最初県条例としてこれが施行を考え、種々な事情で条例とすることは出来なかったが、その本質については何等変りがなく、業界としては今後どのようなようにして運営されるかに注目すると共に大きな期待をよせている。又審議会の発足は一月末から二月上旬の予定で目下準備を急いでいる。

富山県薬事審議会規程

(設置)

第一条 薬事の振興を図るため、富山県薬事審議会（以下

「審議会」という）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、知事の諮問に答え、又は意見を具申することができ

きる。

- ① 製薬企業の設備基準及び経営合理化に関する事項
- ② 医薬品の生産向上及び優秀化に関する事項
- ③ 家庭薬の配置販売の振興に関する事項
- ④ 医薬品の輸出の振興に関する事項
- ⑤ 薬業教育の振興に関する事項
- ⑥ その他薬事の振興に必要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委

嘱し、又は任命する。

① 県議会議員

② 薬業関係者

③ 県および関係行政機関の職員

④ 学識経験を有する者

二 委員の任期は二年とする。但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置く。

二 会長及び副会長は、委員が互選する。

三 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

四 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

五 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

(臨時委員)

第七条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

二 臨時委員は知事が任命する。

(幹事)

第八条 審議会にその事務を処理するため幹事若干人を置く。

二 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

(細則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

この規程は、昭和三十三年一月四日から施行する

〔薬口新聞〕昭和三十三年一月十一日

二六 昭和三十三年三月 県薬事審議会発足

富山県の薬事振興全般に關する諸問題を中心と審議研究するため知事の諮問機關として三月一日から発足した。「富

山県薬事審議会」では三月八日(既報六日が延期になつた)午前十時から県庁三階特別室で菅野厚生省薬事課長を迎えて初会合を開き、次の諸議案を討議する。なお委員二十五名は左の如く決定し三月一日付で吉田知事から委嘱発令された。

① 会長及び副会長の選出について

② 会議運営事項について

③ その他

イ 富山県総合開発薬業計画について

ロ 東南アジア視察団帰朝報告(予定)

委員並びに幹事左の通り。

◆委 員

薬業連合会会長

副会長

〃

〃

部会連合会会長

薬剤師協会长

広瀬重造

石黒七三

今村政雄

渡辺儀三郎

塩井幸次郎

金岡又左衛門

宮大薬学部長

〃経済学部長

県議会厚生委員長

医薬品卸協組理事長

医薬品協組理事長

薬連専務理事

横田嘉右衛門

土生滋穂

油谷仁作

松井伊兵衛

城石平三

常田政信

(後略)

(「薬日新聞」昭和三十三年三月一日)

二九 昭和三十三年十一月 家庭薬配置員就業規則

制定

配置家庭薬の発展は優良なる配置薬と優秀なる配置員の養成といわれているが、これが優秀な人材を配置業界にうけいれるためには昔ながらの主従的、家内的な配置員の雇傭関係にあつて賃金を中心にした労務管理の近代化、合理化の早急な整備の必要が痛感され、良き労使関係を確立する為の基盤となる配置員就業規則ならびに賃金規則について

薬業連絡与委員会では数次にわたり検討してきたが、十一月六日の委員会において初任級、精勤手当、被服手当額は次の委員会において決定することを申合せ、次の配置員就業規則、賃金規定を作成した。

◇家庭薬配置員就業規則

第一章 総則

第一条 この規則は従業員の就業に関する基本的事項を規定する。

第二条 従業とは第二章に定める手続を経て業務に従う者と言う。

第三条 従業員は諸規則を遵守し、上長の指示に従い互に協力して誠実にその職務を履行しなければならない。

第四条 事業主は従業員の宗教、信条、社会的身分等を事由として労働時間その他の労働条件について差別的取扱を行わない。

第二章 採用

第五条 従業員を採用する場合は履歴書、最終学校卒業証明書、健康診断書、六月ヶ以内に撮影した写真を提出さ

せ、必要な詮衡を行い、一ヶ月以上三ヶ月以内の試備期間を経た後、採否を決定する。但し場合により試備期間を置かないことがある。

2 試備期間中の者は、いつでも解雇することができる。

3 採用を決定した場合は試備開始日を採用の日とする。

第六条 本事業所に採用された者は次の書類を提出しなければならない。

- 一 家族調書、二 雇傭契約書、三 身元保証書

第三章 勤務

第七条 労働時間を左の通りと定める。

- 一 出張業務に従事する場合は概ね午前七時から午後八時迄の間に、一日実働時間九時間とするも右の労働時間及び休憩時間については、季節、立地条件、業務の都合等によりその都度規定するものとする。

- 二 出張業務以外の在勤地内勤務の場合は始業午前八時、終業午後五時とし正午より一時間を休憩時間とする。

第八条 業務その他の事由により必要がある場合は前条の規定を超えて時間外休日労働をさせることがある。

2 この場合は事前に従業員代表と協定の上、所轄労働基準監督署長に届出の上、行うものとする。

3 但し満十八才未満の従業員には時間外、休日労働及び深夜業はさせない。

第九条 従業員は富山県の配置員としての自覚にもとずき業務上、信頼を失ったり不利となる言辭、行為を慎まねばならない。

第十条 従業員は業務及び能率の向上に意を用い安全を維持し秩序風紀を守らねばならない。

第十一条 従業員は事業主の承認を得なければ他の団体の役員又は営利を目的とする業務に従事することができない。

第十二条 出張中の業務及び日常生活については事業主の指示に従うと共に規律を守らねばならない。

第四章 休日及び休暇

第十三条 所定休日を左の通り定める。

- 一 定休日 毎日曜日
- 二 特定休日 年始三日間

但し前二項において業務の都合により休日を変更し得る。

父母、配偶者及び子の祭忌 一日

三 事業主において必要を認める時、臨時休日を設ける。

第五章 表彰及び懲戒

第十四条 一年間継続勤務し、全労働日の八割以上出勤した者には継続し又は分割して六労働日の有給休暇を与える。

第十六条 従業員が左の各号の一に該当するときは選考の上、表彰する。

2 二年以上勤務した者は一年を超える毎に一労働日を加算した有給休暇を与える。

一 永年勤続し成績操行とも優良にして従業員の模範となるもの。

二 業務上有益な改良又は工夫考案をなしたもの。

但しその総日数は二十日を超えない。

3 年次有給休暇を請求しようとする者は、所定の様式に

三 社会的な功績善行あり衆の模範たる行為のあったもの。

より事前に中出なければならぬ。

四 その他表彰の必要あると認められたもの。

4 年次有給休暇は本人の請求があった時期に与えるものとする。

2 表彰は次の方法によつて行う。

一 賞状、賞品、賞金の授与

但し業務の都合により止むを得ない場合はその時期を変更することができる。

二 特別有給休暇

第十五条 慶弔有給休日を左の通り定める。

第十七条 従業員に対する懲戒は左の通りとする。

一 結婚するとき 五日

一 戒告（始末書を提出させて将来を戒める）

二 忌引 父母配偶者及び子の死亡 五日

二 減給（一回について平均賃金の一日分の半額以内を減ずる。）

祖父母、兄弟姉妹及び配偶者の父母の死亡 二日

但し減給総額が一賃金支払期の賃金総額の十分の一を超

えない)

三 懲戒解雇

2 従業員が左の各号の一に該当するときは減給する。但し情状により戒告を止めることがある。

一 正当な理由なく屢々遅刻、早退、欠勤したとき

二 勤務怠慢、又は素行不良で秘序風紀をみだしたとき。

三 この就業規則に違反したとき。

四 その他前各号に準ずる行為があったとき。

3 従業員が左の各号の一に該当するときは懲戒解雇する。

但し情状により減給又は戒告に止めることがある。

一 正当な理由なく、又は無届で長期に亘る欠勤をしたとき。

二 遅刻、早退多く、勤務不熱心で所属上長の戒告を受け

ても改めないとき。

三 在籍のまま他に雇入れられたとき。

四 この規則、又は上長の指示命令に不当に従わず又は業務上不正行為のあったとき。

五 その他前各号に準ずる行為のあったとき。

第六章 解雇及び退職

第十八条 左の各号の一に該当するときは解雇する。

一 精神又は身体に故障があつて職務に堪えられないとき。

二 事業の都合により勤務を要しない場合

三 その他前各号に準ずる程度の已むを得ない理由があつたとき。

第十九条 前条の規定により解雇する場合は三十日前に予

告するか、或いは三十日分の平均賃金を支払つて之を行

う。

第二十条 従業員の自己の都合により退職しようとする

ときは、二週間以前に所属上長を経て退職を願出なければならぬ。

第七章 教育

第二十一条 従業員は富山県及び事業主の配置員としての知識を得るため事業主の指定する教育を受けねばならない。

第二章 保健、衛生、安全

第八章 保健、衛生、安全

第二十二条 従業員は保健衛生又は体位向上のために行う行

事にすべて積極的に協力しなければならない。

第廿三条 火災その他非常災害の発生する危険があることを知ったとき、又は発生を発見したとき臨機の処置をとると共に互に協力してその被害を最小限度に止めるよう努めねばならない。

第廿四条 法の施行する健康、労災、失業、厚生年金の各保険及び加盟団体の行う共済事業のうち加入可能なものについては事業主と協議の上、極力加入するものとする。

第九章 雑 則

第廿五条 この規則の外、給与規定、退職金規定、弔慰金規定等を定めてこの規則付帯規定とする。

◇賃金規定

第一章 総 則

第一条 就業規則第二十五条により従業員の賃金は本規定により支給する。

(賃金の種類)

第二条 賃金は次の区分によって各人該当額を支払う。

- 一 基本給
- 二 割増賃金
- 三 精勤手当
- 四 能率手当
- 五 被服手当

(賃金の支払)

第三条 賃金の支払は月給とし、毎月〇〇日に支払う。

第四条 前条の規定にかかわらず従業員が出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては賃金支払日前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

第五条 賃金は原則として直接従業員に現金をもってその全額を支払う。

但し次に掲げるものは支払のとき控除する。

- 一 法令に定められているもの
- 1 所得税
- 2 地方税
- 3 健康保険料
- 4 厚生年金保険料
- 5 失業保険料
- 二 従業員と協定を結んだもの

加入団体会費、共済会費積立金、物品購入代金等

第二章 基本給及び手当

(初任給)

第六条 従業員の基本給の初任月給はつぎのとおりとする。

II 行 財 政

ただし特に経験または技能を有する者はこれを勘案して各人毎に決定する。

1 中学卒業 〇〇〇円

2 高等学校卒業 〇〇〇円

3 短期大学卒業 〇〇〇円

(割増賃金)

第七条 就業規則第八条により所定労働時間外または休日
に労働した場合においては、時間外勤務手当または休日
勤務手当を深夜において労働した場合において深夜勤務
手当をそれぞれつぎの計算により支給する。

(精勤手当)

第八条 精勤手当は月間所定労働日を皆勤した場合月額〇
〇円を支給する。

(被服手当)

第九条 被服手当は出張業務に要する服装並に出張中の生
活に要する消耗品について概ね月額〇〇円に該当する現
物を支給する。

(能率手当)

第十条 能率手当は単位出張業務期間中における販売高、
集金高、得意家拡大実績を基準とし、別に定める歩合制
により行う。

(年次有給休暇手当)

第十一条 就業規則第十四条により、従業員が年次有給休
暇を請求して休業した場合においては、所定時間労働し
た場合に支払われる通常の賃金を支給する。

(昇給)

第十二条 昇給は、基本給について行うものとする。

2 昇給は定期昇給及び臨時昇給とし、技能、勤務成績そ
の他の事項を考慮して行う。

3 定期昇給は所定の経過期間を超えた者について毎年〇
月〇日に行い、経過期間及び昇給金額は次のとおりとす
る

基本給	経過期間	一回の昇給金額
		最高 最低
五、〇〇〇円未満	一年	円 円
六、〇〇〇円 "	"	" "
一〇、〇〇〇円以上	"	円 円

第十三条 臨時昇給は能率功績の著しい者について昇給の必要があると認められた場合において行う。

第十四条 賞与は単位就業期間において業務成績に応じて支給することができる。

◇退職金規定

第一条 就業規則第二十五条により従業員の退職金は本規定により支給する。

第二条 退職金の額は退職当時の基本給（月給）に別表に定める勤続期間に応じた支給率を乗じてえた金額とする。

第三条 次の各号の一に該当する者に対する退職金の額は、別表支給率甲により算定する。

- 一 会社の都合により退職した者
- 二 在職中に死亡した者
- 三 業務上負傷しましたは疾病にかゝりその職に堪えないため退職した者
- 四 停年に達したため退職した者

第四条 前条各号に掲げる者以外の者に対する退職金の額は、別表の支給率乙により算定する。

懲戒解雇された者に対しては、退職金を支給しないことがある。

第五条 勤続期間は採用から退職までの期間（ただし業務上の負傷、疾病による休職以外の休職期間を除く）とし、期間計算において一ヶ年未満の端数は月割とす。

勤続年数	支給率	
	甲	乙
一	一	〇
二	二	〇
三	三	一・〇
四	四	一・七
五	五	二・四
六	六	三・一
七	七	三・八
八	八	四・五
九	九	五・二
一〇	一〇	六・〇
一一	一一	六・九
一二	一二	七・八

一三	一三	八・七
一四	一四	九・六
一五	一五	一〇・五
一六	一六	一一・四
一七	一七	一二・三
一八	一八	一三・二
一九	一九	一四・一
二〇	二〇	一五・〇

〔藁日新聞〕昭和三十三年十一月二十二日

三〇〇 昭和三十三年十二月 国民健康保険法改正

法律第百九十二号

国民健康保険法

国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）の全部を改

正する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章	市町村（第五条―第十二条）
第三章	国民健康保険組合
第一節	通則（第十三条―第二十二条）
第二節	管理（第二十三条―第三十一条）
第三節	解散及び合併（第三十二条―第三十四条）
第四節	雑則（第三十五条）
第四章	保険給付
第一節	療養の給付（第三十六条―第五十七条）
第二節	その他の給付（第五十八条）
第三節	保険給付の制限（第五十九条―第六十二条）
第四節	雑則（第六十四条―第六十八条）
第五章	費用（第六十九条―第八十一条）
第六章	保健施設（第八十二条）
第七章	国民健康保険団体連合会（第八十三条―第八十六 六条）
第八章	診療報酬審査委員会（第八十七条―第九十条）
第九章	審査（第九十一条―第一百七条）
第十章	監督（第一百八条・第一百九条）

第十一章 雜則（第一百十條—第一百二十條）

第十二章 罰則（第二百一十一條—第二百二十八條）（後略）

（官報）

三〇二 昭和三十四年三月 県薬事審議会、初の専門

委員会開催

富山県薬事審議会の専門委員会は三月六日午後零時半から
県庁二階会議室にて午前の審議会にひきつづき開かれた。

金岡委員長議長となりあいさつ後副委員長に岩田宗一郎
氏を任命初の委員会に入る。

初会は特別の議案はなかったが専門委員会の行う使命と六
項目の審議事項について、あらゆる角度から検討批判が加
えられた。とくに専門委は「薬事審議会から諮問された審
議事項についてのみ討議の上に答申するのが目的であるの
か」「我々の意見を審議会に反映させることが出来るのか」
又二十数人の薬審委員中本会よりの正委員は四名（内厚生
部長を含む）であるが実質的には三名しかおらず過半数以

上の委員は所謂家庭薬関係者が選ばれている点等を指摘、
個々の問題の検討は勿論基本線を打出すべきであるとの強
い意見も出たが結論に至らず、次回までに一定の線を出す
ことを決め一応設置要綱のみ承認して二時半散会した。

専門委員左の通り。

委員長 金岡又左衛門

副委員長 岩田宗一郎

〔薬日新聞〕昭和三十四年三月十四日

三〇三 昭和三十五年八月 薬事法公布

法律第四百十五号（昭和三十五年八月十日公布）

薬事法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 薬事審議会（第三条・第四条）

第三章 薬局（第五条—第十一条）

第四章 医薬品等の製造業及び輸入販売業

第一節 製造業（第十二条—第二十一条）

第一章 総則

第二節 輸入販売業（第二十二条・第二十三条）

（目的）

第五章 医薬品及び医療用具の販売業（第二十四条—第四十条）

第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを

第六章 医薬品等の基準及び検定（第四十一条—第四十

目的とする。

三条）

（定義）

第七章 医薬品等の取扱い

第二条 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い（第四十四条—第四十八条）

をいう。

第二節 医薬品の取扱い（第四十九条—第五十八条）

一 日本薬局方に収められている物

第三節 医薬部外品の取扱い（第五十九条・第六十条）

二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械（歯

第四節 化粧品の取扱い（第六十一条・第六十二条）

科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

第五節 医療用具の取扱い（第六十三条—第六十五条）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすこと

第八章 医薬品等の広告（第六十六条—第六十八条）

とが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

第九章 監督（第六十九条—第七十七条）

とが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和

第十章 雑則（第七十八条—第八十三条）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次の各号に掲げるこ

第十一章 罰則（第八十四条—第八十九条）

とが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和

付則

とが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和

な物であつて器具器械でないもの及びこれらに準ずる物で厚生大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、前項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。

一 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
二 あせも、ただれ等の防止

三 脱毛の防止、育毛又は除毛

四 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

4 この法律で「医療用具」とは、人若しくは動物の疾病

の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行なう場所（その開設者が医薬品の販売業をあわせ行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は家畜診療施設の調剤所を除く。（後略）

（官報）

三〇三 昭和三十六年一月 第二次県勢総合計画の薬業対策

第一節 方針

昭和三十六年度から国民皆保険が実施され、国民のすべての医療を保険で賄うこととなるため、軽度の疾病の治療や応急処置に使用されることを主な目的として販売

される家庭薬業については影響を受けないことは考えられないが、その内容の優秀化、剤型、包装意匠の近代化や優秀善良な配置員により改善された配置販売を行うことにより始めてこの業の存続と振興発展が期せられるものと思料される。

第一 製薬企業の近代化促進

家庭薬業の現状からみて、優秀かつ、安価な家庭薬の生産と供給に主眼をおき、今後の維持発展をはかるうえには、新技術の導入および設備の近代化が強く要請され、又貿易の自由化による企業間の市場競争もまた激化を加えることが予測される時期に際しては、いかなる景気の後退に対しても、これに耐えうる企業の体質を培養するため経営の合理化等を図ることは論を要しないところである。特に小企業に対しては、数年来業界の重要課題として標榜している企業の合同措置を積極的に講ずる。

第二 販 路 拡 張

本県家庭薬の声価と信用の増大を図り、国内の完全

配置の理想に近づくため、販売コストの引き下げに重点を置き、市場開拓と宣伝の強化を図る。

輸出の振興については、輸出関係機関との直結を図り、差当り東南アジア地域において全面的に販売網を確立し、現住民に深く浸透するよう積極的な推進を図る。

第三 配置員の確保

本県家庭薬業の重要部門である販売面を担当する配置員については、優秀なる配置員を確保することが、し烈なる販売競争の時期において国内市場の確保と拡張を図りうる基本的手段と思料される。

このような観点から配置員の資質の向上と量的確保の両面に亘つてその万全を図るため薬業講習所の設置を図り、これと相まつて配置員の待遇を改善するため最低賃金制の実施及び相互扶助的共済事業等の実施を図る。

第四 家庭薬の改良研究

家庭薬の品質の優秀化については、近代薬学の進歩、

本舗家庭薬の発達、同業他府県家庭薬の進出に伴い緊急を要する問題となつている。このような観点から研究所の整備強化を図り、改良研究と新分野の開拓並びに業者の技術指導を図る。

第二節 計画 日 標

第一 家庭薬生産及び販売目標

家庭薬の生産額は、過去五カ年の実績からみて、その成長率を四%と予想した。

項 目	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度
家庭薬生産額	二,三三三	二,四三三	二,八三三	三,一三三
家庭薬販売額	九,三三六	九,七〇〇	一〇,三三〇	一〇,八六〇
前記のうち 輸出見込額	五	五	五	五

(単位 百万円)

第二 生産関係従業員

生産関係従業員は過去数年間平均百名の増員をみているのであるが、設備近代化に伴うコストの低減の必要性から、この分野における増員は考えられず現状維持とする。

項 目	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度
従業員数	四、三三	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

(単位 人)

第三節 対 策

第一 企業近代化促進

貿易の自由化に伴い企業間の市場競争の激化が予測される時期に際しては、小企業の合同を勧奨しつつ経営管理の近代化が強く要請される。このような観点から企業診断、企業経営実態調査、企業経営の指導、設備の近代化に関連し、同業の優秀な設備を実地に見聞し、技術指導を図る。

第二 国内市場の確保

1 販売改善

販売コストの引き下げに重点をおき、配置販売業者の薬の重ね置きの自粛等経営面の指導を図る。

2 薬業資金金融対策

製薬及び配置業者の資金繰りは、主として民間金融機関からの借入金で賄つているのであるが配置

業者については更らに運転資金の増大を図るため懸場帳を担保とする金融措置を、製薬業者については設備近代化資金の増大を図るため、それぞれ県費貸付をする。

3 原料自給対策

コスト引き下げ等を図るため薬用植物の栽培に努めて原料の自給を促進する。

4 宣伝対策

国内の完全配置を目標として巡回展示会、自動車による宣伝パンフレット作成、テレビ、ラジオ放送、博覧会の出品等を図る。

第三 海外市場の開拓

輸出の振興について、海外市場調査のため調査団を派遣する。国際見本市及び海外見本市の参加等医薬品の宣伝紹介をするほか日本貿易振興会に調査を委託する。これ等の調査の結果等により駐在員の派遣を図り、積極的な推進を図る。

第四 薬業教育

配置員の資質の向上と人員の確保を図るため、県立薬業講習所の設置を図る。

第五 配置員の待遇改善

優秀なる配置員の確保を図るため、労働条件等の改善措置として、最低賃金制の実施、退職金その他相互扶助的共済事業の実施を図る。

第六 家庭薬の改良研究

薬事研究所の施設の拡充を図り、研究並びに業者の技術指導を強力に行ない、本県家庭薬業者の飛躍的な発展を期する。

(富山県勢総合計画)

三四 昭和二十六年三月 県薬事審議会条例制定

◎富山県条例第一三三号

富山県薬事審議会条例

(設置)

第一条 薬事法(昭和二十五年法律第一四五号)第四条の

規定に基づき、富山県薬事審議会（以下「審議会」とい
う）を置く。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げ
る事項について調査審議し、その結果を知事に答申する。

- (1) 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品の取扱いの適正に関する事項
- (4) 医薬品等の広告の適正に関する事項
- (5) 配置薬販売業の振興に関する事項
- (6) 農薬等毒物劇物による危害の防止に関する事項
- (7) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (8) 医薬品等の生産輸出等の振興助成に関する事項
- (9) 医薬品の円滑な流通に関する事項
- (10) 製薬企業の経営合理化に関する事項
- (11) その他薬事の振興に関する事項

（組織）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

（委員）

第四条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任
命する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 薬事関係者
- (3) 県及び関係行政機関の職員
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任
期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから
互選された者が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開
き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門調査委員)

第七条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、知事が任命する。

(幹事)

第八条 審議会にその事務を処理するため幹事若干人を置く。

(細則)

第九条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営に關し必要な事項は、別に会長が定める。

(付 則)

1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(原報)

三〇五 昭和三十六年十一月 製薬施設改善経費

合計	改善費用内訳 (単位千円)				改善費用計(千円)	
	調整充てん作業室	貯蔵設備	試験設備	その他	自己資金	借入金
富山	九、五三三	一、二二三	三、七三三	七、六三三	三、四〇七	七、〇三〇
四方	一、四四〇		一、六三三	三〇	二、四九〇	六六一
滑川	二、二二〇	一〇一	三、五五六	一、九五六	二、三三三	四、八九四
黒部	一、四一		一、三〇		一、七	
上市	二、五一一	三〇〇	二、五〇〇	七、〇〇〇	三、八八八	三、三八三
水橋	一、三三三	一三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二六六	二、一〇一
婦負	一〇		一、四〇		一〇	一、四〇
高岡	八五二		六八〇	三三〇	一、六九六	五
新湊	四〇		一、〇三		一四	
射水	六八八		三三		一、三五六	三五六
東砺波	七三三		二六六	六	二三三	八〇六
西砺波	二二〇	一、五五元	三、九六〇	二、五九九	一〇	一〇〇
計	一九、六七三		二五、九六〇	二二、五九九	一九、二七〇	一九、五三三
合計		一八、七七一			四八、七七一	

〔家庭業新聞〕昭和三十六年十一月二日

三〇六 昭和二十八年十月 県立薬業講習所規則制定

◎富山県規則第五一号

富山県立薬業講習所規則

(目的)

第一条 富山県立薬業講習所（以下「講習所」という）は、医薬品製造に従事する者、医薬品配置販売業者及び配置員並びに医薬品配置販売に従事しようとする者に対し、必要な知識技能を教授し、もって薬業の振興に寄与することを目的とする。

(講習課程)

第二条 講習所には、普通課程、高等課程及び専門技術課程を置き、その教科目及び教授時数は、別表のとおりとする。

(定員)

第三条 講習所における講習生の入所定員は、各課程とも五〇名とする。

(講習期間)

第四条 講習所における講習期間は、次に掲げるとおりとする。

(1)普通課程 毎月第一月曜日から十五日間（日曜日、国民の祝日、年始（一月二日及び三日）及び年末（十二月二十三日から三十一日まで）を除く）。

(2)高等課程 四箇月間を一期として知事が定める日数。

(3)専門技術課程 知事が必要に応じて定める日数。

(入所資格)

第五条 講習所に入所できる者は、県内に住所を有する者又は県内に住所を有する医薬品製造業者若しくは医薬品配置販売業者に雇用されている者であつて次の各号に掲げるものでなければならない。

(1)普通課程にあつては、医薬品配置販売業者及び配置員並びに医薬品の配置販売に従事しようとする者。

(2)高等課程にあつては、医薬品配置販売業者及び普通課程を修了した者。

(3)専門技術課程にあつては、医薬品の製造及び試験に従事する者。

(入所手続)

第六条 講習所に入所しようとする者は、入所願書(様式第一号)に履歴書及び住民票抄本を添えて知事に提出しなければならない。

(試験)

第七条 普通課程の講習を終えた者については、修了試験を行なうものとする。

(修了証書)

第八条 知事は、所定の課程を修了した講習生に対し修了証書(様式第二号)を授与するものとする。

ただし、普通課程修了者については、前条に規定する試験を実施のうえ授与するものとする。

(休所又は退所)

第九条 講習生は、病気その他やむを得ない理由により、休所又は退所しようとするときは、所長の許可を受けなければならない。

2 知事は、所長の内申により卒業の見込みがないと認める講習生を退所させることができる。

(表彰)

第十条 知事は、成績又は操行の優秀な講習生を表彰することができる。

(懲戒)

第十一条 所長は、性行不良な者、正当の理由がないのに出席が常でない者、その他講習生の本分に反した者を訓戒し、又は停所させることができる。

2 知事は、所長の内申により、前項の事由があると認める講習生を退所させることができる。

(細則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(付則)

この規則は、公布の日から施行する。

(原報)

三〇七 昭和二十八年十月 県薬事審議会条例改正

○富山県条例第三二二号

富山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

富山県薬事審議会条例（昭和三十六年富山県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

(1)薬局等の適正配置に関する事項

第三条中「二十五人」を「三十人」に改める。

（県報）

三〇八 昭和三十九年七月 新潟震災罹災配置販売業者

者に対する救済

富山県厚生部は先の新潟震災に際し、配置販売業者のうちには相当被害を受けた者があると予想されるため罹災者に対し県税の減免並びに薬業振興資金の貸付について考慮す

ることとなり次の要領で申請書を所轄県税事務所長に提出するように望んでいる。

▽県税の減免

県税条例第二六条第二項の規定により罹災者から申請があれば、その被害の程度に応じ事業税の減免が検討される。

申請の様式は別に定める様式によるもので、①配置先、被害戸数、一戸当りの配置平均価格 ②被害総額 ③県税、事業税納税の有無を記入、また関係書類として、①災害内容を記載したもの、②現地市町村長の罹災証明書添付すること。

▽薬業振興資金の貸付

罹災者には同資金を優先的に貸付けするように県薬業振興資金貸付審査会に指示して便宜を取り計らってくれる。なお詳細については県薬務課または薬連へ問合せのこと。

（薬日新聞）昭和三十九年七月四日

三〇九 昭和三十九年 県立薬業講習所概要

ア 設立の主旨

薬業の振興を図るため、新たに医薬品販置販売に従事しようとする者に必要な医薬品の知識を与えさらに現在従事している者に質的向上を期するための再教育を行い、あわせて製薬企業に従事する技術者に対する指導等、講習の充実により薬業の発展を図る。

イ 事業概要

次の教科課程により知識技能を授ける教育を行う。

普通課程

医薬品配置販売業者、配置員及び新たに配置に従事しようとする者を、毎月第一月曜日から（日曜 祭日を除く）十五日間業務に必要な教育を行う。

高等課程

医薬品配置販売業者及び普通課程を修了した者を四ヶ月間を一期とし、十一単位（一単位六時間）の高度な教育を行う。

専門技術課程

製薬企業に従事する技術者の製薬試験技術の向上を期するために必要なに応じ教育を行う。

(7) 普通課程修了者数

一六、二一〇名、三三

回数	講習期間	修了年月日	修了人員
一	元、一、六～一、三	元、一、三	二名
二	元、三、二～三、五	元、三、五	三
三	元、三、二～三、六	元、三、六	三
四	元、四、六～四、三	元、四、三	三
五	元、五、四～五、三	元、五、三	四
六	元、六、一～六、三	元、六、三	八
七	元、七、六～七、三	元、七、三	七
八	元、七、三～八、三	元、八、三	三
九	元、九、七～九、三	元、九、三	四
十	元、一〇、五～一〇、三	元、一〇、三	八
十一	元、一一、二～一一、九	元、一一、九	七
十二	元、一二、七～一二、三	元、一二、三	九

合計 二三回

一六名

(4) 普通課程性別年令別修了者数

一六、二一〇名、三三

年令	別	合計		総計	年令別百分率
		男女別	小計		
二〇才以下	男	三名	三名	三名	一六、三%
	女	〇	〇		

回数	講習年月日	講習内容	修了人員	(イ) 高等課程単位修了者数	
				男	女
一	元、二、二〇 ~ 二、二二	薬品学第四講座 〃 第五講座	二七名	二六名	二名
二	元、二、二二 ~ 二、二四	薬品学第二講座 生理学 製劑学	三三	三三	〇
三	元、二、二六 ~ 二、二八	薬品食品環境衛生 実際化学 薬業経済	二七	二七	〇
四	元、二、二九 ~ 二、三一	薬品学第一講座	三五	三五	〇
				合計	
				男	二六名 (七六、五%)
				女	三名 (三、五%)
				合計	
				男	二六名
				女	三名
				男	二六、四%
				女	一七、二%
				男	一三、〇%
				女	一六、三%
				男	六、九%
				女	〇

講座名	実施回数	受講人員	(イ) 高等課程各講座別受講者数	
			男	女
薬品学第一講座	二回	二九名	二六名	三名
〃 第二講座	三	六〇	六〇	〇
合計			二九六名	
〃 第三講座		二六名	二六名	〇
〃 第四講座		三三	三三	〇
〃 第五講座		三三	三三	〇
薬品学第二講座		三三	三三	〇
生理学		三三	三三	〇
製劑学		三三	三三	〇
薬業経済		二七	二七	〇
薬事食品環境衛生		二七	二七	〇
実際化学		二七	二七	〇
薬品学第四講座		二七	二七	〇
〃 第五講座		二七	二七	〇
薬品学第一講座		二七	二七	〇
〃 第三講座		二七	二七	〇
生理学		二七	二七	〇
配置倫理		二七	二七	〇
薬品学第二講座		二七	二七	〇
実際化学		二七	二七	〇
薬事食品環境衛生		二七	二七	〇
薬業経済		二七	二七	〇

講 座 名	実 施 回 数	受 講 人 員	(g) 高等課程入所者の都市別利用状況		
			郡 市 別	入 所 者 数	百 分 率
〃 第三講座	二	二九	黒 部 市	三	〇、六%
〃 第四講座	三	七三	魚 津 市	二	〇、六%
〃 第五講座	三	七三	滑 川 市	六 (内女子二名)	五、九%
生 理 解 剖 学	三	七三	富 山 市	二 (内女子一名)	三、五%
製 剤 学	二	五一	高 岡 市	四	四、五%
薬 事 食 品 環 境 衛 生 学	三	四七	氷 見 市	六	五、九%
実 際 化 学	三	四九	新 潟 市	三 (内女子二名)	六、八%
薬 業 経 済	三	四七	小 浜 市	二	〇、六%
配 置 倫 理	一	四二	下 新 川 市	一	〇、三%
合 計		五八四名			

年 令 別	小 計	総 計	年 令 別 百 分 率	(h) 高等課程性別年令別入所者数		
				郡 市 別	入 所 者 数	百 分 率
二〇才以下	三	二七	八、五%	中 新 川 郡	三 (内女子二名)	二四、五%
二一才～三〇才	一	一三	四、七%	上 新 川 郡	一	一、五%
三一才～四〇才	二	二〇	六、八%	射 水 郡	二	二、三%
四一才～五〇才	三	二六	九、六%	東 砺 波 郡	三	四、九%
五一才～六〇才	〇	〇	〇、〇%	西 砺 波 郡	六	一、七%
六一才以上	〇	〇	〇、〇%	その他 (県外)	二	〇、六%
合 計	九	三〇	三〇、〇%			
男	六	二二	七三、三%			
女	三	八	二六、七%			

(*) 専門技術課程修了者数

元、一、二、元、三、三

回数	講習年月日	修了人員
一	元、一、二、元、一、元	二元名
二	元、四、一、元、二	三元
三	元、六、三、元、六、二	六元
四	元、一、〇、二、元、三	三元
五	元、三、元、三、元、四	二元
合計	五回	一五名

(富山県業務課「薬事行政概要」)

三〇 昭和三十九年度 県薬事研究所業務執行状況

業務執行状況(主なるもの)

(ア) 試験研究業務

- a 規格及び試験法に関する研究
- b 製剤用結合剤の薬物吸収速度に及ぼす影響について
- c 球形顆粒の試作について
- d 内服液の安定化研究

e 薬用植物の栽培研究

(イ) 依頼試験業務

依頼試験の実施件数 四〇八件

依頼試験の月別件数

月別	一般試験件数		特殊機械による試験件数		計
	件	件	件	件	
三十九年四月	三	三	三	三	六
五月	三	三	三	三	六
六月	三	三	三	三	六
七月	三	三	三	三	六
八月	三	三	三	三	六
九月	三	三	三	三	六
十月	三	三	三	三	六
計	三〇	三〇	三〇	三〇	一二〇

(ウ) 技術指導業務

a 製薬機械の利用者に対する指導 一三一件

月別指導件数

月別	指導件数
三十九年三月	三
四月	四
五月	四
六月	七
七月	二
八月	六
九月	八
十月	二
十一月	三
十二月	三
計	三三

b 指 導 内 容

糖衣錠の試作研究
顆粒剤の研究

各種錠剤の試作研究
球形顆粒剤の研究

結晶体の粉砕時間
各種結晶体の粉砕試験

軟膏製剤の試作研究

c 開放試験室利用者に対する指導 七件

目 的	指 導 件 数	延 日 数
自家試験に関する研究	五件	一七〇日間
製剤試験に関する研究	二	七
計	七	一七二日間

(E) 来所相談者に対する指導 二、一一〇件

製剤処方作成に関するもの	六四七件
規格及び試験法作成に関するもの	六一九
原料の品質に関するもの	一五二
製剤技術に関するもの	一三四
試験機器に関するもの	一一三
容器の選択に関するもの	七八
包装資材に関するもの	二三
製剤機械に関するもの	二一
配合禁忌、変質等の改善に関するもの	五

その他

計

三〇八
二、一一〇件

(富山県薬務課「薬事行政概要」)

三二 昭和四十九年九月 医薬品製造・品質管理の

基準

医薬品の製造及び品質管理に関する基準について

医薬品は国民の生命に直接関連した商品であり、所定の規格に適合した高品質のものが供給されなければならないことから、わが国においては従来から薬事法（昭和二十五
年法律第一四五号）により医薬品製造業者等に対し規制指
導を行ってきたところであるが、一九六九年の世界保健
機構（WHO）の勧告（「医薬品の製造及び品質管理に關す
る規範」〈GMP〉）以降国際的にもより高い品質の医薬品
の供給が強く要請されてきている。このような国際的、社
会的動向にかんがみ、今後医薬品製造所における品質確保
の基本方針として、別添のとおり、「医薬品の製造及び品

質管理に関する基準」を定めたので通知する。

本基準は、医薬品の製造所における医薬品の製造及び保管並びに医薬品の製造所の構造設備に関する基準を内容とするものであり、昭和五十一年度からこの基準に沿って製造が行われることを日途にその達成を図るよう努めることとしているので、貴管下医薬品製造業者に対し、その趣旨の周知徹底を図るとともに、自主的に実施計画を立案するよう指導し、これに対し必要に応じ指導助言を行うこととされた。

なお、本基準の実施については、特に下記事項に留意することとされた。

記

一 基準の適用範囲

本基準は、薬事法第十二条の許可を受けている医薬品製造所であって、次のものを除くすべての製造所について適用するものとする。

- (1) 医薬品の製造原料のみを製造する製造所
- (2) 脱脂綿、ガーゼのみを製造する製造所

(5) 日本薬局方要素のみを製造する製造所

(4) 専ら生薬の粉末及び刻み加工のみを受託している製造所

二 基準書の整備について

本基準において、製造管理基準書等四つの基準書の作成を規定したのは、適正なる製造管理及び品質管理を行うために標準となるものが必要であるためであり、この趣旨にかんがみ十分に内容を検討し定めるよう指導するとともに、作業における記録についても製品の品質確認が十分できるようにその整備を図るよう指導すること。

三 品質管理部門の設置について

本基準で各製造所ごとに製造責任者と品質管理責任者の設置を規定したのは、製造部門から独立した品質管理部門を設け、製造及び品質管理の責任体制を明確にすることに より品質確保の向上を図るためであること。

なお、本基準の実施後においても医薬品製造管理者の薬事法上の地位は変わりなく、製造所における製造及び品質管理を総括的に行うものである。

四 構造設備の整備について

本基準の第四章に定める構造設備については、薬局等構造設備規則（昭和二十六年二月一日厚生省令第二号）第五条、第六条、第七条及び第八条の規定より高度の内容を含む部分もあり、これに基づき今後はGMPの趣旨に沿って製造する品目、数量等製造規模に応じ積極的に構造設備の整備改善に努めるよう指導すること。

五 品質等に関する苦情処理について

品質等に関する苦情処理についての規定を設けたのは、品質の確保に関するあらゆる資料を収集し、これらの資料をもとに製造管理及び品質管理の改善を行うことを目的としたものであり、この趣旨に従って十分な体制の整備を図るよう指導すること。

六 実施前の準備について

本基準に定めた事項のうち、とくに次の事項は実施のための準備に相当の期間を要するものであるので、早急に着手するよう指導すること。

- (1) 製造部門から独立した品質管理部門の設置など、製

造及び品質管理のための機軸の整備を図ること

（基準：第二章及び第三章）

- (2) 各責任者の養成に努めること

（基準：第四条、第五条、第六条、第七条及び第九条）

（条）

- (3) 各基準書の整備を図ること

（基準：第三条及び第八条）

- (4) 構造設備の改善を図ること

（基準：第四章）

七 その他

本基準の各項目設定の趣旨等は、別添参考資料を参考として指導すること。

なお、本基準に関する指導方針の細部については、おつて各剤型別に指導指針を作成し示すこととする。

（昭和四十九年九月十四日 薬発第八〇一号）
各都道府県知事あて 厚生省薬務局長通知

三三 昭和五十年四月 医薬品製造・品質管理の基準
準実施細則

医薬品の製造及び品質管理に関する基準実施細則について（通知）

医薬品の製造及び品質管理に関する基準（以下「GMP」という。）については、昭和四十九年九月十四日薬発第八〇一号をもって通知したところであるが、今般、医薬品の製造及び品質管理に関する基準実施細則（以下「細則」という。）を別添のとおり定めたので、下記事項に十分御留意のうえ、貴管下医薬品製造業者に対し、周知徹底を図ることもに適切な指導をお願いしたい。

なお、上記通知の記1「基準の適用範囲」に「(5)防疫用薬剤のみを製造する製造所」を追加することとする。

記

1 GMPについては、昭和五十一年四月から各医薬品製造所においてこれに適合して製造及び品質管理が行われることを目途としているところであり、昭和五十年度は

その実施のために必要な準備期間となるものであるが、GMPの実施にあたっては、特に企業の自主的な実施計画に基づき各責任者の養成、各基準書及び構造設備等の点検整備を進めることが肝要であるので、当各企業及びその責任者が十分にGMP及び細則の内容を理解し、習得するよう指導されたいこと。

2 企業に対する指導にあたっては、その製造所で製造している品目の種類及び数、製造量、構造設備等の実情に応じて適切な指導を行うことが必要であること。したがって、個々の製造所に対する指導を行うに際しては、GMP及び細則を単に一律かつ形式的にあてはめるということではなく、GMP及び細則の目的とするところが達成されるよう個々の具体的な事例に応じた弾力的な考え方が必要とされる場合が少なくないこと。

なお、GMP及び細則の具体的な適用について問題がある場合には、当分の間、その都度厚生省と協議のうえ、企業に対する指導を行うこととされたいこと。

おって、実地に指導する場合には、薬事法第六九条の

規定に基づく監視取締りのための立ち入りと誤解を招くことのないよう特に留意されたいこと。

3 GMPのうち、製造管理及び品質管理に関する規定は、GMPの中心をなすものであるので、全製造所について昭和五十一年四月から実施できるよう次の点に特に留意し、指導されたいこと。但し、製造衛生管理責任者に係るGMPの規定（第七条）並びに原料（有効成分以外のもの）、中間製品及び容器の規格試験法に係るGMPの規定（第三条第三項）については、実情に応じ若干の猶予期間を認めて差支えないこと。

(1) 基準書、標準書については、すみやかにその整備を図るとともに、試験検査記録の整備点検を行うこと等により、GMPの趣旨に照して製造管理及び品質管理の一層の向上に努めるよう指導されたいこと。

(2) 品質管理責任者、その他の責任者については、単にこれを選任すれば足りるのではなく、責任者としての業務を適切に遂行することのできる能力を有する者を選任するよう十分指導されたいこと。

なお、製造責任者と品質管理責任者との業務など製造部門及び品質管理部門にわたる責任者の兼務は認められないが、実情に応じ同一部門において各責任者を兼務することは認めても差支えないこと。

4 医薬品製造所における構造設備は、製造管理及び品質管理の物的基礎をなすものであり、これらは品質確保のため相互に補い合う性格のものである。したがって、構造設備の整備については、必要に応じ政府関係金融機関による融資の措置を活用する等により、積極的な改善を図ることが望ましいが、必要な資金の確保等の関係から昭和五十一年四月以降に持ち越される場合も少なくないと考えられる。この場合においても、GMPに適合するため製造管理及び品質管理の徹底等とあわせ当面必要とする応急的な改善措置を講ずるとともに、本格的な改善措置について遅くとも昭和五十二年度末までを目途として行うよう十分指導されたいこと。

5 医薬品の品質に関する苦情処理は、製造記録及び試験検査記録との照合、保存サンプルの試験等によって適格

に行うとともに、これらの資料は医薬品の品質の向上に
役立つよう積極的な活用を図るよう指導されたいこと。

(昭和五十年四月一日 薬発第二九七号)
各都道府県知事あて 厚生省薬務局長通知